環境白書

令　和　6　年　版

青　　森　　県

ー表紙の写真ー

白神の森遊山道（鰺ヶ沢町）

白神山地は、青森県と秋田県にまたがる約13万haにおよぶ広大な山岳地帯で、このうち人の影響をほとんど受けていない原生的なブナ林で占められている約１万7,000haのエリアが、世界自然遺産として登録されています。鰺ヶ沢町黒森地区にある「白神の森遊山道」では、樹齢200年を超えるブナが自生するなど、白神山地核心部同様の森林景観を楽しむことができます。

令和６年版「環境白書」の刊行にあたって

私たちのふるさと青森県は、三方を海に囲まれ、東アジア最大級の原生的なブナの天然林を有する世界自然遺産白神山地をはじめ、十和田八幡平国立公園や三陸復興国立公園など、四季の彩り美しい自然にあふれています。

こうした本県の雄大で深甚な自然環境は、縄文時代までさかのぼり、私たちの生活を大いに支えてきました。そして、私たちは古（いにしえ）からこの自然環境の恵みを受け、農業や漁業などの生業を営み、産業を振興させ、暮らしを営んできました。各地域やそこで暮らす人たちが大切にしてきた自然環境は、世代を超えて未来への財産となり得るものです。

さて、近年、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することをめざすＳＤＧｓへの取組が国際社会全体で進められており、特に環境分野においては、地球温暖化に伴う気候変動やプラスチックごみによる環境汚染、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題に適切に対処し、持続可能な社会を築き上げていくことが、これまで以上に重要となっています。

こうした社会情勢の変化や環境を取り巻く課題等を踏まえ、県では、令和６年３月に策定した「青森県環境総合プラン」において、2040（令和22）年の青森県がめざす姿に「自然との共生、脱炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」を掲げ、各種施策を積極的に推進しています。

現在、昨年９月に策定した「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」に基づき、現役世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等を保全しながら、持続可能な形で共存共栄していくことを前提とした、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進するための仕組みづくりに取り組んでいるところであり、こうした取組を通じて、気候変動という世界的課題にも挑んでいきたいと考えています。

この環境白書は、令和５年度の青森県の環境の状況と環境施策の概要を中心に取りまとめたものです。本書が、県民の皆様に広く活用され、環境問題について県民一人ひとりが関心を高め、青森らしい豊かで美しい自然環境と快適な生活環境の保全・創造に向けた具体的な取組の契機となることを期待いたします。

令和６年12月

青森県知事　宮下　宗一郎

目　　次

序章　トピックス…… 1

第１部　総　　説

第１章　環境問題の概況…… 5
第１節　地球環境問題…… 5
第２節　地球温暖化問題…… 5
１　国際的取組…… 5
２　国内の取組…… 6
３　オゾン層の保護…… 6
第３節　循環型社会の構築に向けて…… 6
第２章　環境保全対策の総合的な取組の推進…… 9
第１節　青森県環境の保全及び創造に関する基本条例…… 9
第２節　青森県基本計画「青森新時代」への架け橋 10
１　計画の基本的な考え方…… 10
２　青森県の2040年のめざす姿…… 10
３　環境分野の政策・施策体系…… 10
４　ＳＤＧｓの理念を踏まえた各種施策の展開・ 11
第３節　青森県環境総合プラン…… 11
１　青森県環境計画の策定…… 11
２　青森県環境総合プラン…… 11
第４節　青森県地球温暖化対策推進計画…… 13
１　計画策定の経緯…… 13
２　計画の概要…… 13
第５節　青森県気候変動適応取組方針…… 15
１　計画の策定…… 15
２　計画の内容…… 15
第６節　第４次青森県循環型社会形成推進計画… 16
１　計画の概要…… 16
２　廃棄物の現状と目標…… 16
３　本県が目指す循環型社会のイメージと計画の推進…… 16
第７節　県の率先行動…… 17
１　環境マネジメントシステム…… 17
２　地球にやさしい青森県行動プラン…… 17
第８節　北海道・北東北三県の連携…… 18
第９節　環境保全基金事業…… 19
第10節　公害防止協定…… 20
１　公害防止協定の意義…… 20
２　公害防止協定の締結状況…… 20
第11節　公害防止管理者等…… 20
第12節　各種審議会等…… 20
１　青森県環境審議会…… 20
２　青森県環境影響評価審査会…… 21
３　青森県公害審査会…… 22

第２部　環境の保全及び創造に関する施策・取組

第１章　カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現…… 23
第１節　温室効果ガスの排出抑制対策の推進…… 23
１　地球温暖化の現況…… 23
２　青森県地球温暖化対策推進計画の推進…… 26
第２節　自然・地域と共生する再生可能エネルギーの活用促進…… 28
１　環境・エネルギー産業の振興…… 28
２　自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想 29
３　道路施設への再生可能エネルギーの導入… 30
４　バイオマスの利活用の推進…… 30
第３節　吸収源対策の推進…… 31
１　社会全体で支える森林整備の推進…… 31
２　森林整備及び再造林の推進…… 31
３　県産材の利用促進…… 31
４　松くい虫等被害対策…… 31
第４節　気候変動への適応…… 32
１　青森県気候変動適応取組方針の推進…… 32
２　地域における適応の取組の推進…… 32
第２章　資源効率の高い循環型社会の実現…… 33
第１節　限りある資源を有効活用する３Ｒ＋の推進…… 33
１　廃棄物処理…… 33
２　一般廃棄物（ごみ）の処理状況…… 34
３　産業廃棄物の処理等の状況…… 34
４　資源循環の推進…… 36
５　資源循環の環境づくり…… 38
第２節　廃棄物の適正処理の推進…… 39
１　一般廃棄物の処理体制…… 39
２　空き缶等散乱防止対策…… 39
３　海岸漂着ごみ対策…… 39
４　災害廃棄物対策…… 39
５　産業廃棄物処理業者の状況…… 39
６　産業廃棄物処理施設の状況…… 40
７　産業廃棄物処理業者等立入検査・指導…… 40
８　優良産廃処理業者認定制度の活用…… 41
９　経済的手法の活用による産業廃棄物対策… 41
10　不法投棄等防止対策…… 42

11　ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物対策・ 43
12　県境不法投棄対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
13　環境犯罪の取締り状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
第３章　安全・安心な生活環境の保全・・・・・・・・・・・・・ 47
第１節　大気環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
1　大気汚染の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
2　環境監視体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
3　汚染物質別大気汚染の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
4　大気汚染防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
5　アスベスト対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
6　公害健康被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
7　悪臭対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
8　稲わら焼却防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
9　畜産業対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
第２節　水環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
1　赤石川等の河川環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
2　十和田湖・奥入瀬川の河川環境の保全・・・・・ 60
3　十和田湖水質保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
4　小川原湖水質保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
5　陸奥湾水質保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
6　工業用水道保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
7　農業用水保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
8　漁場保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
9　水質汚濁の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
10　公共用水域の水質等の現況・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
11　水質汚濁防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
12　下水道等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
13　下水道対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
14　し尿及び浄化槽汚泥処理の状況・・・・・・・・・・・ 81
15　浄化槽整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
16　浄化槽法定検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
第３節　身近な生活環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
1　騒音・振動の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
2　騒音・振動の発生源別の状況・・・・・・・・・・・・・・ 83
3　騒音・振動防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
4　農用地土壌対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
5　一般環境土壌対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
6　休廃止鉱山鉱害防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
7　地盤沈下対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
8　環境放射線等の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
第４節　化学物質対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
1　ダイオキシン類対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
2　ＰＲＴＲ制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
3　農薬残留対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
第５節　オゾン層保護・酸性雨対策の推進・・・・・・・ 94
1　オゾン層・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
2　酸性雨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
第６節　環境影響評価の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
1　環境影響評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
2　環境影響評価制度の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
3　環境影響評価手続の実施状況・・・・・・・・・・・・・ 96
第７節　公害苦情・紛争処理の推進・・・・・・・・・・・・・ 99
1　公害紛争処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
2　公害苦情処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
3　公害苦情の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
第４章　豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

２　歴史的・文化的環境の要素・・・・・・・・・・・・・・・ 119
３　歴史的・文化的環境の保全・創造の方向性　119
４　縄文遺跡群の保存と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
５　伝統工芸品産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
６　青森県史の編さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
第５章　あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び各主体との連携・協働の推進・・・・・・・・・ 121
第１節　子どもから大人まで、あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり・・・・・・・・・・・・・・・ 121
１　環境教育・学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
第２節　環境に優しい行動を促進する仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

序　　章
トピックス

序章　　トピックス

令和５年度の環境保全、自然保護及び脱炭素・循環型社会づくりに関連する県の取組からいくつかのトピックスをまとめました。

【環境政策課】

「青森県環境総合プラン」の策定（計画期間：令和６年度～令和10年度）

「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、本県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「青森県環境総合プラン」を令和６年３月に策定しました。

本プランは「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」の目標実現に向け、環境に関する取組の政策・施策レベルの内容を総合的かつ体系的に提示しています。

※第１部第２章第３節参照

【環境政策課】

「あおもり省エネ家電買替え応援キャンペーン」の実施（令和５年８月～令和６年２月）

エネルギー価格の高騰等により影響を受けている県民生活を支援するため、「あおもり省エネ家電買替え応援キャンペーン」を実施しました。キャンペーン参加店で、家庭での消費電力が大きいエアコン、冷蔵庫、テレビ、照明器具のうち、一定基準を満たした製品に買い替えた方に、キャッシュレスポイント等を交付しました。

※第２部第１章第１節参照

【環境政策課】

再配達削減に向けた取組の実施

(1)　宅配ボックス県民モニター事業

宅配ボックスの使用感及び効果等を検証するため、青森県内に居住する300名を対象に下記３種類のボックスのいずれかを割り当て、効果を検証するモニター事業を実施しました（事業終了後は、各モニターへ宅配ボックスを無償提供）。

モニターへのアンケート調査の結果、宅配ボックスの利用前後で再配達の頻度が「ほぼ無し」と回答した方が、18.7%から85.9%に大きく増加し、92.3%の方がこれからも宅配ボックスを継続利用したいと回答しました。

(2)　宅配便ロッカーの設置・運用

Pack city Japan㈱とイオン東北㈱の協力により、荷物の受取場所として指定可能なオープン型宅配便ロッカーPUDOステーションを県内のマックスバリュ等８店舗に設置しました。

(3)　「青森県再配達削減による脱炭素推進会議」設置

再配達の現状把握、情報共有、課題の洗い出し及び方策の検討などを行うため、主要宅配便事業者（ヤマト運輸㈱、佐川急便㈱、日本郵便㈱）と県で構成する「青森県再配達削減による脱炭素推進会議」を設置しました。

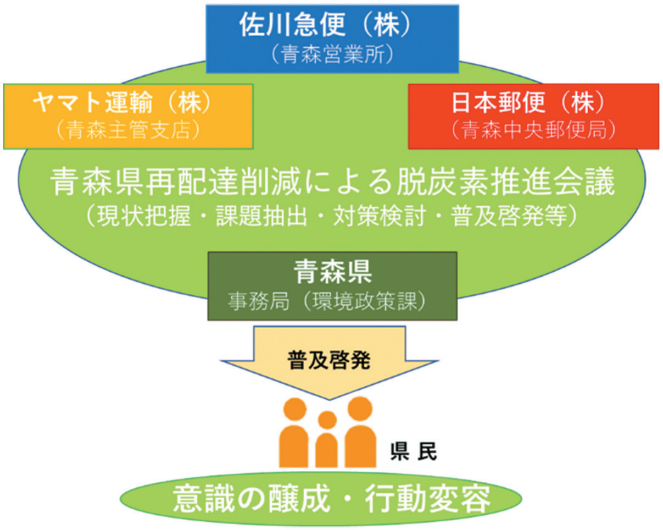

※第２部第１章第１節参照

【環境保全課】

低濃度ＰＣＢ廃棄物の期限内処分に向けた取組の徹底

低濃度ＰＣＢ廃棄物の処分期限が令和９年３月31日と差し迫っていることから、「低濃度ＰＣＢ早期処理促進事業」として次の取組を実施しました。

・自家用電気工作物（変圧器、コンデンサー等）所有事業者を対象とした低濃度ＰＣＢ廃棄物保管等状況調査の実施
・県や市町村等の庁舎等管理担当を対象とした低濃度ＰＣＢ廃棄物に係る説明会の開催及び庁舎等における低濃度ＰＣＢ廃棄物の保管等に関する調査の実施
・各地域県民局環境管理部に配置したＰＣＢ専門員による立入検査等を通じた、低濃度ＰＣＢ廃棄物の保管事業者等に対する期限内処分徹底の働きかけ
・テレビや新聞、リーフレット等を活用した低濃度ＰＣＢ廃棄物の期限内処分の周知

県・市町村等庁舎等管理担当者向け説明会

新聞広告（R5.12.18掲載）

※第２部第２章第２節参照

【環境保全課】

「十和田湖環境保全会議」の開催（令和５年11月）

十和田湖環境保全会議は、十和田湖の水質及び周辺環境の保全を目的に、行政や試験研究機関による各種調査の報告、事業者や地域住民の情報交換の場として、本県と秋田県が交互に事務局を担当し毎年開催しています。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面での開催を余儀なくされていましたが、令和５年度は久しぶりに地域住民や関係者が一堂に会し、十和田市で開催しました。

秋田大学大学院理工学研究科システムデザイン工学専攻　網田助教より、十和田湖の水環境と火山現象について、水質調査結果から得られた知見等を講演していただきました。

※第２部第３章第２節参照

【自然保護課】

白神山地の価値や魅力を県内外に広く発信～白神山地世界自然遺産登録30周年～

白神山地が我が国で初めてとなる世界自然遺産に登録されてから令和５年に３０周年を迎えたことを契機として、白神山地の価値や魅力を発信するため、本県が誇る２つの世界遺産の普遍的価値をＰＲする家族キャンプや、生態系の価値や山・川・海の恵み、暮らしや文化などの多彩な魅力を県内外に発信するシンポジウムを開催したほか、県内の飲食・宿泊等事業者が「白神山地応援隊」を結成し、代金割引や記念品プレゼントなどの各種サービスを提供するスタンプラリーを実施するなど、関係者が一体となって記念の年を盛り上げました。

縄文キャンプin白神山地（深浦町）

記念シンポジウム（弘前市）

※第２部第４章第１節参照

【エネルギー開発振興課】

「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」の公表（令和５年９月）

電力の構造転換が図られている中、再生可能エネルギーの普及拡大が国全体として必要不可欠な状況となる一方で、未来世代へと引き継がれるべき自然環境を守らなければいけないという局面になっています。

そこで、「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」において、自然環境と再生可能エネルギーの共生のあり方について、目指す姿とその前提を定め、ルールづくりについて一定の方向性を示したところです。

※第２部第１章第２節参照

第　1　部

総　　説

第１章　環境問題の概況

第１節　地球環境問題

科学技術の進歩は、人類に大きな繁栄をもたらしましたが、科学技術に支えられた人類の活動は地球の生態系を大きく変化させ、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨、熱帯林の減少等の地球規模の環境問題を顕在化させ、人類の生存基板に脅威を与えています。

これらの地球環境問題の特徴としては、⑴影響が複雑かつ広範囲に及び、十分な科学的解明を待って対策を講じるのでは手遅れになる可能性があること、⑵解決には一国だけではなく、世界各国の協力が必要であること、⑶国際的な政治、経済、社会問題との関係が極めて強いことなどが挙げられ、国際的に取り組むべき重要な課題の一つとして認識されています。

地球環境問題における国際的取組については、1972（昭和 47）年６月にストックホルムにおいて開催された「国連人間環境会議」に端を発し、具体的な対応についての国際的な取決めに関しては、1992（平成４）年６月にブラジルのリオデジャネイロで約 180 か国が参加して開催された「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）が大きな契機となりました。同会議においては、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」、そのための詳細な行動計画である「アジェンダ 21」が採択され、広範な分野にわたり環境と開発に関する国際的な枠組が成立しました。1993（平成５）年２月には、国連加盟国 53 か国からなる持続可能な開発委員会（ＣＳＤ）が地球サミットのフォローアップを行う中心機関として設立されています。

第２節　地球温暖化問題

１　国際的取組

地球温暖化防止に係る国際的取組としては、1997（平成９）年 12 月の「気候変動枠組条約第３回締約国会議（ＣＯＰ３）」において、2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年までの平均的な温室効果ガスの排出量を 1990（平成２）年と比較して先進国全体で５％、日本としては６％削減するという目標を定めた「京都議定書」が採択されました。

その後、京都議定書の発効に向けたルールづくりが進められ、日本においては 2002（平成 14）年６月に批准し、2004（平成 16）年 11 月にロシアが批准したことにより、2005（平成 17）年２月に発効に至りました。

2012（平成 24）年に行われた京都議定書第８回締約国会合（ＣＭＰ８）においては、2013（平成 25）年から 2020（令和２）年までの各国の削減目標が新たに定められましたが、我が国は参加せず、全ての主要排出国が参加する新たな枠組の構築を目指して国際交渉が進められてきました。

2015（平成 27）年、フランスのパリで開催されたＣＯＰ 21 において、全ての国が参加する公平で実効的な 2020（令和２）年以降の新たな国際枠組である「パリ協定」が採択、2016（平成 28）年 11 月に発効されました。パリ協定においては、世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて２℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することや、主要排出国を含む全ての国が自国で決定する貢献を５年ごとに提出・更新する仕組みなどが規定されました。

2018（平成 30）年に公表された国連気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）「1.5℃特別報告書」によると、世界の平均気温の上昇を、２℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で 2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

2021（令和３）年 10 月から 11 月にかけてＣＯＰ 26 が開催されました。本会合内での決定文書では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス排出量実質ゼロ及びその経過点である 2030 年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容となっています。特にこの 10 年における行動を加速させる必要があることが強調されています。

2023（令和５）年３月に国連気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）第 58 回総会が開催され、ＩＰＣＣ第６次評価報告書（ＡＲ６）統合報告書の政策決定者向け要約（ＳＰＭ）が承認されるとともに、同報告書の本体が採択されました。同報告書においては、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないとされています。

同年 11 月から 12 月にかけて開催されたＣＯＰ 28 では、パリ協定で掲げられた目標達成に向けて、世界全体の進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク」が初めて実施され、世界の平均気温の上昇を 1.5 度に抑えるという目標まで隔たりがあるとの結果が示されました。

２　国内の取組

地球温暖化に係る国内対策としては、ＣＯＰ３終了後の 1998（平成 10）年、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」を制定し、翌 1999（平成 11）年には「地球温暖化対策に関する基本方針」を閣議決定しました。

そして、2005（平成 17）年２月の京都議定書の発効を受け、同年４月に策定した「京都議定書目標達成計画」に基づいて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を推進した結果、６％の削減目標を達成しました。

2016（平成 28）年５月には、ＣＯＰ 21 における「パリ協定」を踏まえて、地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策計画」を策定し、2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 26％減とする中期目標を掲げました。

2020（令和２）年 10 月、政府は、2050（令和 32）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すことを表明し、2021（令和３）年５月、地球温暖化対策推進法を改正するとともに、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、５年の間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極的に支援することで、2030 年までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」を創出する取組を実施することなどが示されました。

さらに、同年 10 月に改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガス排出量を 2013 年度から 46％削減することを目指し、さらに、50％の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋が描かれました。

一方、2015（平成 27）年 11 月には気候変動の影響への適応計画が閣議決定されたほか、2018（平成 30）年６月には気候変動適応法が公布（同年 12 月施行）され、同法により策定が義務づけられている気候変動適応計画が 2018（平成 30）年 11 月に閣議決定されるなど、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）の両方の取組が重要となっています。

３　オゾン層の保護

オゾン層の保護については、モントリオール議定書締約国会合における決定に基づき、国際的に種々の取組がなされてきており、国内対策については、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」により規制・適正化が行われています。

第３節　循環型社会の構築に向けて

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさをもたらす一方、廃棄物の大量排出や最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄など深刻な問題を引き起こしています。この解決のためには、これまでの社会経済活動のあり方や私たちのライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、循環利用のできないものについては最終的に適正処分するという「３Ｒ」を基調とした循環型社会を構築していかなければなりません。

国では、2000（平成 12）年６月、循環型社会の形成に向けた基本原則や施策の基本的枠組を示した「循環型社会形成推進基本法」を制定し、2003（平成 15）年３月には「循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。2024（令和６）年８月には「第５次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しています。

循環型社会形成推進基本法は、社会における物質循環を通じて、製品などの使用・廃棄に伴う天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目的とし、廃棄物処理について①発生抑制、②製品・部品としての再使用、③原材料としての再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順で優先順位を定めています。また、製品の生産段階から廃棄物の発生抑制や再使用時における環境配慮を進めるため、製品の製造者や販売者が製品の使用後の段階においても一定の責任を果たすよう「拡大生産者責任」を課しています。

また、循環型社会の形成を推進するための個別法として「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」が新たに施行されるとともに、「廃棄物処理法」及び「資源有効利用促進法」が改正され、一連のリサイクル関連法が整備されました。その後、2002（平成 14）年１月に「自動車リサイクル法」が、2013（平成 25）年４月に「小型家電リサイクル法」が施行されました。

これら各種リサイクル法のほか、2019（令和元）年 10 月には、国民運動として食品ロスの削減推進を目的とする「食品ロス削減推進法」が施行され、さらに、プラスチック資源循環を総合的に推進するため、2022（令和４）年４月には「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。（図１－１－１）。

図１－１－１　循環型社会形成の推進のための法体系

環境基本法（1993年）

循環型社会形成推進基本法（2000年）

（廃棄物の適正処理）

廃棄物処理法（1970年）
- ○廃棄物の発生抑制
- ○廃棄物の適正処理
- ○廃棄物処理施設の設置規制
- ○廃棄物処理業者に対する規制
- ○廃棄物処理基準の設定等

（3Rの推進）

資源有効利用促進法（1991年）
- ○再生資源のリサイクル
- ○リサイクル容易な構造、材料等の工夫
- ○分別回収のための表示
- ○副産物の有効利用の促進

容器包装リサイクル法（1995年）
- ○容器包装の市町村による分別収集
- ○製造・利用業者に再商品化義務

家電リサイクル法（1998年）
- ○廃家電を小売店が消費者から引取
- ○製造業者等に再商品化義務
- ○消費者がリサイクル費用負担

建設リサイクル法（2000年）
- ○工事受注者が建築物の分別解体等
- ○工事受注者が建設資材廃棄物の再資源化等

グリーン購入法（2000年）
- ○国等による環境物品等の調達推進

食品リサイクル法（2000年）
- ○食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再生利用等

食品ロス削減推進法（2019年）
- ○国民運動として食品ロスの削減を推進

自動車リサイクル法（2002年）
- ○関係業者が使用済み自動車の引取、フロン回収、解体、破砕
- ○新車販売時にリサイクル料金を支払う
- ○製造業者等がエアバック・シュレッダーダストの資源化、フロン破壊

小型家電リサイクル法（2012年）
- ○使用済小型電子機器等を認定事業者等が再資源化

プラスチック資源循環促進法（2021年）
- ○国がプラスチック使用製品設計指針を策定
- ○特定プラスチック使用製品の提供事業者による使用の合理化
- ○プラスチック製品の市町村による収集・再商品化
- ○製造業者等による自主回収・再資源化
- ○排出事業者による排出の抑制、再資源化計画

資料：県環境政策課

第２章　環境保全対策の総合的な取組の推進

20世紀後半からの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式の定着、都市化の進展により、生活排水による河川等の汚染や廃棄物問題、化学物質による環境汚染、更には身近な緑の減少など様々な形で環境問題が顕在化しています。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での環境問題も顕在化し、地球の生態系にも大きな脅威を与えている状況にあります。

これらの問題を解決していくためには、経済社会システムの見直しやライフスタイルの変革に向けて、県民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、長期的な視野に立ち、各種の環境施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

第１節　青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

本県の環境行政の基本的方向については、平成８年12月に制定した「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」において定められています。

本条例は、本県の環境行政の基本理念、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成８年３月に策定した「青森県環境基本構想」の考え方を踏まえ制定したものです（図１－２－１）。

本条例では、新たな環境施策を推進するために次の４つを基本理念として定めています。

＜基本理念＞

1　健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
2　人と自然との調和の確保
3　持続的発展が可能な社会の構築
4　地球環境の保全の推進

図１－２－１　青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

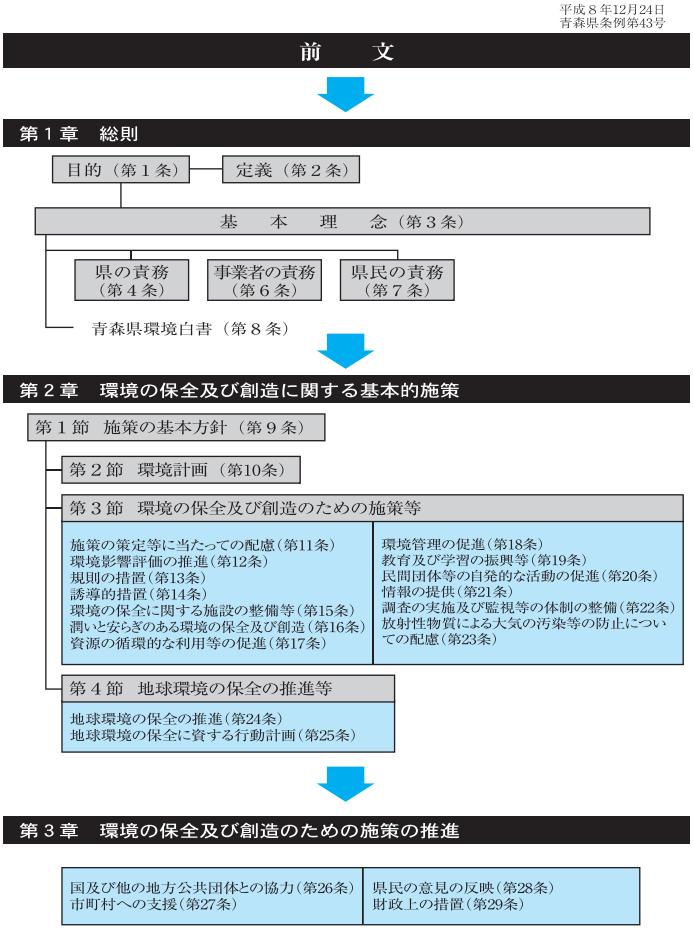

資料：県環境政策課

第２節　青森県基本計画「青森新時代」への架け橋

１　計画の基本的な考え方

「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」（計画期間：2024年度～2028年度）は、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針です。

急速に進行している人口減少は、現在、そして将来の社会・経済システムをどのように維持し、社会をどのように発展させていくかを考える上で、非常に大きな課題です。また、グローバル化やデジタル化の進展に伴い、産業構造や社会システムが転換しつつあることに加え、世界との距離がぐっと近づいたことにより、国際情勢の緊迫化による物価高騰や新興感染症の流行、気候変動など、世界各地で起きている出来事が、私たちの日常生活にもますます大きな影響を及ぼすようになりました。

このように急激に時代が変化し、将来の予測が困難な時代にあっても、私たち青森県民が、人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、持続可能な社会をつくり、本県の持つ価値や魅力を次の世代に確実につないでいくためには、国内外における社会経済環境の変化にしっかりと対応するとともに、これまで築いてきた社会基盤や地域特性を生かしながら、あらゆる主体と連携・協働し、未来を見据え、新しい青森県づくりを進めていくことが重要です。

そのため、将来の青森県のめざす姿を県民と共有しながら、その実現に向け進むべき方向性を示し、取り組んでいく指針として策定したものです。

２　青森県の2040年のめざす姿

2040年には、県人口が100万人の大台を下回るとともに、老年人口比率が40％を超え、全国に先んじてピークを迎えるなど、本県における人口構造の重要な局面を迎えることとなります。

また、2040年は、現在のこどもたちが大人になり、進学や就職など、自身の将来に向けて人生の選択をする時期です。そこで、本計画においては、2040年における本県のあるべき姿をめざす姿として掲げ、そのための５年間の取組の方向性を示します。

人口減少の大きな要因は、若い世代の県外流出とこれに伴う少子化です。人口減少に伴う様々な課題を乗り越え、美しい自然や文化を背景とした豊かな暮らしなど、本県の有する価値を次の世代につないでいくためには、一人でも多くの若者が、青森県で人生を送ることに多様な可能性を見出し、「ここで暮らしたい」と思える魅力ある青森県にしていくことが最も重要であり、支える若い世代が増えることで、高齢者もより一層安心して暮らすことができるようになります。

これらを踏まえ、本計画では、2040年のめざす姿として、「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を掲げています。

めざす姿の実現に向けて、県民が生活局面において重要視しているもの、本県にとって今後一層重要になるもの、更なる取組の推進が必要なものといった観点から、７つの政策テーマ（「しごと」、「健康」、「こども」、「環境」、「交流」、「地域社会」、「社会資本」）に分類し、これら７つの政策テーマに沿って、めざす姿を掲げ、政策・施策を設定しています。

３　環境分野の政策・施策体系

計画では、政策テーマ「環境」における2040年のめざす姿として、「環境と経済が好循環する社会」、「暮らしと自然環境が守られている脱炭素社会」、「資源を有効活用し、快適な生活環境が守られている循環型社会」、「恵み豊かな自然と共生する社会」を掲げ、それぞれのめざす姿の実現に向けて取り組むべき方向性を示しています。

政策テーマ「環境」に掲げる５政策13施策は以下のとおりです。

図１－２－２　政策テーマ「環境」の政策・施策体系

政策Ⅰ　再生可能エネルギーとの共生と環境配慮型ビジネスの推進
- 施策１　自然・地域と共生する再生可能エネルギーの活用促進
- 施策２　エネルギー関連産業クラスターによる経済循環の形成
- 施策３　リサイクル、メンテナンス関連産業の集積促進
- 施策４　地域内のGXを支える基盤づくり

政策Ⅱ　カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現
- 施策１　温室効果ガスの排出抑制対策の推進
- 施策２　吸収源対策の推進

政策Ⅲ　資源効率の高い循環型社会の実現
- 施策１　限りある資源を有効活用する3R+の推進
- 施策２　廃棄物の適正処理と環境保全対策の推進

政策Ⅳ　豊かな自然環境の継承
- 施策１　世界自然遺産白神山地や貴重な自然の保全と活用
- 施策２　自然と共生する里地里山の保全と活用
- 施策３　生活を支える健全な水循環の確保

政策Ⅴ　原子力施設の安全確保対策と原子力防災対策の充実
- 施策１　安全確保対策と防災対策の充実
- 施策２　安全確保対策と防災対策に係る理解の促進

４　ＳＤＧｓの理念を踏まえた各種施策の展開

グローバル化が進展する中で、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することをめざすＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）への取組が、国際社会全体で進められています。ＳＤＧｓの17のゴール（目標）の達成に向けては、一人ひとりが自分事として考え、行動することが重要であるとともに、これら17のゴール（８つの優先課題を含む）はこの計画における各政策・施策とも関わりが深いものとなっていることから、計画の推進に当たっては、ＳＤＧｓの17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、ＳＤＧｓの理念を踏まえながら各種施策を展開します。

また、ＳＤＧｓの取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、「青森県ＳＤＧｓ取組宣言登録制度」の運用等により、県民のＳＤＧｓに対する認知度向上と主体的な取組を促していきます。

第３節　青森県環境総合プラン

１　青森県環境計画の策定

様々な環境問題が顕在化している中で、本県においても、すべての県民の参加と連携による日常生活及び経済活動と環境との調和を図りながら、良好な環境を保全し、創造することによって将来世代に引き継いでいくとともに、地球規模の環境問題に地域レベルから適切に対応していくため、平成８年12月に制定した青森県環境の保全及び創造に関する基本条例第10条の規定に基づき、平成10年５月に青森県環境計画を策定しました。

平成19年３月に第二次青森県環境計画、平成22年３月に第三次青森県環境計画、平成25年３月に第四次青森県環境計画、平成28年３月に第５次青森県環境計画、そして令和２年３月に第６次青森県環境計画を策定しました。

また、第６次青森県環境計画の計画期間満了に伴い、令和６年３月に青森県環境総合プラン（計画期間：令和６年度～令和10年度）を策定し、各種施策を推進しています。

２　青森県環境総合プラン

青森県環境総合プランでは、青森県基本計画の政策テーマ「環境」における2040年のめざす姿の実現に取り組むため、基本目標に「自然との共生、脱炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」を掲げるとともに、第６次環境計画の取組結果を踏まえて、５つの施策を柱とする20の施策を設定しています（図１－２－３）。

第６次環境計画との主な変更点は、

①近年、社会情勢の変化とともに、環境に関する各分野の計画が充実してきたことを踏まえ、これまでの事業単位の記述を取りやめ、政策・施策レベルでの大きな方向性を示す内容に改めるなど、内容を一新したことから、名称を新たに「青森県環境総合プラン」としたこと。

②「目標設定指標」（目標値を設定・37指標）と「モニタリング指標」（現状や経年推移を観測・27指標）に分けて掲載していた「環境指標」を、「進行管理指標」として分かりやすく整理したこと（５つの政策に計28の指標を設定）となっています。

なお、本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等に関する行動計画としても位置付けています。

図１－２－３　青森県環境総合プランにおける「2040年のめざす姿」と政策・施策の体系等

１　2040年のめざす姿

（１）基本目標

自然との共生、脱炭素・循環による持続可能な地域社会の形成

（２）めざす社会像

①暮らしと自然環境が守られている脱炭素社会

②資源を有効活用し、快適な生活環境が守られている循環型社会

③恵み豊かな自然と共生する社会

２　政策（５）・施策（20）の体系

【政策】	【施策】
Ⅰ　カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現	⑴温室効果ガスの排出抑制対策の推進 ⑵自然・地域と共生する再生可能エネルギーの活用促進 ⑶吸収源対策の推進 ⑷気候変動への適応
Ⅱ　資源効率の高い循環型社会の実現	⑴限りある資源を有効活用する３Ｒ＋の推進 ⑵廃棄物の適正処理の推進
Ⅲ　安全・安心な生活環境の保全	⑴大気環境の保全 ⑵水環境の保全 ⑶身近な生活環境の保全 ⑷化学物質対策の推進 ⑸オゾン層保護・酸性雨対策の推進 ⑹環境影響評価の推進 ⑺公害苦情・紛争処理の推進
Ⅳ　豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承	⑴世界自然遺産白神山地や貴重な自然の保全と活用 ⑵自然と共生する里地里山の保全と活用 ⑶生活を支える健全な水循環の確保 ⑷良好な景観の保全と創造 ⑸歴史・文化の価値や魅力に対する理解の醸成と活用の促進
Ⅴ　青森の環境を守り育てる人財の育成及び各主体との連携・協働の推進	⑴子どもから大人まで、あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり ⑵環境に優しい行動を促進する仕組みづくり

第４節　青森県地球温暖化対策推進計画

１　計画策定の経緯

本県では、2001（平成13）年４月に、県内における地球温暖化対策を計画的・体系的に推進するための初めての計画となる「青森県地球温暖化防止計画」を策定し、また、2011（平成23）年３月には、二期目の計画として「青森県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

その後、2015（平成27）年のCOP21における「パリ協定」の採択や、我が国における2016（平成28）年５月の地球温暖化対策計画策定など、国内外の情勢を踏まえ、2018（平成30）年３月に同計画を改定し、取組を進めてきました。

2018（平成30）年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書では、世界の平均気温の上昇を工業化以前に比べ1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050（令和32）年頃には正味ゼロにする必要があることが示され、この報告書を受け、世界各国で2050（令和32）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

我が国では、2020（令和２）年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021（令和３）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正したほか、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030（令和12）年度において、温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度から46％削減することを目指し、さらに、50％の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示されました。

県では、2021（令和３）年２月には、県議会定例会において、気候が危機的状況にあるとの認識のもと、「2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して取り組む」ことを県として表明しました。また、同年４月には、県民、事業者、各種団体、行政機関等で構成する「もったいない・あおもり県民運動推進会議」において、「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」を採択し、2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現を目指し、自ら考え、率先し、関係者が一丸となって、さらなるチャレンジに取り組むこととしました。

2023（令和５）年３月、このような国内外で生じた新たな動向や現行計画の取組状況等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けて更なる取組を進めるため、2030（令和12）年度までの新たな温室効果ガスの削減目標を設定するなどの見直しを行い、本計画を改定しました。

２　計画の概要

改定計画では、豊かな暮らしと希望にあふれる脱炭素社会の実現に向けて、環境と経済の好循環を生み出し、本県が直面する経済・社会課題の解決と環境保全の両面に資するよう施策を推進することとしています。

計画期間は2023（令和５）年度から2030（令和12）年度までの８年間とし、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で51.1％削減すること（図１－２－４）、再生可能エネルギーを2030年度までに自家消費型等により1.34億kWh相当導入することを計画の目標に掲げています。

また、取組の基本方針として以下の４つを設定しています。

・方針１　徹底した省エネルギー対策の推進
・方針２　再生可能エネルギー等の導入拡大
・方針３　吸収源対策の推進
・方針４　環境教育・県民運動の推進

図１－２－４　青森県地球温暖化対策推進計画における温室効果ガス排出量削減目標

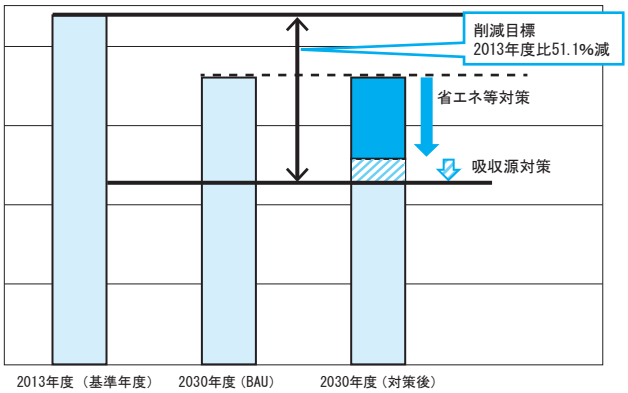

注）BAU（Business as Usual）…現状から特段の対策を行わない場合の将来予測
資料：県環境政策課

図１－２－５　青森県地球温暖化対策推進計画における施策の体系

取組方針・主な施策			部門等
（1）徹底した省エネルギー対策の推進			
	【くらし】	①家庭における省エネルギーの推進	家庭 運輸
		②住宅の省エネルギーの推進	
		③自動車の使用による環境負荷の低減	
	【しごと】	④脱炭素経営への取組支援	産業 業務その他 運輸
		⑤事業活動における省エネルギーの推進	
		⑥建築物の省エネルギーの推進	
		⑦物流における省エネルギーの推進	
	【ま　ち】	⑧公共施設の脱炭素化	業務その他 運輸
		⑨地域公共交通機関・自転車等の利用促進	
		⑩自動車交通における環境負荷の低減	
（2）再生可能エネルギー等の導入拡大			
	①再生可能エネルギー（電気・熱）の導入促進		部門横断
	②脱炭素燃料の利活用の促進		
（3）吸収源対策の推進			
	①間伐や再造林等による適切な森林整備の促進		吸収源対策
	②森林資源の循環利用の促進		
（4）環境教育・県民運動の推進			
	①環境教育の推進		部門横断
	②県民運動の推進		
（5）その他温室効果ガス排出削減の推進			部門横断

資料：県環境政策課

第５節　青森県気候変動適応取組方針

１　計画の策定

本県では、2018（平成30）年３月に改定した「青森県地球温暖化対策推進計画」（以下「県温対計画」という。）において、目指す姿として「あらゆる主体の連携・協働による、青森県の地域特性を活かした、安全・安心、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成」を掲げ、緩和策に加え、本県の適応に係る今後の方向性として、施策の整理、進行管理の仕組みを検討した上で推進していくこととしました。これを踏まえ、2021（令和３）年３月、本県における気候変動への適応策を取りまとめた「青森県気候変動適応取組方針」（計画期間：令和３年度～７年度）を策定しました。

２　計画の内容

本取組方針は、本県の気候の現状及び国の気候変動適応計画等を踏まえ、本県で気候変動の影響が既に生じている項目、もしくは、今後影響が生じると考えられる項目について、その影響の回避・軽減に向けた適応策として、県の現在の取組と今後の方向性を取りまとめたものです。

取組方針の推進に当たっては、有識者などで構成する「青森県地球温暖化対策推進協議会」において取組状況を共有するとともに、知事を本部長とする「あおもり地球温暖化対策庁内推進本部」において部局横断的な取組を推進していきます。

図１－２－６　本県における気候変動の影響と適応策

〈７分野38小項目〉分野ごとの気候変動の影響と適応策（主なもの）

No.	分野	小項目	気候変動の影響 （○：現状、●：将来）	適応策 （◇：既存施策、◆：今後の方向性）
1	農業・ 林業・ 水産業 （12小項目）	水稲	○夏季高温による胴割米の発生	◇高温耐性品種の開発
		野菜	○集中豪雨によるハウス等への浸水等による生育不良や品質低下の発生	◆営農活動で可能な排水対策技術の開発
		果樹	○気温上昇によるリンゴの日焼け果の発生	◇早期適正着果・適切な葉摘みの実施
		病害虫・雑草	○低温寡照によるいもち病や高温性病害虫の多発	◆病害抵抗性品種の開発拡大・新たな防除技術の開発拡大
		木材生産 （人工林等）	○森林病害虫被害の発生（松くい虫被害）	◇本県に適した優良品種、マツ材線虫病抵抗性品種及び育種技術の開発
		回遊性魚介類	○産卵場の水温変化によるスルメイカの漁獲量の減少	◇スルメイカの代替魚種としてのアカイカの効率的な漁場探査手法の開発
		増養殖等	●水温上昇によるホタテガイが深い水深帯でしか養殖できなくなる可能性	◇高水温時のホタテガイ養殖作業（稚貝分散や入替作業など）の改善
2	水環境・ 水資源 （４小項目）	湖沼・ダム等	●水温上昇による水質悪化の可能性	◇公共用水域の水質調査
3	自然生態系 （10小項目）	野生鳥獣	○ニホンジカなど指定管理鳥獣の目撃数の増加	◆第二種特定鳥獣管理計画に基づく順応的管理の推進等
4	自然災害・ 沿岸域 （４小項目）	（共通）	（自然災害全般）	◇青森県地域防災計画に基づく各種訓練の実施による関係機関との連携強化
5	健康 （３小項目）	熱中症等	○熱中症による救急搬送者件数の増加	◇県立学校の普通教室等への冷房設備等設置
		節足動物媒介感染症	○デング熱を媒介するヒトスジシマカの生息域北限の北上	◇県ホームページでのデング熱に関する情報提供
6	産業・ 経済活動 （２小項目）	エネルギー需給	○台風・集中豪雨等の自然災害を起因とした大規模停電の発生	◇非常時における電源供給に対応した自立分散型エネルギーシステムの導入促進
		レジャー	○自然災害の発生	◇観光ウェブサイト等を活用した災害情報の発信
7	国民生活・ 都市生活 （３小項目）	水道、交通等	○記録的な豪雨による地下浸透、停電等の発生	◇浸水対策、停電対策を含めた、計画的な水道施設の強靭化
		県民、事業者等への普及啓発	（適応に関する普及啓発が必要）	◇県民向け普及啓発パンフレットの作成・配布、イベントの実施 ◇市町村向け適応セミナーの実施

資料：県環境政策課

第６節　第４次青森県循環型社会形成推進計画

１　計画の概要

本県では、天然資源の消費を抑え、環境への負荷の低減が図られるという、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指し、平成18年３月に「青森県循環型社会形成推進計画（第１次計画）」を策定して以降、平成23年３月に第２次計画、平成28年３月には第３次計画を策定し、様々な取組を行ってきました。令和３年３月には、引き続き施策を効果的かつ計画的に進めるため「第４次青森県循環型社会形成推進計画」（計画期間：令和３年度～７年度）を策定しました。

この計画は、目指すべき循環型社会のイメージ及び循環型社会を実現するための目標を定め、県、市町村、事業者、県民等の各主体が果たすべき役割と取組を示したものであり、次のように位置づけています。

①廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理計画」

②循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会の形成に関する施策を定める計画」

③食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」

④本県におけるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る方針を示す「ごみ処理広域化・集約化計画」

２　廃棄物の現状と目標

⑴　一般廃棄物

一般廃棄物についての本県の令和４年度の状況は、

①　１人１日当たりの排出量が991ｇ（全国880ｇ）

②　リサイクル率が14.0％（全国19.6％）

③　１人１日当たりの最終処分量が120ｇ（全国74ｇ）となっています。

「第４次青森県循環型社会形成推進計画」では、令和７年度までに、①１人１日当たりの排出量940g、②リサイクル率17％（民間回収を合わせた県全体のリサイクル率は34％）、③１人１日当たりの最終処分量85gにするとの目標を掲げています。一般廃棄物の排出状況等について、全国値との開きを縮小するため、ごみの排出抑制、リサイクル率の向上、最終処分量の削減に向け、市町村と連携した取組をさらに進めていく必要があります。

⑵　産業廃棄物

産業廃棄物について平成30年度の状況を平成25年度と比較すると、

①　排出量は、294万９千トンから316万２千トンと増加しています。この理由として、建設業と電気・水道業の排出量が増加したことが要因と考えられます。令和７年度における目標は平成30年度より約0.4％増の317万４千トンに抑制することとしており、今後も発生抑制の取組を進める必要があります。

②　再生利用量は、140万１千トンから152万トンに増加しています。この理由として、再生利用率の高い建設業からの排出量の増加が主な要因と考えられます。令和７年度までの目標は152万４千トンであり、目標達成に向け再生利用推進を図る必要があります。

③　最終処分量は、６万１千トンから７万１千トンに増加しています。この理由として、製造業と建設業の最終処分の量が増加したことが要因と考えられます。令和７年度における目標は７万トンとなっており、今後もさらに３Ｒの取組を進め、最終処分の抑制を図る必要があります。

３　本県が目指す循環型社会のイメージと計画の推進

本県が目指す中長期的な循環型社会の姿を次のようにイメージし、その実現に努めます。

①　「もったいない」の考え方に即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

②　地域の特性を活かした地域循環共生圏の形成

③　環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大

④　自然との共生と適正な物質循環の確保

県は県内全体を対象とする広域的な視点から、また、市町村は地域の特性を踏まえ、地域に密着した取組をすることを基本とし、それぞれの立場に応じたコーディネーターとしての役割を果たしていく必要があります。

また、循環型社会づくりの担い手である県民、事業者、ＮＰＯ等の民間団体の各主体も、それぞれの役割の下、県民総参加で主体的に循環型社会形成のための目標実現を目指して取り組んでいくことが必要です（図１－２－７）。

図１－２－７　本県が目指す循環型社会と各主体の役割・取組

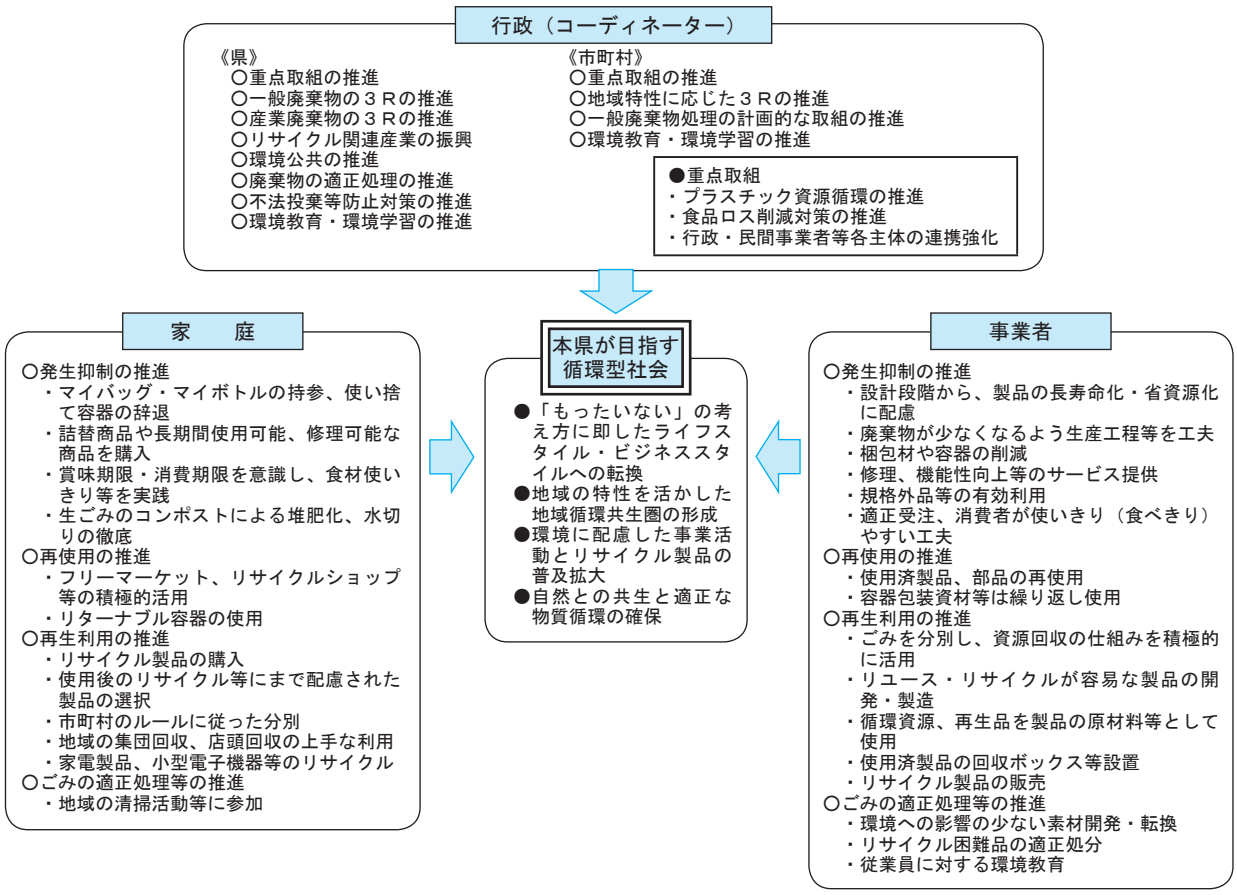

第７節　県の率先行動

１　環境マネジメントシステム

今日の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に関連しており、その解決に向けて社会全体での取組が求められています。

環境マネジメントシステムは、事業者において毎日の事業活動を行いつつ、事業活動から生じる環境への負荷を継続的に低減していく仕組として、これまで多くの企業や自治体で導入されています。

本県では、平成13年３月にＩＳＯ14001の認証を取得し、組織として環境保全に対する取組を推進してきましたが、平成22年３月でＩＳＯ14001の認証を終了し、平成22年度からは、これまでのノウハウを生かし効率化を図った環境マネジメントシステム（地球にやさしい青森県行動プラン）を構築し、引き続き環境への負荷の低減に努めています。

２　地球にやさしい青森県行動プラン

平成11年４月に施行された地球温暖化対策推進法では、地方公共団体に対して自らの事務・事業における温室効果ガス排出量の削減を目的とした実行計画の策定を義務付けています。

県では、平成10年３月に知事部局を対象として「青森県環境保全率先行動計画」を策定し、自らの環境負荷低減に向けた取組を進めてきたところですが、同法に基づく実行計画として、内容の充実強化を図るとともに、対象範囲を県のすべての機関に拡大し、平成12年９月に新たな行動計画となる「地球にやさしい青森県行動プラン（第１期計画）」を策定しました。

第１期計画（計画期間：平成12～16年度）では、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を平成11年度を基準として平成16年度までに７％削減することを目標としていましたが、電気使用量の増加などにより基準年度比2.4％の削減にとどまったことから、第２期計画（計画期間：平成17～21年度）では、平成16年度を基準として、温室効果ガスの排出量を平成21年度までに4.7％削減（第１期計画の未達成分を削減）することを目標とし、省エネルギー・省資源対策を推進した結果、16.3％の削減となりました。

第３期計画（計画期間：平成22年度～26年度）では、平成21年度を基準として、温室効果ガスの排出量を平成26年度までに5.0％削減することを目標として取組を進めた結果、平成26年度実績では基準年度比5.7％の削減となりました。

第４期計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）では、平成26年度を基準として、温室効果ガスの排出量を令和元年度までに5.0％削減することを目標として取組を進めた結果、令和元年度実績では基準年度比2.5％の削減となりました。

第５期計画（計画期間：令和２年度～６年度）では、令和元年度を基準として、温室効果ガスの排出量を令和６年度までに5.0%削減することを目標として取組を進めた結果、令和４年度実績では基準年度比8.6％の削減となりました。

第５期計画に基づき取組を推進してきましたが、国の地球温暖化対策推進計画改定による温室効果ガス排出量削減目標の引き上げ（△26％→△46％）や、2050年までに脱炭素社会実現をめざす「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」等を踏まえ、第５期計画を前倒しで見直し、令和５年３月に第６期計画（令和５年度～令和12年度）を策定しました。平成25年度を基準として、温室効果ガスの排出量を令和12年度までに50％削減することを目標として取組を進めた結果、令和５年度実績では基準年度比21.9％の削減となりました（資料編表６）。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が平成13年４月に全面施行されたことを受け、平成14年度から「青森県環境物品等調達方針」を策定し、本プランで優先的購入に取り組んできた物品等に加え、国がグリーン購入法に基づき特定調達品目として定めた物品、役務、設備、公共工事も新たに対象として、これらの調達に取り組んでいます（資料編表７）。

第８節　北海道・北東北三県の連携

青森県、岩手県及び秋田県の北東北の知事が一堂に会し、共通の政策課題等について意見交換を行うことにより、相互の連携及び交流の促進を図り、もって本地域の発展に資することを目的に、1997(平成９)年度から北東北知事サミットが開催されています。2001(平成13)年度の第５回知事サミットからは、さらに北海道も加わり４道県の知事サミットとして開催されています。

なお、これまで環境分野に係る合意がなされたサミットの開催概要は表１－２－１、合意事項は表１－２－２のとおりです。

表１－２－１　知事サミット開催概要（関係分）

サミット名	開催時期	開催地	テーマ	環境関連合意事項数
第２回北東北知事サミット（３県）	H10.10.22	岩手県滝沢村	環　境	６項目
第４回北東北知事サミット（３県）	H12.10.16	青森県黒石市	食料・子ども	１項目
第５回北海道・北東北知事サミット	H13.９.14	岩手県花巻市	循環型社会形成に向けて	６項目
第６回北海道・北東北知事サミット	H14.８.23	秋田県小坂町	21世紀型の健康	２項目
第12回北海道・北東北知事サミット	H20.８.29	青森県青森市	環境とエネルギー	１項目

資料：県環境政策課

表１－２－２　知事サミット合意事項一覧（関係分）

第２回北東北知事サミット合意事項　（平成10年度）	
１　３県の連携・協力に向けた仕組みづくり	１　「北東北環境フォーラム」の設置
	２　共同研究開発に向けた仕組みづくり
	３　環境情報ネットワークシステムの構築
２　環境教育・自然とのふれあいの推進	１　「子ども環境サミット」の開催
	２　児童向け啓発冊子の作成等
	３　自然とのふれあい促進
３　中山間地域の維持と「環境の世紀」にふさわしい産業の確立	１　公益的機能の保持と国民的なコンセンサスの形成
	２　環境調和型産業の振興
	３　持続可能な森林経営に向けた調査・研究
	４　多自然居住地域の形成

4　北東北の恵まれた自然環境の保全・創造	1　「緑のグランドデザイン」の策定
	2　十和田湖の水質保全対策の推進
5　ゼロエミッション型社会の構築	1　３県の率先行動
	2　廃棄物の再資源化・再利用の促進
6　環境ホルモン等の環境問題への対応	1　地球環境問題に関する共同研究等
	2　いわゆる環境ホルモン等の化学物質に関する調査・研究
第４回北東北知事サミット合意事項（平成12年度）	
1　産業廃棄物対策の広域的な対応	1　広域的な産業廃棄物対策を推進するための体制整備
	2　３県連携による産業廃棄物不適正処理の監視指導
	3　災害廃棄物等に備えた県境を越えた広域的な処理体制の構築
	4　県境地域における不法投棄等情報ネットワークの構築
	5　不法投棄等に関与する隣県の業者、施設等への立入検査等の連携
第５回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成13年度）	
1　水と緑を守る条例の整備への取組と税制研究	・森や川、海などにかかわる環境保全に関する条例の整備
	・諸施策の財源確保等に係る新税の創設に関する共同研究
2　二酸化炭素削減目標への対応	二酸化炭素排出量及び吸収量の算定手法、削減対策の効果を検証する手法等に関する調査研究
3　農業用廃プラスチック問題への対応	農業用廃プラスチックのリサイクルの推進のための情報交換、共同の取組
4　食品廃棄物のリサイクル問題への対応	食品廃棄物の処理体制、リサイクル手法等の検討、情報ネットワークの構築
5　地域資源のエネルギーとしての有効利用	地域資源を活用したバイオマスエネルギーに係る研究情報の交換や成果の共有化、共通課題の解決に向けた取組
6　経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	産業廃棄物税や搬入課徴金による経済的手法を活用した制度整備、県外搬入事前協議の義務化等の取組
第６回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成14年度）	
1　「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づく取組の強化	汚濁負荷削減のための調査研究を行うなどの取組を推進
2　経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	1　産業廃棄物の埋立量に応じて課税する枠組みのもと、産業廃棄物減量化・リサイクル促進税制に係る制度の整備を平成14年度中に行う。
	2　搬入事前協議の条例化及び環境保全協力金制度の整備を平成14年度中に行う。
第12回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成20年度）	
1　持続可能な社会の実現に向けた北海道・北東北行動宣言	1　北海道・北東北地球温暖化対策推進本部（仮称）の設置
	2　再生可能エネルギー導入先進地域の形成に向けた取組の推進
	3　森林環境の整備促進に向けた情報の共有化
	4　有用資源リサイクルの促進

資料：県環境政策課

第９節　環境保全基金事業

都市・生活型公害及び地球環境問題に象徴される現在の環境問題は、我々の日常生活及び社会経済活動に深く関わっているため、個人、企業、団体等社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割を理解し、環境に配慮した取組を積極的に推進する必要があります。

このため、県民に対する環境保全に関する知識の普及啓発及び地域住民が行う環境保全のための実践活動に対する支援等により環境の保全を図ることを目的として、県では、平成２年３月に２億円の国庫補助を得て、４億円の「青森県環境保全基金」を設置しました。

その後、平成４年11月に６億円、平成５年３月に５億円、平成５年４月に５億円、平成７年３月に10億円を積み増して総額30億円とし、その運用益を原資とした事業の充実・拡大を図り、地域に根差した様々な環境保全活

動を展開してきました。

さらに、平成21年度からは、県の厳しい財政状況を踏まえるとともに、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減、廃棄物のリサイクルなどの取組の一層の強化や、県境不法投棄事案への対応など、県として喫緊の課題である環境保全対策に重点的に取り組むため、従来の運用益を原資とする果実運用型から、基金そのものを処分することができる取崩型の基金に転換したところであり、平成25年度までに緊急の環境保全対策として、あおもりの環境を創造する人づくり、省エネルギー型の地域社会づくり、廃棄物の３Ｒの推進、廃棄物の適正処理などの各種事業に活用するため、10億円を処分しました。

平成30年１月に、地域環境保全基金の適正な管理等について環境大臣から通知が発出され、この中で基金事業の終了時期について「2028年３月31日（2027年度末）を超えない範囲内」と示されたことから、平成30年６月に青森県環境保全基金実施計画書を作成し、基金を2027年度末までに全額活用することとしました。

令和５年度は、この計画に基づいて145,757千円を取り崩し、事業に充当しました。

第10節　公害防止協定

１　公害防止協定の意義

公害防止協定は、公害の防止を主な目的として地方公共団体又は地域住民と企業との間で締結されるもので、協定書、覚書、確約書等その名称は様々です。

公害防止協定は、法律及び条例による一律的な規制に比べ地域の実情に即したきめ細かな公害防止対策が実施できること、法律や条例による規制だけでは不十分と認められるときにそれを補完するものとして有効であることなどから、その機能が重要視されています。

本県においても、市町村等と企業との公害防止協定締結を推進するとともに、県自ら、公害防止のため必要と認められる企業と公害防止協定を締結しています。

２　公害防止協定の締結状況

令和６年３月31日現在の県内の公害防止協定の締結件数は163件であり、このうち県、市村及び企業の３者が当事者となっているものが13件、市町村と企業が当事者となっているものが138件、地域住民等と企業が当事者となっているものが８件、市町村、地域住民等及び企業の３者が当事者となっているものが４件となっています（資料編表８）。

第11節　公害防止管理者等

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、特定工場において、公害防止に関する専門的知識及び技能を有する公害防止管理者と業務を統括管理する公害防止統括者等からなる公害防止組織の設置を義務付けています。

令和６年３月31日における特定工場数は79工場であり、公害防止管理者等の選任に係る届出状況は、資料編表９のとおりです。

第12節　各種審議会等

１　青森県環境審議会

本県における公害防止対策に関する重要事項を調査審議するため、昭和41年７月に青森県附属機関に関する条例により青森県公害対策審議会が設置され、昭和42年８月の公害対策基本法の施行に伴い、同法に基づく附属機関とされました。

昭和60年７月には、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理合理化等に関する法律が公布されたことによって、水質汚濁防止法の一部改正が行われたことから、昭和61年１月12日に青森県水質審議会が青森県公害対策審議会へ統合されました。

また、平成５年11月19日に公布・施行された環境基本法及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、青森県附属機関に関する条例及び規則の一部改正を行い、平成６年８月１日をもって青森県公害対策審議会を廃止し、新たに青森県環境審議会を設置しました。

さらに、平成18年９月１日には、青森県環境審議会と青森県自然環境保全審議会との統合により、新たに青森

県環境審議会を設置しました。

青森県環境審議会の担当する事務は、環境基本法第43条第１項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等をすること、自然環境保全法第51条第２項の規定により、温泉法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議することです。

同審議会は、令和６年３月31日現在、学識経験を有する者30人、温泉に関する事業に従事する者１人の計31人で組織しています。

令和５年度の開催状況は、表１－２－３のとおりです。

表１－２－３　青森県環境審議会の開催状況

回　次	開催年月日	区分	審　議　等　事　項
第42回	R５．９．12	諮問	(1) オスキジ、オスヤマドリの捕獲等を禁止する措置の延長（案）について (2) 津軽白神湖鳥獣保護区変更計画書（案）について
		報告	(1) 次期青森県環境計画の策定について
第43回	R５．12．21	報告	(1) 第６次青森県環境計画に係る取組状況等点検・評価結果について (2) 令和５年版環境白書について (3) 自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想について (4) （仮称）青森県環境総合プランの策定について
第44回	R６．２．22	諮問	(1) 青森県環境総合プラン（案）について (2) 令和６年度公共用水域の水質測定に関する計画（案）について (3) 令和６年度地下水の水質の測定に関する計画（案）について
		報告	(1) 青森・岩手県境不法投棄事案について

資料：県環境政策課

２　青森県環境影響評価審査会

青森県環境影響評価条例の規定により環境影響評価に関する事項を調査審議するため、平成11年12月から青森県附属機関に関する条例に基づき設置されています。

同審査会は、令和６年３月31日現在、学識経験者20人で組織しています。

令和５年度の開催状況は、表１－２－４のとおりです。

表１－２－４　青森県環境影響評価審査会部会の開催状況

回次	開催年月日	区分	審　議　等　事　項
第１回	R５．６．26	諮問 答申	(1)　（仮称）つがる南第２風力発電事業環境影響評価方法書について (2)　六ヶ所村風力発電所リプレース事業環境影響評価準備書について
第２回	R５．７．31	諮問 答申	(1)　（仮称）深浦第二風力発電事業環境影響評価方法書について (2)　第３期中部上北最終処分場整備事業環境影響評価方法書について
第３回	R５．９．21	諮問 答申	（仮称）野牛ウィンドファーム事業環境影響評価方法書について
第４回	R５．11．14	諮問 答申	（仮称）むつ風力発電事業計画段階環境配慮書について
第５回	R５．12．15	諮問 答申	（仮称）青森県つがる市・鰺ヶ沢町沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書について
第６回	R６．２．15	諮問 答申	（仮称）大間奥戸風力発電事業環境影響評価方法書について

資料：県環境保全課

３　青森県公害審査会

公害紛争処理法の規定により、昭和45年11月に青森県附属機関に関する条例に基づき設置されており、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行います。

同審査会は、令和６年３月31日現在、学識経験者12人で組織しています。

令和５年度に同審査会が受け付けた事件は、調停事件１件となっています。

なお、令和５年度までに処理された事件は、調停事件７件、仲裁事件１件の計８件で、処理結果は調停成立３件、調停打切り４件、和解による仲裁申請取下げ１件となっています。

第　2　部

環境の保全及び創造に関する施策・取組

第1章　カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現

第１節　温室効果ガスの排出抑制対策の推進

１　地球温暖化の現況

⑴　地球温暖化とは

地球温暖化は、人間の活動により発生する二酸化炭素（ＣＯ２）、メタン（ＣＨ４）、一酸化二窒素（Ｎ２Ｏ）、代替フロン等の温室効果ガスの大気中の濃度が上昇することにより温室効果が強められ、その結果、自然の気候変動の範囲を超えて、地表面の気温が上昇する現象です。

現在の状態で推移すると、急激な気温の上昇が懸念され、この影響として、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなど熱帯性感染症の発生数の増加といった問題が挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

⑵　地球温暖化の現状と将来予測

気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）は、気候変動に関して科学的及び社会経済的な見地から包括的評価を行っており、本報告書は、地球温暖化に対する国際的な取組に科学的根拠を与える重要な資料とされています。令和５年に公表された第６次評価報告書統合報告書は、第１から第３の各作業部会報告書及び関連する特別報告書を取りまとめたものであり、その概要は以下のとおりとなっています。

〇観測された変化及びその原因

・継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす。

・温室効果ガス排出量が非常に少ないシナリオにおいてさえ、地球温暖化が1.5℃に達する可能性が高く、より排出量が多いシナリオにおいては1.5℃を超える可能性が高い。

・更なる温暖化に伴い、すべての地域において熱波、干ばつ、海面水位変動、熱帯低気圧及び温帯低気圧の強化、乾燥度の増加や火災の発生しやすい気象条件の増加等の気候影響要因の同時多発的な変化が増加すると予想される。

・急速に大幅で持続的な温室効果ガスの排出削減を行うと、約20年以内に地球温暖化が減速し、数年以内に大気構成に変化をもたらすだろう。

〇適応及び緩和

・実現可能で、効果的かつ低コストの緩和と適応のオプションは既に利用可能だが、システム及び地域に渡って差異がある。

・コストが20米ドル/t-CO_2以下の太陽光、風力、エネルギー効率改善、石炭、石油、ガス等に起因するメタン削減が排出削減に大きく貢献する。

⑶　日本における影響

①　砂浜の浸食と低地の水没

四方を海に囲まれた日本においては、温暖化による海面上昇の影響により砂浜の浸食が懸念されています。

また、海面が上昇すると、浸水等の被害を受ける可能性がある地域が広がり、堤防や護岸の補強など、その対策には多額の資金が必要となります。

②　水不足や水害の深刻化

温暖化により降雪が雨になったり融雪時期が早まったりするようになると、河川の流量が冬場に増加し春先に減少するようになり、農業利水などで水不足が発生すると予測されています。

また、温暖化は気候の極端化を招くとされていますが、近年は全国的に渇水や集中豪雨の発生が増加しています。

③　食料不足の懸念

温暖化により世界の農作物の需給がひっ迫すると、食料の多くを輸入に依存する日本にとって大きな影響が考えられます。

二酸化炭素の増加や気温の上昇が生じると、米の生産にとって耕作適期が広がるなどプラスの効果もありますが、国内では東北地方以外での減収や収量の不安定化が予測されています。また、西南日本では、米の品種をインディカ米に切り替える必要が生じたり、米の食味が落ちたりすることが予測されています。

ムギやトウモロコシについては、北海道で増収になるものの、その他の地域では減収する地域が増えると予測されています。

④　健康への影響

日平均気温が27℃、日最高気温が32℃を超えると、熱射病などの患者が急増するとともに、高齢者の死亡率が増加することが分かっています。

また、死亡率の高い熱帯性マラリアについて、最悪の場合、2100年に西日本一帯が流行危険地域に入る可能性が指摘されています。

⑷　青森県における影響

地球温暖化による日本への影響は、そのまま青森県への影響であると考えることができます。

例えば、海面上昇による砂浜の浸食は、三方海に囲まれ、美しい海岸線を有する本県にとっては大きな損失です。

また、温暖化による気象の変化は市民生活、そして本県の主要産業である農業をはじめとする第一次産業へ影響を与えるとともに、急速な温暖化による生態系の崩壊により貴重な自然資源が失われていくなど、地球の温暖化は本県に大きな影響を与えることになります。

⑸　青森県における温室効果ガス排出量の現況

2021(令和３)年度における本県の温室効果ガス排出量は、13,901千t-CO_2であり、その内訳は、図２－１－１のとおり二酸化炭素が88.8%となっており、エネルギー消費に伴う排出が大部分を占めています。

なお、青森県からの温室効果ガス排出量は、全国排出量1,170百万t-CO_2の1.2%を占めています。

人口１人当たりの温室効果ガス排出量について比較すると、青森県は11.0t-CO_2／人で全国9.2t-CO_2／人の1.20倍となります。

温室効果ガス排出量の推移については、図２－１－２のとおりであり、2021(令和３)年度の排出量は、前年度に比べ2.5%増加し、基準年度としている2013(平成25)年度と比較すると20.8%の減少となっています。

図２－１－１　青森県の温室効果ガス排出量（2021(令和３)年度）

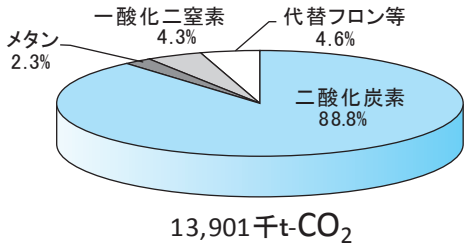

資料：県環境政策課

図２－１－２　青森県の温室効果ガス排出量の推移

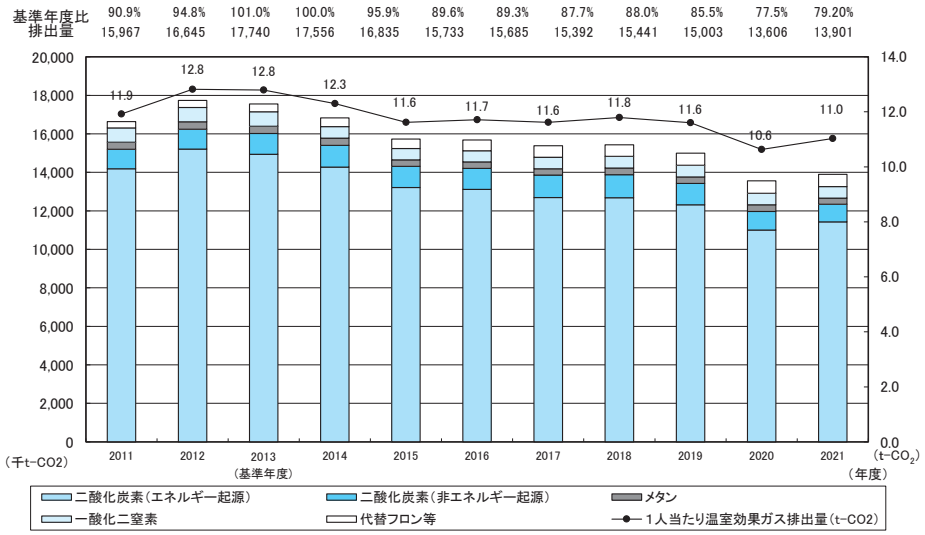

資料：県環境政策課

⑹　青森県における二酸化炭素排出量

本県の二酸化炭素排出量は、12,340千t-CO2であり、その内訳及び推移については、図２－１－３、図２－１－４及び表２－１－１のとおりです。

2021(令和３)年度の排出量は、前年度より3.14%の増加となっています。

部門別に見ると、排出量の割合の大きい順に、産業部門、運輸部門、家庭部門、業務その他部門となっており、基準年度としている2013（平成25）年度の排出量と比較すると、23.0%の減少となっています。

［資料：図２－１－３～図２－１－４及び表２－１－１　県環境政策課］

図２－１－３　青森県の二酸化炭素排出量
（2021年（令和３）年度）

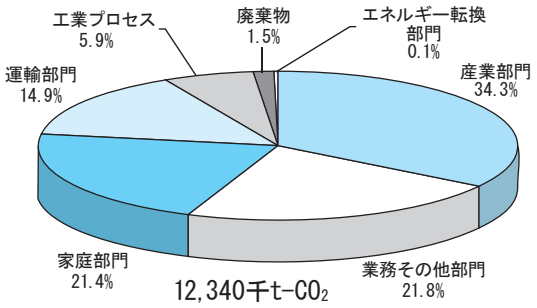

図２－１－４　青森県の部門別二酸化炭素排出量の推移

（千ｔ-ＣＯ$_2$）

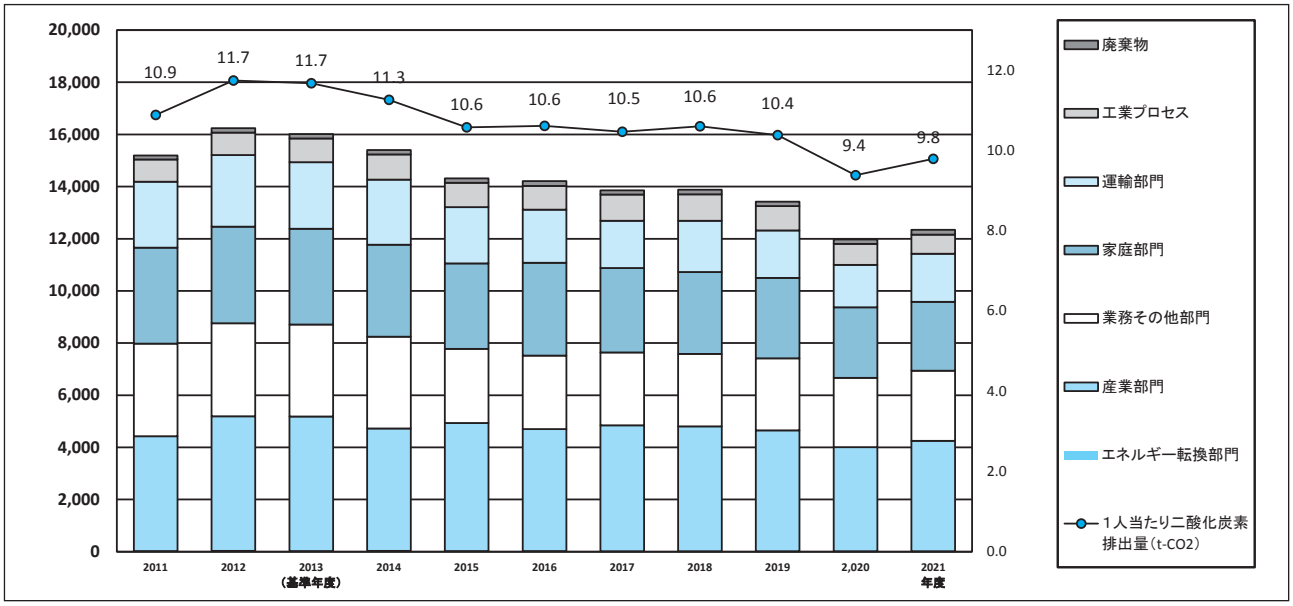

表２－１－１　青森県の二酸化炭素排出量集約表

区分			排出量(千t-CO_2)											増加率 (%)	
			2011	2012	2013（基準年度）	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021（年度）	前年度比	基準年度比
二酸化炭素	産業部門	製造業	3,739	4,491	4,568	4,066	4,346	4,030	4,179	4,186	4,044	3,329	3,646	9.5%	−20.2%
		農林水産業	494	481	415	452	400	497	485	447	452	508	405	−20.2%	−2.5%
		鉱業他	39	65	67	65	58	46	59	54	44	52	70	35.8%	4.5%
		建設業	133	125	108	108	109	107	109	103	95	102	111	9.1%	2.8%
		計	4,405	5,162	5,158	4,692	4,913	4,681	4,832	4,790	4,635	3,990	4,233	6.1%	−17.9%
	業務その他部門		2,530	2,743	2,557	2,495	2,160	2,032	1,812	1,964	1,819	1,627	1,842	13.2%	−28.0%
	家庭部門		3,676	3,709	3,666	3,528	3,277	3,563	3,233	3,136	3,082	2,703	2,642	−3.7%	−27.9%
	運輸部門	自動車	3,267	3,254	3,228	3,213	2,539	2,515	2,499	2,479	2,456	2,422	2,430	0.3%	−24.7%
		鉄道	83	95	92	90	85	82	78	78	76	50	54	5.5%	−42.2%
		船舶	169	179	172	170	166	168	166	169	171	161	172	6.2%	−0.1%
		航空	34	40	41	48	49	50	52	55	59	28	37	33.6%	−10.8%
		計	3,553	3,568	3,533	3,521	2,839	2,816	2,794	2,780	2,762	2,662	2,693	1.2%	−23.8%
	エネルギー転換部門	電気事業者	23	26	22	34	25	19	16	15	17	16	15	−7.7%	−31.2%
		ガス事業者	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	74.8%	55.3%
		計	23	26	22	34	25	20	16	16	17	16	15	−6.5%	−30.2%
	工業プロセス		857	863	906	965	930	915	1,012	1,018	941	806	733	−9.0%	−19.1%
	廃棄物		151	172	175	169	169	182	156	176	164	165	182	10.6%	4.2%
	合計		15,195	16,243	16,017	15,403	14,313	14,209	13,855	13,880	13,421	12,010	12,340	2.7%	−23.0%

２　青森県地球温暖化対策推進計画の推進

⑴　脱炭素型ライフスタイルの推進

家庭部門からの二酸化炭素排出量（2021年度）は、2013年度比で27.9％減少しています。家庭部門からの二酸化炭素排出量を削減するためには、今後私たち一人ひとりのライフスタイルを脱炭素型に転換していく必要があります。

2023（令和５）年度は「住まいのエコ活プロジェクト」として、ホームセンターと連携し、幅広い層の県民に対して、環境配慮行動をポジティブに捉え日常的な実践につなげる「エコ活」を促進した他、省エネ性能の高い家電への買替えに対する支援を行いました。

⑵　事業者における省エネルギーの推進

本県の二酸化炭素排出量の約５割を占める産業部門及び業務その他部門における対策が急務となっていることから、「中小事業者省エネグリーンリカバリー推進事業」により、中小事業者の省エネ対策を促進するため、主に以下の取組を実施しました。

①　省エネ活動の優先度を高める取組

事業者における省エネ活動の優先度を高めるため、経営層向けの環境経営セミナー、補助金等の説明会、金融機関及び中小企業支援機関向けの勉強会を開催しました。

②　省エネ診断と伴走型サポート

国の省エネ診断事業を活用し、個別事業者を対象に専門家による省エネ診断を実施し、具体的な省エネ対策を提案しました。

また、省エネ対策提案後は、技術的課題等の解決を支援するため、再度専門家を派遣し、活用可能な補助金情報を提供するなど、省エネ対策実施のための支援を行いました。

⑶　事業者におけるグリーントランスフォーメーション（ＧＸ）の推進

カーボンニュートラル実現に向けた対応を成長の機会として捉え、中小企業の社会経済システムの変革への取組を先行して推進するため、「中小企業等グリーントランスフォーメーション推進事業」により、以下の取組を実施しました。

①　ＧＸに向けた意識啓発

ＧＸに向けた意識啓発を図ることを目的に、県内中小企業の経営層を対象としたセミナー、産業支援機関等を対象としたセミナーを開催しました。

②　ＧＸ経営戦略の策定、設備導入支援

県内中小企業のＧＸを推進するためのアドバイザーを派遣し、経営戦略の策定に関する助言を行いました。

また、策定した経営戦略に基づき、高効率な生産設備等の導入により脱炭素化と生産性向上の両立に取り組む県内中小企業に対して、導入に要する経費の一部を補助しました。

③　グリーン成長戦略参入支援

国が策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に掲げる成長が期待される産業への県内企業の参入の可能性を調査しました。

また、県内企業を対象に参入可能性が高い産業への参入に関する知識習得等を目的とした研修会を開催しました。

⑷　環境金融の推進

県民及び事業者の省エネ対策を加速させるためには、それらに係る初期投資費用（イニシャルコスト）の負担が大きな課題となっています。

そこで、これら経済的課題に対して地域金融機関等との連携した取組を進めるため、2011（平成23）年４月に県及び金融機関等で構成する「環境金融検討会」を設置するとともに、同年11月には、県と地元５金融機関（青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合）との間で、「青森県における地球温暖化対策推進のための連携・協働に関する協定」を締結しました。

2023（令和５）年度は、金融機関及び県内企業を対象に、脱炭素やＥＳＧ金融に関するセミナーを開催しました。

⑸　建築物の省エネルギーの推進

建築物の省エネルギー対策を推進するためには、建築物の新築や改修の際に、十分な省エネ性能を確保したものとすることが特に有効とされています。具体的には、断熱・気密性能に優れた外壁や窓などの設置、省エネ性能に優れた空調・給湯設備や照明器具の選定、建築物全体のエネルギー管理の実施などです。

○建築物省エネ法による適合義務、届出等の制度

建築物部門のエネルギー消費量は、他部門が減少するなか2013（平成25）年度には全体の消費量の約３分の１を占めるまでに増加したことなどから、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的とし、2015（平成27）年７月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が公布されました。

これにより、2016（平成28）年４月から省エネ性能の表示制度等が始まり、2017（平成29）年４月からは、新

図２－１－５　建築物省エネ法の新築に係る措置

	非住宅	住宅
大規模（2,000㎡以上）	特定建築物 **適合義務** 【建築確認手続きに連動】	**届出義務** 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模（300㎡以上2,000㎡未満）	**適合義務** 【建築確認手続きに連動】	**届出義務** 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
小規模（300㎡未満）	**努力義務** 【省エネ基準適合】 ＋ 設計者から建築主への説明義務	**努力義務** 【省エネ基準適合】 ＋ 設計者から建築主への説明義務
トップランナー制度		【トップランナー適合基準】 持家・建売住宅 持家・注文住宅 貸家・賃貸アパート 分譲マンション

資料：国土交通省資料より県建築住宅課作成

築工事等をする際に、大規模な住宅以外の建築物は省エネ基準への適合義務が、大規模住宅や中規模建築物は届出義務が課されました。

また、2021(令和３)年４月からは、住宅以外の中規模な建築物にも適合義務の範囲が拡大されたほか、省エネ基準への適合を推進するため、戸建て住宅等の小規模建築物については、設計者から建築主への省エネ性能に関する説明が義務付けされるなど、制度の拡充が図られました（図２－１－５）。

⑹　物流における省エネルギーの推進

本県における温室効果ガス排出量の約22%を占める運輸部門からの排出量削減に向けては、輸送を担う事業者だけでなく、送り手・受け手も含めた取組が重要です。

2023（令和５）年は、「運輸部門の脱炭素クールチョイス促進事業」にて、主要宅配便事業者と構成する「青森県再配達削減による脱炭素推進会議」の開催（３回）、宅配ボックスの使用感及び効果等を検証する県民モニター事業（300名）の実施、荷物の受取場所として指定可能なオープン型宅配便ロッカーPUDOステーションの設置を行いました。

⑺　脱炭素型交通社会づくりの推進

①　スマートムーブ（エコで賢い移動）の普及啓発

運輸部門、特に自動車からの二酸化炭素排出量の削減を図るため、県民・事業者総参加によるエコドライブの取組や、公共交通機関の利用を中心とした低炭素型交通社会の仕組みづくりを推進しています。

2023(令和５)年度は、「スマートムーブ」（エコで賢い移動）をキーワードに、全ての県民・事業者が無理なく参加できる集中広報・普及啓発イベントを９月から10月に展開し、ポスター掲示やメルマガ等のメディアを通し啓発をすることで、エコドライブとノーマイカーの一体的な取組拡大を行いました。

また、10月を「スマートムーブ通勤月間」として設定し、エコ通勤の拡大を図るとともに、参加誘導策として、事業者向けの「スマートムーブ通勤アワード」を実施し、４事業者を表彰しました。

②　ＥＶ・ＰＨＶの導入普及

県では、平成22年２月に「青森県ＥＶ・ＰＨＶタウン推進マスタープラン」を策定し、本県の地域特性を踏まえた導入普及に取り組んできたところです。

2019(令和元)年度に、新たに県の公用車として災害時等に非常用電源としても利用可能なＥＶ・ＰＨＶを８台導入し、実際に一般県民を対象としたイベントで給電デモンストレーションを実施するなどＥＶ・ＰＨＶの普及に向けたＰＲに取り組みました。

⑻　青森県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法に基づく制度として、2002(平成14)年４月に青森県地球温暖化防止活動推進員(通称：あおもりアースレンジャー)を委嘱しています。

現在、2024(令和６)年４月に委嘱した第12期目となる推進員49名が、県内各地域において普及啓発活動を行っています。

⑼　青森県地球温暖化防止活動推進センター

京都議定書発効後の2005(平成17)年５月に、県民の関心をより一層深め、地球温暖化防止に向けた取組を促進していくため、地球温暖化対策推進法に基づき、県内の地球温暖化対策の拠点となる青森県地球温暖化防止活動推進センターとしてＮＰＯ法人青森県環境パートナーシップセンターを指定し、センターとの協働による普及啓発を実施しています。

第２節　自然・地域と共生する再生可能エネルギーの活用促進

１　環境・エネルギー産業の振興

本県では、原子力関連施設の立地に加え、風力発電施設の立地やバイオマス資源の活用など、複合的なエネルギー開発・供給拠点が形成され、世界的にも稀にみるエネルギー分野での豊かなポテンシャルを有しています。

再生可能エネルギー発電については、国の固定価格買取制度開始に伴い、本県でも導入が進んでいますが（表２－１－２）、系統連系のための送電線の容量不足などの課題が顕在化してきています。

主なエネルギー分野毎の取組としては、次のようなものがあります。

⑴　風力発電の関連産業の振興

風況に恵まれた本県は、全国でも有数の風力発電の適地であり、令和６年３月末現在の固定価格買取制度による導入量は、913,537キロワットとなっています。

県では、その恵まれたポテンシャルをメンテナンスなどの風力発電関連産業の振興につなげていくため、六ヶ所村にある実機を備えた風力発電トレーニングセンターを活用した研修を実施しています。

また、本県の港湾区域及び一般海域において複数の洋上風力発電事業計画に係る環境アセスメントが進行している状況等を踏まえ、平成29～30年度の２ヵ年をかけ、風力発電導入と環境の調和を図ることを目的とした洋上風力発電に係るゾーニングを実施しました。

令和２年７月には、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」に基づく「有望な区域」として２区域が選定され、このうち日本海（南側）については、令和５年10月に同法に基づく「促進区域」に指定されました。

⑵　地域エネルギー事業の導入促進

地域のエネルギー資源を地域が主体となって有効に活用する地域エネルギー事業の導入を促進するため、平成30年度から２か年で県内事業者と大学等による地域エネルギー事業に関する調査研究や県内大学生等を対象とした研修講座を開催したほか、令和２年度からは、県内事業者や市町村等からの提案による地域エネルギー事業モデルの検討を、令和４年度からはエネルギーの有効利用に関する企画・検討を支援するためのアドバイザー等の派遣に取り組んでいます。

表２－１－２　固定価格買取制度（ＦＩＴ制度）に認定されている県内の太陽光発電・バイオマス発電・水力発電の導入量

太陽光発電導入量（kW）・件数	令和２年３月末	令和３年３月末	令和４年３月末	令和５年３月末	令和６年３月末
導入量（kW）	737,465	766,527	821,571	894,921	959,457
件数（件）	15,257	16,544	17,761	19,133	20,415
バイオマス発電導入量（kW）・件数	令和２年３月末	令和３年３月末	令和４年３月末	令和５年３月末	令和６年３月末
導入量（kW）	101,236	101,836	101,836	102,147	102,147
件数（件）	8	9	9	9	9
水力発電導入量（kW）・件数	令和２年３月末	令和３年３月末	令和４年３月末	令和５年３月末	令和６年３月末
導入量（kW）	2,478	2,505	3,985	3,985	4,160
件数（件）	9	10	12	12	12

資料：県エネルギー開発振興課

２　自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想

県では、令和５年９月に「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」を公表しました。

⑴　趣旨

国のエネルギー基本計画に基づき、電力の構造転換が図られている中、再生可能エネルギーの普及拡大が国全体として必要不可欠な状況となっています。

一方で、本県はすでに風力発電を中心に再生可能エネルギーの立地拠点となっており、さらなる開発への圧力の中、未来世代へと引き継がれるべき自然環境を守らなければならないという新たな局面となっています。

こうした背景から、本県が自然環境と再生可能エネルギーが持続可能で共存共栄をしていく姿を描いていくことが求められています。

このため、自然環境と再生可能エネルギーの共生のあり方について、目指す姿とその前提を定め、ルールづくりについて一定の方向性を示し、併せてそのスケジュールを示すこととしました。

また、これらを関係者だけでなく県内の市町村をはじめ広く県民の皆様に提示することで、理解を深め、協力を仰いでいくこととしたものです。

⑵　目指す姿とその前提

自然環境との共生を前提に、県内の電力需要相当量（年間総量ベースでの比較）の全てを再生可能エネルギーによる発電で賄うことが可能な規模の導入を目指します。

＜前提＞

①　自然環境との共生

自然的構成要素の良好な状態の保持、生物多様性の確保、景観など人と自然との豊かな触れ合いの確保等、未来世代に引き継ぐべき自然環境を保全した上で再生可能エネルギーの導入を図る。

②　県・地元自治体・地域関係者の合意

県、地元自治体や地域における関係者合意のもと、その地域の課題解決等にも役立つ再生可能エネルギー事業を展開する。

③　地域経済等への貢献

事業者による再生可能エネルギー発電と併せて、再生可能エネルギーをその地域で活用するエネルギーの地産地消や地域が恩恵を享受できる取組などを推進し、地域の活性化と持続的発展につなげる。

なお、本県は、我が国が目指す脱炭素社会の実現とエネルギーの安定供給に向け、原子力発電・サイクル事業等を通じて国全体の電力需要に貢献していることにも留意が必要です。

＜現況＞

表２－１－３　県内の再生可能エネルギー発電設備導入容量（令和４年度末）

（単位：kW）

風力	794,146	全国第１位
うち20kW以上	785,737	
うち20kW未満	8,409	
太陽光	894,921	全国第30位
うち産業用（1MW以上）	635,448	
うち産業用（10kW以上１MW未満）	184,587	
うち住宅用（10kW未満）	74,886	
バイオマス（廃棄物含む）	102,147	全国第19位
水力（30,000kW未満）	3,985	全国第30位
計	1,795,199	

※資源エネルギー庁固定価格買取制度（FIT）認定のうち稼働分
（令和５年９月　共生構想公表時）
資料：県エネルギー開発振興課

表２－１－４　県内電力需要に対する再生可能エネルギー発電実績割合（令和３年度）

（単位：MWh、%）

県内の再生可能エネルギーの発電実績	3,140,496	①
うち　風力	1,255,159	
うち　太陽光	524,709	
うち　バイオマス（廃棄物含む）	954,952	
うち　水力	405,676	
県内の電力需要	8,653,835	②
県内電力需要に対する再生可能エネルギー発電実績割合	36.3	①/②

（令和５年９月　共生構想公表時）
資料：県エネルギー開発振興課

⑶　自然環境との共生に向けたルールづくり

再生可能エネルギーと地域・自然とが共生することのできる新たな仕組みづくりの検討を開始し、陸上風力、太陽光などについては、再生可能エネルギーと地域・自然との共生に係る条例等の制定について、令和６年度中の制度構築を目指しています。

洋上風力については、地元自治体と漁業者など関係者の理解と適正な手続を踏まえることを前提に、青森港の基地港湾としての整備を青森市と連携して進めるほか、日本海（南側）の海域に近接し、Ｏ＆Ｍ港※としての利用に適していると考えられる津軽港の港湾整備を推進していきます。

※Ｏ＆Ｍ港：オペレーション＆メンテナンス港（保守・管理拠

点港）。洋上風力発電所の運転及び保守に関するサポートを提供する港。（国交省　洋上風力発電を通じた地域振興ガイドブックより）

また、再生可能エネルギーは、資源が限られたわが国では最大限の導入が期待される一方、一部では、環境への適正な配慮がなされず、また、地域との合意形成が十分に図られていないこと等に起因した地域トラブルが発生するなど、自然環境や景観への影響、地域社会との共生といった課題が生じています。

このような課題に的確に対応し、再生可能エネルギーと地域が共存・共栄するためには、県民の再生可能エネルギー発電の普及拡大に対する理解促進を前提に、当事者である事業者の理解と協力が必要不可欠です。このため、県では、事業者とともに本県の豊かな地域資源を作り上げていく、新たな枠組みの構築に取り組むこととし、その一つとして、再生可能エネルギー全般について新税の創設を検討しています。

３　道路施設への再生可能エネルギーの導入

融雪施設や照明等の道路施設の稼働に必要な維持管理コストの縮減及び地球環境負荷の軽減を目的として、道路敷地内への再生可能エネルギー（太陽光・風力等）の導入について検討し、環境負荷の少ない循環型社会を目指していきます。

４　バイオマスの利活用の推進

県では、「第４次青森県循環型社会形成推進計画」（計画期間：令和３年度～７年度）に基づき、市町村や民間団体の取組を支援しているほか、「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」（計画期間：令和５年度～９年度）を新たに策定し、更なるバイオマスの利用向上を図っています。この結果、平成29年度までに、12市町村がバイオマスの具体的な活用推進ビジョンである「バイオマスタウン構想」を策定したほか、平成28年10月に平川市が、平成29年10月に西目屋村が国のバイオマス産業都市に認定されました。りんご剪定枝、間伐材を利用したペレットや廃食油の暖房燃料への再利用、未利用木材や長いも残さを利用した発電、食物残さ等を利用した飼料など、各地域の特色を生かした取組が生まれてきています。

第３節　吸収源対策の推進

１　社会全体で支える森林整備の推進

二酸化炭素を吸収する森林は、地球温暖化の防止に重要な役割を担っていますが、その機能を十分に発揮させるためには、間伐や再造林などの森林整備を適切に実施することが重要です。しかし林業採算性が低位で推移している現状では、森林所有者の負担が多く、思うように進まない状況にあります。

このため、森林整備を社会全体で支える仕組みづくりに向けて、次の取組を行っています。

・県が経営する森林において、Ｊ－クレジット制度により発行したクレジットを企業等に販売し、得た収入で森林整備を進める取組を普及・推進します。
・企業が社会貢献の一環として行う森林整備活動を支援・推進するため、森林情報の提供や森づくりのアドバイス、森林所有者とのマッチングなどを行います。

２　森林整備及び再造林の推進

緑豊かな森づくりによる二酸化炭素吸収力の強化を図るため、森林整備や青森新時代「農林水産力」強化パッケージに基づいた再造林の取組を進めています。

本県の森林は、本格的な利用期を迎えており、伐採量が増加していく中で、二酸化炭素の吸収源として、その機能を維持していくためには、伐採後の再造林を着実に進め、吸収量の多い、若い森林に更新していくことが重要です。

このため、再造林の推進においては、作業の省力化につながるコンテナ苗の導入や、伐採や搬出までの一連の作業を連続して行う「一貫作業システム」の普及、青い森づくり推進機構との連携による経費への助成に加え、森林経営計画が作成されていない森林を対象に行う低コスト再造林に対して、定額補助を実施することにより、これまでの「造林補助金＋再造林基金」の助成とは別枠で、新たな再造林助成をスタートさせ、再造林の推進に取り組んでいます。

３　県産材の利用促進

間伐などで伐採された県産材を積極的に利用することは、「植える」→「育てる」→「収穫する」→「利用する」→「また植える」という、「森林の循環」をつくり、資源循環型社会の構築と地球温暖化防止に大きく貢献します。

このため、次の取組により県産材の利用促進を行っています。

・ホームページやＳＮＳ等の活用、県産材及び県産材住宅のPR動画やウェブカタログの提供、地産地消情報誌の作成支援により、県産材に関する情報を発信します。
・施設整備に県産材を利用した企業等を県が認定する制度を設けるほか、県内の活用事例等を掲載したガイドブックの作成により、民間商業施設等における県産材利用を推進します。

４　松くい虫等被害対策

松くい虫・ナラ枯れ被害は、原因となるマツノザイセンチュウやナラ菌を、媒介昆虫であるマツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシが運ぶことによって樹木を枯らす感染症で、令和５年シーズンにおいては、松くい虫被害は深浦町で、ナラ枯れ被害は深浦町を含む８市町で発生しており、被害の拡大が懸念されています。

このため、県内全域において、巡視員等による巡視活動やマツノマダラカミキリの生息調査、各種広報媒体を用いた枯死木等の情報提供の呼びかけや住民理解の醸成などに取り組み、被害木の早期発見に努めています。

また、被害が発生している地域においては、地上からの目視のほか、セスナ機やドローンによる上空探査を行うなど、監視体制を強化しています。

今後も、これらの取組を継続しながら、発見した枯死木等については、伐倒・くん蒸処理等を徹底するなど、被害発生防止に努めていきます。

第４節　気候変動への適応

１　青森県気候変動適応取組方針の推進

県では、2021(令和３)年３月、本県の気候の現状及び国の気候変動適応計画等を踏まえ、本県で気候変動の影響が既に生じている項目、もしくは、今後影響が生じると考えられる項目について、その影響の回避・軽減に向けた適応策として、県の現在の取組と今後の方向性を取りまとめた「青森県気候変動適応取組方針」（計画期間：令和３年度～７年度）を策定しました。

取組方針の推進に当たっては、有識者などで構成する「青森県地球温暖化対策推進協議会」において取組状況を共有するとともに、知事を本部長とする「あおもり地球温暖化対策庁内推進本部」において部局横断的な取組を推進していきます。

２　地域における適応の取組の推進

⑴　気候変動適応法の改正と本県の対応

近年、熱中症による死亡者数の増加傾向が続いており、今後も極端な高温の発生リスクが増加すると見込まれるなど、熱中症対策の強化が喫緊の課題となっています。

このため、2023（令和５）年４月に気候変動適応法が改正され、同年５月には熱中症対策実行計画の策定と気候変動適応計画の一部変更が閣議決定されました。

気候変動への適応策として重要な熱中症対策については、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和５年法律第23号）が同年５月に公布され、熱中症特別警戒情報及び指定暑熱避難施設（クーリングシェルター：市町村長が指定する、熱中症特別警戒情報発表期間中に暑さをしのぐため開放する施設）の制度等が創設されました。

これを受けて、県では、環境大臣から熱中症特別警戒情報発表の通知を受けた際、市町村長に対して通知するための連絡体制の構築を行うとともに、庁内各部局にも情報共有し、関係団体等を通じた県民への注意喚起や県が管理する施設を涼み処として開放するなど、必要な対応を実施するための体制を整備しました。

⑵　流域治水のさらなる推進

近年、本県においても立て続けに大雨災害が発生し、気候変動の影響により、今後これまで以上に水（みず）災害が激甚化・頻発化することが懸念されています。

県では、このような水災害に対し、流域のあらゆる関係者が協働し、ハード・ソフト一体となった対策に多層的に取り組む「流域治水」を推進するため、これまでに、国や県、関係市町村等からなる「流域治水協議会」を設置し、全ての県管理河川において「流域治水プロジェクト」を策定し、各機関がプロジェクトに基づいた取組を実施しています。

特に、令和４年８月の大雨により、甚大な浸水被害が発生した鰺ヶ沢町の中村川では、流域関係者で構成される中村川流域治水緊急対策推進会議において、概ね10年間で緊急的に取り組む具体的な対策を策定・公表し、鋭意実施しているところです。

今後も引き続き、流域治水プロジェクトを着実に推進するとともに、県民にも流域治水について広く知っていただく機会を創出し、自らの水災害リスクを認識し、自分事（じぶんごと）として捉え、行動につなげていただく「総力戦の流域治水」を目指して取り組んでいきます。

⑶　新たな時代に適応した優れた青森県産品づくり

農林水産分野は、温暖化の影響を受けやすく、気候変動による農林水産物の品質の低下や収量の減少等が懸念されています。

このような状況にあっても、農林水産業が持続的に発展する社会の実現を目指して、令和６年３月に「青森新時代『農林水産力』強化パッケージ（令和６年度～10年度）」を策定し、環境にやさしい農業の拡大や気候変動等に対応した安定生産技術の開発・普及などに取り組んでいます。

令和５年度は、特に、夏の記録的な高温により、米の１等米比率が68％に低下したほか、シンクイムシ類等のりんご病害虫の発生、さらには、陸奥湾の海水温の上昇によるホタテガイの大量へい死などの大きな影響を受けました。

このため、令和６年度に向けて、米の生産指導者を対象とした「夏の高温による影響と栽培対策」についての研修会を開催したほか、りんご病害虫防除暦の見直しによる交信撹乱剤の基準薬剤としての採用、ホタテガイの親貝確保対策などを支援しました。

第２章　資源効率の高い循環型社会の実現

第１節　限りある資源を有効活用する３Ｒ＋の推進

１　廃棄物処理

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有するとともに、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

このため本県では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指し、令和３年３月に「第４次青森県循環型社会形成推進計画」（計画期間：令和３年度～令和７年度）を策定し、循環型社会の実現に向けた取組を推進しています。

⑴　一般廃棄物対策

本県では、ごみの減量やリサイクルなど３Ｒを推進するため、平成20年度から県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体と連携・協働し、「もったいない・あおもり県民運動」を展開しているほか、青森県循環型社会形成推進計画に基づき各種施策を展開しています。

①　「もったいない・あおもり県民運動」の推進

ア　レジ袋の無料配布取り止め

平成20年度からレジ袋の無料配布取り止め（有料化）を促進しており、令和６年３月31日現在、47事業者（273店舗）が「青森県におけるレジ袋削減推進に関する協定」に参加しています。

イ　古紙リサイクルの推進

生活系紙ごみのリサイクルを推進するため、平成21年度と22年度の２年間、スーパーなどの事業者、子ども会、町内会、ＰＴＡ等の民間団体が古紙の回収施設（古紙リサイクルエコステーション）を設置する際に要する経費を補助し、令和６年３月31日現在、36ヵ所に45台のエコステーションが設置されています。

また、事業系紙ごみのリサイクルを推進するため、平成21年度から古紙リサイクルシステム（オフィス町内会）の構築に取り組み、これまでに「青森オフィス町内会」「西北五オフィス町内会」「弘前地区オフィス町内会」「十和田地区オフィス町内会」が設立されています。

さらに、市町村や古紙回収業者と連携し、青森市、弘前市、十和田市、むつ市、つがる市及び鶴田町の計14ヵ所の古紙回収事業所に一般家庭や事業所からの古紙を受け入れる古紙リサイクルセンターを設置しています。

ウ　衣類のリユース・リサイクルの促進

県では、平成26～27年度に市町村が行う衣類回収ボックス設置に対する補助を実施する等、衣類回収を促進しています。現在、27市町村で衣類回収を行っているほか古紙リサイクルセンターにおいても衣類回収が行われています。

エ　もったいない・あおもり県民運動推進会議の開催等

県民運動の着実な推進を図るため、もったいない・あおもり県民運動推進会議・同行政部会合同会議を開催しているほか、平成27年度から、各構成団体が取り組む事項をアクションプログラムとして取りまとめ、実践しています。

②　３Ｒ推進に向けた重点施策

ア　県民、事業者、市町村等各主体の取組促進

１人１日当たりのごみ排出量及びリサイクル率の改善に向け、県民、事業者、市町村等各主体の３Ｒの取組促進に取り組んでいます。

令和５年度は、６月から10月にかけて「資源をきれいにまわそうキャンペーン」として啓発ポスターによる県民への重点広報を行ったほか、県内全小学校の協力のもと小学生３Ｒチャレンジを実施し、優秀校20校を表彰しました。また、県内のショッピングセンターにおいて、３Ｒ啓発イベント「みんなでエコアクションフェア」を３会場、計６日間実施しました。

このほか、事業者向けの適正分別等ガイドブックの配布を行ったほか、多量排出事業者のごみ減量促進に向けた支援として、市町村と連携した事業所への訪問指導を実施しました。

さらに、民間事業者と市町村等が連携して３Ｒの取組を検討する３Ｒ推進地域連携会議を県内６地域で開催するとともに、市町村向けのごみ処理最適化研修会を実施しました。

食品ロス・生ごみの削減に向けては、平成30年度に創設した「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ制度」や、３つのきる、３０１０運動の

普及に努めたほか、食品小売店での期限切れによる食品ロス削減に向け、「やってみよう、てまえどり！キャンペーン」を県内量販店153店舗で実施しました。

イ　プラスチックごみ対策

海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染に対する懸念等を受けて、プラスチックごみ発生抑制のため、県民のライフスタイルを見直すことを呼びかけるため、令和２年５月に「あおもりプラごみゼロ宣言」を行いました。

令和５年度は、この宣言に基づいた取組みの呼びかけを行ったほか、「資源をきれいにまわそうキャンペーン」等で、県民にプラごみ削減を呼びかけました。

また、海岸漂着ごみの発生抑制のため、ごみのポイ捨て禁止や海岸清掃への参加を呼びかけるポスターや、バスの車体広告等による啓発を実施しました。

⑵　産業廃棄物対策

「青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査業務報告書」（令和２年３月）によると、事業活動に伴って発生する産業廃棄物については、排出量、再生利用量、最終処分量のいずれも増加しています。

一方、不法投棄や不適正処理等廃棄物処理に対する不安・不信感から、全国的に産業廃棄物処理施設の立地に対する地域住民の理解を得ることが困難となっています。このような状況が続くと、不法投棄の増大等による生活環境への影響や産業活動に支障を生ずることが懸念されることから、引き続き、産業廃棄物の適正処理及び減量化・リサイクルの一層の推進を図っていく必要があります。

また、依然として後を絶たない不法投棄に対応するため、行政・県民・関係団体が一体となった全県的な監視・通報、意識啓発体制を構築し、不法投棄の未然防止と早期解決を図ることとしています。

２　一般廃棄物（ごみ）の処理状況

一般廃棄物（ごみ）は、家庭から排出される生活系一般廃棄物と、事務所・商店街から排出される産業廃棄物以外の紙類、生ごみ等の事業系一般廃棄物に区別されます。一般廃棄物の処理は、廃棄物処理法により市町村の事務とされていることから、市町村では一般廃棄物処理計画を策定し、計画的な処理を実施しています。

県では、市町村における一般廃棄物の処理が適正かつ円滑に行えるよう、情報提供や技術的援助を行っています。

一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和４年度実績）によると、本県のごみ排出量は444,849ｔであり、前年度と比較して約2.3％減少しています。なお、１人１日当たりのごみ排出量は991ｇと、全国値と比較して111ｇ多くなっており、令和７年度までの目標値である940gまであと51gという状況です。

本県の資源化量は64,959ｔであり、前年度と比較して約4.4％減少しています。リサイクル率（市町村回収分）は14.0％であり、全国と比較した場合5.6ポイント低い状況となっていますが、県が独自に調査した民間回収分を含めたリサイクル率は29.2％でした。

［資料：図２－２－１～図２－２－３及び表２－２－１　県環境政策課］

図２－２－１　ごみ総排出量と１人１日当たりのごみ排出量の推移

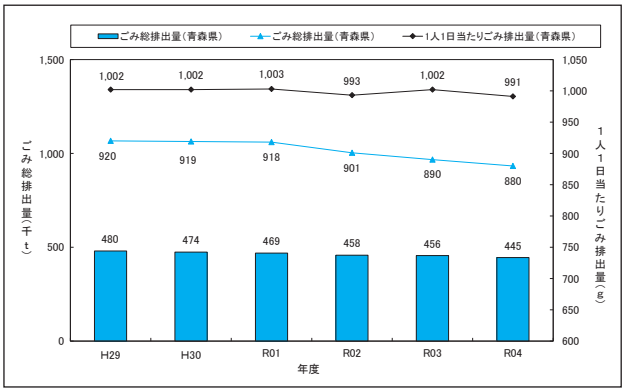

図２－２－２　資源化量とリサイクル率の推移

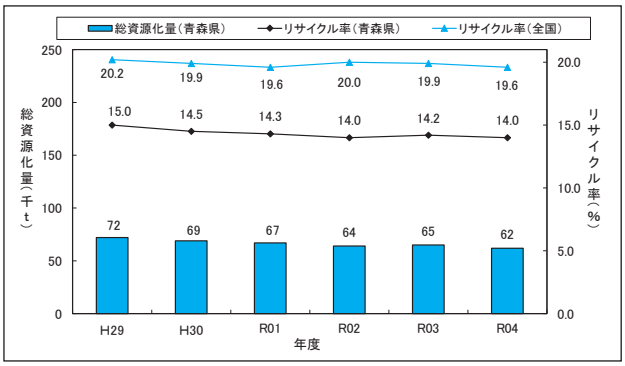

３　産業廃棄物の処理等の状況

平成30年度に県内で発生した産業廃棄物の処理の流れ及び種類別にみる本県の産業廃棄物の資源化、減量化及び最終処分の状況は、図２－２－３及び表２－２－１に示すとおりです。

図２－２－３　本県の産業廃棄物の処理の流れ

（平成30年度）

（単位：千トン／年）

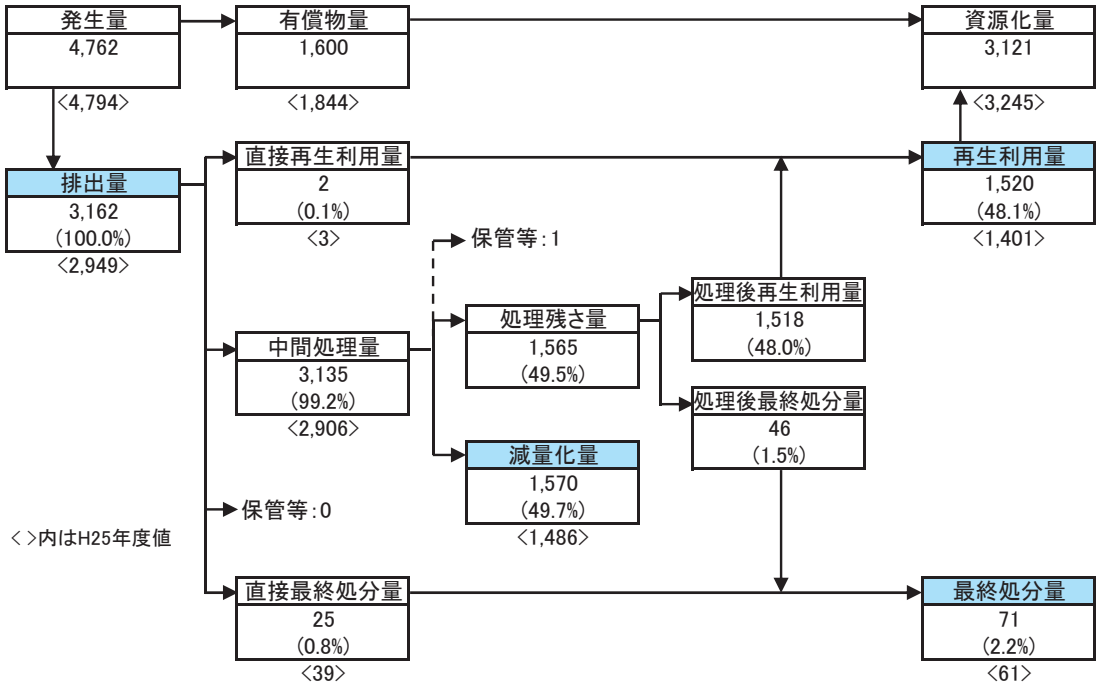

※動物のふん尿及び鉱業汚泥を除く

表２－２－１　種類別に見る本県の産業廃棄物の資源化、減量化及び最終処分状況（平成30年度）

（単位：千トン／年）

	発生量	減量化量	資源化量	最終処分量	保管等量
合計	4,762	1,570 (100%)	3,121 (100%)	71 (100%)	1
燃え殻	7	0 (0%)	5 (0%)	1 (2%)	0
汚泥	1,699	1,504 (96%)	182 (6%)	12 (19%)	1
廃油	12	6 (0%)	6 (0%)	0 (0%)	0
廃酸	4	4 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0
廃アルカリ	10	6 (0%)	4 (0%)	0 (0%)	0
廃プラスチック類	38	15 (1%)	17 (1%)	6 (9%)	0
紙くず	7	2 (0%)	5 (0%)	0 (0%)	0
木くず	110	11 (1%)	98 (3%)	1 (2%)	0
繊維くず	1	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0
動植物性残さ	52	13 (0%)	37 (1%)	1 (2%)	0
動物系固形不要物	2	0 (0%)	2 (0%)	0 (0%)	0
ゴムくず	0	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0
金属くず	32	0 (0%)	29 (1%)	3 (5%)	0
ガラス陶磁器くず	110	0 (0%)	81 (3%)	29 (47%)	0
鉱さい	1,567	0 (0%)	1,562 (50%)	5 (8%)	0
がれき類	1,058	0 (0%)	1,054 (34%)	4 (6%)	0
ばいじん	34	0 (0%)	29 (1%)	5 (8%)	0
動物の死体	5	0 (0%)	4 (0%)	0 (0%)	0
その他の産業廃棄物	16	8 (1%)	4 (0%)	4 (7%)	0

注）　表中の燃え殻の資源化量、最終処分量には、汚泥、木くず、廃プラ等の焼却灰を含めて集計している。

4　資源循環の推進

近年の社会経済活動の拡大や産業構造の高度化、消費生活の多様化に伴い、ごみの大量排出や質的多様化が進んでいます。このため、ごみを収集し、焼却と埋立をするといった従来の処理だけでは、最終処分場のひっ迫を招き、限りある資源の浪費にもつながることから、資源の循環的利用を促進する取組が行われています。

⑴　容器包装リサイクルの推進

平成７年６月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が施行され、平成12年４月から完全施行されています。

令和４年６月に県内全市町村で、令和５年度から５年間を期間とした「第10期市町村分別収集計画」が策定され、県では「市町村分別収集計画」を集約し、県全体の容器包装廃棄物の排出量、収集量、分別収集の促進等に関する県の基本的方向を示す「第10期青森県分別収集促進計画」を令和４年８月に策定しました。この計画に基づいた分別収集を実施することによって、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクルを一層促進していくこととしています。

令和５年度における容器包装廃棄物の収集量及び再商品化量の実績については、表２－２－２のとおりです。ガラス類、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、ダンボールについては全市町村で分別収集が実施されていますが、本県のリサイクル率及び全体の再資源化量から見ても、再資源化の一層の推進を図っていく必要があります。

表２－２－２　令和５年度分別収集実績

（単位：トン）

	収集量	再商品化量	実施市町村数
無色ガラス	2,239.65	1,967.11	40
茶色ガラス	2,761.66	2,510.99	40
その他ガラス	3,176.18	2,704.59	40
ペットボトル	3,576.04	3,305.66	40
その他プラスチック	2,808.18	2,732.58	23
紙製容器包装	1,103.28	920.94	29
スチール缶	1,583.95	1,564.83	40
アルミ缶	1,863.95	1,850.74	40
紙パック	61.18	56.02	35
ダンボール	5,528.35	5,548.50	40
合計	24,702.42	23,161.96	－

（注）再商品化量には前年度に収集されたものを含む場合がある。

資料：県環境政策課

⑵　家電リサイクルの推進

平成13年４月に、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）が施行されたことから、県では、排出者となる県民に対して、この法律の趣旨や仕組み、不法投棄防止についての広報・啓発を行っています。

過去３年間に県内７か所の指定引取場所において引き取られた家電の台数は、表２－２－３のとおりです。

表２－２－３　指定取引場所での取引台数

（単位：台）

	R３年度	R４年度	R５年度
エアコン	16,891	17,541	21,009
テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）	43,024	45,473	42,095
冷蔵庫・冷凍庫	36,910	38,386	38,497
洗濯機・衣類乾燥機	38,584	35,533	37,151
合計	135,409	136,933	138,752

資料：県環境政策課

⑶　パソコンリサイクルの推進

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）に基づき、事業所から排出されるパソコンについては平成13年４月から、家庭から排出されるパソコンについては平成15年10月から、それぞれメーカーによる自主回収・再資源化が行われています。

県では、メーカーによる自主回収・再資源化が円滑に行われるよう、パソコンリサイクル制度について市町村や県民に対して、広報・啓発を行っています。

⑷　小型家電リサイクルの推進

「使用済小型電子機器等の資源化の促進に関する法律」に基づき、平成25年４月１日から小型家電のリサイクルが行われています。

この法律は、資源の有効利用と環境汚染の防止を目的とし、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫しながら、各市町村の実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型となっていることから、順次、各市町村において回収が始まっています。平成28年度からは、県内全市町村において小型家電の回収が行われています。今後、県では、回収量の増加に向けて市町村に対し技術的援助を行うとともに県民に対しても広報・啓発を行うこととしています。

⑸　自動車リサイクルの推進

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)に基づき、平成17年１月から、自動車のリサイクルが本格的に実施されました。

自動車メーカー・輸入業者は、この法律に基づき、シュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクル、カーエアコンのフロン類の破壊を行いますが、リサイクルに必要な料金については、自動車の所有者が原則として新車購入時又は継続検査時に負担することとなっています。

この法律により、自動車のリサイクルに関わる事業者として、使用済自動車を所有者から引き取る「引取業者」とフロン類の回収を行う「フロン類回収業者」は県等への登録が、使用済自動車から部品を取る「解体業者」と解体後の自動車を破砕して金属等を回収する「破砕業者」は県等の許可が必要となります。

県では、関係事業者の登録・許可を円滑に進めるとともに、県民に対し、この法律の趣旨や制度内容を周知するため、ホームページにおける情報提供などの広報・啓発を行っています。

なお、青森市は平成18年10月１日から、八戸市は平成29年１月１日から、それぞれ中核市に移行したことに伴い、両市内で業を行う者に係る自動車リサイクル法の登録・許可業務については、それぞれの市が実施しています。

⑹　農業用使用済プラスチックの回収とリサイクルの促進

ビニールハウスやマルチ等に使用された農業用プラスチックを適正に処理するために、農協や市町村協議会の回収組織が使用済プラスチックの回収とリサイクルに取り組んでいます。

⑺　食品リサイクルの推進

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）に基づき、平成13年５月から製造・流通・外食等の食品関連事業者が食品廃棄物の発生の抑制、再生利用、減量に取り組むこととされています。

このため、食品製造業者や食品流通業者等に対する情報提供を行っています。

⑻　有機質資源を活用した健康な土づくりの推進

平成19年度から県内すべての農業者が健康な土づくりに取り組むことを目指す「日本一健康な土づくり運動」を展開し、土壌診断に基づく適正施肥や稲わら・家畜排せつ物など地域の有機質資源の有効活用等による土づくりを進めながら、持続可能な土づくり体制の構築に取り組んでいます。

⑼　木質バイオマスの有効利用の推進

未利用間伐材等を活用した木質バイオマスのエネルギー利用が円滑に進むよう、県では、木質バイオマス関連施設の整備に対する支援、木質バイオマスの利用等に関する相談・サポートを行っています。また、森林所有者が自ら間伐・運搬を行い、地域通貨で買い取る「木の駅プロジェクト」運営に係る助言を行っています。

⑽　建設副産物のリサイクル推進

建設副産物の排出量の抑制、再利用、再生利用等を推進するため、建設副産物対策に取り組んでいます。

原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土、スクラップ等有価物）のリサイクルを推進し、利用していこうというものです。

平成14年５月30日からは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が完全施行され、一定規模以上の建設工事から排出されるコンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材について、分別と再資源化が義務付けられました。

このため、県民や建設関係事業者の方々に対する分別解体と再資源化に関する広報啓発活動を行っているほか、県発注工事では「青森県建設リサイクル推進行動計画」を策定（令和３年３月最終改正）し、数値目標を掲げてリサイクルを推進しています。

本県における令和６年度のリサイクル率達成基準値は、表２－２－４のとおりです。

表２－２－４　令和６年度のリサイクル率達成基準値

対象品目		実績値 H30年度	達成基準値 R６年度
建設廃棄物	再資源化・縮減率	98.80%	99%以上
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	100.00%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99.90%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	97.00%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	95.50%	90%以上
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率（参考値）	56.30%	―
建設混合廃棄物	排出率	0.50%	3.0%以下
建設発生土	有効利用率	73.10%	80%以上

資料：県整備企画課

⑾　橋梁の長寿命化の推進

高度経済成長期以降に大量に建設された橋梁の老朽化による大量更新時代の到来に備えて、県では、橋梁の維持管理を計画的に行うため、アセットマネジメントの手法を導入し、長期的な視点から橋梁を効率的・効果的に管理し、維持更新コストの最小化・平準化を図っていく取組を実施しています。

これまでの「傷んでから直す、または作り替える」という対症療法的な橋梁の維持管理手法を、「傷む前に直して、できるだけ長く使う」という予防保全型へ方向転換し、長寿命化の推進により将来の維持更新コスト（ライフサイクルコスト）の大幅削減を図ることとしています。

また、市町村においても橋梁の長寿命化の取組が積極的に行われるよう、橋梁に関する技術力向上のための各種研修の開催などにより市町村を支援しています。

橋梁の長寿命化の推進によって、高度経済成長期以降に建設された橋梁の更新が少なく抑えられることとなるため、建設廃棄物の大量発生、コンクリート・鉄等の資源の大量使用による環境負荷の軽減が図られることとなります。

⑿　農業水利施設の長寿命化の推進

基幹的な農業水利施設の多くは高度経済成長期に整備され、老朽化の進行により、近年、更新を必要とする時期を迎える施設が増加してきており、施設の効率的な保全管理を推進することが重要となっています。

そのため県では、対象施設の諸元や整備履歴を整理するとともに、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、その結果に基づき、補修や補強、更新整備を適切に実施する「ストックマネジメント」に取り組み、これにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ることとしています。

⒀　県有施設の長寿命化の推進

県有施設においても老朽化が進行しています。

県では、施設・設備等をはじめとする財産を総合的かつ長期的観点から、コストと便益の最適化を図り、戦略的かつ適正に管理・活用していくという手法（ファシリティマネジメント）を推進するなかで、適正な維持保全による施設の長寿命化を図っています。

5　資源循環の環境づくり

⑴　地域資源を活用した環境負荷低減技術の研究開発及び支援

地方独立行政法人青森県産業技術センター工業総合研究所では、熱エネルギーや再生可能エネルギーの活用に向けて、令和５年度、これまで研究開発に取り組んできた屋根融雪システムの技術を応用し、冬季の太陽エネルギーの活用方法に関する試験研究や技術支援に取り組みました。

令和６年度は、環境負荷の低減や資源の有効活用のため、木質バイオマスなどの地域資源を化石資源由来材料の代替材料として活用する方法や代替材料としての特性の評価などに関する研究を実施します。また、廃木材を活用した建築資材を開発し、環境負荷低減を図っていきます。

⑵　健康食品・化粧品の素材開発及び技術支援

地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所では、県産農林水産物について、美容・健康機能を有する素材を抗酸化能測定等により評価し、広く探索しています。

これまでに収集し、抗酸化及び抗糖化の機能性評価を行った64種の県産素材について、抗酸化力の新たな評価方法（ORAC法）による結果を追加した事業者向けデータベースを、同センターホームページ上で公開しています。

令和５年度は、引き続き食されずに廃棄されているものを含め更に10種類の県産素材収集と機能性評価に加え、機能性成分を効率的に得るための抽出方法の研究を実施し、培養・栽培技術の知財化を行いました。

令和６年度は、農産物加工残渣などの未利用資源を活用した食品及び化粧品アップサイクル素材の開発研究を実施するとともに、県内企業に対し、これらの県産素材を配合した美容健康製品に関する支援を続けていくこととしています。

⑶　リサイクル製品認定制度

資源の循環的な利用と廃棄物の減量を促進するとともにリサイクル産業の育成を図るため、県内から発生する循環資源を原材料としたリサイクル製品を知事が認定する「青森県リサイクル製品認定制度」を平成17年３月に新設し、令和６年３月31日現在で365製品を認定しています。

また、県が行う工事又は物品の調達において認定リサイクル製品を優先使用するための指針を作成し、平成20年度から運用を開始しています。

⑷　アップサイクルによる新ビジネスの創出

本県由来の未利用資源を活用した新たなビジネスの創出を図るため、県では令和４年５月、産学官で構成するフォーラム組織「青森県アップサイクルフォーラム」を設立し、事業化に向けた情報共有やネットワークの形成に係る取組を進めています。

令和５年度は、関連製品等の開発実証に取り組んだほか、セミナー等を開催し、業界動向や事業化に向けた参考情報等の発信を行うなど、県内企業等による新たな事業展開を促進しました。

第２節　廃棄物の適正処理の推進

１　一般廃棄物の処理体制

一般廃棄物の収集運搬は市町村（一部事務組合含む。）、市町村の委託を受けた事業者及び市町村の許可を受けた事業者により行われていますが、令和４年度における収集運搬能力は、収集運搬車両4,891台、総積載量13,965トンとなっています。

収集運搬された一般廃棄物は、分別収集されたものを除き、主に焼却を中心に処理が行われており、市町村等の焼却施設は、令和４年度において16施設が稼働しています。

焼却施設において処理した後に残る残さや不燃ごみについては、主に最終処分場への埋立処理が行われており、令和４年度において29施設が稼働しています。

２　空き缶等散乱防止対策

空き缶等のポイ捨て・散乱が良好な生活環境や景観を損なっていることから、県では、平成９年12月に「青森県空き缶等散乱防止条例」を制定し、平成10年４月から施行しています。

本条例では、自然公園や都市公園等、特に重点的に空き缶等の散乱防止を図る必要がある地区について、市町村の申請に基づき、「空き缶等散乱防止重点地区」として指定しています。現在、三内丸山遺跡、白神山地周辺、十和田湖周辺、津軽国定公園、下北半島国定公園等の28地区（18市町村）を指定しています（資料編表89）。

また、本条例に基づき、毎年５月と９月を空き缶等散乱防止月間として、同月間を中心に県民に対する広報・啓発を行っています。

３　海岸漂着ごみ対策

平成21年７月に海岸漂着物処理推進法が施行され、国や県など各関係主体の役割や処理責任が明示されるとともに、漂着ごみの処理に必要な財源措置を国が行うこととされました。

また、海洋プラスチックごみ問題等を背景として、平成30年６月に同法が改正され、令和元年５月には、同法に基づく国の基本方針が変更されたほか、国の海洋プラスチックごみ対策アクションプランが策定されました。

県では、有識者、民間団体、行政機関で構成する青森県海岸漂着物対策推進協議会を設置し、本県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための青森県海岸漂着物対策推進地域計画を平成23年３月（令和５年３月に変更）に策定し、国による財源措置を活用して、県及び市町村の管理区域における回収・処理事業を実施しています。

令和５年度は、県内20市町村に対して海洋ごみの回収・処理のための補助事業を実施するとともに、海岸漂着ごみの発生を抑制するため、県民に対し広報・啓発を実施しました。

また、近年、朝鮮半島からとみられる漂着木造船等が確認されており、これらの回収・処理にあたっても同補助金が活用されています。

４　災害廃棄物対策

県では、災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、平成30年３月に「青森県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画は青森県循環型社会形成推進計画や、国の対策指針及び行動指針等を踏まえ、「青森県地域防災計画」等との整合を図るとともに、災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策を取りまとめた実用的な計画として策定されています。また、災害廃棄物処理対応能力を高めるために、平成30年度から市町村職員等を対象とした研修会を実施しています。

令和５年度末までに28市町村が災害廃棄物処理計画を策定していますが、全国と比べて策定率が低いため、市町村の災害廃棄物処理計画策定の支援をしています。

また、災害発生時には、被災市町村に対し災害廃棄物処理への技術的支援を行っています。

５　産業廃棄物処理業者の状況

事業活動に伴い発生する産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で適正に処理することが原則です。本県においては、発生量の約68％が排出事業者により自己処理され、残り約32％は処理業者に委託処理されています（平成30年度）。

このように産業廃棄物処理の重要な役割を担っている産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の数は、表２－２－５のとおりです。

表２－２－５　産業廃棄物処理業許可及び特別管理産業廃棄物処理業許可数

区分		産業廃棄物処理業			特別管理産業廃棄物処理業			合計
		収集運搬業	処分業	計	収集運搬業	処分業	計	
R５．３．31現在	県所管分	1,762	149	1,911	280	7	287	2,198
	青森市所管分	49	43	92	7	4	11	103
	八戸市所管分	25	63	88	9	7	16	104
	計	1,836	255	2,091	296	18	314	2,405
R６．３．31現在	県所管分	1,804	145	1,949	288	6	294	2,243
	青森市所管分	52	43	95	9	5	14	109
	八戸市所管分	28	63	91	9	7	16	107
	計	1,884	251	2,135	306	18	324	2,459

※同一業者であっても、県と青森市又は八戸市の許可をそれぞれ受けている場合がある。
※１つの処理業者が複数の許可を受けている場合がある。
資料：県環境保全課、青森市廃棄物対策課、八戸市環境保全課

６　産業廃棄物処理施設の状況

産業廃棄物の処理施設には、焼却施設、汚泥の脱水施設等の中間処理施設と埋立処分を行う最終処分場があり、県内の設置許可を受けた施設数は、表２－２－６及び表２－２－７のとおりとなっています。

表２－２－６　産業廃棄物中間処理施設数（設置許可が必要なもの）

施設の種別	施設数（R5.3.31現在）	施設数（R6.3.31現在）
焼却	24	23
汚泥の脱水	27	28
汚泥の乾燥	3	3
廃油の油水分離	2	2
廃プラスチック類の破砕	27	27
木くず又はがれき類の破砕	467	475
シアン化合物の分解	1	1
計	551	559

※上記施設数は設置済の施設で、未設置、建設中は含まない。
資料：県環境保全課、青森市廃棄物対策課、八戸市環境保全課

表２－２－７　産業廃棄物最終処分場施設数

施設の種別	施設数（R5.3.31現在）	施設数（R6.3.31現在）
安定型	7	7
管理型	8	8
遮断型	0	0
計	15	15

※上記施設数は稼働中の施設（旧規模未満最終処分場を含む。）で、建設中、埋立終了は含まない。
資料：県環境保全課、青森市廃棄物対策課、八戸市環境保全課

７　産業廃棄物処理業者等立入検査・指導

⑴　令和５年度取組状況

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、産業廃棄物処理業者・処理施設、排出事業者等に立入検査・指導等を実施しており、令和５年度の県内の実績は表２－２－８のとおりです。

表２－２－８　産業廃棄物処理業者等立入検査状況（令和５年度）

検査対象	立入検査件数	指導件数
産業廃棄物処理業者	348	91
産業廃棄物処理施設	170	14
産業廃棄物排出事業者	903	563
計	1,421	668

資料：県環境保全課、青森市廃棄物対策課、八戸市環境保全課

⑵　令和６年度取組方針

令和６年度においても、適正処理を推進するため次のとおり立入検査・指導を行います。

①　産業廃棄物処理業者立入検査・指導

処分業者及び積替え保管施設を有する収集運搬業者の半数以上について、立入検査を実施し、処理状況、委託契約の状況、マニフェスト交付･管理状況及び帳簿記載状況等の確認･指導を行います。

上記以外の業者については、適宜立入検査・指導を行います。

②　産業廃棄物処理施設適正管理指導

最終処分場については、立入検査及び地下水の水質調査等を実施します。

中間処理施設については、立入検査を実施し、施設の稼働状況、維持管理の記録・閲覧制度への対応等の確認・指導を行います。

③　排出事業者立入検査・指導

不法投棄等の不適正処理は、建設系廃棄物が大半を占め、次いで製造業関係の廃棄物が多いことから、主に建設業者（解体業者）等を対象に立入検査を実施し、産業廃棄物の排出、保管、処理の状況、委託の実態等の確認・指導を行います。

また、感染性産業廃棄物、重金属を含む特定有害産業廃棄物などの特別管理産業廃棄物を排出する事業者についても、立入検査・指導を実施します。

８　優良産廃処理業者認定制度の活用

産業廃棄物処理における排出事業者の責任は年々強化されており、排出事業者が自ら信頼できる処理業者を選択することは、事業を適正に運営していく上での重要な要素となります。

また、廃棄物処理業者においても、排出事業者に対して、自身が優良な産業廃棄物処理業者であることをアピールすることで、排出事業者からの処理委託先としての選択の機会が増えることにつながります。

このような背景を踏まえ、国は、優良産廃処理業者認定制度を創設しました。この制度は、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講じるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的としたもので、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト及び財務体質の健全性の５つからなる優良基準に適合するとして認定を受けると、通常５年となっている産業廃棄物処理業の許可の有効期間が７年になり、また、優良な産業廃棄物処理業者である旨を記載した許可証が交付されるなどの特例が付与されます。

優良産廃処理業者認定制度は、廃棄物処理全体の適正化につながるものであり、今後認定事業者のさらなる増加が期待されます。

９　経済的手法の活用による産業廃棄物対策

循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進が強く求められており、また、県外からの産業廃棄物の無秩序な流入は不法投棄につながる懸念があることなどから、その適正処理が求められています。

このような状況の中、平成13年９月に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて、北東北３県で取り組む広域的な産業廃棄物対策の一つとして、「産業廃棄物の発生抑制を図り、リサイクルを促進するとともに県外からの産業廃棄物の流入を抑制するため、産業廃棄物税や搬入課徴金（環境保全協力金）による経済的手法を活用した制度の整備、搬入事前協議の義務化などに向け、共同歩調による取組みを進める」ことが合意されました。

更に、導入する制度の枠組について３県で検討を進めた結果、平成14年８月の北海道・北東北知事サミットにおける３県合意事項として平成14年中に制定することが合意され、本県においては、平成14年12月に「青森県産業廃棄物税条例」及び「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を制定しました。

⑴　青森県産業廃棄物税条例

近年、環境問題への住民の関心が高まってきており、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進が強く求められていること、また、県外からの産業廃棄物の流入に対しては、最終処分場がひっ迫していることや不法投棄につながる懸念があることなどから、その抑制が強く求められています。

このような状況を踏まえ、産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、平成14年12月に「青森県産業廃棄物税条例」を制定し、平成16年１月から実施しています。

この産業廃棄物税は、都道府県が独自に実施する法定外目的税ですが、産業廃棄物が広域的に移動することや不適正処理があった場合には環境への影響が広範囲に及ぶことなども考慮し、岩手県及び秋田県と連携して、同一の課税の仕組みにより実施しています（図２－２－４）。

＜産業廃棄物税条例の概要＞

◆納める人

産業廃棄物の最終処分を委託した事業者又は自ら設置する最終処分場で最終処分を行う事業者の方です。

◆課税の対象

最終処分場に搬入される産業廃棄物の搬入量に応じて課税します。

◆税率

産業廃棄物の重量１トンにつき1,000円です。

◆徴収の方法

最終処分業者の方が産業廃棄物の搬入量に応じて税を徴収し、申告納入します。

また、自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合には、最終処分を行う事業者の方が申告納付します。

◆納税の時期

最終処分場に産業廃棄物が搬入された日の翌月末日

◆税収の使途

産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てます。

⑵　青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」は、県外産業廃棄物の適正処理の推進と

図２－２－４　産業廃棄物税の課税の仕組み

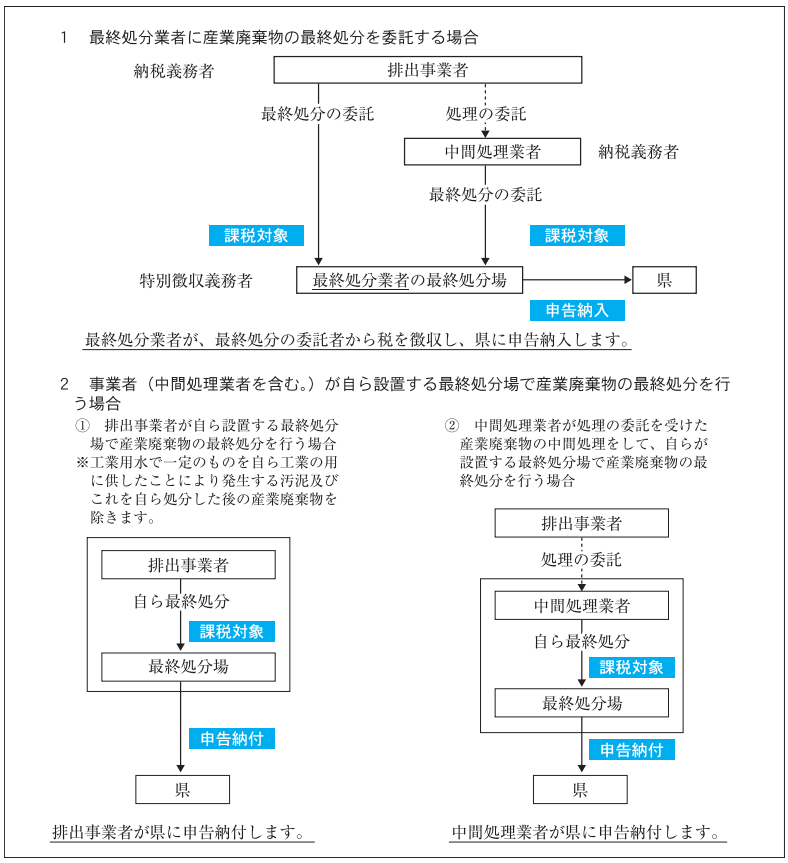

資料：県税務課

生活環境の保全を図ることを目的に、

・事業者に対して、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとするときに、あらかじめ、当該県外産業廃棄物の種類、量、搬入期間等について、その事業場ごとに協議を義務付けること。

・協議を行った事業者に対して、県外産業廃棄物の適正な処理の推進、環境保全協力金の納付等必要な事項を内容とする協定の締結の申入れをすることができること。

を主な内容とし、平成16年１月１日から施行、平成16年４月以後の県外産業廃棄物の搬入から適用しています（図２－２－５）。

なお、令和５年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況は表２－２－９のとおりです。

図２－２－５　県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議の流れ

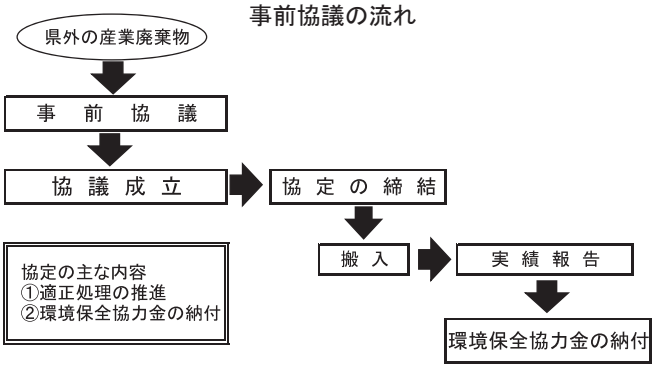

表２－２－９　県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況（令和５年度）

協議の件数	事前協議	649件
	協議内容の変更協議	41件
県外産業廃棄物の量		257,233トン
環境保全協力金の額		18,706,300円

資料：県環境保全課

10　不法投棄等防止対策

⑴　不法投棄等の現状

過去５年間における県内の産業廃棄物の不法投棄等（野焼きを含む）の発見・解決件数は、表２－２－10のとおりです。

廃棄物が長期にわたり放置されると生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、発見後速やかに投棄実行者の調査を行い、廃棄物の撤去等を指導するなど早期解決に努めていますが、投棄実行者が不明の場合や資力不足の場合には、事案が長期化し、早期解決が困難となる傾向にあります。

不法投棄された産業廃棄物に家庭から排出されたと思われるごみ袋や廃家電などの一般廃棄物が混在している場合は、市町村と連携を図りながら、不法投棄者の把握と廃棄物の撤去指導に努めています。

表２－２－10　不法投棄等新規発見及びその解決件数

		R1	R2	R3	R4	R5
発見件数	不法投棄	9	33	13	31	35
	不適正処理	23	30	19	25	28
	野焼き	8	6	4	7	15
	計	40	69	36	63	78
解決件数	不法投棄	7	13	2	9	16
	不適正処理	12	6	4	12	13
	野焼き	7	5	2	5	14
	計	26	24	8	26	43

資料：県環境保全課、青森市廃棄物対策課、八戸市環境保全課

⑵　不法投棄等防止対策

県では、不法投棄の未然防止及び早期発見・早期解決のため各種対策を実施しており、令和６年度においても、引き続き次の事業を実施します。

また、本県における不法投棄等の新規発見事案の大半が建設系廃棄物によるものであるという状況を踏まえ、平成29年４月に創設した建設資材廃棄物の引渡完了報告制度を運用するとともに、建設系廃棄物に係る各主体が取り組むべき事項を明示した「青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針」を平成30年12月に策定したほか、ドローンによる不法投棄等に対する監視体制の強化を図るなど、建設系廃棄物の不法投棄等の抑止に向けた取組を重点的に展開しています。

①　不法投棄未然防止対策

ア　意識啓発広報活動

県の広報番組、野焼き・不法投棄防止チラシの配布等を通じ、意識啓発を図ります。

イ　説明会の開催

排出事業者に対する廃棄物処理法等の説明会を県内６地区で実施します。

②　不法投棄監視対策

ア　地域県民局環境管理部による監視

各地域県民局環境管理部において、定期的に管内の監視を行い、不法投棄の早期発見及び未然防止を図ります。

また、平成13年度から、警察官ＯＢ等を環境管理専門員として配置し、そのノウハウを活用することにより、監視体制を強化しています。

更には、平成19年度から不法投棄監視カメラの運用を開始しており、市町村と連携しながら効果的に活用することにより、不法投棄の監視体制の強化に努めています。

イ　休日監視

悪質な事案に対処するため、チームを組んで休日監視を実施します。

ウ　廃棄物不法投棄監視員による監視

県では、全市町村（青森市及び八戸市を除く。）に配置している廃棄物不法投棄監視員（定員69名）が巡回監視を行い、不法投棄の早期発見と未然防止に努めています。

また、青森市では職員による巡回監視、八戸市では外部委託による不法投棄調査を行っており、それぞれ県と同様に不法投棄の早期発見と未然防止に努めています。

エ　廃棄物積載車両調査

警察や国土交通省と連携して、廃棄物積載車両の点検を行い、廃棄物処理業許可の有無、排出元・搬入先、マニフェストの使用状況等を確認し、産業廃棄物の適正な取扱いを指導します。

オ　上空監視

地上からは確認が困難な山間部・森林部の不法投棄について、警察や海上保安庁と連携したヘリコプターによる上空からの監視を行います。

⑶　循環型社会推進事業

不法投棄問題については、これを全県的な問題としてとらえ、一人でも多くの県民が協働して、解決していこうとする環境づくりや機運づくりを行う必要があります。

このため、県では、産業界や関係団体・市町村等で構成された「あおもり循環型社会推進協議会」が行う不法投棄防止撤去推進キャンペーン実施事業に対して助成しています。

11　ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物対策

ＰＣＢは、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体など、様々な用途で使用されてきましたが、昭和43年に発生した「カネミ油症事件」を契機に、その毒性がクローズアップされ、昭和47年以降、その新たな製造が禁止されました。

その後、平成13年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（ＰＣＢ特別措置法）が制定され、ＰＣＢ廃棄物の処理が進められてきましたが、当初予定されていた平成28年３月までの処分完了が困難な状況となったことなどを受け、平成28年に同法が改正され、高濃度ＰＣＢ廃棄物等の処分期限の見直しなどが行われました。

県では、ＰＣＢ廃棄物の期限内処分を徹底させるため、ＰＣＢ専門員の配置によるＰＣＢ廃棄物の保管事業者等に対する立入検査、テレビや新聞等を活用した広報

などの取組を行っています。

なお、ＰＣＢ廃棄物等の処分期限は、表２－２－11のとおりです。

表２－２－11　ＰＣＢ廃棄物等の処分期限

ＰＣＢ廃棄物等の種類		処分期限
高濃度ＰＣＢ廃棄物（使用中の製品を含む）	変圧器・コンデンサー等	令和4(2022)年３月31日【終了】
	安定器・汚染物等	令和5(2023)年３月31日【終了】
低濃度ＰＣＢ廃棄物		令和9(2027)年３月31日

資料：県環境保全課

12　県境不法投棄対策

⑴　経緯

田子町と岩手県二戸市との県境における不法投棄事案は、平成11年11月に青森・岩手県警察合同での強制捜査により発覚しました。

本事案では、八戸市の産業廃棄物処理業者である法人が埼玉県の産業廃棄物処理業者である法人と共謀し、事業地内に大量の産業廃棄物を不法投棄したことにより、平成12年６月に両法人及びその代表者が起訴され、県では、同年6月から不法投棄の原因者に対して、不法投棄された産業廃棄物の撤去及び周辺環境への汚染拡散防止対策を講ずるよう措置命令を行いました。

また、汚染の実態把握及び周辺環境への影響を検討するため、平成12年度及び平成13年度に汚染実態調査を、平成13年度からは周辺環境等モニタリング調査を継続して実施し、平成14年度には遮水壁設置のための地盤の透水性調査、水処理施設設置予定地の地盤調査等を実施しました。

これらの調査では、次のことが明らかになりました。

・廃棄物は、堆肥様物、焼却灰、汚泥及びＲＤＦ（ごみ固形化燃料）様物等が主体であること。
・本県側の廃棄物の推定量は、約67万１千m^3であること（平成25年３月に国の同意を得た変更実施計画で約77万８千m^3に変更）。
・現場は広い範囲にわたって、揮発性有機化合物によって汚染されていること。
・一部区域にダイオキシン類に汚染された廃棄物が投棄されていること。
・現場内からの浸出水による周辺環境への影響が懸念されるが、周辺環境の水質調査の結果は、環境基準を概ね下回っていること。
・現場の地盤は、難透水性であり、周辺を遮水壁で囲むことによって汚染拡散防止対策に利用可能であること。

一方、両法人は、廃棄物の撤去及び周辺環境への汚染拡散防止の措置を講ずる見込がないことから、県が代執行により原状回復措置を講ずることとし、その方針については、岩手県と合同で学識経験者、地元住民等を構成員とする合同検討委員会、更に委員会の下に設置した技術部会において検討され、次の提言がありました。

・危険性の高い特別管理産業廃棄物相当の廃棄物は、優先的に、かつ、早期に撤去すること。
・原状回復の目標としては、環境基準の達成とすべきであること。
・周辺環境への汚染拡散防止に十分に配慮し、必要な汚染拡散防止措置を講ずること。

県では、上記合同検討委員会の提言や住民の意見、更には県議会の意見等を踏まえ、次の原状回復方針を掲げた実施計画を平成16年１月に策定し、国からの財政支援を受けて具体的な事業に着手しました。

（原状回復方針）

○本県の原状回復対策については、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先することを基本方針とする。
○不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施するため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする。
○なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進協議会」などにおいて十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など最終的に土壌に還元される性質のものについて、現地で有効活用することも可能であると考えている。

⑵　汚染拡散の防止と廃棄物の撤去

①　汚染拡散の防止

不法投棄現場においては、汚染拡散防止に向けた緊急対策として、仮設浄化プラントの設置や表面遮水シートの敷設等を行い、これらの措置と併行して長期的対策に着手し、平成17年５月に、不法投棄現場において廃棄物と接触し汚染された浸出水を処理するために浸出水処理施設及び関連施設である浸出水貯留池等を、平成18年９月には、不法投棄現場から浸出水が場外へ流出することを防ぐために鉛直遮水壁を設置しました。

浸出水処理施設については、浸出水の水質が周辺

環境に影響を与えることのない水準まで改善したことから、令和４年度に稼働を停止し撤去しました。

②　廃棄物の撤去

廃棄物の撤去については、鉛直遮水壁等の長期的対策が完成する平成18年度末までの期間を一次撤去期間とし、地下水の汚染に影響のない遮水シート上に仮置きされた廃棄物及び鉛直遮水壁工事の際に掘削し仮置きしていた廃棄物を対象として実施しました。

平成19年度からは、長期的対策が完成し、地中掘削が可能となったことから、本格撤去に着手し、廃棄物本格撤去計画書（マニュアル）により安全かつ計画的に廃棄物等の撤去を進め平成25年12月に総量約115万トンの撤去を完了しました。

③　現場内地下水の浄化

廃棄物の撤去完了後も現場内に残る汚染地下水については、注水井戸から清浄な水を注水しつつ、揚水井戸から汚染地下水を汲み上げる方法により浄化を進めています。

⑶　環境モニタリング

現場内の汚染地下水の状況確認及び周辺の生活環境への汚染拡散が無いことを継続的に監視・確認するため、環境モニタリング調査を実施しています。

なお、令和６年度の環境モニタリング計画は次のとおりとなっています。

○　遮水壁内地下水16地点

周辺地下水６地点、周辺河川・湧水等８地点

⑷　排出事業者等の責任追及

法の安定的な施行を確保し、不法投棄の未然防止を図るため、排出事業者等で廃棄物処理法に違反した者に対して、厳しく責任を追及してきました。

これまでに12,003社の排出事業者に対し、廃棄物処理法に基づき報告を求め、無許可の収集運搬業者への委託など、法違反の有無について審査してきました。そして、審査の過程で法違反が疑われた場合、立入検査・聴聞などを経て、違法性が確認された排出事業者等に対しては、青森・岩手の両県知事の連名で廃棄物の撤去を命ずる措置命令を行いました。平成15年度に６社、平成16年度に11社、平成17年度に１社に対して措置命令を発出し、すべて履行されています。

平成17年６月以降は、平成16年度の代執行により実施した不法投棄産業廃棄物の撤去に要した費用が確定したことから、措置命令から代執行費用を徴収する納付命令に移行し、平成17年度に４社、平成18年度に１社に対して納付命令を発出し、すべて履行されています。

このほか、平成17年度から平成29年度までの間に24社から自主撤去（撤去に代えて費用の拠出）の申出があり、これを認め、拠出を受けました。

⑸　環境再生計画の推進

平成22年３月に策定した環境再生計画に基づく環境再生の取り組みは、不法投棄現場を負（マイナス）の状態から元（ゼロ）の状態へ復旧するための原状回復事業等で培われてきたこれらの経験等を埋没させることなく、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また国内外で活用すること（プラスの創出）を基本的な考え方とします。

そして、そのための施策を３つの方向性（①自然再生、②地域の振興、③情報発信）から展開し、本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせてはならないというメッセージへとつなげていきます。

①　自然再生

「森林整備計画」に基づく現場跡地の植樹が平成27年度に完了しました。植樹に当たっては、住民等の植樹ボランティアのほか、青森銀行、みちのく銀行及び環境再生の森づくり実行委員会（原状回復事業に携わった24社で構成）及びＤＣＭホーマック(株)の協力をいただきました。

平成28年度からは、下草刈りや剪定等による植栽地の管理を行っています。

②　地域の振興

現場内地下水の浄化終了後における一部跡地の利活用に当たり、岩手県側跡地との一体的な利活用が可能である場合には両県で共同検討していくこととしています。

③　情報発信

原状回復事業の記録等であるウェブアーカイブを随時更新し公開しているほか、田子町立上郷公民館及び田子町立図書館での資料展示も行っています。

13　環境犯罪の取締り状況

⑴　環境犯罪の検挙状況の推移

過去５年間の環境犯罪の検挙状況の推移は、表２－２－12のとおりです。令和５年中は、42件47人を検挙しています。

⑵　環境犯罪の取締り

環境犯罪は、後の世代に引き継ぐべき生活環境を破壊する悪質な行為であることから、警察では廃棄物事犯等の早期発見、早期検挙に努めています。

次の事犯等については、県民生活を脅かす悪質なものとして取締りを強化しています。

○県民の安全・安心を著しく脅かす事犯

○暴力団が関与する事犯

○行政指導等を無視して行われる事犯

○大規模な事犯

表２－２－12　環境犯罪の検挙状況の推移

区分＼年別	令和元年		令和２年		令和３年		令和４年		令和５年	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
廃棄物処理法	57	63	33	41	31	34	55	57	42	47
産業廃棄物	10	15	5	6	5	6	11	13	8	11
一般廃棄物	47	48	28	35	26	28	44	44	34	36

資料：県警察本部生活保安課

第3章　安全・安心な生活環境の保全

第１節　大気環境の保全

１　大気汚染の現況

本県の大気環境は、過去に八戸地域において、大気汚染が原因となった健康被害が発生しましたが、総合的な公害防止対策を実施してきたことにより改善され、現在の大気環境は概ね環境基準を達成し良好な状態にあります（大気汚染に係る環境基準：資料編表37）。

県内の大気汚染状況については、常時監視測定局を県内に設置して常時監視しています。また、低濃度であっても継続的な摂取により人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質についても、モニタリング調査を行っています。これら大気環境に関する令和５年度調査結果は、環境基準が定められている物質のうち、光化学オキシダント（６地点）を除き環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、全国的に環境基準値を超過しており、成層圏オゾンの沈降による影響のほか、アジア大陸からの越境汚染の影響も原因として考えられています。

大気環境保全のため、大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づき、工場及び事業場から排出されるばい煙、粉じん等を規制しており、県では発生源に対して立入検査・指導を行っています。なお、令和３年９月に大気汚染防止法施行令が改正され、大気汚染防止法によるボイラーの規模要件のうち伝熱面積が撤廃されたことから、伝熱面積を規模要件としている青森県公害防止条例におけるボイラーの規制を行わないこととし、令和５年３月に青森県公害防止条例の一部を改正しました。

また、ばい煙排出量の多い工場等と公害防止協定を締結し、法令の排出基準より厳しい協定値を設定し、地域の実情に応じた効果的な公害防止対策を講じています。

さらに、近年、社会問題化したアスベスト問題については、青森県アスベスト問題対策本部を中心として、使用実態の調査や情報提供などを行い、県民の不安解消と健康被害の防止対策に取り組むとともに、大気汚染防止法の規制に基づく特定粉じん（アスベスト）排出等作業に対する立入検査及び周辺濃度調査、一般環境の濃度調査を行っています。

２　環境監視体制

本県では、令和５年度は、一般環境大気測定局16局（県測定８局、青森市測定４局、八戸市測定４局）及び自動車排出ガス測定局３局（県測定１局、青森市測定１局、八戸市測定１局）の計19局で常時監視測定を行い、そのデータをテレメータシステムにより収集しています（資料編表38）。

３　汚染物質別大気汚染の現況

⑴　硫黄酸化物

硫黄酸化物の測定は、二酸化硫黄を対象として、自動測定機により県内６地点で実施しています（資料編表39）。

硫黄酸化物濃度は、昭和46年度をピークに年々減少し、昭和56年度以降は二酸化硫黄に係る環境基準を達成しています。

測定結果の年度別環境基準達成状況は表２－３－１のとおりであり、令和５年度は全地点で環境基準を達成しています。

また、各測定局における年平均値の推移、各市村の経年変化は、それぞれ表２－３－２、図２－３－１に示すとおり、ほぼ横ばいとなっています。

［資料：表２－３－１～表２－３－12及び図２－３－１～図２－３－６　県環境保全課］

表２－３－１　二酸化硫黄に係る環境基準の達成状況

区分	市村名	測定局名	５年度１日平均値の２％除外値(ppm)	短期的評価による適(○)、否(×) 年度 元	2	3	4	5	長期的評価による適(○)、否(×) 年度 元	2	3	4	5
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校	0.002	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八戸市	八戸小学校	0.002	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		八戸特別地域気象観測所	0.002	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		根岸小学校	0.004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		桔梗野小学校	0.002	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	0.001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)１　短期的評価による適（○）は、すべての有効測定日（欠測が４時間以内であること。）において１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、すべての測定時間において１時間値が0.1ppm以下である場合
２　長期的評価による適（○）は、１日平均値の上位２％除外値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて１日平均値が0.04ppmを超える日が２日以上連続しない場合
３　青森市の測定局については、青森市が測定を実施
４　八戸市の測定局については、八戸市が測定を実施

表２－３－２　二酸化硫黄年平均値の推移

区分	市村名	測定局名	二酸化硫黄年平均値(ppm) 元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001
	八戸市	八戸小学校	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
		八戸特別地域気象観測所	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		根岸小学校	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
		桔梗野小学校	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000

図２－３－１　二酸化硫黄の経年変化（年平均値の算術平均）

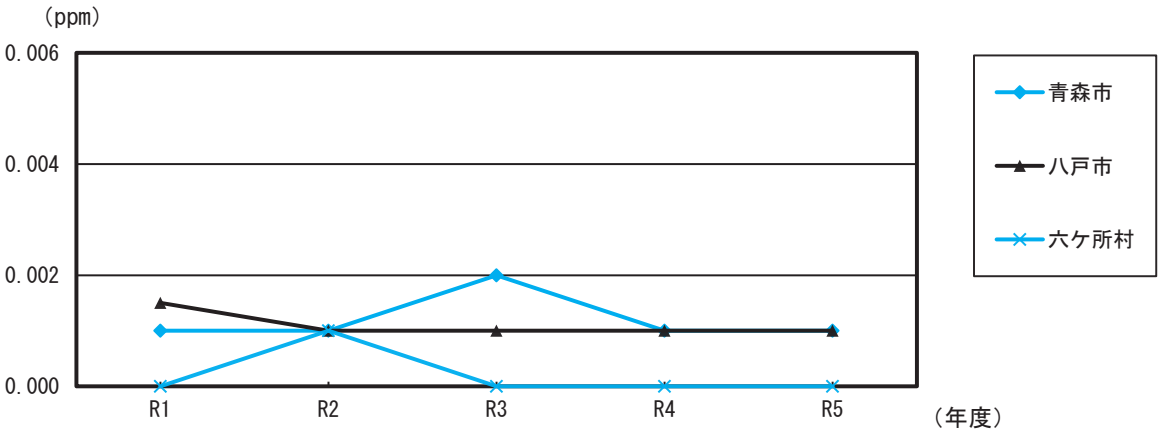

⑵　窒素酸化物

窒素酸化物の測定は、一酸化窒素及び二酸化窒素を対象として、自動測定機により県内17地点で実施しています(資料編表40)。

測定結果の年度別の環境基準達成状況は表２－３－３のとおりであり、令和５年度は全地点で環境基準を達成しています。

また、各測定局における二酸化窒素の年平均値の推移、各市村における経年変化は、それぞれ表２－３－４、図２－３－２に示すとおり、ほぼ横ばいとなっています。

表２－３－３　二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

区分	市村名	測定局名	５年度１日平均値の98%値 (ppm)	環境基準の適(○)、否(×)				
				元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校	0.016	○	○	○	○	○
		甲田小学校	0.014	○	○	○	○	○
		旧大栄小学校	0.008	○	○	○	○	○
	弘前市	第一中学校	0.015	○	○	○	○	○
	八戸市	八戸小学校	0.015	○	○	○	○	○
		八戸特別地域気象観測所	0.015	○	○	○	○	○
		根岸小学校	0.013	○	○	○	○	○
		桔梗野小学校	0.010	○	○	○	○	○
	黒石市	スポカルイン黒石	0.010	○	○	○	○	○
	五所川原市	五所川原第三中学校	0.007	○	○	○	○	○
	十和田市	三本木中学校	0.008	○	○	○	○	○
	三沢市	岡三沢町内会館	0.010	○	○	○	○	○
	むつ市	苫生小学校	0.010	○	○	○	○	○
	六ケ所村	六ヶ所村尾駮	0.006	○	○	○	○	○
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校	0.019	○	○	○	○	○
	弘前市	文京小学校	0.014	○	○	○	○	○
	八戸市	六日町	0.021	○	○	○	○	○

(注) 1　環境基準の適(○)は、１日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合
　　 2　青森市の測定局については、青森市が測定を実施
　　 3　八戸市の測定局については、八戸市が測定を実施

表２－３－４　二酸化窒素年平均の推移

区分	市村名	測定局名	二酸化窒素年平均値　(ppm)				
			元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
		甲田小学校	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
		旧大栄小学校	0.013	0.003	0.006	0.004	0.003
	弘前市	第一中学校	0.007	0.006	0.005	0.006	0.005
	八戸市	八戸小学校	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005
		八戸特別地域気象観測所	0.008	0.007	0.006	0.007	0.007
		根岸小学校	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006
		桔梗野小学校	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004
	黒石市	スポカルイン黒石	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
	五所川原市	五所川原第三中学校	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	十和田市	三本木中学校	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
	三沢市	岡三沢町内会館	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	むつ市	苫生小学校	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003
	六ケ所村	六ヶ所村尾駮	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校	0.013	0.006	0.008	0.008	0.007
	弘前市	文京小学校	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
	八戸市	六日町	0.013	0.011	0.010	0.011	0.010

図２－３－２　二酸化窒素の経年変化（年平均値の算術平均）

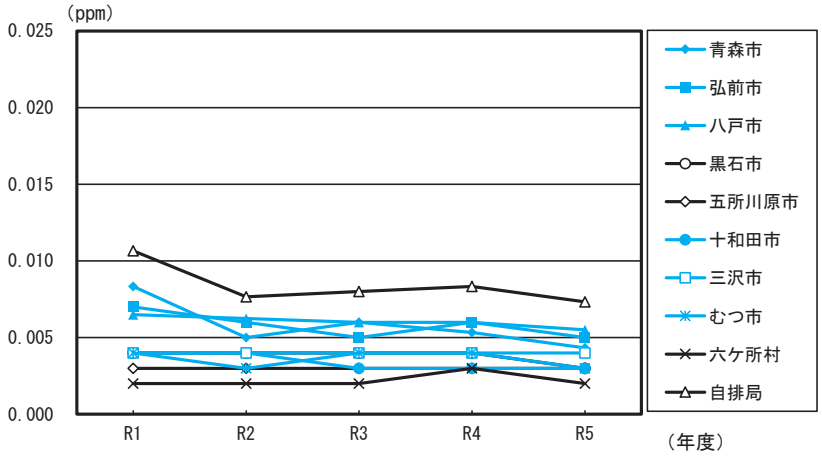

⑶　光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定は、自動測定機により県内６地点で実施しています(資料編表41)。

測定結果の年度別の環境基準達成状況は表２－３－５のとおりであり、令和５年度は昨年度までと同様に、昼間の１時間値の最大値が全地点で0.06ppmを超えており、環境基準を達成していませんが、緊急時の注意報発令基準である0.12ppmまでには至っていません。

一方、年平均値に係る経年変化については、表２－３－６及び図２－３－３に示すとおり、ほぼ横ばいとなっています。

本県の光化学オキシダントは、春季に県内全域で高い濃度が観測されていることから、主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えられていますが、最近の研究報告では、アジア大陸からの越境汚染の影響も考えられています。

表２－３－５　光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況

区分	市町村名	測定局名	５年度昼間の１時間値の最高値（ppm）	環境基準の適(○)、否(×)				
				元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校	0.078	×	×	×	×	×
	弘前市	第一中学校	0.083	×	×	×	×	×
	八戸市	八戸小学校	0.072	×	×	×	×	×
	むつ市	苫生小学校	0.081	×	×	×	×	×
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	0.079	×	×	×	×	×
	鰺ヶ沢町	鰺ヶ沢町舞戸	0.079	×	×	×	×	×

表２－３－６　光化学オキシダントの経年変化(昼間１時間値の年平均値)

区分	市町村名	測定局名	光化学オキシダントの昼間の１時間値の年平均値（ppm）				
			元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校	0.033	0.031	0.038	0.031	0.034
	弘前市	第一中学校	0.034	0.032	0.042	0.034	0.043
	八戸市	八戸小学校	0.029	0.028	0.039	0.029	0.038
	むつ市	苫生小学校	0.035	0.033	0.040	0.037	0.043
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	0.036	0.035	0.042	0.036	0.043
	鰺ヶ沢町	鰺ヶ沢町舞戸	0.031	0.032	0.042	0.035	0.043

図２－３－３　光化学オキシダントの経年変化(昼間の年平均値の算術平均)

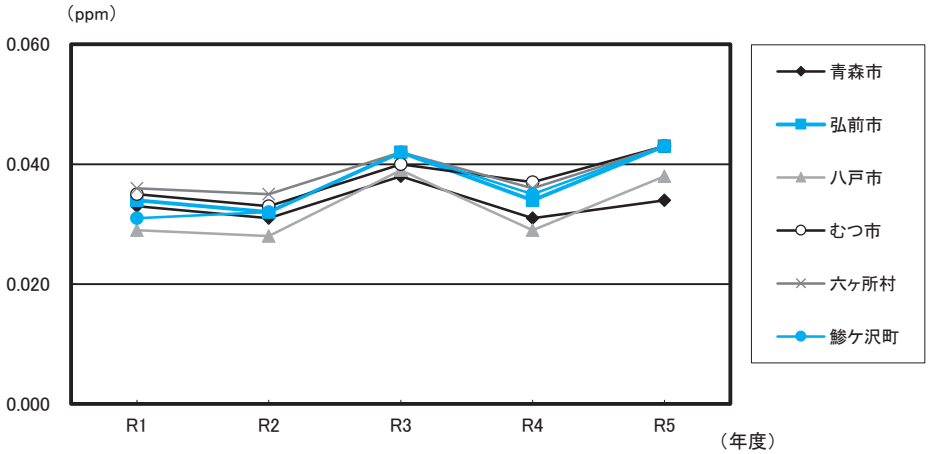

⑷　一酸化炭素

一酸化炭素の測定は、自動測定機により県内３地点で実施しています(資料編表42)。測定結果の年度別の環境基準達成状況は表２－３－７のとおりであり、令和５年度は、全地点で環境基準を達成しています。

また、各測定局における一酸化炭素の年平均値の推移、各市の算術平均の経年変化は、それぞれ表２－３－８、図２－３－４に示すとおり、ほぼ横ばいとなっています。

表２－３－７　一酸化炭素に係る環境基準の達成状況

区分	市名	測定局名	５年度１日平均値の２％除外値(ppm)	短期的評価による適（○）、否（×） 年度					長期的評価による適（○）、否（×） 年度				
				元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校	0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	弘前市	文京小学校	0.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八戸市	六日町	0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注）１　短期的評価による適（○）は、すべての有効測定日（欠測が４時間以内であること。）において１日平均値が10ppm以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が20ppm以下である場合
２　長期的評価による適（○）は、１日平均値の上位２％除外値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて１日平均値が10ppmを超える日が２日以上連続しない場合
３　青森市の測定局については、青森市が測定を実施
４　八戸市の測定局については、八戸市が測定を実施

表２－３－８　一酸化炭素の経年変化（年平均値）

区分	市名	測定局名	一酸化炭素年平均値(ppm) 元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
	弘前市	文京小学校	0.1	0.1	0	0.0	0.0
	八戸市	六日町	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3

図２－３－４　一酸化炭素の経年変化（年平均値の算術平均）

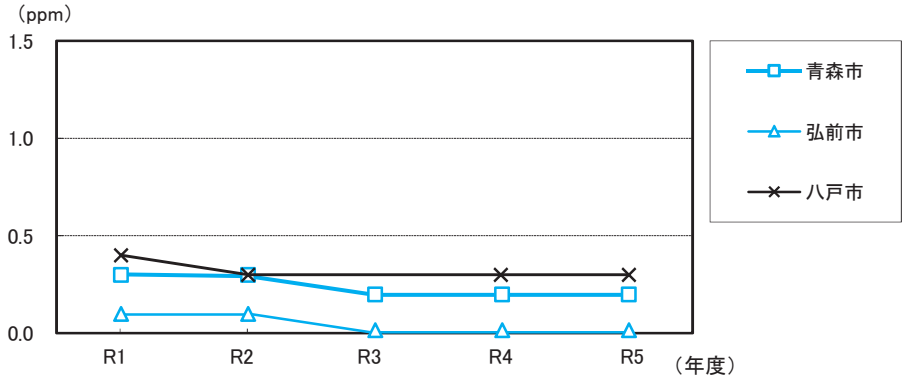

⑸　浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定は、自動測定機により県内18地点で実施しています（資料編表43）。

測定結果の年度別の環境基準達成状況は表２－３－９のとおりであり、令和５年度は、年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で評価を行う長期的評価では、全地点で環境基準を達成しました。また、短期間の特殊事情が反映されることがある短期的評価では、全地点で環境基準を達成しました。

各市村及び自動車排出ガス測定局の年平均値の経年変化は表２－３－10、図２－３－５のとおりであり、ほぼ横ばいとなっています。

浮遊粒子状物質の発生源としては、工場、事業場、自動車、稲わらの焼却等の人為的なもののほか、大陸からの黄砂や風による土砂の舞い上がり等の自然的なものがあり、発生源の究明に努める必要があります。

表２－３－９　浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況

区分	市村名	測定局名	５年度１日平均値の２％除外値 (mg/m³)	短期的評価による適（○）、否（×） 年度 元	2	3	4	5	長期的評価による適（○）、否（×） 年度 元	2	3	4	5
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校	0.024	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		甲田小学校	0.025	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新城中央小学校	0.026	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		旧大栄小学校	0.025	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	弘前市	第一中学校	0.027	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八戸市	八戸小学校	0.029	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		八戸気象観測所	0.031	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		根岸小学校	0.030	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		桔梗野小学校	0.032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	黒石市	スポカルイン黒石	0.022	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	五所川原市	五所川原第三中学校	0.038	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	十和田市	三本木中学校	0.032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	三沢市	岡三沢町内会館	0.033	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	むつ市	苫生小学校	0.025	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	0.040	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校	0.026	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	弘前市	文京小学校	0.030	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八戸市	六日町	0.030	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注）１　短期的評価による適（○）は、すべての有効測定日（欠測が４時間以内であること。）において１日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、すべての測定時間において１時間値が0.20mg/m³以下である場合
２　長期的評価による適（○）は、１日平均値の上位２％除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて１日平均値が0.10mg/m³を超える日が２日以上連続しない場合
３　青森市の測定局については、青森市が測定を実施
４　八戸市の測定局については、八戸市が測定を実施

表２－３－10　浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

区分	市村名	測定局名	浮遊粒子状物質年平均値(mg/m³) 元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
		甲田小学校	0.014	0.014	0.009	0.009	0.009
		新城中央小学校	0.016	0.013	0.008	0.009	0.009
		旧大栄小学校	0.018	0.016	0.008	0.010	0.009
	弘前市	第一中学校	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007
	八戸市	八戸小学校	0.01	0.008	0.006	0.006	0.007
		八戸特別地域気象観測所	0.01	0.009	0.009	0.010	0.011
		根岸小学校	0.011	0.011	0.011	0.012	0.011
		桔梗野小学校	0.011	0.011	0.008	0.009	0.010
	黒石市	スポカルイン黒石	0.008	0.005	0.004	0.005	0.006
	五所川原市	五所川原第三中学校	0.014	0.012	0.013	0.016	0.017
	十和田市	三本木中学校	0.015	0.015	0.014	0.016	0.015
	三沢市	岡三沢町内会館	0.010	0.012	0.009	0.010	0.009
	むつ市	苫生小学校	0.009	0.009	0.007	0.008	0.008
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	0.012	0.013	0.012	0.013	0.013
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009
	弘前市	文京小学校	0.010	0.010	0.009	0.008	0.011
	八戸市	六日町	0.012	0.011	0.008	0.009	0.010

図２－３－５　浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値の算術平均）

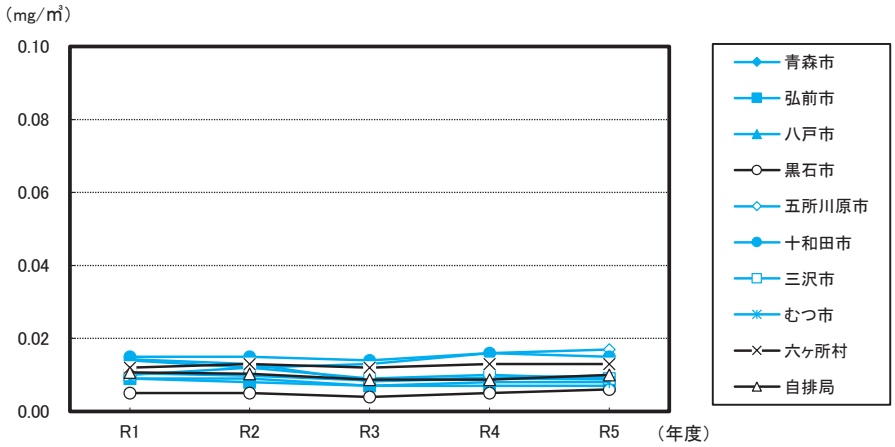

⑹　炭化水素

炭化水素の測定は、自動測定機（メタン、非メタンの分離測定）により県内６地点で実施しています。（資料編表44及び45）。

測定結果の経年変化は表２－３－11、図２－３－６のとおりであり、令和５年度における非メタン炭化水素の午前６時から午前９時までの３時間平均値の年平均値は0.02～0.11ppmＣの範囲でした。

表２－３－11　炭化水素濃度の年度別推移図

区分	市村名	測定局名	項目／年度		測定値（ppmC）				
					元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
一般環境大気測定局	青森市	旧大栄小学校	非メタン炭化水素（年平均値）	年間	0.18	0.17	0.03	0.02	0.02
				６時～９時	0.18	0.17	0.04	0.02	0.02
			メタン（年平均値）		1.95	1.96	1.98	1.98	1.99
			全炭化水素（年平均値）		2.13	2.12	2.01	2.00	2.01
	八戸市	八戸小学校	非メタン炭化水素（年平均値）	年間	0.27	0.28	0.13	0.13	0.10
				６時～９時	0.28	0.29	0.13	0.14	0.10
			メタン（年平均値）		1.96	1.97	1.99	2.01	1.94
			全炭化水素（年平均値）		2.23	2.25	2.12	2.12	2.05
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	非メタン炭化水素（年平均値）	年間	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05
				６時～９時	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06
			メタン（年平均値）		1.93	1.95	1.97	1.98	1.98
			全炭化水素（年平均値）		1.99	2.01	2.03	2.03	2.03
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校	非メタン炭化水素（年平均値）	年間	0.11	0.02	0.06	0.05	0.04
				６時～９時	0.12	0.02	0.07	0.06	0.05
			メタン（年平均値）		1.99	1.98	1.98	2.00	2.00
			全炭化水素（年平均値）		2.10	2.00	2.05	2.05	2.04
	弘前市	文京小学校	非メタン炭化水素（年平均値）	年間	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
				６時～９時	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
			メタン（年平均値）		1.96	1.98	2.00	2.01	2.01
			全炭化水素（年平均値）		2.01	2.03	2.05	2.06	2.05
	八戸市	六日町	非メタン炭化水素（年平均値）	年間	0.14	0.12	0.14	0.15	0.13
				６時～９時	0.10	0.09	0.11	0.13	0.11
			メタン（年平均値）		1.97	1.99	2.00	2.01	2.01
			全炭化水素（年平均値）		2.11	2.11	2.13	2.16	2.14

（注）１　炭化水素については、環境基準が設定されていないが、環境省の指針として光化学オキシダントの生成に関係があるとされる非メタン炭化水素（ＮＭＨＣ）について、午前６時から午前９時までの３時間の平均値0.20～0.31ppmＣが示されている。
２　青森市の測定局については、青森市が測定を実施
３　八戸市の測定局については、八戸市が測定を実施

図２－３－６　非メタン炭化水素（午前６時～９時の年平均値）の経年変化

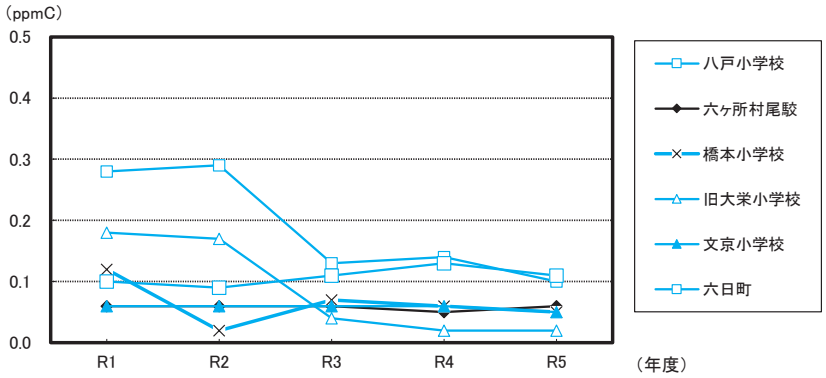

⑺　微小粒子状物質

微小粒子状物質の測定は、自動測定機により県内５地点で実施しています（資料編表46）。測定結果の年度別環境基準達成状況は表２－３－12のとおりであり、令和５年度は全地点で環境基準を達成しています。

また、微小粒子状物質やその前駆物質は、大気中での挙動等に関する知見が十分ではなく、効果的な微小粒子状物質対策の検討及び実施に当たっては、微小粒子状物質及びその前駆物質の大気中の挙動等の科学的知見の集積が必要であることから、県内３地点で微小粒子状物質の成分分析を実施しています。

表２－３－12　微小粒子状物質に係る環境基準の達成状況

区分	市村	測定局名	短期基準に関する評価による適（○）・否（×）					長期基準に関する評価による適（○）・否（×）				
			年　度					年　度				
			元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
一般環境大気測定局	青森市	甲田小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八戸市	根岸小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	五所川原市	五所川原第三中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車排出ガス測定局	弘前市	文京小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八戸市	六日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注）１　短期基準に関する評価による適（○）は、測定結果の年間98パーセンタイル値が35μg/m³以下である場合
２　長期基準に関する評価による適（○）は、測定結果の１年平均値が15μg/m³以下である場合
３　青森市の測定局については、青森市が測定を実施
４　八戸市の測定局については、八戸市が測定を実施

⑻　有害大気汚染物質

有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない指定物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）を含む有機化合物（15物質）及び金属類（６物質）について、県内５地点（うち、根岸小学校局は環境省測定、堤小学校局及び橋本小学校局は青森市測定、八戸小学校局は八戸市測定）で大気環境中の濃度を測定しました。

令和５年４月～令和６年３月まで毎月１回（合計12回）実施した調査結果において、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの４物質については、いずれも環境基準を達成しています。

また、大気の汚染に係る指針値が設定されているアクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物、マンガン及びその化合物については、全測定地点において指針値を下回っています（資料編表47）。

⑼　八戸地域における重金属類

有害大気汚染物質モニタリング調査の結果、八戸地域において重金属類の濃度が全国平均値を上回っていることから、県では、重金属類の大気中濃度を詳細に把握することを目的として、大気を常時採取するローボリウムエアサンプラー法による調査を平成18年７月から平成28年12月まで実施しました。平成29年１月以降は、八戸市が継続して実施しています。令和５年度の調査結果において、ニッケル化合物は、大気の汚染に係る指針値を下回っています。今後も調査を継続し、八戸地域における大気中重金属類濃度が低減されるよう、事業者に情報提供し排出削減対策を促すこととしています（表２－３－13）。

表２－３－13　八戸地域における大気中重金属類調査結果（令和５年度）

（単位：ng／m³）

測定対象物質	八戸小学校局	根岸小学校局	指針値
ニッケル化合物	1.1	1.4	25以下

４　大気汚染防止対策

⑴　法令による規制

大気汚染防止法（以下「法」という。）及び青森県公害防止条例（以下「条例」という。）に基づき、工場及び事業場から排出されるばい煙、粉じん等について各種の規制が実施されています。

ばい煙に関する規制は、法及び条例に基づく「ばい煙発生施設」及び「ばい煙関係施設」の排出口から排出されるばい煙について排出量又は排出濃度の排出基準が定められており、この基準に違反した事業者に対しては、改善命令等の行政処分を経ることなく、直ちに罰則を適用することができるようになっています。事業者は、ばい煙発生施設等を設置し、又は構造等の変更をする際、知事へ事前に届出することになっており、これに対し、排出基準に適合しないと認めるときは、計画変更命令等の措置ができ、規制基準の遵守が担保される仕組みとなっています。

粉じん規制については、石綿（アスベスト）その他の人の健康に係る被害を及ぼすおそれのある物質を「特定粉じん」に定め、「特定粉じん発生施設」を設置する工場又は事業場の敷地の境界線における濃度の許容限度として規制基準が定められています。また、特定粉じん以外の「一般粉じん発生施設」及び条例に基づく「粉じん関係施設」については、粉じん飛散防止のための施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められています。さらに、特定粉じんについては、石綿を含有する建築材料が使用された建築物等の解体等の作業を「特定粉じん排出等作業」に定め、作業基準が定められています。

そのほか、法ではアンモニア、ふっ化水素等28物質を「特定物質」として定めており、特定物質を発生する施設及びばい煙発生施設で事故が発生した場合に、知事は事業者に対し、事故の拡大防止又は再発防止策をとるべきことを命ずることができることになっています。

移動発生源については、法に基づき、環境大臣が自動車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等について、許容限度を定めるとともに、国土交通大臣が道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準によりこれを確保することになっています。また、法では、自動車排出ガスによる大気汚染が著しい地区について、知事が県公安委員会に対して交通規制の要請を行うとともに、必要に応じ道路管理者等に対して道路構造の改善等について意見を述べることになっています。

①　固定発生源の状況

令和５年度末における法等に基づく届出施設は、資料編表48及び表49のとおりです。

また、令和５年度における届出書の受理件数は、法対象が547件、条例対象が136件となっており、内訳は資料編表50のとおりです。

②　移動発生源の状況

移動発生源としては、自動車、航空機及び船舶等があり、自動車は窒素酸化物等の大きな発生源となっています。

本県における自動車保有台数は、令和５年度末において約100万台となっています。また、ガソリン及び軽油の販売量は、令和５年度末において、合わせて約98万kLとなっています（図２－３－７）。

図２－３－７　県内の自動車保有台数及びガソリン等販売量

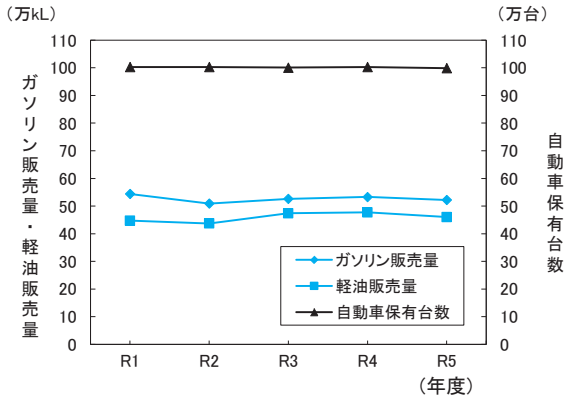

資料：国土交通省東北運輸局「自動車統計」及び青森県石油商業協同組合「石油製品販売実績」より県環境保全課作成

③　発生源規制指導

法及び条例に基づき、県、青森市及び八戸市がばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対し、規制基準の適合状況を把握するため、立入検査を行っています。令和５年度は、ばい煙関連は延べ190工場・事業場437施設、粉じん関連は延べ70工場・事業場、352施設、水銀等関連は31工場・事業場、53施設について、施設の稼動状況、燃料の使用状況、ばい煙の排出状況等を調査しています。

また、ばい煙関連施設に係るばい煙の測定は、20工場・事業場、20施設について実施しました。

⑵　大気汚染物質別対策

①　硫黄酸化物対策

硫黄酸化物に関する排出規制は、一般排出基準（Ｋ値規制）、特別排出基準、総量規制基準及び季節的な燃料使用規制基準があり、本県では一般排出基準、いわゆるＫ値による規制が行われています。

Ｋ値規制とは、政令で定める地域区分ごとに、対象施設の排出口の高さに応じて定める許容限度であり、Ｋ値が小さいほど厳しい基準となります。

これまでＫ値は、表２－３－14のとおり、順次強化されており、現在、本県に適用されるＫ値は、八戸市（旧南郷村を除く。）が6.0（16ランク中第６ランク）、青森市（旧浪岡町を除く。）が14.5（同第15ランク）、その他の地域が17.5（同第16ランク）となっています。

表２－３－14　硫黄酸化物排出基準（Ｋ値）改定状況

地域＼適用年月日	S45. 2. 1	S46. 6. 24	S47. 1. 5	S49. 4. 1	S50. 4. 15	S51. 9. 28
八戸市	26. 3	26. 3	14. 0	11. 7	8. 76	6. 0
青森市	－	26. 3	22. 2	17. 5	17. 5	14. 5
その他の地域	－	26. 3	22. 2	17. 5	17. 5	17. 5

②　窒素酸化物対策

ばい煙発生施設に対する窒素酸化物の規制は、昭和48年８月の１次規制以降、昭和58年までの５次にわたり、排出基準の強化及び対象施設の拡充が行われたことから、県では対象施設の実態を把握し、低窒素酸化物バーナーの導入、燃焼管理の適正化等の対策指導を行っています。

移動発生源に対する窒素酸化物の規制は、昭和48年度以降順次規制が強化され、ガソリン又はＬＰＧを燃料とする自動車、ガソリンを燃料とする二輪車、軽油を燃料とする特殊自動車（ディーゼル特殊自動車）及びガソリン又はＬＰＧを燃料とする特殊自動車について、大気汚染防止法に基づく告示「自動車排出ガスの量の許容限度」により許容限度が定められています。

③　ばいじん及び有害物質対策

大気汚染防止法では、物の燃焼、電気の使用に伴い発生する物質を「ばいじん」とし、物の破砕、

選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質を「粉じん」としてそれぞれ規制しています。なお、「粉じん」は「一般粉じん」と「特定粉じん」(石綿:アスベスト)に区分されています。

ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められていますが、本県においては、アスファルトプラントの骨材乾燥炉や廃棄物の焼却炉等において基準を超えるおそれがあることから、これらの施設について集じん装置の設置を指導しています。

有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準については、有害物質の種類ごとに、特定のばい煙発生施設に対して設定されています。

⑶　公害防止協定による排出抑制

公害防止協定は、法令による画一的な規制を補完し、地域の実情に応じた効果的な対策を講じるとともに、企業側の公害防止に対する姿勢を示し、住民の理解を得るために有効なものです。

本県では、東北電力㈱八戸火力発電所等の主要工場（合計13企業）と関係市村の３者間で公害防止協定を締結しています。この公害防止協定において、大気汚染防止対策として、各協定工場から排出される硫黄酸化物やばいじん、窒素酸化物等について、法令の排出基準より厳しい基準を設定し、大気汚染物質の排出を抑制しています。

⑷　常時監視

①　テレメータシステムによる発生源監視

本県では、八戸地区の大手７工場の主要施設について、県、八戸市及び事業者の３者間で「八戸地区大気汚染発生源テレメータシステムの設置等に関する協定」を締結し、テレメータシステムにより燃料使用量、硫黄酸化物排出量等の常時監視の実施及びデータ収集を行っています。監視項目については資料編表51のとおりです。

②　緊急時対策

気象条件の悪化等により大気汚染が著しくなった場合に、大気汚染防止法に基づく緊急時の措置を迅速かつ適切に行う必要があります。

近年、大気汚染物質の一つである光化学オキシダント濃度が全国的に上昇傾向にあるという状況を踏まえ、県では、県民の健康を守り、生活環境に係る被害を防止するため、平成20年５月に「青森県大気汚染緊急時対策要綱」を制定しました。

また、八戸市内の大手５工場と、緊急時の措置に関する協定等を締結し、要綱に基づき注意報等を発令した際には、大気汚染の状況に応じ、工場に対しばい煙量の削減等を要請するとともに、県民に対し注意を呼びかけるなど、速やかに大気汚染の改善を図ることとしています。

なお、現在まで、要綱に基づく注意報等の発令に至る緊急事態は発生していません。

⑸　奥入瀬渓流自然環境の活用

奥入瀬渓流に並行する国道102号では、秋の紅葉時期など観光シーズン時にマイカーや観光バスが多く訪れ、排気ガスや騒音等による自然環境への影響が懸念されています。

この問題を解決する方策の一つとして、奥入瀬渓流を迂回する国道103号奥入瀬（青樵山）バイパスの整備事業が進められており、バイパス完成後の奥入瀬渓流の自然保護と利活用を両立する新たな交通システムを構築するため有識者による奥入瀬渓流利活用検討委員会（委員長：石田東生筑波大学名誉教授）を設立し、検討を進めているところです。

令和５年度（2023年度）には、青樵山バイパス開通後を見据え、官民連携した、奥入瀬十和田利活用協議会（協議会長：青森県知事）が発足し、奥入瀬・十和田湖地域の高付加価値化や、オールシーズン型滞在型観光を目指した事業構想を官民一体となって作成しています。

５　アスベスト対策

⑴　青森県におけるアスベスト対策

平成17年６月に大手機械メーカーからアスベストに係る健康被害状況について公表され、その後相次いで関係企業等から同様の内容が公表され、アスベストによる健康被害が社会問題化し、国民のアスベストによる健康や環境への不安が高まりました。

この問題を受けて、国では、同年7月29日に関係閣僚による会合を開き、アスベスト問題への当面の対応をとりまとめて以降、大気汚染防止法をはじめ関係法令の改正やアスベストによる健康被害者の救済制度の創設など「アスベスト問題に係る総合対策」に取り組んでいます。

本県では、同年７月14日にアスベスト問題庁内連絡会議を設置し、関係部局が情報を共有し、相談窓口の設置や相談事例等に関する情報交換、アスベスト問題に関する県民への情報提供、県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査の実施などの取組を行ってきました。

また、同年10月６日には、アスベスト問題に関する総合的な対策の推進等を目的とする青森県アスベスト問題対策本部を設置し、県有施設等における除去等の

対策に着手するとともに、12月には、青森県アスベスト問題対策アクションプログラムを策定・公表し、平成18年２月には、使用実態調査の最終結果を公表するなどにより、県民の不安解消と健康被害の防止対策に取り組んでいます。

更に、大気汚染防止法に基づく特定粉じん（アスベスト）排出等作業実施届出があった場合、立入検査や除去作業現場周辺のアスベスト濃度の測定を行っています。

⑵　大気汚染防止法に基づく規制等

①　特定粉じん排出等作業の届出状況

令和５年度における大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出件数は、表２－３－15のとおりです。

表２－３－15　大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出件数（令和５年度）

県受付分	青森市受付分	八戸市受付分	合計
22	16	10	48

②　アスベスト濃度調査

令和５年度は、住宅地域２地点、商工地域１地において、環境大気中のアスベスト濃度調査を実施しました（表２－３－16）。

また、特定粉じん排出等作業場所周辺の19地点において、アスベスト濃度調査を実施しました（表２－３－17）。

表２－３－16　環境大気中のアスベスト濃度調査結果（令和５年度）

区分	調査地点数	調査結果（本／Ｌ）			（参考）特定粉じん発生施設に係る敷地境界基準（本／Ｌ）
		最小	最大	幾何平均	
住宅地域	2	＜0.056	＜0.3	＜0.14	10
商工地域	1	＜0.3	＜0.3	＜0.3	

※調査結果は総繊維数濃度を示している。
資料：県環境保全課

表２－３－17　特定粉じん排出等作業場所周辺アスベスト濃度調査（令和５年度）

調査地点数	調査結果（本／Ｌ）			（参考）特定粉じん発生施設に係る敷地境界基準（本／Ｌ）
	最小	最大	幾何平均	
19	＜0.056	0.68	＜0.13	10

※調査結果は総繊維数濃度を示している。
資料：県環境保全課

③　アスベスト監視強化の取組

大気汚染防止法の改正により、平成18年から特定粉じん排出等作業の規制対象が拡大されたことから、これに対応し一層の監視強化を図るため、平成17年度にはアスベスト濃度調査に係る試料採取用機材・分析機器を整備し、以降、次の取組を行っています。

ア　建築物の解体等に対する監視

特定粉じん排出等作業に対して、地域県民局環境管理部が立入検査を実施し、必要に応じて労働基準監督署と合同で立入検査を実施しています。

イ　特定粉じん排出等作業周辺調査

特定粉じん排出等作業に対して、当該建築物等の敷地境界において、アスベスト濃度調査を実施しています。

ウ　一般環境調査

住宅地域等において、アスベスト濃度調査を実施しています。

６　公害健康被害対策

八戸市の一部地区住民を対象に、同市が昭和45年から昭和49年にかけて公害健康被害調査を実施した結果、大気汚染によると認められる呼吸器症状の有症率が比較的高かったことを契機として、同市は昭和52年６月１日から独自の救済制度（八戸市公害健康被害者の救済に関する条例）により、小中野地区（面積7.1㎢、地域内人口約３万人）を中心とする指定地域内の公害健康被害者に対し、医療費、療養手当、障害補償費等を支給し、その救済を行っています。

これに要する財源は、八戸市内に立地する一定規模以上の工場・事業場からの拠出金等を充てています。

八戸市の救済制度に基づく指定疾病別認定患者数は表２－３－18のとおり４人となっています。

表２－３－18　指定疾病別認定患者数
（令和６年３月31日現在）

疾病	計
慢性気管支炎	0
気管支ぜん息	4
ぜん息性気管支炎	0
計	4

7　悪臭対策

悪臭は、騒音、振動とともに日常生活と関連の深い感覚公害の一つです。

近年では、従来の畜産農業に係る悪臭苦情の他、家庭生活における苦情が多く、悪臭に関する苦情の内容も多種多様なものとなっています。

⑴　悪臭の現況

令和４年度の悪臭苦情件数は54件であり、苦情発生状況を発生源別にみると流出・漏洩が３件、家庭生活（その他）10件などとなっています。

また、令和４年度（R４年7月1日～R５年6月30日）の畜産における業種別の苦情発生状況は、肉用牛(10件)、豚（４件）、採卵鶏（１件）で肉用牛経営の悪臭に関する苦情が多くなっています（表２－３－21）。

家畜排せつ物については、平成16年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、これまでに管理基準を満たした処理施設等の整備が進められてきました。

しかしながら、畜産経営の大規模化の進行、住宅地との混住化、高齢化に伴う労働力不足等を背景に、一部不適正な処理や堆肥の滞留等により地域住民から、依然として悪臭に関する苦情が寄せられています。

なお、飼養戸数、頭羽数(県計)の推移は資料編表56のとおりです。

⑵　悪臭防止対策

悪臭防止法に基づく規制地域の指定については、昭和48年から順次行われ、令和５年度末で県内10市22町５村計37市町村に規制地域が指定されています(資料編表54)。

また、規制基準の設定についても、昭和48年から順次行われ、敷地境界、気体排出口及び排出水について、規制基準が設定されています(資料編表55)。

これらの規制地域における悪臭防止法に基づく立入検査、悪臭の測定等は市町村長が行うこととされています。

8　稲わら焼却防止活動

稲わらの焼却防止については、平成19年度から、わら焼きが集中している地域を重点指導地区とし、県、市町村職員が直接農家を訪問して、稲わらの有効利用を指導してきたほか、平成20年度には、稲わらの広域流通を進めるため、稲わら流通促進商談会を開催し、畜産農家等への稲わらのあっせんを始めました。

また、平成22年６月には「青森県稲わら有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」を制定し、関係機関が一体となって、稲わらの焼却防止活動を展開しています。

これらの結果、稲わらの焼却は、水稲作付面積の1％台まで減ってきましたが、津軽地域の一部で依然として行われており、貴重な有機質資源の損失のみならず、健康への悪影響や交通の妨げが心配されるほか、本県のマイナスイメージとなることが懸念されています。

このため、平成31年２月に稲わら収集者、畜産農家、家畜市場、農協、市町村等を構成員に、稲わら流通促進会議を設置し、稲わら広域流通システムを構築して、収集・販売・利用の好循環を確立するための検討を行い、令和３年２月には、稲わら販売の経営モデルや、高品質な稲わらロールづくりのための収集・保管技術を示したマニュアルを作成しました。

農業者が「商品としての稲わら」という視点を持って、稲わらの利用拡大に取り組んでいけるよう、マニュアルを活用した技術普及や、稲作農家・畜産農家との意見交換会の実施によるマッチング支援等を行っています。

9　畜産業対策

⑴　畜産環境問題の現況

畜産経営については、年々規模拡大が進む一方、市街地の拡大や農村地域の混住化の進行に伴い、畜産経営に起因する悪臭等の環境問題が発生しています。

令和４年度の畜産経営に起因する環境問題の苦情発生件数は15件であり、前年と比べ増加しました（表２－３－19)。

苦情発生件数を経済地帯別にみると、都市的地域２件(13.3％)、平地農業地域４件(26.7％)、中山間農業地域７件(46.7％)、山間農業地域２件(13.3％)でした(表２－３－20)。

なお、家畜の種類別苦情発生件数は表２－３－21、経済地帯別苦情発生に伴う指導及び処理内容は表２－３－22のとおりです。

表２－３－19　苦情発生件数の推移

（単位:件）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
件数	23	20	11	7	12
年度	H30	R元	R2	R3	R4
件数	17	11	10	10	15

資料：県畜産課

表２－３－20　経済地帯別苦情発生件数（令和４年度）

（単位:件）

区分	苦情内容別発生件数								
	水質汚濁	悪臭	害虫発生	悪臭と水質汚濁	害虫発生と水質汚濁	害虫発生と悪臭	悪臭と水質汚濁と害虫	その他	計
都市的地域		2							2
平地農業地域	2	1	1						4
中間農業地域	3	2					1	1	7
山間農業地域		1						1	2
計	5	6	1				1	2	15

資料：県畜産課

表２－３－21　家畜の種類別苦情発生件数（令和４年度）

（単位:件）

区分	苦情内容別発生件数								
	水質汚濁	悪臭	害虫発生	悪臭と水質汚濁	害虫発生と水質汚濁	害虫発生と悪臭	悪臭と水質汚濁と害虫	その他	計
豚		3						1	4
採卵鶏		1							1
ブロイラー									
乳用牛									
肉用牛	5	2	1				1	1	10
その他									
計	5	6	1				1	2	15

資料：県畜産課

表２－３－22　経済地帯別苦情発生に伴う指導等（令和４年度）

（単位:件）

区分	指導・対策別件数					
	施設助成	技術指導	移転の斡旋	紛争の仲介	その他	計
都市的地域		2				2
平地農業地域		4				4
中間農業地域		4			3	7
山間農業地域		2				2
計		12			3	15

資料：県畜産課

⑵　畜産環境保全対策

地域農業や生活環境と調和のとれた環境保全型畜産の確立を推進するため、家畜排せつ物の適正な処理や耕種部門における堆肥利用の促進に努めるとともに、補助事業やリース事業及び融資制度の活用による処理機械・施設の整備を推進しました。

①　畜産環境保全対策事業

家畜排せつ物の適正処理による環境汚染防止により地域の環境に対応した畜産経営の確立を促進するため、「家畜排せつ物法」及び「青森県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、個別経営に対する巡回指導、家畜排せつ物処理施設整備の促進、良質堆肥の生産と利用促進活動を行いました。

②　草地畜産基盤整備事業

将来的にも畜産主産地としての発展が期待される地域において、畜産経営における総合的な環境整備対策として、平成29年度から令和４年度まで「つがる北部地区（つがる市）」が同事業を活用して、家畜排せつ物を適正に処理・利用するための施設整備を実施しています。

③　畜産環境整備リース事業

家畜排せつ物処理の適正化に資するため、一般財団法人畜産環境整備機構が畜産経営者に対して処理施設機械の貸付を行う事業を推進しています。

④　融資制度

家畜排せつ物処理施設の整備のために畜産経営が活用できる制度資金の周知を図りました。

ア　農業近代化資金（１号資金）：畜舎、堆肥舎等農業用建物構築物の改良又は取得に必要な資金の融資。また、原動機、耕うん整地用機械、畜産用機具等の農機具の取得に必要な資金の融資

イ　畜産経営環境調和推進資金：家畜排せつ物処理高度化施設整備計画の認定を受けた畜産経営を対象に処理施設の整備に必要な資金の融資

ウ　農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）：認定農業者を対象に経営改善計画に則した処理施設等の整備に必要な資金の融資

第２節　水環境の保全

１　赤石川等の河川環境の保全

赤石川（鰺ヶ沢町）、追良瀬川、笹内川、小峰沢川（深浦町）の各河川から取水し発電を行っている大池系発電所の流水は、各河川に戻ることなく直接日本海へ放流されています。このため、県では平成13年度に、学識経験者や地元住民などから構成される「大池系発電所の水利使用に係る検討協議会」を開催し、夏場の４ヶ月間は各河川の取水地点から下流河川への放流量を約３倍に増量することなどを決定し、河川環境の改善に取り組んできており、令和５年度の検討協議会において、この取組を継続的に実施することとしています。

２　十和田湖・奥入瀬川の河川環境の保全

十和田湖・奥入瀬川の水は、昭和12年に策定された「奥入瀬川河水統制計画」に基づき、かんがい・発電のために利用されており、地域の発展に大きな役割を果たしてきました。

しかし、十和田湖の水をかんがい・発電に利用するために、奥入瀬渓流への放流が限定されていたことなどから、地元からは奥入瀬渓流への放流の見直しについて強い要望がありました。また、奥入瀬渓流の下流では、発電のための取水により10km以上の区間で水が少ない状態となっており、河川が本来持っている豊かな自然環境が失われていました。

県では、このような状況を改善するために、平成18年度から学識経験者や地域住民などから構成される「十和田湖・奥入瀬川の水環境・水利用検討委員会」を開催し検討を続けた結果、平成20年度に新たな水利用方法（奥入瀬渓流への放流量の見直し、減水区間への放流）が決定され、平成25年度の検討委員会において、この取組を継続的に実施することとしています。

３　十和田湖水質保全対策

十和田湖の水質については、昭和46年に湖沼で最も厳しい環境基準類型「ＡＡ」に指定し、常時監視を実施してきました。しかし、その水質は、昭和61年度以降環境基準を達成できない状態が続いています。平成16年度にはＣＯＤが1.9mg／Ｌと悪化し、その後は回復しましたが、令和５年度にはＣＯＤが1.7mg／Ｌとなりました。透明度についても、昭和61年度以降12mを下回る状態が続いており、平成16年度には7.5mと悪化しましたが、その後は回復し、平成27年度、平成28年度には12mを上回りました。平成29年度以降については、令和３年度は12mを上回りましたが、令和５年度は11mでした（図２－３－８）。また、ヒメマス漁獲量は昭和60年代に急激に落ち込み、その後一時的に回復した年もありましたが、平成４年度から平成８年度及び平成12年度から平成14年度にかけ再び落ち込むなど不安定な状態が続いています。このため、県では、平成７年度から平成９年度にかけて環境庁（当時）と共同で水質の汚濁原因解明調査を実施し、さらには、平成10年度及び平成11年度に環境庁（当時）、水産庁及び秋田県と共同で水質改善及びヒメマス資源回復を目的とした調査を実施しました。

これらの調査結果により、ワカサギとヒメマスが、餌である大型動物プラクトンをめぐって強い競争関係を引き起こし、湖内の生態系が変化したことが水質の汚濁及びヒメマス不漁の要因の一つであると考えられました。

また、湖への流入汚濁負荷に関する県の取りまとめ（平成23年度）では、降雨時の流入河川からの汚濁負荷等自然的要因がほとんどを占め、人為的要因は極めて小さいと考えられました。

県は、十和田湖の水質改善等に向けた取組を推進するため、平成13年８月に秋田県と共同で、行政、関係機関、事業者及び住民が実践すべき取組について「十和田湖水質・生態系改善行動指針」として取りまとめました。

平成27年３月には、これまでの調査・研究結果及び取組状況を踏まえて本指針を改定し、秋田県及び関係機関等と連携して、本指針に掲げる水質・生態系改善のための各種取組をより一層推進し、水質の改善に努めていくこととしています。

さらに、青森・秋田両県では、十和田湖の水質及びその周辺地域における環境を適正に保全することを目的として、両県の事業者及び住民等が参加する「十和田湖環境保全会議」を開催（令和５年度は11月に開催）し、環境保全に係る意識啓発に努めています。

図２－３－８　十和田湖におけるＣＯＤ（75% 値）と透明度の経年変化

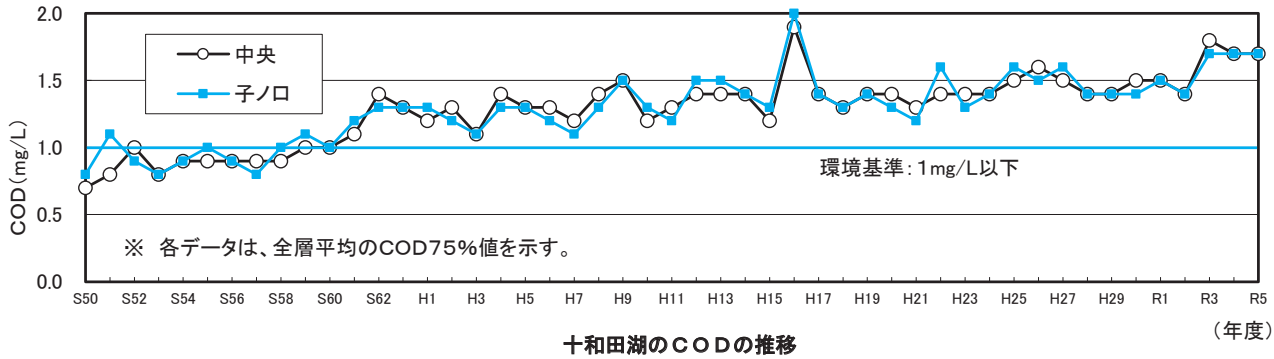

十和田湖のＣＯＤの推移

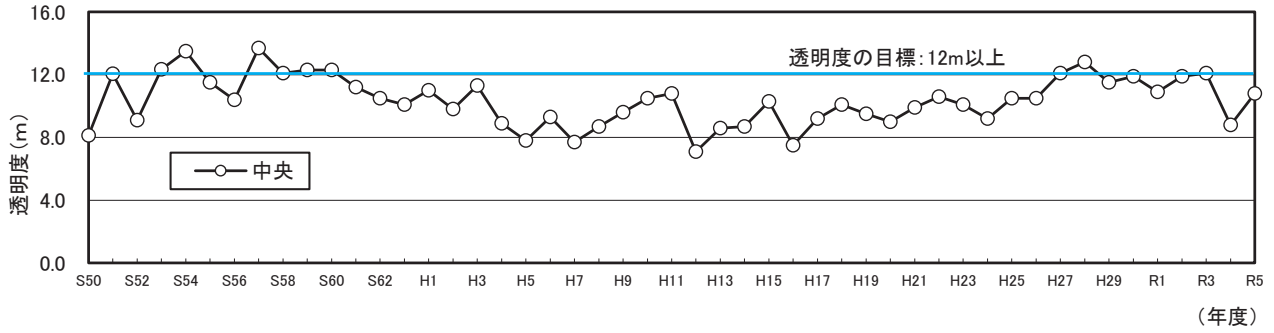

十和田湖の透明度の推移

資料：県環境保全課

４　小川原湖水質保全対策

小川原湖の水質は、平成18年度以降環境基準を達成できない状況が続いており、近年は急速に水質悪化が進行する傾向を示しています（図２－３－９）。

このため、小川原湖を管理している国土交通省は、水質悪化の原因について検討するとともに、平成24年３月に行政の関係機関（国土交通省、県及び流域市町村）で構成する「小川原湖水環境対策協議会」を設置し、平成25年２月には水質改善に係る施策などを取りまとめた「小川原湖水環境改善計画」を策定しました。

同計画に基づき、国土交通省は塩水遡上抑制に係る実証試験や覆砂などの湖内対策に、県及び市町村は生活排水対策などの流域対策に取り組んでいます。

また、県は、流域対策をさらに促進することを目的として、平成27年10月に小川原湖流域の行政（県及び流域市町村）、関係団体及び有識者などで構成する「小川原湖流域水環境対策協議会」を設置し、平成29年１月には、流域の行政、事業者、住民等の各主体が実施していくべき取組の具体的な方向性を「小川原湖水環境改善行動指針」として取りまとめました。

令和元年度から２か年で実施した「小川原湖水質改善緊急対策事業」では、小川原湖に接続する姉沼、内沼の水質等に係る詳細な調査を行うとともに、小川原湖流域における事業者及び住民等に対して水質保全に係る意識啓発等を行いました。

今後も同行動指針を広く周知し、水質改善に向けた各主体の具体的な取組の促進を図っていくとともに、姉沼、内沼の水質調査や生活排水対策に係る普及啓発等を行うこととしています。

図２－３－９　小川原湖におけるＣＯＤ（75%値）の経年変化

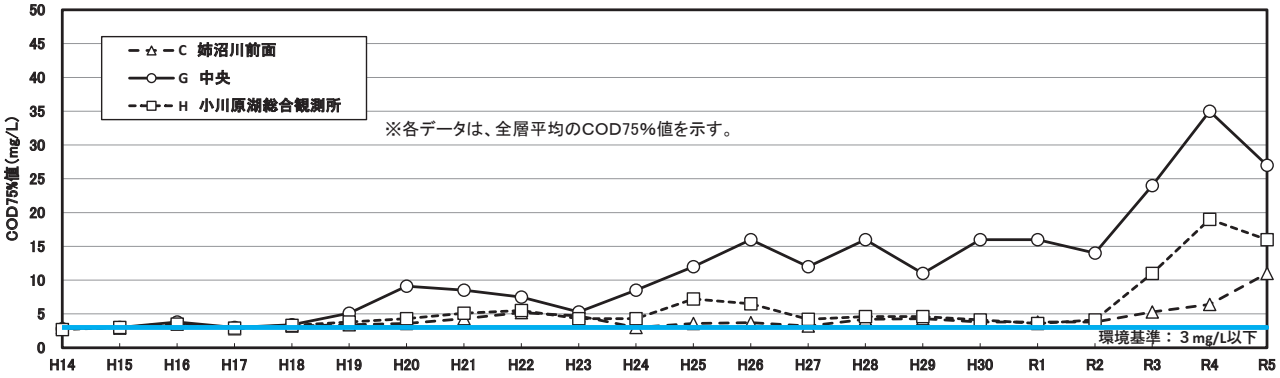

資料：県環境保全課

５　陸奥湾水質保全対策

陸奥湾は、比較的清澄な状態にありますが、閉鎖性の強い水域であるため、いったん汚濁が顕在化するとその回復に多大な経費、時間を要し、また、完全な回復も難しくなります（図２－３－10）。

このため、県では、陸奥湾の良好な水質環境を将来にわたって維持していくために、平成８年度から「むつ湾アクアフレッシュ事業」を実施し、平成９年５月には、総合的かつ長期的な展望に立った陸奥湾の環境保全の基本指針となる「むつ湾アクアフレッシュ計画」を策定しました。

また、「むつ湾アクアフレッシュ協議会」（県、関係市町村及び関係団体等で構成）を設立し、生活排水対策として下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の設置の推進、海岸防災林の造成、漁民の森づくり活動推進事業及びエコ･クッキング発表会等の水質保全活動を実施してきました。

なお、同計画は平成17年度で終了し、陸奥湾の水質保全施策については、平成18年度からは青森県環境計画などにより実施しています。

図２－３－10　陸奥湾におけるＣＯＤ、全窒素及び全燐の経年変化

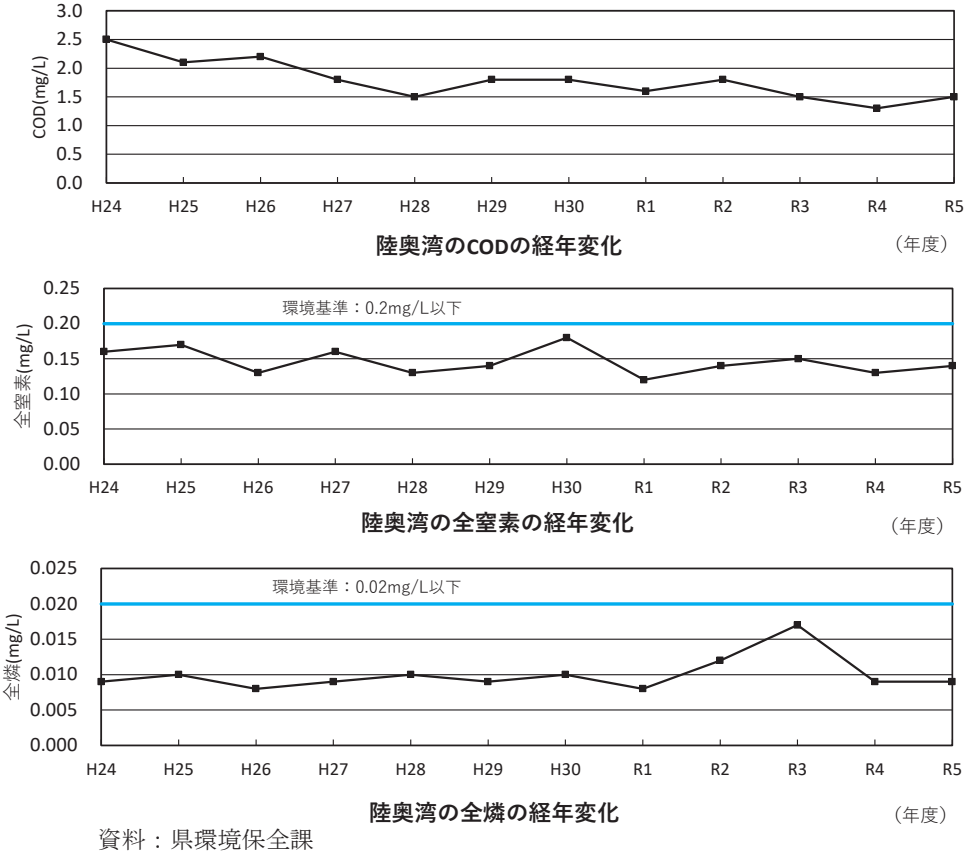

資料：県環境保全課

６　工業用水道保全対策

県では、青森県八戸工業用水道（八戸市）を昭和41年６月から運営をしています。

青森県八戸工業用水道で供給している水は、じん芥、土砂を除去した原水であり、水質については各事業所で使用目的に応じ浄化処理を行い使用しています。

除去した土砂は、土砂処理池で天日乾燥の上、土砂分析（有害物質含有量試験及び溶出試験）を行い、安全性を確認の上、再利用に努めています。

なお、県営工業用水道給水状況は、表２－３－23のとおりです。

表２－３－23　県営工業用水道給水状況

（令和６年３月31日現在）

名　　称	給水地域	給水能力（㎥/日）	給水事業者数	令和５年度給水実績（㎥/日）
青森県八戸工業用水道	八戸臨海工業地帯	350,000	10	303,010

資料：県整備企画課

７　農業用水保全対策

農村地域では、農業用水路が生活雑排水の受け入れ先となっていることから、水質汚濁解消と生活環境の向上を図るため、汚水処理施設の整備が必要とされています。

都市地域に比較して人口密度が低く、経済的に都市型の下水道事業による整備が困難な農村地域では、集落の形態に適した小規模集合処理方式の汚水処理システムを整備する、農業集落排水事業を進めています。

８　漁場保全対策

本県の日本海・津軽海峡・太平洋ではいか釣り、定置などの漁業が、陸奥湾ではホタテガイ養殖業が主に営まれており、海面漁業・養殖業の生産量は全国第６位となっています。また、小川原湖、十三湖等ではシジミ、ワカサギ、シラウオ等を対象とした漁業が営まれており、内水面漁業・養殖業の生産量は全国第７位となっています（農林水産省「令和４年漁業・養殖業生産統計」）。このように全国有数の水産物の産地である本県の海面・内水面漁場の環境保全を図るため、県では昭和48年から「漁業公害調査指導事業」を実施し、水質のモニタリングを行うとともに各漁業協同組合の協力を得ながら漁場被害発生時における緊急処置体制を整備しています。

また、「陸奥湾漁場保全対策基礎調査事業」では、ホタテガイ養殖漁場としての陸奥湾の持続的な環境保全のための調査を行っています。

９　水質汚濁の現況

本県では、県、青森市、八戸市、国土交通省が、主要公共用水域において水質汚濁の状況を継続的に監視しています。

令和５年度の水質調査の結果については、公共用水域の水質は総合的に見て概ね良好な状況にあります。その要因は主に、工場・事業場排水の規制及び処理施設の整備、下水道の普及等によるものですが、一部の中小都市河川や湖沼及び閉鎖性海域では水質の改善の停滞が見られます。これは、生活排水が未処理のまま公共用水域に放流されることなどが主な原因と考えられます。

生活排水対策としては、下水道の整備を更に促進するほか、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の設置等の各種生活排水処理施設の整備を進めることとしていますが、下水道の整備には長い年月と莫大な費用を要するため、県民の水質保全意識の一層の高揚を図ることを目的として、家庭でできる生活排水対策に関する講習会の開催等、各種普及啓発事業を実施しています。今後とも、行政と県民が一体となって取り組むことが必要です。

水質汚濁防止法では、特に生活排水対策の実施を推進することが必要な水域を生活排水対策重点地域に指定して計画的な対策の推進を図ることとされており、県は平成５年12月に新井田川河口水域に係る地域（八戸市）を、平成９年１月に古間木川流域（三沢市）をそれぞれ生活排水対策重点地域に指定しました。

工場・事業場からの排水については、水質汚濁防止法等による排水規制の強化及び立入検査による指導等により水質が改善されてきています。

また、地下水は身近にある貴重な水資源として広く利用されていますが、揮発性有機化合物や硝酸性窒素による汚染が全国的に問題となっており、県でもその状況の把握に努めています。

10　公共用水域の水質等の現況

⑴　環境基準の達成状況等

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められており、水質保全対策を推進する上での目標となっています。

「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」では、カドミウム、全シアン等有害物質について環境基準が定められており、平成５年３月の改正でトリクロロエチレン等15物質が追加されたほか、鉛、砒素について、より厳しい基準値への見直しや有機燐の項目の削除が行われ、また、平成11年２月の改正では、ふっ素、ほう素並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の３項目、平成21年11月の改正では、1,4－ジオキサンが追加され、現在27項目について基準値が定められています。

さらに、人の健康の保護に関連する物質ではあるものの、公共用水域等における検出状況等から見て、現時点では直ちに健康項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとしてクロロホルム等27項目を「要監視項目」とし、うち25項目に指針値が定められています。

また、「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」は、河川、湖沼、海域ごとにその利用目的に応じて水域類型が定められることとなっており、県では、ｐＨ、ＤＯ、ＢＯＤ（ＣＯＤ）等に関しては42河川（56水域）、５湖沼（５水域）、８海域（28水域）について、全窒素及び全燐に関しては１湖沼（１水域）、１海域（１水域）について、類型指定を行い、環境基準の維持・達成に努めています（資料編表10及び表11）。また、令和４年４月の改正では、大腸菌群数が大腸菌数に見直され、令和５年４月１日から施行されています。

国は平成15年以降、「水生生物の保全に係る環境基準」の項目として、全亜鉛、ノニルフェノール、ＬＡＳ（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）を順次追加しており、県では平成27年度から順次類型指定を行っています。このほか、水道水源水域の水質保全を図るため、平成６年５月10日に施行された「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」の中で、特定項目として位置付けられているトリハロメタン生成能を測定しています。

以上のことを踏まえて、県、青森市、八戸市、国土交通省では、公共用水域の水質について環境基準の達成状況を継続して調査しており、令和５年度は岩木川、新井田川、十和田湖、陸奥湾等63河川、９湖沼、８海域の総計196地点について監視を行いました。調査河川等数及び測定項目数は資料編表15のとおりです。

①　健康項目

カドミウム、全シアン等、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）について、46河川、７湖沼、３海域において延べ1,833項目の調査を実施しました。その結果、田名部川におけるほう素、正津川における砒素が環境基準非達成でした。その原因として、田名部川においては、感潮域であるため海水の流入によるもの、正津川においては、砒素を含む温泉の湧出に由来する自然要因によるものであると考えられます。各項目における測定地点数は資料編表16のとおりです。

②　生活環境項目

ｐＨ、ＤＯ、ＢＯＤ（ＣＯＤ）等、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）について、63河川、９湖沼、８海域において延べ8,226項目の調査を実施しました。

その結果、有機性汚濁の代表的指標であるＢＯＤ（又はＣＯＤ）で見ると、環境基準の水域類型指定が行われている89水域のうち81水域で環境基準を達成しており、達成率は91％（河川95％、湖沼20％、海域96％）で、近年は図２－３－11のとおり推移しています。

［資料：表２－３－24～表２－３－44県環境保全課］

図２－３－11　水質環境基準達成の推移

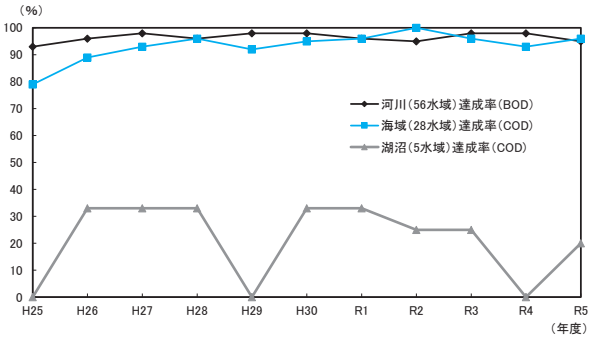

ア　河　　川

県内の63河川において、ｐＨ、ＤＯ、ＢＯＤ、ＳＳ、大腸菌数等の項目について延べ3,991項目の調査を実施しました。

ＢＯＤの環境基準達成状況は表２－３－24のとおりであり、類型指定している56水域のうち53水域で環境基準を達成し、達成率は95％でした。

表２－３－24　河川の環境基準達成状況（ＢＯＤ）

類　型	河　川		５年度	４年度
	類型指定水域数(A)	達成水域数(B)	達成率(B/A)(%)	達成率(%)
AA	2	3	67	100
A	39	37	95	97
B	13	13	100	100
C	1	1	100	100
合計/平均	56	53	95	98

全亜鉛、ノニルフェノール、ＬＡＳの水生生物の保全に係る環境基準の達成状況は、表２－３－25のとおりであり、類型指定している41水域全てで３項目とも環境基準を達成し、達成率は100％でした。

表２－３－25　河川の環境基準達成状況（全亜鉛、ノニルフェノール、ＬＡＳ）

類　型	河　川		５年度	４年度
	類型指定水域数(A)	達成水域数(B)	達成率(B/A)(%)	達成率(%)
生物特A	3	3	100	100
生物A	35	35	100	100
生物Ｂ	3	3	100	100
合計/平均	41	41	100	100

イ　湖　　沼

十和田湖、小川原湖及び浅瀬石川ダム貯水池等において、ｐＨ、ＤＯ、ＣＯＤ、ＳＳ、大腸菌数等の項目について延べ2,482項目の調査を実施しました。

ＣＯＤの環境基準達成状況は表２－３－26のとおりであり、類型指定している５水域のうち１水域で環境基準を達成し、達成率は20％でした。

表２－３－26　湖沼の環境基準達成状況（ＣＯＤ）

類　型	湖　沼		５年度	４年度
	類型指定水域数(A)	達成水域数(B)	達成率(B/A)(%)	達成率(%)
AA	1	0	0	0
A	4	1	25	0
合計/平均	5	1	20	0

全亜鉛、ノニルフェノール、LASの水生生物の保全に係る環境基準の達成状況は、表２－３－27のとおりであり、類型指定している５水域全てで水域環境基準を達成し、達成率は100％でした。

表２－３－27　湖沼の環境基準達成状況（全亜鉛、ノニルフェノール、ＬＡＳ）

類　型	湖　沼		５年度	４年度
	類型指定水域数(A)	達成水域数(B)	達成率(B/A)(%)	達成率(%)
生物A	5	5	100	80
合計/平均	5	5	100	80

ウ　海　　域

陸奥湾など８海域において、ｐＨ、ＤＯ、ＣＯＤ、ｎ－ヘキサン抽出物質、大腸菌数等の項目について延べ1,755項目の調査を実施しました。

ＣＯＤの環境基準の達成状況は表２－３－28のとおりであり、類型指定している28水域のうち27水域で環境基準を達成し、達成率は96％でした。

表２－３－28　海域の環境基準達成状況（ＣＯＤ）

類　型	海　域		５年度	４年度
	類型指定水域数(A)	達成水域数(B)	達成率(B/A)(%)	達成率(%)
A	9	9	100	89
B	11	10	91	91
C	8	8	100	100
合計/平均	28	27	96	93

③　特殊項目

特殊項目については、銅、クロム等５項目について延べ533項目の調査を実施しました。測定結果は表２－３－29のとおりです。

なお、フェノール類及びクロムは検出されませんでした。

表２－３－29　特殊項目の調査結果（令和５年度）

（単位：mg／L）

区分／項目	河　川	湖　沼	海　域
フェノール類	＜0.02	＜0.02	＜0.02
銅	＜0.005～0.026	＜0.005	＜0.005
溶解性鉄	＜0.1～1.7	＜0.1～0.9	＜0.1
溶解性マンガン	＜0.02～0.52	＜0.02～0.25	＜0.02～0.03
クロム	＜0.02	＜0.02	＜0.02

④　要監視項目

要監視項目については、ダイアジノン、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ、全マンガンの３項目について延べ96項目の調査を実施しました。測定結果は表２－３－30のとおりです。

表２－３－30　要監視項目の調査結果（令和５年度）

（単位：mg／L）

区分 項目	河　川	湖　沼	海　域
ダイアジノン	<0.0005	－	－
ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ	<0.0000003 ～ 0.0000083	<0.000005 ～ 0.0000013	－
全マンガン	－	0.25	－

⑤　その他の項目

生活排水による都市河川の汚濁と関わりが深い塩化物イオン、硫酸イオン、アンモニア性窒素、藻類増殖の指標であるクロロフィルーａ等について延べ1,610項目の調査を実施しました。測定結果は表２－３－31のとおりです。

表２－３－31　その他の項目等の調査結果（令和５年度）

区分 項目	河　川	湖　沼	海　域
塩化物イオン(mg/L)	4～12,000	10～18,000	440～ 19,000
硫酸イオン(mg/L)	8～14	－	－
アンモニア性窒素(mg/L)	<0.02～ 0.42	<0.02～13	－
リン酸性リン(mg/L)	<0.003～ 0.055	<0.003～ 1.5	－
クロロフィル-a(μg/L)	<2.0～46	<0.2～180	<0.2～92

⑥　特定項目（トリハロメタン生成能）

特定項目(トリハロメタン生成能)については、県内８水域11地点において、延べ44項目の調査を実施しました。

測定結果（地点ごとの年間平均値）は表２－３－32のとおりです。

表２－３－32　トリハロメタン生成能調査結果

（令和５年度）

水域名	測定地点名	トリハロメタン生成能 平均値（mg/L）
津　刈　川	鍋倉	0.083
山　田　川	新小戸六ダム	0.084
堤　川	下湯ダム下	0.017
横　内　川	水道取水口上流	0.044
奥入瀬川	幸運橋	0.047
馬　淵　川	梅泉橋	0.036
	名久井橋	0.038
岩　木　川	上岩木橋	0.051
	乾橋	0.070
浅瀬石川ダム貯水池	ダムサイト	0.064
世増ダム貯水池	ダムサイト	0.015

⑵　水域別水質汚濁の現況

①　河　　川

ア　日本海岸水域河川

笹内川、赤石川等６河川の６地点において調査を実施しました。

ＢＯＤの経年変化は表２－３－33のとおりであり、当該水域には大きな汚濁発生源が存在しないことから、全般的に水質は良好で、類型指定されている５水域全てで環境基準を達成しました。

表２－３－33　日本海岸水域河川におけるＢＯＤ（75%値）の経年変化

（単位：mg／L）

水域名	測定地点名	環境基準類型	基準値	年度 元	2	3	4	5
笹内川	○ 笹内橋	A	2	1.2	0.8	1.0	0.6	1.2
吾妻川	○ 板前橋	A	2	1.3	0.7	0.8	0.8	0.8
追良瀬川	○ 追良瀬橋	A	2	1.1	＜0.5	0.9	＜0.5	0.9
赤石川	○ 基橋	A	2	1.2	0.6	1.6	0.9	0.9
中村川	○ 中村橋	A	2	1.0	0.8	1.2	＜0.5	0.9
鳴沢川	鳴沢橋	－	－	2.0	0.9	1.9	1.0	1.0

（注）○印：環境基準点

イ　岩木川水域河川

岩木川、平川、浅瀬石川等15河川36地点において調査を実施しました。

主要地点のＢＯＤ経年変化の状況は表２－３－34のとおりです。

類型指定されている10水域のうち８水域で環境基準を達成しましたが、山田川、浅瀬石川では環境基準非達成でした。

表２－３－34　岩木川水域河川におけるＢＯＤ（75%値）の経年変化

（単位：mg／L）

水域名	測定地点名	環境基準類型	基準値	年度 元	2	3	4	5
岩木川	○ 鷹ノ巣橋	A	2	1.1	0.8	1.2	0.5	0.9
	上岩木橋	A	2	0.9	0.6	0.8	0.7	0.6
	安東橋	A	2	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5
	○ 幡龍橋	A	2	2.0	1.7	1.7	1.3	1.8
	鶴寿橋	A	2	3.1	1.9	2.2	2.3	2.3
	○ 乾橋	A	2	2.2	1.7	2.0	2.0	2.0
	三好橋	A	2	1.7	1.9	1.5	1.5	1.8
	神田橋	A	2	1.6	1.5	1.5	1.6	1.1
	○ 津軽大橋	B	3	1.7	1.7	1.5	1.3	2.5
	十三湖大橋岩木川河口	B	3	1.9	1.0	1.6	1.3	1.5
	十三湖１中央	B	3	1.6	1.6	1.5	1.1	1.5
	十三湖２山田川河口	B	3	2.6	1.9	2.0	1.1	1.5
	十三湖３鳥谷川河口	B	3	1.3	1.3	1.7	0.8	1.0
湯ノ沢川	滝野沢橋	－	－	＜0.5	＜0.5	1.5	0.9	＜0.5
大秋川	○ 国吉橋	A	2	0.8	0.5	1.1	0.6	0.8
平川	○ 板沢橋	A	2	0.9	0.6	1.2	1.0	1.0
	豊平橋	A	2	0.8	0.8	0.8	1.3	1.1
	○ 平川橋	A	2	0.9	1.1	0.8	1.1	0.8
津刈川	鍋倉	－	－	1.2	1.0	1.1	1.0	1.0
	二の渡橋	－	－	1.0	0.5	0.9	1.0	1.1
大落前川	○ 延命橋	A	2	1.5	0.8	0.6	＜0.5	0.9
虹貝川	新早瀬野橋	A	2	0.9	1.0	1.0	0.7	1.1
	○ 第二清川橋	A	2	0.5	0.8	1.1	1.0	0.9
土淵川	西田橋	－	－	1.2	0.9	1.6	1.3	1.3
浅瀬石川	○ 四十巻橋	AA	1	＜0.5	0.8	0.7	＜0.5	1.1
	○ 中島橋	A	2	0.9	0.9	1.0	0.7	1.3
	○ 千年橋	A	2	0.8	1.1	1.2	0.6	0.9
	○ 朝日橋	A	2	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
温川沢	温川橋	－	－	＜0.5	0.6	1.1	＜0.5	0.9
新十川	湊橋	－	－	2.2	2.2	1.8	1.6	1.7
旧十川	鳴戸橋	－	－	2.5	2.0	1.8	3.5	1.9
飯詰川	○ 飯詰ダム	A	2	1.2	1.0	1.3	1.2	1.3
金木川	蒔田橋	－	－	1.2	1.1	0.8	1.0	1.2
山田川	○ 新小戸六ダム	A	2	1.0	0.6	0.9	1.3	3.1
	田光沼中央	A	2	3.0	4.4	2.7	2.7	2.7
	○ 車力橋	A	2	3.5	4.4	3.0	3.2	3.4

（注）○印：環境基準点

ウ　津軽半島北側水域河川

長川、今別川の２河川２地点において調査を実施しました。

ＢＯＤの経年変化の状況は表２－３－35のとおりです。

類型指定されている２水域とも環境基準を達成しました。

表２－３－35　津軽半島北側水域河川におけるＢＯＤ（75%値）の経年変化

（単位：mg／L）

水域名	測定地点名	環境基準類型	基準値	年度 元	2	3	4	5
長川	○新長川橋	A	2	0.5	0.7	0.6	＜0.5	0.8
今別川	○あすなろ橋	A	2	0.5	0.5	0.6	＜0.5	0.7

（注）○印：環境基準点

エ　陸奥湾西側水域河川

堤川、駒込川、野内川、蟹田川等９河川16地点において調査を実施しました。

ＢＯＤの経年変化の状況は表２－３－36のとおりです。

類型指定されている11水域全てで環境基準を達成しました。

表２－３－36　陸奥湾西側水域河川におけるＢＯＤ（75%値）の経年変化

（単位：mg／L）

水域名	測定地点名	環境基準類型	基準値	年度 元	2	3	4	5
蟹田川	○蟹田橋	A	2	0.7	1.0	0.9	＜0.5	0.6
高石川	○高石股橋	A	2	0.9	0.6	0.7	＜0.5	0.7
新城川	戸建沢橋	B	3	1.7	4.2	1.2	1.3	1.2
	○新井田橋	B	3	1.8	4.2	1.9	1.7	1.6
沖館川	○沖館橋	C	5	1.5	2.0	1.4	1.3	1.3
	西滝川滝内橋	C	5	1.7	2.2	1.6	1.8	1.5
堤川	○下湯ダム下	A	2	1.0	1.0	1.1	0.9	0.7
	○荒川橋	A	2	0.8	＜0.5	0.5	0.6	0.6
	○甲田橋	B	3	1.5	1.5	0.9	＜0.5	1.0
横内川	○水道取水口上流	AA	1	1.0	1.1	0.6	0.5	0.6
	○ねぶたの里入口	A	2	1.5	1.1	0.6	0.7	0.6
駒込川	○駒込川頭首工	A	2	0.6	0.5	0.6	0.8	0.7
	○八甲橋	B	3	0.8	0.8	0.5	＜0.5	1.0
野内川	○滝沢橋	A	2	1.1	0.6	＜0.5	0.8	0.9
	○野内橋	A	2	0.9	1.1	0.6	0.5	0.7
浅虫川	鉄橋下	－	－	2.1	3.3	1.3	0.9	1.9

（注）○印：環境基準点

オ　陸奥湾東側水域河川

野辺地川、田名部川、川内川等11河川17地点において調査を実施しました。

ＢＯＤの経年変化の状況は表２－３－37のとおりです。

類型指定されている11水域全てで環境基準を達成しました。

表２－３－37　陸奥湾東側水域河川におけるＢＯＤ（75%値）の経年変化

（単位：mg／L）

水域名	測定地点名	環境基準類型	基準値	年度 元	2	3	4	5
小湊川	○雷電橋	A	2	0.8	0.7	1.0	0.6	1.1
野辺地川	○清水目橋	A	2	＜0.5	0.6	0.5	1.0	＜0.5
	○野辺地橋	B	3	0.9	0.6	1.1	0.9	＜0.5
田名部川	○荷橋	A	2	0.8	0.7	0.7	1.2	0.6
	赤坂橋	B	3	1.2	0.8	0.9	1.8	1.3
	○下北橋	B	3	2.4	1.7	1.6	2.0	1.5
新田名部川	むつ大橋	－	－	1.8	0.9	1.8	2.5	2.5
小荒川	○せせらぎ橋	A	2	＜0.5	＜0.5	0.6	0.6	＜0.5
	○小荒川橋	B	3	1.1	1.3	1.6	1.9	1.0
宇曽利川	○宇曽利川橋	A	2	＜0.5	＜0.5	0.6	0.8	0.5
永下川	○永下橋	A	2	0.6	＜0.5	0.7	0.6	＜0.5
川内川	湖鏡大橋	A	2	＜0.5	0.6	＜0.5	0.5	＜0.5
	○矢櫃大橋	A	2	0.5	＜0.5	0.6	＜0.5	＜0.5
	○川内橋	A	2	0.7	0.6	0.8	0.6	＜0.5
葛沢川	葛沢橋	－	－	＜0.5	＜0.5	0.6	＜0.5	＜0.5
小沢川	国道下	－	－	0.5	1.1	0.7	1.5	0.5
境川	河口	－	－	1.0	1.6	1.8	1.1	0.7

（注）○印：環境基準点

カ　下北半島西側水域河川

古佐井川、奥戸川の２河川２地点において調査を実施しました。

ＢＯＤの経年変化の状況は表２－３－38のとおりです。

類型指定されている２水域とも環境基準を達成しました。

表２－３－38　下北半島西側水域河川におけるＢＯＤ（75%値）の経年変化

（単位：mg／L）

水域名	測定地点名	環境基準類型	基準値	年度 元	2	3	4	5
古佐井川	○古佐井橋	A	2	0.6	＜0.5	0.6	0.7	＜0.5
奥戸川	○奥戸橋	A	2	0.6	＜0.5	0.6	1.2	＜0.5

（注）○印：環境基準点

キ　下北半島北側水域河川

大畑川、正津川の２河川２地点において調査を実施しました。

ＢＯＤの経年変化の状況は表２－３－39のとおりです。

類型指定されている大畑川は、環境基準を達成しました。

表２－３－39　下北半島北側水域河川におけるBOD（75%値）の経年変化

（単位：mg／L）

水域名	測定地点名	環境基準類型	基準値	年度 元	2	3	4	5
大畑川	○小目名橋	A	2	＜0.5	＜0.5	0.6	＜0.5	＜0.5
正津川	正津川橋	－	－	0.5	0.5	1.4	0.8	0.7

（注）○印：環境基準点

ク　東通り水域河川

七戸川、砂土路川等10河川15地点において調査を実施しました。

ＢＯＤの経年変化の状況は表２－３－40のとおりです。

類型指定されている５水域のうち４水域で環境基準を達成しましたが、土場川では環境基準非達成でした。

表２－３－40　東通り水域河川におけるＢＯＤ（75%値）の経年変化

（単位：mg／L）

水域名	測定地点名	環境基準類型	基準値	年度 元	2	3	4	5
小老部川	小老部橋	－	-	＜0.5	0.6	0.6	＜0.5	＜0.5
七戸川	大浦橋	A	2	0.7	0.8	1.3	0.9	2.1
	○上野	A	2	0.8	0.9	1.0	0.8	1.2
	作田川水道上流	A	2	＜0.5	＜0.5	0.5	＜0.5	0.7
	坪川立石沢	A	2	＜0.5	＜0.5	＜0.5	0.6	0.7
	〃鉱山終	A	2	＜0.5	0.5	＜0.5	0.6	0.5
	〃天間ダム	A	2	0.5	0.6	0.7	0.6	0.7
	〃榎林橋	A	2	0.8	1.1	1.1	0.9	1.4
	小坪川坪川流入前	A	2	0.5	0.5	＜0.5	0.6	1.1
	赤川赤川橋	A	2	2.1	1.3	2.3	1.6	2.1
土場川	○鳥口橋	A	2	0.9	0.7	0.5	0.5	2.2
砂土路川	○砂土路橋	A	2	1.2	0.8	0.9	1.4	0.8
姉沼川	○姉沼橋	B	3	1.3	1.1	1.4	1.3	0.8
古間木川	古間木陸橋下	B	3	2.8	2.5	2.1	2.5	2.2
	○第二境橋	B	3	2.5	1.5	1.5	2.1	2.1

（注）○印：環境基準点

ケ　新井田川河口水域河川

新井田川、馬淵川、奥入瀬川等６河川19地点において調査を実施しました。

ＢＯＤの経年変化の状況は表２－３－41のとおりです。

類型指定されている９水域全てで環境基準を達成しました。

表２－３－41　新井田川河口水域河川におけるＢＯＤ（75%値）の経年変化

（単位：mg／L）

水域名	測定地点名	環境基準類型	基準値	年度 元	2	3	4	5
奥入瀬川	○馬門橋	AA	1	1.0	0.5	0.7	0.5	0.7
	○十和田橋	A	2	1.2	0.6	＜0.5	＜0.5	0.7
	御幸橋	A	2	0.7	1.0	0.5	0.5	0.8
	○幸運橋	A	2	1.9	1.4	1.0	1.4	1.0
	○開運橋	B	3	0.9	1.0	1.0	1.4	1.0
五戸川	○戌橋	A	2	0.5	0.8	0.7	0.7	1.2
	○尻引橋	B	3	1.5	1.3	1.7	1.2	1.8
馬淵川	梅泉橋	A	2	0.8	1.0	0.9	0.5	0.7
	○名久井橋	A	2	0.9	1.3	0.8	0.8	1.1
	○櫛引橋	A	2	1.1	0.8	0.8	1.0	0.8
	○尻内橋	B	3	1.0	0.7	0.7	0.7	0.7
	大橋	B	3	1.2	0.8	0.9	0.7	1.0
熊原川	留ヶ崎橋	－	－	1.0	0.9	0.7	0.5	0.9
浅水川	なかの橋	－	－	1.6	1.7	2.3	2.1	2.2
新井田川	鷹ノ巣橋	A	2	1.6	1.5	2.3	1.3	1.6
	○長館橋	A	2	1.8	1.3	1.9	1.2	1.8
	新井田橋	B	3	1.3	1.1	1.6	1.1	1.6
	○塩入橋	B	3	1.5	1.3	1.5	0.8	1.8
	○湊橋	B	3	1.9	1.2	1.7	1.2	2.0

（注）○印：環境基準点

②　湖　　沼

十和田湖、小川原湖等９湖沼23地点において調査を実施しました。

主要地点のＣＯＤの経年変化は表２－３－42のとおりです。

類型指定されている５水域のうち４水域で環境基準非達成でした。

また、世増ダム貯水池については、全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型を指定していますが、いずれも環境基準非達成でした。

表２－３－42　湖沼におけるＣＯＤ（75%値）の経年変化

（単位：mg／L）

水域名	測定地点名	環境基準類型	基準値	年度 元	2	3	4	5
市柳沼	中央（St.２）	－	－	29	12	19	28	24
田面木沼	中央（St.３）	－	－	12	10	11	12	15
小川原湖	○姉沼川前面C	A	3	3.8	3.8	5.3	6.4	11
	○中央G	A	3	16	14	24	35	27
	○総合観測所H	A	3	3.6	4.1	11	19	16
	姉沼（中央）	A	3	9.5	6.2	11	9.2	10
	内沼（中央）	A	3	8.4	10	10	14	9.9
十和田湖	○中央（St.５）	AA	1	1.5	1.4	1.8	1.7	1.7
	○子ノ口前面（St.９）	AA	1	1.5	1.4	1.7	1.7	1.7
浅瀬石川ダム貯水池	○ダムサイト	A	3	2.5	2.6	3.2	3.3	3.8
世増ダム貯水池	○ダムサイト	A	3	－	3.3	2.6	3.1	3.3
津軽ダム貯水池	○ダムサイト	A	3	－	－	－	5.4	2.8

（注）○印：環境基準点

③　海　　域

陸奥湾、八戸前面海域等８海域58地点において調査を実施しました。

ＣＯＤの経年変化の状況は表２－３－43のとおりです。

類型指定されている28水域のうち27水域で環境基準を達成しましたが、河口海域（甲）で環境基準非達成でした。

また、陸奥湾については、全窒素及び全燐の環境基準の類型指定がなされており、その経年変化の状況は表２－３－44のとおりであり、両項目とも環境基準を達成しました。

表２－３－43　海域におけるＣＯＤ（75%値）の経年変化

（単位：mg／L）

水域名	測定地点名	環境基準類型	基準値	年度 元	2	3	4	5
日本海岸地先海域	○ 深浦港中央	B	3	1.3	1.6	1.5	1.6	1.7
	○ 屏風岩1km沖	A	2	1.0	1.5	1.2	1.2	1.3
	○ 十三湖1km沖	A	2	1.8	1.9	2.3	2.1	1.8
	○ 鯵ヶ沢1km沖	A	2	1.2	1.5	1.2	1.3	1.4
	○ 追良瀬1km沖	A	2	0.8	1.5	1.4	1.3	1.1
	○ 岩崎1km沖	A	2	1.2	1.4	1.4	1.4	1.2
津軽半島北側海域	○ 袰月1km沖	A	2	1.1	1.3	1.2	0.9	1.1
	○ 今別1km沖	A	2	1.1	1.4	1.3	1.1	1.2
陸奥湾	○ 青森港（西）(St.1)	C	8	1.9	2.1	1.8	1.6	1.6
	○ 青森港（東）(St.2)	C	8	1.9	1.9	1.8	1.5	1.6
	○ 堤川1km沖 (St.3)	B	3	1.9	2.2	2.2	1.5	1.6
	○ 青森湾中央 (St.4)	A	2	1.0	1.5	1.4	1.1	1.3
	○ 蟹田沖 (St.5)	A	2	1.1	1.4	1.3	1.1	1.3
	○ 平舘沖 (St.5)	A	2	1.2	1.4	1.1	0.9	1.3
	○ 小湊港中央 (St.7)	B	3	1.8	2.0	1.7	1.2	1.7
	○ 野辺地港中央 (St.10)	B	3	1.5	1.7	1.5	1.0	1.5
	○ 大湊港(1) (St.15)（田名部川河口）	C	8	2.5	2.0	1.9	1.5	1.5
	○ 大湊港(2)(芦崎) (St.14)	B	3	1.8	2.0	1.9	1.8	1.8
	○ 川内港中央 (St.9)	B	3	1.8	2.0	1.6	1.2	1.5
	○ 陸奥湾中央 (St.8)	A	2	1.3	1.4	1.2	1.0	1.2
	○ 野辺地湾中央 (St.11)	A	2	1.4	1.5	1.2	1.0	1.5
	○ 横浜沖 (St.12)	A	2	1.3	1.6	1.2	1.2	1.3
	○ 大湊湾中央 (St.13)	A	2	1.2	1.6	1.4	1.2	1.3
下北半島西側海域	○ 大間港中央	B	3	0.7	1.4	1.2	1.1	1.1
	○ 大間1km沖	A	2	0.6	1.0	1.0	1.0	0.9
	○ 福浦1km沖	A	2	0.9	1.2	1.0	1.4	1.1
下北半島北側海域	○ 尻屋岬港中央	B	3	0.7	1.0	1.2	1.0	1.1
	○ 尻屋1km沖	A	2	0.7	0.7	1.1	1.0	0.9
	○ 大畑1km沖	A	2	0.9	1.0	1.2	1.4	0.8
	○ 易国間1km沖	A	2	0.9	0.9	1.0	1.1	0.8
東通り海域	○ D－2	A	2	1.1	1.0	0.9	1.0	0.9
	二川目1km沖	A	2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1
	○ 四川目1km沖	A	2	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1
	○ 砂ケ森1km沖	A	2	1.1	1.1	1.2	1.3	1.2
	F－1	A	2	1.1	1.0	0.9	1.0	1.5
	○ 白糠1km沖	A	2	1.0	1.1	1.1	1.2	1.0
	○ 小田野沢1km沖	A	2	0.9	1.0	1.2	1.1	1.1
	むつ小川原港（1）(鷹架沼)(St.3)	C	8	5.5	6.7	7.7	8.0	7.5
	○ むつ小川原港（1）（新納屋）	C	8	1.4	1.4	1.2	1.5	1.0
	○ むつ小川原港（2）（尾駮沼）(St.2)	C	8	3.8	3.7	3.3	2.9	3.2
	○ むつ小川原港(3)(C－1.5)	B	3	1.1	0.9	0.9	0.9	0.9
	○ むつ小川原港(3)(D－0.5)	B	3	0.9	1.0	1.0	1.0	1.5
八戸前面海域	○ 第一工業港・1 (St.1)	C	8	5.1	2.6	2.8	3.4	5.2
	○ 第一工業港・2 (St.2)	C	8	4.2	3.1	3.8	5.9	6.7
	○ 第二工業港・1 (St.8)	C	8	1.5	2.2	1.8	2.4	2.5
	○ 第二工業港・2 (St.7)	C	8	1.5	2.2	2.2	2.5	2.9
	○ 第三工業港 (St.6)	C	8	2.9	2.1	2.4	2.0	2.7
	○ 海域(甲)・1 (St.3)	B	3	3.1	2.9	2.4	3.0	5.1
	○ 海域(甲)・2 (St.5)	B	3	2.5	2.7	2.4	2.7	3.7
	○ 海域(甲)・3 (St.4)	B	3	1.6	2.5	2.4	2.3	3.2
	海域(甲)・4 (St.15)	B	3	3.5	2.7	2.5	2.9	3.9
	○ 海域(乙)・1 (St.13)	B	3	2.3	1.3	2.1	2.6	2.3
	○ 海域(乙)・2 (St.9)	B	3	1.6	1.6	1.8	3.6	2.2
	○ 海域(乙)・3 (St.10)	B	3	1.5	1.8	1.7	2.2	1.9
	○ 海域(丙)・1 (St.12)	A	2	1.5	0.8	1.5	1.8	2.0
	○ 海域(丙)・2 (St.11)	A	2	1.5	1.6	1.8	1.8	2.0
南浜海域	○ 小舟渡平1km沖	A	2	0.7	0.6	0.9	1.3	1.8
	○ 種差1km沖	A	2	0.9	0.7	0.6	1.6	1.7

（注）○印：環境基準点

表２－３－44　陸奥湾における全窒素及び全燐の経年変化

（単位：mg／L）

項　目	測定地点名	環境基準類　型	基準値	年　度				
				元	2	3	4	5
全　窒　素	湾内15環境基準点	I	0.2	0.12	0.14	0.15	0.13	0.14
全　　燐	湾内15環境基準点	I	0.02	0.008	0.012	0.017	0.009	0.009

（注）全ての基準点の平均値により評価する。

⑶　地下水質の現況

トリクロロエチレン等の有害物質による地下水質の汚染の状況を監視するため、平成元年度から測定計画を定めて水質調査を実施しています。

令和５年度は、県、青森市、八戸市が、４市６町２村の19本の井戸について概況調査を、３市２町の33本の井戸について汚染井戸周辺地区調査を、10市14町２村の102本の井戸について継続監視調査を実施しました（資料編表18）。

①　概況調査

19本の井戸について調査を実施したところ、１本の井戸から環境基準値を超える砒素が検出されました。

②　汚染井戸周辺地区調査

ア　鉛

八戸市沢里・根城地区の５本の井戸を調査したところ、全ての井戸から検出されませんでした。

イ　砒素

青森市幸畑・新町野・横内地区の３本、八戸尻内町・田面木地区の５本、むつ市田名部・柳町地区の10本、野辺地町中屋敷・久田地区の５本の計23本の井戸を調査したところ、18本の井戸から検出され、うち１本の井戸で環境基準値を超えていました。

ウ　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

七戸町森ノ上・森ノ下・家ノ下地区の５本の井戸を調査したところ、全ての井戸で検出されましたが環境基準値を下回っていました。

③　継続監視調査

ア　鉛

八戸市根城・糠塚地区の２本、平内町清水川地区２本、蓬田村郷沢地区１本、深浦町驫木・追良瀬地区３本、大鰐町鯖石地区１本、中泊町今泉地区１本、南部町下名久井地区１本の計11本の井戸を調査したところ、７本の井戸で検出されましたが環境基準値を下回っていました。

イ　砒素

青森市港町・浪館・幸畑・新町・安田・羽白地区の７本、黒石市下山形地区の３本、三沢市前平地区の１本、むつ市本町・大畑地区の２本、蓬田村郷沢地区の２本、藤崎町榊・水木・増館地区の６本、田舎館村畑中地区の１本、板柳町辻地区の１本、中泊町今泉地区の１本、五戸町川原町・扇田地区の４本、南部町小向地区の３本の計31本の井戸を調査したところ、26本の井戸で検出され、うち12本の井戸で環境基準値を超えていました。

ウ　四塩化炭素

八戸市大久保地区の１本の井戸を調査したところ、検出されましたが環境基準値を下回っていました。

エ　クロロエチレン

八戸市尻内町・城下地区の２本の井戸を調査したところ、全ての井戸から検出されませんでした。

オ　1,2-ジクロロエタン

八戸市尻内町地区の１本の井戸を調査したところ、検出されませんでした。

カ　1,1-ジクロロエチレン

八戸市尻内町・城下地区の２本の井戸を調査したところ、全ての井戸から検出されませんでした。

キ　1,2-ジクロロエチレン

八戸市尻内町・城下地区の２本の井戸を調査したところ、全ての井戸から検出されませんでした。

ク　1,1,1-トリクロロエタン

八戸市尻内町地区の１本の井戸を調査したところ、検出されませんでした。

ケ　1,1,2-トリクロロエタン

八戸市尻内町地区の１本、三沢市三沢地区の１本の計２本の井戸を調査したところ、１本の井戸から検出されましたが環境基準値を下回っていました。

コ　トリクロロエチレン

八戸市尻内町・城下地区の２本の井戸を調査したところ、全ての井戸から検出されませんでした。

サ　テトラクロロエチレン

八戸市尻内町・城下地区の２本の井戸を調査したところ、全ての井戸から検出されませんでした。

シ　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

八戸市市川町・鮫町・妙・上野・櫛引・八幡・豊崎町・内丸・湊町・新井田地区の17本、十和田市大沢田地区の３本、三沢市桜町地区の１本、平川市金屋地区の１本、野辺地町浜掛地区の１本、六戸町折茂地区の５本、東北町乙部地区の１本、おいらせ町向山地区の１本、五戸町天満後・上市川・鍛冶屋窪地区の４本、田子町田子地区の１本、南部町下名久井地区の２本の計37本の井戸を調査したところ、全ての井戸で検出され、うち15本の井戸で環境基準値を超えていました。

ス　ふっ素

弘前市五代・神田地区の２本、八戸市石堂地区の１本、五所川原市上平井町・一ツ谷・鎌谷町・錦町地区の６本、つがる木造千代町・木造曙・木造清水・木造森山・桑野木田地区の５本、藤崎町藤崎地区の２本、大鰐町長峰地区の１本、東北町上北南地区の１本、大間町大間地区の１本の計19本の井戸を調査したところ、全ての井戸で検出され、うち11本の井戸で環境基準値を超えていました。

セ　ほう素

八戸市築港街・田面木地区の２本、五所川原市中平井町・上平井町・一ツ谷地区の５本の計７本の井戸を調査したところ、全ての井戸で検出され、うち６本の井戸で環境基準値を超えていました。

⑷　水浴場の水質の現況

水浴場の水質保全対策の一環として、令和５年度は、年間の遊泳人口が概ね１万人以上（湖水浴場は概ね５千人以上）又は市町村が利用実態に基づき調査が必要と認めた21水浴場（県実施17水浴場、青森市実施２水浴場、八戸市実施２水浴場）について水質調査を実施し、各水浴場とも『適』又は『可』と判定されました（資料編表21及び表22）。

また、一部水浴場を対象に、病原性大腸菌Ｏ157の調査を実施した結果、いずれの水浴場においても検出されませんでした。

環境省は、平成10年３月に水質が良好で快適な水浴場が広く普及することを目的に、「日本の水浴場55選」という顕彰制度を設け、全国の水浴場の中から「水質・自然環境・景観」、「コミュニティ・クリーン」、「安全性」、「利便性」等の基準に照らして、特に優れた55水浴場を選定しました。本県からは、深浦町の「千畳敷」が選定されました。

同様に、平成13年３月には、平成13年選定「日本の水浴場88選」として深浦町の「岡崎海岸」が選定されました。

また、平成18年５月には、「美しい」、「清らか」、「安らげる」、「優しい」、「豊か」という新たな評価軸に基づき、人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を選定した「快水浴場百選」に「八戸市白浜海水浴場」が選ばれました（資料編表23）。

11　水質汚濁防止対策

⑴　環境基準の水域類型指定

県内の主要公共用水域については、昭和46年５月に新井田川河口水域について公害対策基本法第９条に基づく環境基準の水域類型指定をして以来、順次、類型指定を行ってきました。令和６年３月31日現在、ｐＨ、ＢＯＤ（ＣＯＤ）等については42河川、５湖沼、８海域で、全窒素・全燐については１湖沼、１海域で、全亜鉛・ノニルフェノール・ＬＡＳについては41河川、５湖沼で、それぞれ類型指定しています（資料編表11）。

⑵　規制指導

①　上乗せ排水基準

新井田川河口水域（新井田川、馬淵川、五戸川、相坂川（奥入瀬川）、十和田湖、八戸前面海域）については、新井田川下流部を中心に汚濁の程度が著しく、総理府令で定める排水基準では水質汚濁防止上不十分と考えられるため、昭和48年３月に水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づく「上乗せ条例」を制定しました。

また、昭和52年１月には、水産食料品製造業など汚濁寄与率の高い業種について排水基準を強化しました。

②　排出水の監視

県、青森市及び八戸市は、水質汚濁防止法に基づく特定事業場及び青森県公害防止条例に基づく汚水関係工場等からの排出水について、監視を行っています。

令和６年３月31日現在の水質汚濁防止法に基づく特定事業場は4,590事業場（うち青森市535事業場、八戸市329事業場）で、このうち、排水規制の対象となる日平均排水量が50㎥以上の事業場及び有害物質を含有する可能性のある水を排出する事業場は、466事業場（うち青森市83事業場、八戸市65事業場）となっています。

また、青森県公害防止条例に基づく汚水関係工場等は30事業場（うち青森市７事業場、八戸市９事業場）で、このうち、排水規制の対象となる日平均排水量が50㎥以上の事業場及び有害物質を含有する可能性のある水を排出する事業場は、14事業場（うち青森市３事業場、八戸市５事業場）となっています（資料編表25）。

また、令和５年度における届出書の受理件数は、水質汚濁防止法に基づくものが248件（うち青森市28件、八戸市66件）、青森県公害防止条例に基づくものが５件でした（資料編表26）。

規制対象事業場に対しては、延べ368回（うち青森市60回、八戸市99回）の立入検査を行い、排出水の適合状況を監視したところ、19事業場（うち青森市５事業場、八戸市２事業場）が排水基準に不適合でした（資料編表27）。

排水基準不適合事業場は、し尿処理施設に多く、不適合の原因は排水処理施設の維持管理等で適正を欠いたものが大部分となっています。

これらの不適合事業場に対しては、常時排水基準を遵守するよう改善指導を行い、原因究明及び改善対策について報告させ、対策実施後の改善を確認しました。

⑶　公共用水域の水質監視

県内の公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づいて、毎年度水質測定計画を作成し、この計画により河川、湖沼、海域の水質の常時監視を実施しています。

令和５年度は、岩木川、新井田川、十和田湖、陸奥湾等の河川、湖沼、海域の総計196地点において、水質、底質及び河川流量等の調査を実施しました。

調査対象水域は、これまでと同様、上水道、かんがい、水産業などの利水上重要な水域、むつ小川原開発関連水域、休廃止鉱山関連水域及び都市汚濁型河川を主体に選定し、監視を継続実施しました。

⑷　地下水の水質監視

地下水の水質汚濁の状況を把握するため、「地下水質測定計画」に基づき、県内全域を対象に地下水質の常時監視を実施しています。

令和５年度は、154本の井戸（概況調査19本、汚染井戸周辺地区調査33本、継続監視調査102本）について実施しており、地下水質のほか井戸の形態、使用目的、深度等を調査しました。

⑸　生活排水対策

①　生活排水対策重点地域指定

平成５年12月15日に八戸市の新井田川河口水域を水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」に指定し、八戸市新井田川河口水域生活排水対策推進計画の策定に対し、平成６年度に国１／３、県１／３の補助を行いました（表２－３－45）。

また、平成９年１月29日には、三沢市の古間木川流域についても「生活排水対策重点地域」に指定し、平成９年度に同様の補助を行いました（表２－３－46）。今後も、生活排水による汚濁が著しい水域については、関係市町村の意向を踏まえ生活排水対策重点地域の指定を行っていきます。

表２－３－45　新井田川河口水域生活排水対策重点地域の概要

重点地域名称	新井田川河口水域生活排水対策重点地域
指定年月日	平成５年12月15日
重点地域の範囲	八戸市の区域のうち次の図に表示した地域（下水道法第２条第８号に規定する処理区域を除く）
指定理由	・河口部の海域が環境基準非達成であり、流入水路の汚濁が著しい。 ・生活系排水が最大の汚濁源である。 ・当面、下水道の整備が見込めない区域が多い。 ・各種プロジェクト事業の推進に伴う人口増により、新井田川が環境基準非達成となるおそれがある。 ・主要な観光地、公園等の整備が進められている。 ・鮭のふ化放流事業が最も盛んな水域である。
重点地域図	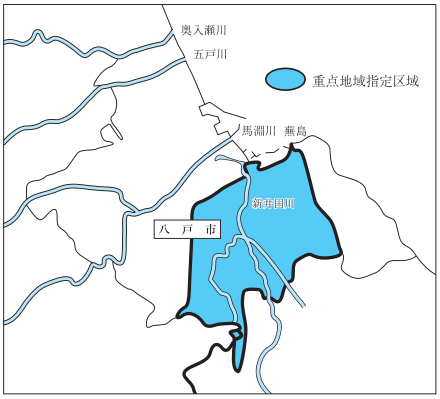

資料：県環境保全課

表２－３－46　古間木川流域生活排水対策重点地域の概要

重点地域名称	古間木川流域生活排水対策重点地域
指定年月日	平成９年１月29日
重点地域の範囲	三沢市の区域のうち次の図に表示した地域
指定理由	・市民の親水的な空間を持つ公共用水域であり、極めて水質の汚濁が著しい。 ・人口の増加が見込まれ、今後生活系負荷量が増加し、さらに水質の汚濁が進行するおそれがある。 ・極めて有機性汚濁の著しい水域である。 ・生活系負荷量が最大の汚濁源となっている。 ・当面、公共下水道の整備が見込まれない。 ・他の公共用水域に対し、影響を与えるおそれがある。
重点地域図	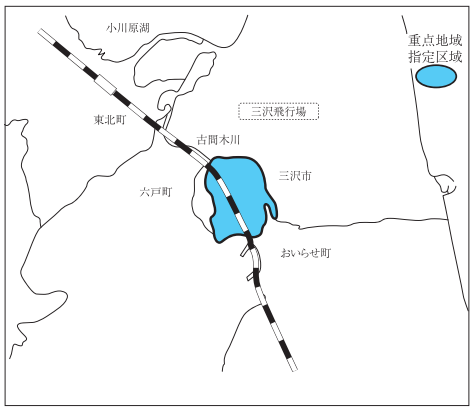

資料：県環境保全課

②　生活排水対策県民啓発事業

生活排水対策として、啓発用チラシ「Let’s生活排水対策」を関係機関等へ配布しています。

また、令和５年度は、県内２か所において住民等を対象に生活排水対策講習会を実施しました。

今後も、講習会の開催やチラシの配布等により対策の推進を図ります。

⑹　ゴルフ場対策

「青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱」に基づき、ゴルフ場事業者は農薬使用管理責任者を選任するとともに、排出水中の測定結果、農薬の使用実績や翌年度の農薬使用計画等を県に報告することになっています。

また、県は、必要があるときはゴルフ場に立ち入り、排水等の調査を行います。

なお、要綱で定める規模に該当するゴルフ場の位置図及び関連河川は、図２－３－12のとおりです。

図２－３－12　ゴルフ場の位置図及び関連河川

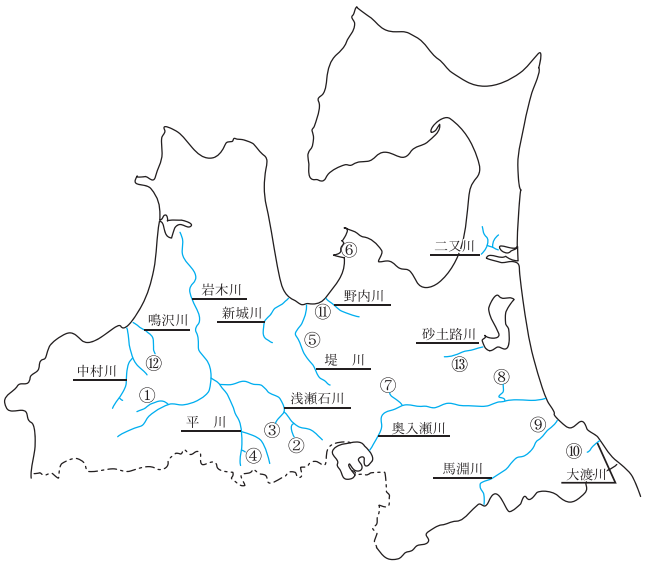

No.	ゴルフ場名	市町村
①	津軽カントリークラブ百沢コース	弘前市
②	びわの平ゴルフ倶楽部	平川市
③	津軽高原ゴルフ場	平川市
④	青森ロイヤルゴルフクラブ	大鰐町
⑤	青森カントリー倶楽部	青森市
⑥	夏泊ゴルフリンクス	平内町
⑦	十和田湖高原ゴルフクラブ	十和田市
⑧	十和田国際カントリークラブ	六戸町
⑨	八戸ゴルフ倶楽部	八戸市
⑩	八戸カントリークラブ	階上町
⑪	東奥カントリークラブ	青森市
⑫	青森スプリング・ゴルフクラブ	鰺ヶ沢町
⑬	みちのく国際ゴルフ倶楽部	十和田市

資料：県環境保全課　　令和６年３月31日現在

12　下水道等の整備

下水道は、健康的で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために必要な基盤施設となっています。令和５年度において県内では、32市町村（10市17町５村）で公共下水道事業が実施され、また、県が行う下水道事業として、岩木川・馬淵川流域下水道事業及び十和田湖特定環境保全公共下水道事業を実施しています。

さらに、住民の下水道に対する要望が多いことから、県では町村に対し、平成４年度から「町村下水道事業緊急整備促進費県補助」制度を実施、平成８年度からは「町村下水道緊急対策事業費補助」制度に改定し県費補助することにより、町村下水道事業の普及促進を図っています。

農村地域においては、農業用水の水質保全及び農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、令和５年度末で、26市町村（９市13町４村）で148地区の農業集落排水事業（うち過疎地域の旧４村、８地区が県営事業）を実施しており、123処理区で供用されています。今後とも、農村地域の汚水処理整備水準の向上を図るため、施設の新設や更新を着実に推進することとしています。

また、漁村地域においては、漁業用排水の適正処理と、その背後集落における生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、これまで８市町村（２市４町２村）で19地区の漁業集落排水施設を整備しており、現在すべてで供用を開始しています。

このほか、下水道等が整備されない地域の生活雑排水対策を目的として、市町村が実施する浄化槽設置整備事業に対する補助を実施しており、令和５年度は28市町村で312基を整備しています。

13　下水道対策

本県の下水道における総人口当たりの普及率は令和５年度末で63.6％で、全国の普及率81.4％を下回っている状況が続いています。

公共下水道については、40市町村のうち、令和５年度で、32市町村（10市17町５村）が事業を実施しています。

このほか県事業として、昭和55年より湖沼等の自然環境の保全を目的とした十和田湖特定環境保全公共下水道事業を実施し、平成３年４月１日に供用開始しています。

また、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、平成５年度の新郷村をはじめとして、五所川原市（旧市浦村）、十和田市（旧十和田湖町）、むつ市（旧脇野沢村、旧川内町）、つがる市（旧車力村）、平川市（旧碇ヶ関村）、外ヶ浜町（旧平舘村、旧三厩村）、深浦町（旧岩崎村）、佐井村の９市町村11処理区において県代行事業により特定環境保全公共下水道事業を実施（平成19年度で全処理区で供用開始し、平成20年度で県代行事業を完了）し、過疎地域を支援しています。

流域下水道については、昭和54年度に弘前市ほか５市町村（黒石市、藤崎町、旧尾上町、旧平賀町、田舎館村）を対象に岩木川流域下水道事業に着手し、平成２年度には５町村（旧浪岡町、旧岩木町、大鰐町、旧常盤村、板柳町）を追加し、市町村合併を経て、現在、対象８市町村（青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町）すべてで供用を開始しているほか、馬淵川流域下水道は、昭和56年度に４市町（八戸市、旧百石町、旧下田町、六戸町）で事業着手し、平成７年度には五戸町を追加し、市町村合併を経て、現在４市町（八戸市、六戸町、おいらせ町、五戸町）すべてで供用を開始しています。

また、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するために下水道整備を最も効果的に実施するための基本計画である流域別下水道整備総合計画については、岩木川水域、新井田川河口水域、陸奥湾水域及び高瀬川水域の４水域について計画を策定し、順次見直しを行ってきています。

更に、平成９年度には、各種汚水処理施設の整備を効率的、効果的に推進するため各事業ごとの整備区域、手法、スケジュール等をまとめた青森県汚水処理施設整備構想を策定しており、平成15年度、平成23年度、平成28年度及び令和５年度には、社会情勢の変化等に対応して本構想の見直しを行いました。

⑴　公共下水道の整備

令和６年３月31日現在で公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を実施しているのは、10市17町５村であり、その概要は表２－３－47のとおりです。

⑵　流域下水道の整備

流域下水道は、水域内の総合的な水質汚濁防止対策を策定する流域別下水道整備総合計画を上位計画とし、２市町村以上を対象とした終末処理場を持つ下水道システムです。

県が事業主体となって、終末処理場、幹線管渠及びポンプ場を整備し、それに接続する部分については関連公共下水道として市町村が事業主体となります。

①　岩木川流域下水道の整備

流域の生活環境の改善を図り、水域の水質を保全するため、弘前市周辺の４市３町１村を対象に事業を行うものです。

全体計画は約1,050億円（処理場約662億円、管渠とポンプ場約388億円）の事業費を投入して昭和54年度から令和17年度までに190,480人の汚水処理を行うこととしています。第１期は終末処理場の建設とこれに見合う管渠の敷設を完了し、昭和62年４月より処理を開始しました。計画処理水量は、97,700㎥／日最大となっています。（表２－３－48）。

② 馬淵川流域下水道の整備

新井田川河口水域流域別下水道整備総合計画区域内で、下水道の整備が急がれる八戸市（西部）、六戸町、おいらせ町、五戸町の１市３町を対象に事業を行うものです。全体計画は510億円（処理場約262億円、管渠とポンプ場約248億円）の事業費を投入して昭和56年度から事業に着手し、令和17年度までに62,770人の汚水処理を行うこととしています。

第１期は終末処理場の建設とこれに見合う管渠の敷設を完了し、平成３年４月より処理を開始しました。計画処理水量は、25,907㎥／日最大となっています。（表２－３－49）。

表２－３－47　公共下水道事業の計画と現況

（令和６年３月31日現在）

都市名	行政人口（住基台帳）（千人）6.3.31	着工年度	全体計画		整備状況			供用開始年度	備考
			処理面積（ha）	処理人口（千人）	整備面積（ha）	処理人口（千人）	普及率（%）		
青森市	265.1	S27	6,526.7	211.9	4,453.3	216.8	81.8%	S48.4	（公共・岩木川流域関連公共）
弘前市	160.0	S37	4,375.4	122.6	3,641.7	137.7	86.0%	S48.6	（岩木川流域関連公共・特環）
八戸市	216.6	S31	4,972.6	161.0	3,917.5	149.8	69.2%	S53.9	（公共・馬淵川流域関連公共）
黒石市	30.7	S55	705.0	16.5	621.0	17.8	58.1%	H元.4	（岩木川流域関連公共）
五所川原市	50.3	S49	802.0	21.0	608.0	18.8	37.3%	S59.4	（公共・特環）
十和田市	57.8	S48	1,978.2	40.8	1,731.1	42.3	73.1%	S55.8	（公共・特環・特環（県事業））
三沢市	37.4	S63	1,822.0	35.3	941.0	28.3	75.6%	H 7.10	（公共）
むつ市	52.0	H 6	1,739.0	31.1	556.1	11.4	21.9%	H12.10	（公共・特環）
つがる市	29.2	H 3	505.8	10.2	454.8	9.0	30.7%	H10.4	（公共・特環）
平川市	29.6	S57	982.7	17.7	888.3	23.7	80.3%	H 2.10	（岩木川流域関連公共・特環）
平内町	9.9	H10	199.0	2.6	199.0	4.3	43.1%	H18.4	（公共）
外ヶ浜町	5.1	H 6	166.1	2.1	163.7	2.4	46.5%	H17.4	（公共・特環）
鰺ヶ沢町	8.7	H 7	329.0	3.9	146.8	2.9	32.9%	H14.4	（公共）
深浦町	6.9	H10	56.7	0.5	56.7	0.8	11.7%	H15.4	（特環）
藤崎町	14.3	S55	289.0	6.1	275.0	6.9	48.0%	S62.4	（岩木川流域関連公共）
大鰐町	8.4	H 4	192.9	3.6	190.9	4.9	57.7%	H11.4	（岩木川流域関連公共）
田舎館村	7.3	S56	311.0	5.3	278.6	6.4	87.8%	S63.4	（岩木川流域関連公共）
板柳町	12.4	H 2	428.0	6.2	367.8	7.6	61.7%	H 9.4	（岩木川流域関連公共）
鶴田町	11.7	H 4	290.0	7.4	271.5	6.1	52.3%	H11.4	（公共）
七戸町	14.2	H 7	386.2	3.4	384.4	4.9	34.9%	H14.4	（公共・特環）
六戸町	10.6	S62	449.1	6.2	449.1	6.4	60.1%	H 6.4	（馬淵川流域関連公共）
東北町	16.2	H 8	503.0	7.5	414.6	7.8	48.0%	H14.3	（公共）
六ヶ所村	9.7	H 8	621.2	10.1	498.7	8.4	86.9%	H14.4	（公共・特環）
おいらせ町	25.0	S61	636.0	12.3	615.4	13.6	54.2%	H 4.4	（馬淵川流域関連公共）
大間町	4.7	H 8	123.7	2.0	105.4	2.7	58.6%	H16.4	（特環）
東通村	5.6	H10	75.3	0.9	75.3	0.6	11.4%	H14.10	（特環）
佐井村	1.7	H10	36.0	1.3	36.0	1.0	60.1%	H19.4	（特環）
三戸町	9.0	H17	336.0	6.3	124.4	2.4	27.1%	H22.4	（公共）
五戸町	15.5	H 7	242.9	5.7	242.9	5.6	36.0%	H13.4	（馬淵川流域関連公共）
南部町	16.4	H17	214.6	3.6	166.8	3.4	20.8%	H23.4	（公共）（特環）
階上町	12.6	H11	476.0	7.9	154.8	3.6	28.4%	H21.4	（公共）
新郷村	2.1	H5	77.0	1.0	77.0	1.1	52.2%	H10.4	（特環）
県計	1,194.5	32市町村	30,848.1	774.0	23,107.6	759.2	63.6%		
市計	928.7	10市	24,409.4	668.1	17,812.8	655.5	70.6%		
町村計	265.8	22町村	6,438.7	105.8	5,294.8	103.7	39.0%		

※行政人口には下水道計画がない町村（今別町・蓬田村・西目屋村・中泊町・野辺地町・横浜町・風間浦村・田子町）の人口を含む。
※行政人口及び処理人口は四捨五入をおこなったため、合計が合わないことがある。
資料：県都市計画課

表２－３－48　岩木川流域下水道事業の概要

対象市町村	青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町	
事業区分	全体計画	事業計画
事業年度	昭和54年～令和17年度	昭和54年～令和7年度
計画処理面積	7,711ha	7,409ha
計画処理人口	190,480人	214,070人
計画処理水量	日最大89,200㎥／日	日最大97,700㎥／日

資料：県都市計画課

表２－３－49　馬淵川流域下水道事業の概要

対象市町村	八戸市、六戸町、おいらせ町、五戸町	
事業区分	全体計画	事業計画
事業年度	昭和56年～令和17年度	昭和56年～令和6年度
計画処理面積	3,123ha	2,760ha
計画処理人口	62,770人	65,360人
計画処理水量	日最大26,283㎥／日	日最大25,907㎥／日

資料：県都市計画課

⑶　農業集落排水の整備

①　農業集落排水事業実施状況について

令和５年度末現在で農業集落排水事業を実施しているのは、９市13町４村で表２－３－50のとおりです。

表２－３－50　農業集落排水事業実施状況

（令和６年３月31日現在）

市町村名	地区名	集落数	着工年度	完了年度	供用年度	備考
青森市	牛館	4	H４	H10	H７	
	諏訪沢	2	H５	H８	H９	
	高田	1	H５	H９	H９	
	孫内	1	H７	H11	H12	
	入内	1	H８	H11	H12	
	野沢	2	H８	H12	H13	旧青森市
	細越	1	H９	H14	H14	
	八幡林	2	H10	H14	H15	
	野沢	5	H13	H18	H17	旧浪岡町
	桑原	2	H14	H18	H19	
弘前市	紙漉沢	1	S61	S63	H元	
	一丁木	7	S63	H３	H２	
	八幡	3	H元	H４	H３	
	新岡	2	H２	H５	H５	
	藍内	1	H３	H４	H４	
	東目屋	10	H５	H９	H８	
	大久保	1	H５	H７	H７	
	高杉	7	H６	H11	H９	
	鳥井野	3	H７	H11	H９	
	船沢	8	H９	H14	H13	※１
	一丁木	0	H10	H10	－	※３
	新和鬼檜	7	H12	H17	H16	
	新法師	2	H12	H15	H16	
	裾野新和北	7	H14	H22	H20	
	弥生	3	H27	H30	H29	※１
八戸市	市野沢	1	H３	H６	H５	
	一日市	2	H４	H７	H６	
	島守	9	H６	H12	H12	
	永福寺	3	H７	H15	H10	※１
	豊崎	1	H16	H18	H18	※１
黒石市	大川原	2	H６	H８	H９	
五所川原市	梅田	1	S57	S63	S63	
	藻川	1	S63	H７	H４	
	蒔田	3	H11	H15	H13	
十和田市	切田	5	S62	H２	H２	
	深持	3	H３	H５	H６	
	段新川口	3	H４	H５	H６	
	上川目	2	H４	H６	H７	
	中掫	1	H５	H８	H９	
	赤沼	2	H５	H９	H８	
	中ノ渡	3	H６	H８	H９	
	晴山	2	H６	H11	H11	
	沢田	8	H７	H14	H13	
	小沢口	2	H８	H12	H12	
	六日町	2	H８	H13	H12	
	切田	0	H９	H９	－	※３
	洞内	5	H12	H16	H15	
	法量	4	H13	H17	H17	
	藤島	2	H17	H20	H20	
	立崎	1	H18	H21	H22	
	深持	0	H22	H22	－	※３
	十和田市総合	0	H28	R３	－	※３
三沢市	三沢西部	8	H９	H13	H12	
	三沢東部	5	H13	H20	H18	
	三沢南部	2	H20	H24	H25	
	三沢西部	0	H23	H23	－	※３
つがる市	稲垣	6	S55	H元	S61	
	玉稲	6	H３	H６	H７	
	繁穂	6	H３	H６	H７	
	再賀	6	H４	H８	H８	
	車力	1	H６	H９	H10	
	福原	3	H６	H10	H11	
	下繁田	2	H７	H９	H10	
	下車力	1	H７	H９	H10	
	桑野木田	7	H８	H14	H12	
	稲垣	2	H９	H13	H12	※３
	牛潟	2	H10	H14	H14	
	越水	7	H13	H18	H17	
	再賀	0	H26	H26	－	※３
	桑野木田	0	R元	R２	－	※３
平川市	館田	4	H２	H５	H５	
	日沼	2	H４	H７	H７	
	大坊	4	H５	H９	H９	
	久吉	1	H６	H９	H９	
	古懸	1	H８	H10	H11	
	松崎	5	H９	H13	H13	
	広船	1	H10	H13	H14	
	館田	0	H16	H16	－	※３
	平川市総合	0	R元	R４	－	※３
平内町	薬師野	2	H５	H７	H８	
	外童子	1	H５	H７	H８	
	内童子	2	H８	H10	H11	
	西平内	4	H11	H15	H16	
鰺ヶ沢町	長平	1	H４	H６	H７	
	種里	1	H７	H９	H10	
	中村	3	H７	H９	H10	
	建石	2	H10	H14	H15	
	南浮田	1	H10	H13	H14	
西目屋村	杉ヶ沢	1	S60	S61	S62	※１
	田代	1	S60	S63	H２	※１
	大白	2	H２	H５	H６	
	村市	3	H６	H９	H10	
	長面	1	H９	H10	H11	
	居森平	1	H10	H12	H14	
	田代	0	H10	H12	－	※３
	杉ヶ沢	0	H27	H28	－	※３
藤崎町	榊	2	S59	S63	H元	
	常盤	2	H元	H４	H５	
	久井名舘	1	H６	H７	H８	
	中野目	7	H７	H11	H10	
	水木	2	H７	H11	H12	
	福富	2	H10	H14	H15	
	中島	3	H11	H15	H14	
	林崎	1	H15	H18	H18	※１
	榊	0	H17	H18	－	※３
	常盤	0	H23	H24	－	※３
田舎館村	豊蒔	2	H４	H７	H７	
板柳町	板柳東部	9	H14	H19	H18	
	飯田	1	H15	H19	H18	※１
	板柳中央	7	H17	H25	H21	※２
鶴田町	菖蒲川	1	S63	H２	H３	
	境	2	H５	H８	H９	
	梅沢	4	H８	H13	H11	
	上三	2	H15	H20	H19	
	水元	10	H18	R５	H22	※２、一部供用
中泊町	豊岡	3	H６	H10	H９	
七戸町	中野西	2	H11	H14	H15	
	四ヶ村	7	H14	H17	H18	
六戸町	金矢	1	H５	H８	H８	
	七百	2	H６	H９	H９	
	岡沼	1	H９	H12	H13	
	六戸	0	H29	H30	－	※３
横浜町	百目木	1	H５	H８	H９	
	百目木	0	H28	H29	－	※３
東北町	甲地	1	H４	H７	H８	
	千曳	3	H９	H13	H13	
	菩提寺	1	H12	H15	H16	
	東北町	0	H29	H30	－	※３
おいらせ町	古間木山	1	H７	H13	H12	
	おいらせ町北部	0	R３	R５		※３
六ケ所村	新城平	1	H４	H５	H６	
	二又	1	H５	H７	H８	
	出戸	1	H７	H９	H10	
	千樽	1	H９	H10	H11	
	戸鎖	2	H10	H13	H14	
五戸町	中市浦田	2	S54	S62	S61	
	石沢	1	H５	H８	H７	
	又重	7	H８	H12	H13	
	中市浦田	0	H12	H13	－	※３
	倉石東部	6	H14	H17	H16	
	中市浦田・石沢	0	H25	H26	－	※３
南部町	苫米地	1	H６	H10	H10	
	下名久井	3	H８	H13	H12	
	片岸	1	H10	H12	H13	
	福田	4	H14	H19	H20	
	上名久井	3	H15	H20	H19	
新郷村	西越	2	H10	H13	H14	
合計26市町村	１２３処理区	376				

※１　八戸市の永福寺と豊崎、藤崎町の林崎と板柳町の飯田、弘前市の船沢と弥生、西目屋村の杉ヶ沢と田代は１処理区

※２　板柳中央地区と水元地区についてはそれぞれ１期事業と２期事業、十和田市総合は１期事業～３期事業で実施

※３　既処理区の機能強化事業であり、集落数は追加集落数

資料：県農村整備課

② 農業集落排水事業整備状況について

令和５年度末現在で農業集落排水事業の整備状況は表２－３－51のとおりで、本県の農業集落排水施設の普及率は7.9％です。

表２－３－51　農業集落排水事業実施状況

（令和６年３月31日現在）

市町村名	行政人口（人）	農業集落排水整備人口（人）	普及率（%）
青森市	265,073	6,110	2.3
弘前市	160,019	18,605	11.6
八戸市	216,595	4,042	1.9
黒石市	30,736	95	0.3
五所川原市	50,257	1,715	3.4
十和田市	57,839	6,531	11.3
三沢市	37,385	4,317	11.5
むつ市	52,049	－	－
つがる市	29,190	11,570	39.6
平川市	29,559	5,338	18.1
平内町	9,879	1,404	14.2
今別町	2,161	－	－
蓬田村	2,473	－	－
外ヶ浜町	5,096	－	－
鰺ヶ沢町	8,670	1,399	16.1
深浦町	6,936	－	－
西目屋村	1,236	1,236	100.0
藤崎町	14,346	6,952	48.5
大鰐町	8,411	－	－
田舎館村	7,306	652	8.9
板柳町	12,350	4,008	32.5
鶴田町	11,681	5,193	44.5
中泊町	9,574	865	9.0
野辺地町	11,931	－	－
七戸町	14,158	806	5.7
六戸町	10,600	1,444	13.6
横浜町	4,119	241	5.9
東北町	16,178	882	5.5
六ケ所村	9,666	707	7.3
おいらせ町	25,009	2,181	8.7
大間町	4,674	－	－
東通村	5,647	－	－
風間浦村	1,600	－	－
佐井村	1,678	－	－
三戸町	8,954	－	－
五戸町	15,540	2,167	13.9
田子町	4,786	－	－
南部町	16,410	5,636	34.3
階上町	12,628	－	－
新郷村	2,096	251	12.0
県計	1,194,495	94,347	7.9

（注１）普及率＝整備人口／行政人口
（注２）青森県汚水処理施設整備構想（第５次Ｒ5.6）では、令和8年度末の農業集落排水整備率を8.6％とする計画
資料：県農村整備課

⑷ 漁業集落排水の整備

令和５年度末現在の漁業集落排水の整備を実施しているのは、２市４町２村で表２－３－52のとおりです。

表２－３－52　漁業集落排水の整備状況

（令和６年３月31日現在）

市町村名	行政人口（人）	地区名	漁業集落排水整備人口（人）	供用開始年度	普及率（%）
深浦町	6,951	田野沢	281	H21	24.8
		北金ヶ沢	1,130	R2	
		黒崎	154	H8	
		大間越	160	H9	
五所川原市	50,256	十三	545	H11	1.1
中泊町	9,574	下前	533	H13	5.6
平内町	9,879	茂浦	305	H12	17.6
		東田沢・白砂	506	H16	
		清水川	924	R1	
むつ市	52,049	九艘泊	53	H12	0.3
		寄浪・蛸田	93	H18	
佐井村	1,678	牛滝	88	H9	20.0
		福浦	82	H13	
		長後	65	H14	
		磯谷	100	H17	
東通村	5,647	尻屋	251	H13	44.4
		白糠	1,554	H17	
		小田野沢	703	H22	
階上町	12,628	大蛇	771	H11	6.1

資料：県漁港漁場整備課

14　し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、ごみ処理とともに生活環境保全を図る上で重要ですが、水洗便所の普及や化学肥料の使用等により、農地に還元されなくなったことから、その衛生的な処理が必要となります。

し尿処理人口は表２－３－53のとおりで、令和４年度における本県の水洗化率は88.3%となっており、下水道等の普及が遅れているため、依然として全国値（令和４年度で96.1%）と比べて低い状態にあります。

令和４年度における排出量は、し尿が106,029kLで、浄化槽汚泥が297,698kLの計403,727kLで、し尿排出量が減少しています。

また、処理状況の内訳は表２－３－54のとおりで、収集されたし尿、浄化槽汚泥は、し尿処理施設で処理されています。

表２－３－53　し尿処理人口

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
計画処理区域内人口（総人口）	(人)	1,311,137	1,295,328	1,278,713	1,263,133	1,246,157	1,229,378
水洗化人口	(人)	1,134,227	1,139,842	1,136,015	1,109,637	1,092,380	1,085,124
公共下水道人口	(人)	690,176	697,258	700,538	695,298	686,653	682,923
コミュニティプラント人口	(人)	3,572	3,467	3,324	0	0	0
浄化槽人口	(人)	440,479	439,117	432,153	414,339	322,647	316,570
うち、合併処理人口	(人)	195,330	197,043	193,060	194,314	138,170	138,166
非水洗化人口	(人)	176,910	155,486	142,698	153,496	153,777	144,254
計画収集人口	(人)	176,910	155,486	142,698	153,496	153,777	144,254
自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0	0
水洗化率	(%)	86.5	88.0	88.8	87.8	87.7	88.3

※「うち合併処理人口」には、合併処理浄化槽人口、農業集落・漁業集落排水処理施設人口を含む。
※水洗化率（%）＝水洗化人口÷計画処理区域内人口×100
※人口には、外国人人口を含んでいる。
資料：県環境政策課

表２－３－54　し尿処理の内容

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
収集（排出）量	(kL)	422,588	422,243	417,089	413,243	407,223	403,727
し尿	(kL)	127,443	125,714	118,492	114,499	108,855	106,029
浄化槽汚泥	(kL)	295,145	296,529	298,597	298,744	298,368	297,698
処理量	(kL)	422,588	422,243	417,089	413,243	407,223	403,727
し尿処理施設	(kL)	422,588	422,243	417,089	413,243	407,223	403,727
メタン化施設	(kL)	0	0	0	0	0	0
下水道投入	(kL)	0	0	0	0	0	0
海洋投入	(kL)	0	0	0	0	0	0
農地還元	(kL)	0	0	0	0	0	0
その他	(kL)	0	0	0	0	0	0
自家処理	(kL)	0	0	0	0	0	0
非水洗化人口	(人)	176,910	155,486	142,698	153,496	153,777	144,254
浄化槽人口	(人)	440,479	439,117	432,153	414,339	322,647	316,570
１人１日当たりし尿排出量	(L/人日)	1.97	2.22	2.27	2.04	1.94	2.01
１人１日当たり浄化槽汚泥排出量	(L/人日)	1.84	1.85	1.89	1.98	2.53	2.58

※１人１日当たりし尿排出量＝し尿排出量×1,000÷非水洗化人口÷365又は366
※１人１日当たり浄化槽汚泥排出量＝浄化槽汚泥排出量×1,000÷浄化槽人口÷365又は366
資料：県環境政策課

15　浄化槽整備の推進

家庭からの生活排水の処理について、公共下水道などの集合処理になじまない地域は、浄化槽の整備が進められています。

令和４年度末における浄化槽の設置基数は114,848基となっています。

浄化槽は、小規模（処理対象人員500人以下）のものが多く、特に家庭に設置されている施設の中には維持管理が十分でないものも見受けられ、施設数の増加と相まって、放流水による公共用水域の水質汚濁等の問題が生じるおそれがあり、これを防止するために浄化槽の適正な維持管理等の実施について指導を行っています。

また、し尿と生活雑排水を併せて処理できる合併処理浄化槽の普及推進を図っており、平成３年度にはこのための県費補助制度を創設し、令和５年度には312基の整備に対して助成を行いました。

16　浄化槽法定検査

浄化槽管理者は、指定検査機関（一般社団法人青森県浄化槽検査センター）が行う使用開始３か月経過後の検査（第７条検査）及び年１回の定期検査（第11条検査）を受けることが浄化槽法により義務付けられています。

令和４年度※1の第７条検査の実施率は89.9%※2（受検件数1,102件）、第11条検査の実施率は49.4%（受検件数54,979件）となっています。今後も法定検査の受検率の向上を図っていくこととしています。

※１　集計の都合により令和４年度の結果を記載している。
※２　第７条検査は、使用開始後３か月～８か月の間に行うため、年度を跨ぐことにより見かけの実施率が下がることがある。

第３節　身近な生活環境の保全

１　騒音・振動の現況

令和４年度の騒音・振動の発生源別苦情件数はそれぞれ表２－３－55及び表２－３－56のとおりであり、騒音及び振動の苦情件数はほぼ横ばい傾向にあります。

本県では、県内10市のうちつがる市を除く９市が、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を定めるとともに、つがる市と平川市を除く８市が騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域を指定し、規制指導を行っています。

表２－３－55　発生源別騒音苦情件数

発生源区分	苦情件数				
	30年度	元年度	２年度	３年度	４年度
焼却	0	0	0	0	0
産業用機械作動	17	13	18	9	9
工事・建設作業	16	19	8	21	17
カラオケ･飲食店営業	1	3	2	5	2
家庭生活	5	3	4	9	7
自動車運行	1	1	8	11	3
鉄道運行	0	1	0	0	0
航空機運航	0	0	1	4	1
その他・不明	19	12	8	4	8
合計	59	52	49	63	47

資料：公害等調整委員会事務局「令和４年度公害苦情調査」より県環境保全課作成

表２－３－56　発生源別振動苦情件数

発生源区分	苦情件数				
	30年度	元年度	２年度	３年度	４年度
産業用機械作動	1	0	1	0	0
工事・建設作業	5	1	5	1	0
自動車運行	0	0	0	0	0
家庭生活	1	0	0	0	0
その他・不明	1	0	1	0	0
合計	8	1	7	1	0

資料：公害等調整委員会事務局「令和４年度公害苦情調査」より県環境保全課作成

２　騒音・振動の発生源別の状況

⑴　自動車騒音の常時監視

自動車交通騒音の実態及び経年変化を把握するため、８市（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市）が、騒音に係る環境基準類型指定地域の35地点について、騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視を行いました。

平成10年９月に騒音に係る環境基準が改正され、騒音レベルの指標が等価騒音レベルに変更されるとともに、道路に面する地域の環境基準達成状況の評価方法は、当該地域内の全ての住居等のうち環境基準値を超過する戸数及び割合を把握することにより評価する、いわゆる「面的」な評価へと変更になりました。

令和５年度の測定結果を基に面的評価を行った結果、環境基準達成率は99.7%でした（資料編表57）。

⑵　航空機騒音実態調査

環境基本法第16条に基づき、航空機騒音に係る環境基準の地域の類型が当てはめられている青森空港、八戸飛行場及び三沢飛行場周辺地域について、環境基準の達成状況を監視するため、県、青森市及び八戸市が実態調査を行いました。

その結果、全ての地点で環境基準を達成していました（資料編表58、表59及び表60）。

⑶　新幹線鉄道騒音調査

東北新幹線盛岡－八戸間が平成14年12月１日に、八戸－新青森間が平成22年12月４日に、新青森－新函館北斗間が平成28年３月26日に開業したことから、沿線の騒音測定を実施しています。

新幹線騒音の環境基準達成状況を把握するため、県、青森市及び八戸市が、令和５年度は９地点で測定を実施し、青森市金浜地区、青森市野木地区、南部町法師岡地区及びおいらせ町西下川原地区において環境基準値を超過していました（資料編表61）。

３　騒音・振動防止対策

⑴　騒音に係る環境基準の設定

環境基準の類型を当てはめる地域は、環境基本法に基づき県又は市が定めることとされ、令和５年度末現在、９市（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市及び平川市）で定められています。

⑵　航空機騒音に係る環境基準の設定

環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域は、県が定めることとされています。

八戸飛行場周辺地域については、昭和60年10月12日に八戸市及び五戸町について、青森空港周辺地域については、昭和63年３月31日に青森市（旧青森市及び旧浪岡町）について、類型を当てはめる地域を定めました。

また、三沢飛行場周辺地域については、平成９年５月２日に十和田市、三沢市、野辺地町、六ヶ所村、七戸町（旧七戸町及び旧天間林村）、東北町（旧東北町及び旧上北町）、おいらせ町（旧百石町及び旧下田町）及び六戸町について、類型を当てはめる地域を定

めました。

⑶　新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定

環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域は、県が定めることとされています。

平成10年４月30日に盛岡－八戸間の県内部分について、平成13年４月１日に八戸－新青森間について、平成20年３月７日に新青森－新函館北斗間の県内部分について、それぞれ類型を当てはめる地域を定めました。

⑷　規制地域の指定

騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定は、県又は市が行うこととされ、令和５年度末現在、８市（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市）で指定されています（資料編表63及び表64）。

騒音規制法及び振動規制法では、規制地域内にある対象施設を有する事業者に、市町村長へ届出させ、市町村長が規制、改善指導を行うこととなっています（資料編表65）。

また、県公害防止条例では、騒音規制法、振動規制法の規制対象とならない施設でも、本県の実情から見て規制が必要なものについて対象施設としています（資料編表66）。これら騒音・振動に係る規制権限は、それぞれの市の市長に委任されています。

⑸　工場・事業場の騒音・振動対策

特定工場・事業場については、法及び条例に基づく規制基準の遵守、指導を行っていますが、住宅地と混在している中小工場・事業場では騒音・振動対策が十分でないことが多く、それぞれの市では個々に具体的な改善方策等の指導を行っています（資料編表67及び表68）。

⑹　建設作業騒音・振動対策

特定建設作業については、法及び条例に基づく規制基準の遵守、作業時間の制限、作業工法の改善等の指導を行っています。

建設作業については、騒音に係る苦情の割合が多く、それぞれの市では個々の事例に対応した改善方策等の指導を行っています（資料編表67及び表68）。

⑺　自動車騒音・道路交通振動対策

本県における自動車保有台数は横ばい傾向にありますが、県では、関係機関及び市町村と密接な連携を図り、次の各種対策を総合的に推進していくこととしています（資料編表67及び表68）。

①　発生源対策

ア　自動車構造の改善

自動車騒音の許容限度の強化

検査、点検整備の徹底

イ　走行状態の改善

交通管制システム等による交通の円滑化の推進

車線指定等の交通規制の推進（バスレーン）

過積載車、整備不良車両等の取締り等

ウ　交通量の抑制

大量公共輸送機関への転換等

②　交通流対策

道路網の整備等（環状道路、バイパス等の整備）

③　道路構造の改善

植樹帯などの緩衝空間の確保、路面の改良等

④　沿道対策

緩衝建築物の誘導、沿道土地利用の適正化等

⑻　航空機騒音対策

本県に４か所ある飛行場のうち、特に三沢飛行場は、民間空港であるとともに、自衛隊基地及び米軍基地としても使用されていることから、三沢市を中心として航空機による騒音が問題となっています。

自衛隊が使用している飛行場については、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、防衛省が各種施策を実施しています（資料編表71）。

また、航空機による騒音の実態把握を行い、関係機関の協力を得ながら生活環境の保全を図っています。

⑼　新幹線鉄道騒音対策

平成22年12月４日に開業した東北新幹線八戸－新青森間及び平成28年３月26日に開業した北海道新幹線新青森－新函館北斗間における騒音対策については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」）及び東日本旅客鉄道株式会社により、防音壁への吸音板の取付等の対策が進められています。

県では、関係機関と連携して新幹線鉄道騒音調査を継続し、騒音の状況を監視するとともに、環境基準未達成地点については鉄道・運輸機構等に対して各種対策を実施するよう要望していくこととしています。

⑽　深夜営業騒音対策

県公害防止条例では、飲食店等で深夜営業を営む者に対し、施設から発生するカラオケなどの騒音について、所定の基準を遵守するよう定めています。

しかし、深夜営業騒音は、営業の形態、施設の構造などにより発生源が多様であり、営業が深夜にわたることから、「青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」に基づく規制等により、関係機関と協力し、生活環境の保全を図っています。

４　農用地土壌対策

農用地の土壌汚染対策については、昭和45年12月に人の健康を損うおそれがある農畜産物の生産防止、農作物等の生育阻害の防止を目的とした「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が制定され、農用地土壌の汚染対策が推進されています。

同法では、人の健康を損うおそれがある物質として、玄米中のカドミウム及びその化合物を指定し、農作物の生産上問題があるものとして、土壌に含まれる銅及び砒素並びにそれらの化合物を農用地の汚染原因となる物質（特定有害物質）に指定し、各物質ごとに対策地域を指定するとともに対策地域の指定要件を定めています。

本県では、表２－３－57に示した坪川流域水田（銅汚染）、宿野部川流域水田（銅及び砒素汚染）及び正津川流域水田（砒素汚染）の３地域で汚染が確認され、それぞれの地域については既に客土等の対策事業が完了しています。

表２－３－57　農用地土壌汚染対策の概要

地域名	区分／関係市町村名	土壌汚染細密調査		土壌汚染対策地域		対象事業	
		実施年度	対象面積(ha)	指定年度	指定面積(ha)	完了年度	事業名
坪　川流域水田	七戸町（旧天間林村）	昭和47	360	昭和49	10.37	昭和50	小規模公害防除対策事業
宿野部川流域水田	むつ市（旧川内町）	昭和48	230	昭和56	13.5	昭和60	公害防除特別土地改良事業
正津川流域水田	むつ市（旧大畑町）	昭和52	133	－	－	昭和61	鉱毒対策事業

資料：県環境保全課

５　一般環境土壌対策

⑴　公害対策基本法（現環境基本法）

公害対策基本法（現環境基本法）に基づき、平成３年８月に一般環境土壌の指標となる「土壌の汚染に係る環境基準」が告示され、その後項目追加を経て、現在は重金属類、有機塩素化合物及び農薬等29項目について基準が設定されています（資料編表73）。

また、平成15年２月に土壌汚染対策法が施行され、土壌の特定有害物質による汚染状況の把握に関する措置や汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めています（資料編表74）。

⑵　一定の規模以上の土地の形質の変更届出

土壌汚染対策法に基づき、一定の規模（3,000㎡。ただし、現に有害物質使用特定施設のある土地は900㎡）以上の土地の形質を変更する場合に届出が義務付けられています。

令和５年度における県に届出された一定の規模以上の土地の形質の変更届出件数）は148件（うち青森市15件、八戸市18件）でした。

６　休廃止鉱山鉱害防止対策

⑴　休廃止鉱山鉱害追跡調査事業

県は、県内に存在する154の休廃止鉱山について鉱害の有無を確認するため、関東東北産業保安監督部東北支部と合同で昭和45年度から昭和49年度まで現地調査を実施しました。

この調査の結果、何らかの鉱害防止措置が必要とされた26鉱山（鉱害防止義務者が存在するもの３、鉱害防止義務者が存在しないもの23）について、鉱害防止義務者が存在するものについては関東東北産業保安監督部東北支部に対し措置要請をし、鉱害防止義務者が存在しないものについては国の補助制度を活用して県が鉱害防止事業を実施し、鉱害発生の防止に努めてきました。

⑵　休廃止鉱山鉱害防止事業

鉱害防止義務者が無資力又は現存しない義務者不存在の鉱山で何らかの鉱害防止措置を必要とする23鉱山については、国の「休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金」制度を活用して、県が鉱害防止工事や危害防止工事、坑廃水処理を実施し、地域住民の健康の維持と環境の保全を図ってきました。

また、鉱害防止義務者が存在する鉱山で坑廃水処理が必要なものについては、処理経費の一部について補助金を交付してきました。

〈義務者不存在鉱山〉

①　鉱害防止工事

義務者不存在鉱山のうち鉱害防止工事を必要とするものについては、昭和50年度から計画的に工事を実施し、これまで令和５年度に完了した畑鉱山（むつ市）を含む７鉱山の鉱害防止工事を完了しました。

令和６年度は、尾太鉱山（西目屋村）について、県が実施主体となって鉱害防止工事を実施しています。

② 危害防止工事

義務者不存在鉱山のうち危害防止工事を必要とするものについては、昭和50年度から平成14年度まで計画的に工事を実施し、これまで14鉱山の危害防止工事を完了しました。

③ 坑廃水処理

義務者不存在の尾太鉱山と大揚鉱山（むつ市川内町）については、尾太鉱山が昭和56年度から、大揚鉱山は昭和60年度から県が事業主体となって坑廃水処理を実施しています。

〈義務者存在鉱山〉

④ 休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助

鉱害防止義務者が存在する鉱山のうち、坑廃水処理が必要な上北鉱山（七戸町）については、その処理経費の一部について、昭和57年度から国3/4、県1/4の割合で、秋津鉱山（平川市）については、平成５年度から国3/4、県1/８（残り1/8は秋田県負担）の割合で補助金を交付しています。

7 地盤沈下対策

現在、青森県内において地盤沈下に係る調査を実施している地区は、青森地区、八戸地区及び弘前地区の３地区です。地盤沈下の原因としては、構造物や盛土の重量、地下水の過剰揚水等による地層の圧密説が支配的です。そのため、地盤変動を見る水準測量と地下水位の変動を見る観測井による観測が実施されています。

⑴ 地域別地盤沈下の現況

① 青森地区

ア 概況

青森地区においては、昭和43年に国土地理院が実施した一等水準測量により、国道４号沿いの約３kmの区間で10年間に約10cm程度沈下していることが判明し、また、国及び青森県が昭和47年初頭に実施した水準測量によっても、４年間で約20cmの沈下量を示す地域が４km²認められたことから、昭和47年度、国、市などの関係機関が水準点を増設するなど監視体制を強化し、以来水準測量を継続的に実施しています。

また、青森市は昭和49年から市条例により地下水の過剰な汲み上げを規制しています。

その結果、沈下量は鈍化傾向を示し、近年は、年間沈下量が地盤沈下対策を必要とする目安である２cm以上となった箇所は確認されていません。

［資料：表２－３－58～表２－３－59及び図２－３－13～図２－３－14青森市］

表２－３－58 測量地域及び水準点数

測量地域		測量水準点数	測量距離（km）
青森地区	国道から海手側（野内～合浦～古川～油川） 国道から山手側（八幡林～戸山～問屋町～安田～新城～油川）	103	100.96
浪岡地区	杉沢～浪岡（平野）～女鹿沢～浪岡（細田）の地域内	6	4.294
計		109	105.254

図２－３－13 水準測量実施区域

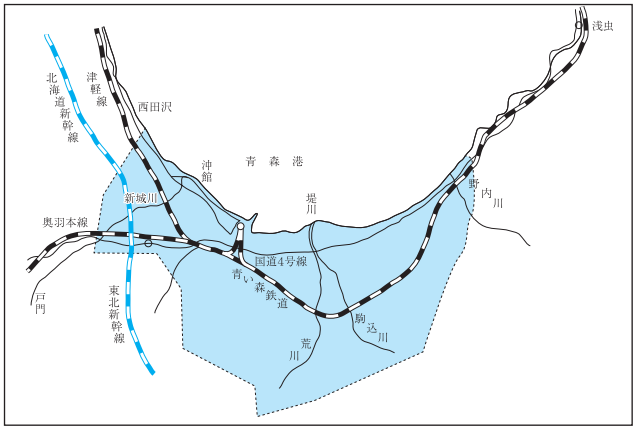

青森地区

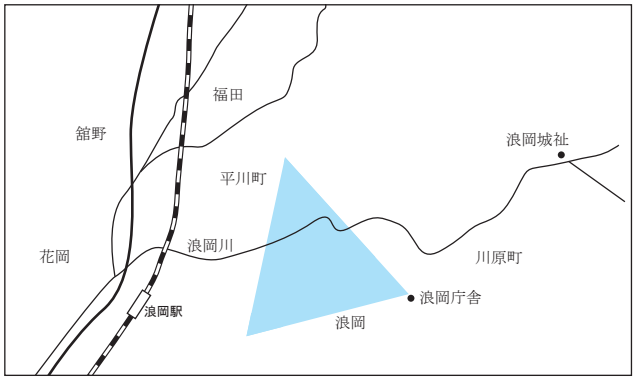

浪岡地区

イ 調査の概要

令和４年度までの沈下面積の推移は表２－３－59のとおりです。

平成25年度の水準測量において、東日本大震災の影響と考えられる仮不動点（浅虫検潮所に付属している水準点）の標高変動が確認され、平成22～25年の沈下量の把握はできませんでしたが、令和４年度の水準測量では、令和元年からの３年間で最大1.90cm（港町二丁目）の沈下量となっています（資料編表74）。

表２－３－59　青森地区沈下面積経年変化

測量地域	年月	最大沈下量（cm）	沈下面積（㎢）			
			２cm以上	１cm以上２cm未満	１cm未満	合計
青森地区	H11年5月～H13年5月	3.10	0.10	0.30	50.60	51.00
	H13年5月～H15年5月	0.70	0.00	0.00	1.75	1.75
	H15年5月～H17年5月	1.10	0.00	0.03	38.87	38.90
	H17年5月～H19年5月	1.10	0.00	0.01	21.93	21.94
	H19年5月～H22年5月	0.07	0.00	0.00	0.74	0.74
	H22年5月～H25年5月	－	－	－	－	－
	H25年5月～H28年5月	1.11	0.00	0.02	33.78	33.80
	H28年5月～R01年5月	1.92	0.00	12.46	29.86	42.32
	R01年5月～R04年5月	1.90	0.00	1.33	4.61	5.94
浪岡地区	H28年5月～R01年5月	0.02	0.00	0.00	0.02	0.02
	R01年5月～R04年5月	0.14	0.00	0.00	0.27	0.27

図２－３－14　青森地区地盤沈下等量線図

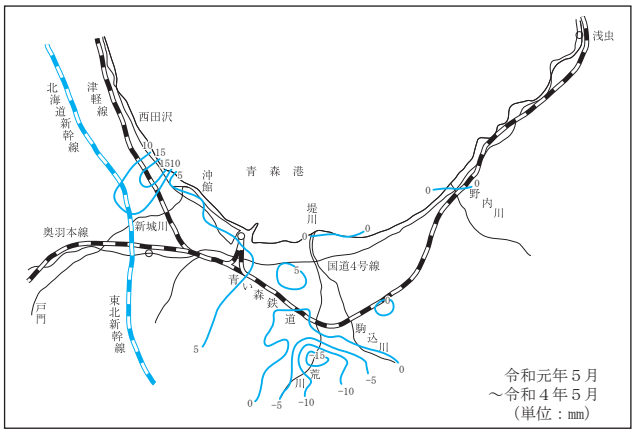

青森地区

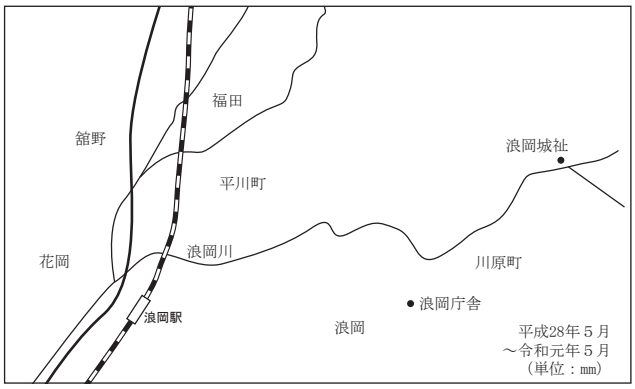

浪岡地区

②　八戸市

ア　概況

八戸地区では、臨海部や馬淵川右岸を中心として地下水の塩水化が確認されたことなどから、昭和49年度から水準測量を、昭和52年度からは観測井による地下水位変動等の調査を継続実施しています。

その結果、局地的に２cmを超える地域があったものの、現在は広範囲な沈下現象はみられていません。

イ　調査の概要

a　水準測量

八戸地区においては、昭和49年から水準測量を開始し、令和５年度の水準測量は、国土地理院、八戸観測所及び八戸市が65地点、89.6kmについて実施しました。

令和５年度の水準測量では、最大沈下量は0.58cm（根城）となっており、令和２年度測定の最大沈下量(0.67cm)を下回りました（資料編表75）。

b　観測井観測

八戸地区では、表２－３－60に示した７地区７本の観測井により昭和52年度から（柏崎地区は昭和55年度、江陽地区は昭和56年度、河原木地区は昭和57年度から）観測を実施しています。観測井の水位・沈下量の年度別累積変動は資料編表76のとおりです。また、観測井の水位変動は図２－３－15のとおりであり、近年では横ばい傾向が見られています。

［資料：図２－３－15八戸市］

表２－３－60　地盤沈下観測井設置状況（八戸地区）

（令和６年３月31日現在）

記号	設置機関	所有機関	設置場所	深度（m）	計器	
					水位計	沈下計
1	経済産業省（東北経済産業局）	八戸市	青葉三丁目（第三中学校）	100	○	－
2	〃	〃	尻内町中根市（三条中学校）	150	○	－
3	〃	〃	市川町赤畑（市川中学校）	200	○	－
4	八戸市	〃	柏崎二丁目（旧柏崎小学校）	10	○	○
5	〃	〃	江陽二丁目（江陽公園）	75	○	○
6	〃	〃	河原木角地田（市営河原木団地）	150	○	○
7	〃	〃	市川町古館（多賀小学校）	200	○	○

資料：八戸市

図２－３－15　八戸地区観測井水位変動図

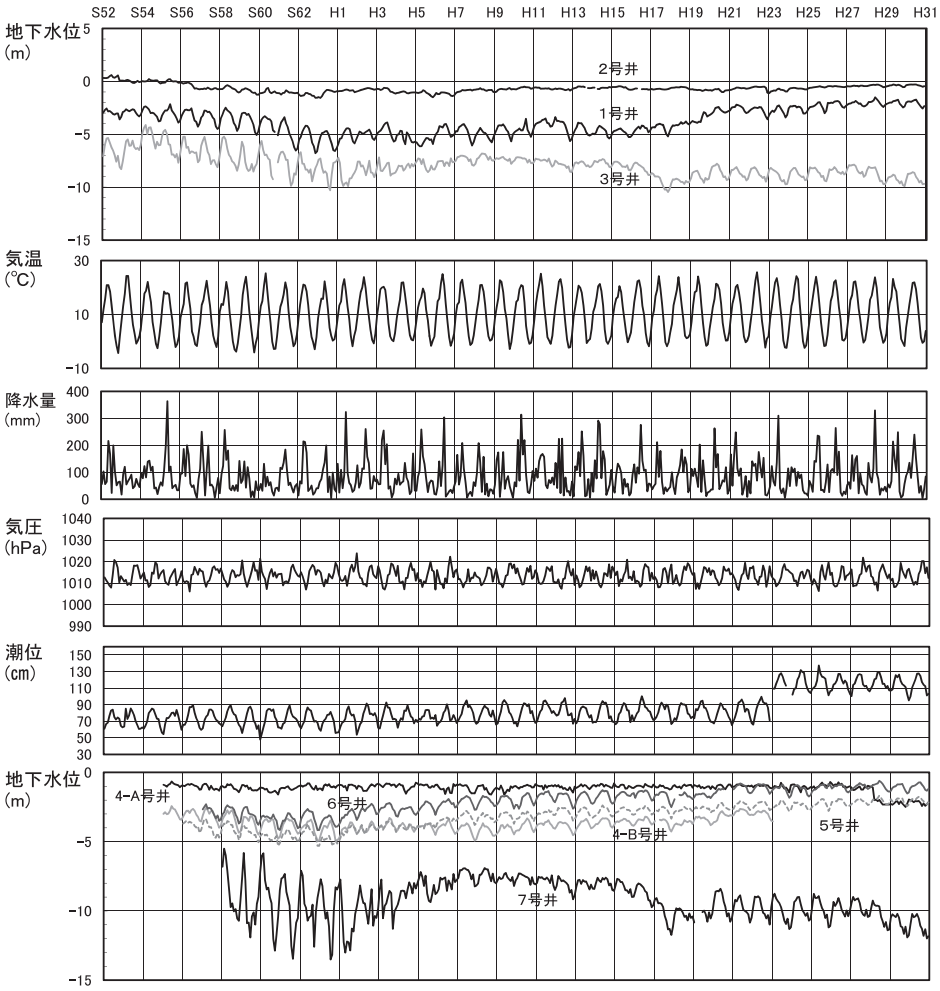

注）潮位記録については、東北地方太平洋沖地震(2011年３月11日)によって気象庁管理の八戸港潮位観測が廃止されたことに伴い、2011年４月22日から国土交通省東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所管理の潮位計記録に変更している。

③　弘前地区

弘前市平岡町に設置した観測井により、昭和58年度から地下水位観測を実施しています。

調査結果では、昭和61年度に地下水位の急激な下降が認められましたが、これは、弘前市の上水道水源井（４本、日量計5,000㎥）の揚水が昭和60年12月から開始されたことから、その影響を反映したものと考えられています。

近年は平成７年以降、緩やかに水位が下降する傾向がみられています。

⑵　地盤沈下防止対策

①　青森市

青森市では、昭和48年10月に「地下水採取に関する指導要綱」を制定して地下水揚水の自主規制を実施しましたが、より一層の実効を期するため、昭和49年１月からは青森市公害防止条例により規制を実施しています。規制の主な内容は次のとおりです。

ア　市街地を中心として規制地域の指定

イ　消雪用の地下水利用の全面禁止

ウ　地下水揚水設備（吐出口断面積６㎠以上）設置の許可制

エ　新規の井戸は、揚水設備に係るストレーナーの位置が30ｍ以浅の内径５㎝以下で算出される断面積とする

オ　１日当たりの揚水量は、工業、公衆浴場、温泉用は300㎥以下、その他の用途は100㎥以下とする

カ　節水、循環使用、工事による排出防止の義務付け

さらに、「青森市揚水設備以外の動力設備による地下水採取の届出に関する要綱」（平成19年４月１日施行）を制定し、吐出口断面積６㎠未満の地下水揚水について届出を義務付けています。

②　八戸市

八戸市は、「八戸市地下水採取の届出に関する要綱」（平成11年４月１日施行）を制定し、吐出口断面６㎠以上の地下揚水について届出を義務付けており、市内の揚水設備に係る設置状況の把握に努めています。

８　環境放射線等の調査

本県には、六ヶ所村において日本原燃株式会社の原子燃料サイクル施設（ウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物埋設センター、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、再処理工場及びＭＯＸ燃料工場）、東通村において東北電力株式会社の東通原子力発電所１号機、むつ市においてリサイクル燃料貯蔵株式会社のリサイクル燃料備蓄センターが立地されており、このような状況を踏まえ、県では、県民の安全の確保及び環境の保全を図るため、各事業者とともに、原子燃料サイクル施設については平成元年度から、東通原子力発電所については平成15年度から、環境放射線モニタリングを実施しています。また、リサイクル燃料備蓄センターについては、平成20年度から事前調査を、令和６年９月から本調査に移行し、環境放射線モニタリングを実施しています。

また、むつ市にある国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターには、旧原子力船「むつ」に係る放射性廃棄物が保管・管理されており、放射性液体廃棄物が放出された際は環境試料中の放射能分析を行います。

これら原子力施設に係る放射線等の調査のほかに、県内の環境放射能レベルの実態を把握するため、原子力規制庁からの委託により県内全域を対象とした環境放射能水準調査を実施しています。

県では、引き続き、環境放射線等の調査を実施し、県民の安全の確保及び環境の保全を図っていきます。

⑴　原子力施設環境放射線等調査

令和５年度は、モニタリング計画に基づき、原子燃料サイクル施設、東通原子力発電所及びリサイクル燃料備蓄センターに係る環境放射線等の調査を表２－３－61、表２－３－62及び表２－３－63のとおり実施しました（資料編表85）。

［資料：表２－３－61～63　県原子力安全対策課］

表２－３－61　令和５年度原子燃料サイクル施設環境放射線等調査

①　空間放射線等の測定

測定項目	測定地点	回数
・空間放射線量率 ・大気浮遊じん中の全アルファ及び全ベータ放射能 ・大気中の気体状ベータ放射能	六ヶ所村(4)、横浜町(1)、計５地点	連続
空間放射線量率	横浜町(1)、野辺地町(1) 東通村(1)、東北町(2) 三沢市(1) 計６地点	連続

②　環境試料中の放射能の測定

試料の種類	採取地点	回数
大気浮遊じん	六ヶ所村(4)、横浜町(1)	4
大気(気体状ヨウ素)	〃　(4)、横浜町(1)	52
大気(水蒸気状)	〃　(1)、横浜町(1)	12
降下物	〃　(1)	12
雨水	〃　(1)	12
河川水	〃　(2)	1
湖沼水	〃　(2)、東北町(1)	2～4
水道水	〃　(1)	4
井戸水	〃　(1)	4
河底土	〃　(2)	1
湖底土	〃　(2)、東北町(1)	1
表土	〃　(2)、横浜町(1)	1
牛乳(原乳)	〃　(2)、横浜町(1)、東北町(1)	2～4
精米	〃　(2)、野辺地町(1)	1
野菜	〃　(2)、横浜町(1)、東北町(1)	1
牧草	〃　(1)、横浜町(1)	2
指標生物(松葉)	〃　(1)、青森市(1)	2
ワカサギ、シジミ	〃　(1)、東北町(1)	1
海水	六ヶ所村前面海域(3)	2
海底土	〃　(3)	1
海産食品	〃　(2)、陸奥湾(1)	1～2
指標生物(チガイソ)	〃　(1)	2

③　環境試料中のフッ素の測定

試料の種類	採取地点	回数
大気（気体状）	六ヶ所村(1)	連続
大気（粒子状物質等）	〃　(1)	4
河川水	〃　(2)	1
湖沼水	〃　(2)	2～4
河底土	〃　(2)	1
湖底土	〃　(2)	1
牛乳(原乳)	〃　(2)	2～4
精米	〃　(1)	1
牧草	〃　(1)	2

表２－３－62　令和５年度東通原子力発電所環境放射線調査

①　空間放射線等の測定

測定項目	測定地点	回数
・空間放射線量率 ・大気浮遊じん中の全ベータ放射能	東通村(2)､むつ市(1) 計３地点	連続
空間放射線量率	東通村 (1) 、六ヶ所村 (1) 計２地点	

②　環境試料中の放射能の測定

試料の種類	採取地点	回数
大気浮遊じん	東通村(2)､むつ市(1)	12
降下物	〃　(1)	12
河川水	〃　(1)	2
水道水	〃　(2)､むつ市(1)､横浜町(1)	4
井戸水	むつ市(1)､横浜町(1)	2
表土	東通村(2)	1
牛乳（原乳）	〃　(2)	4
精米	〃　(1)､むつ市(1)	1
野菜	〃　(2)､横浜町(2)､六ヶ所村(1)	1
牧草	〃　(2)	1
牛肉	〃　(1)	1
指標生物（松葉）	〃　(1)	2
海水	東通村太平洋側海域(3)	2
海底土	〃　(3)	1
海産食品	東通村太平洋側海域(7)、横浜町前面海域(1)､六ヶ所村前面海域(1)	1
指標生物（ムラサキイガイ）	東通村太平洋側海域(1)	2

表２－３－63　令和５年度リサイクル燃料備蓄センター環境放射線調査

①　空間放射線の測定

測定項目	測定地点	回数
空間放射線量率	むつ市(1)	連続

②　環境試料中の放射能の測定

試料の種類	採取地点	回数
表土	むつ市(2)、東通村(1)	1
指標生物（松葉）	東通村(1)	2

⑵　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射線監視

令和５年度は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターについて、放射性液体廃棄物の放出実績はないため、環境試料中の放射能分析を行っていない（資料編表86）。

⑶　環境放射能水準調査

昭和36年から、原子力規制庁（当時は科学技術庁）の委託により県内全域を対象として環境放射能の水準調査を継続実施しています。

令和５年度における測定調査を表２-３-64のとおり実施しました（資料編表87）。

表２－３－64　令和５年度環境放射能水準調査
（原子力規制庁委託）

調査対象		測定地点	回数
空間放射線	空間放射線量率（モニタリングポスト）	青森市	連続
		八戸市	〃
		弘前市	〃
		五所川原市	〃
		十和田市	〃
		むつ市川内町	〃
		深浦町	〃
		外ヶ浜町	〃
		三戸町	〃
環境試料中の放射能	降水	青森市	降水ごと
	月間降下物	〃	12
	大気浮遊じん	〃	4
	上水（蛇口水）	〃	1
	牛乳	〃	1
	精米	弘前市	1
	野菜（キャベツ）	平川市	1
	野菜（ジャガイモ）	五所川原市	1
	土壌（２層）	青森市	1
		五所川原市	1
	海水	陸奥湾	1
		深浦沖	1
	海底土	陸奥湾	1
		深浦沖	1
	魚類（カレイ）	今別沖	1
	貝類（ホタテ）	陸奥湾	1
	貝類（ムラサキイガイ）	深浦町	1
	海藻類（ワカメ）	深浦沖	1
		今別沖	1

資料：原子力規制庁

⑷　原子力施設環境放射線等監視評価会議

原子燃料サイクル施設、東通原子力発電所及びリサイクル燃料備蓄センターに係る環境放射線等モニタリングに関することなどを所管事項として、「青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議」を設置しています。

委員は、学識経験者、県議会議員、県職員、関係市町村の長及び関係団体の長等71人（令和６年３月末現在）で組織しており、知事が会長となっています。

令和５年度は、評価委員会を３回、合同会議を１回開催し、令和４年度第３四半期から令和５年度第２四半期までのそれぞれの四半期ごとの調査結果及び令和４年度１年間の調査結果を諮り、空間放射線、環境試料中の放射能濃度等は、これまでと同じ水準であったと評価・確認されました。

⑸　原子力船「むつ」安全監視委員会

原子力船「むつ」に係る放射能の監視等を適切かつ円滑に実施するため、青森県、むつ市、青森県漁業協同組合連合会の３者で、昭和49年10月に設置しました。

委員は学識経験者及び関係機関の職員６人で組織しています。

令和５年度は令和４年度１年間の監視結果について諮り、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター周辺の環境に対する影響は認められないことが確認されました。

⑹　調査結果の公表

青森県環境放射線監視テレメータシステムで監視している原子燃料サイクル施設、東通原子力発電所及びリサイクル燃料備蓄センターに係る空間放射線の測定結果については、青森県庁、青森県原子力センター、六ヶ所村文化交流プラザ、東通村役場、むつ市役所などに設置している表示装置及びインターネットによりリアルタイムで公開しています。

また、四半期ごとの環境放射線等の調査結果について新聞やホームページ「青森県の原子力安全対策」に掲載するとともに、広報誌「モニタリングつうしんあおもり」を発行し、公表しています。

第４節　化学物質対策の推進

１　ダイオキシン類対策

廃棄物の焼却炉からのダイオキシン類の発生が社会問題となったことから、平成９年に廃棄物処理法施行令等が改正されるなど排出規制が強化されてきました。ダイオキシン問題については、将来にわたって、国民の健康を守り環境を保全するために取組を一層強化しなければならない課題であるとの国の基本的考え方に基づき、「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11年７月16日に公布され、平成12年１月15日から施行されました。
県では、ダイオキシン類対策の一層の取組を推進していくこととしています。

⑴　環境調査

県、青森市、八戸市及び国土交通省（公共用水域のみ）では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質（底質を含む）、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査しています。

①　大気

令和５年度は11地点において４季にわたり調査を実施しました（資料編表78）。

各地点における調査結果は４季の平均値で評価することとされていますが、全調査地点において、環境基準（0.6pg-TEQ／㎥以下）を達成しました。

②　公共用水域の水質及び底質

令和５年度は水質について33地点、底質について15地点で調査を実施したところ、いずれもダイオキシン類の水質環境基準（１pg-TEQ/L以下）及び底質環境基準（150pg-TEQ/g以下）を達成しました（資料編表79）。

③　地下水

令和５年度は13地点で年１回調査を実施したところ、いずれもダイオキシン類の水質環境基準（１pg-TEQ/L以下）を達成しました（資料編表80）。

④　土壌

令和５年度は12地点で年１回調査を実施したところ、いずれもダイオキシン類の土壌環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）を達成しました（資料編表81）。

また、いずれの地点も、対策を必要とする調査指標値（250pg-TEQ/g）を下回っていました。

⑵　発生源対策

①　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設の設置者は、排出ガス（廃棄物焼却炉については、集じん施設によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）及び排出水に含まれるダイオキシン類の濃度を測定し、県（中核市である青森市及び八戸市は各市）に報告することとされています。

令和５年度に報告があったのは、排出ガス103施設、排出水４事業場であり、排出基準を上回った施設は施設ありませんでした。

ばいじん及び燃え殻については、ばいじん49施設、燃え殻83施設について報告があり、ばいじんについて２施設、燃え殻について１施設において処理基準（埋立処分等を行う際に適用される基準）を上回っていました。

②　廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出実態調査結果

廃棄物焼却施設７施設について排出ガス中のダイオキシン類を測定した結果、排出基準を上回った施設が１施設ありました。また、ばいじん中のダイオキシン類について５施設、燃え殻中のダイオキシン類について６施設で測定した結果、ばいじんについて、２施設において処理基準を上回っていました。

③　排出基準等を上回っている施設に対する指導

排出ガスが排出基準を上回った施設においては、施設の稼働を停止し、改善対策を実施し、自主測定の結果を確認した後、稼働停止を解除しました。

ばいじんの処理基準を上回っている施設の設置者に対しては、特別管理産業廃棄物等として適正に処理するよう指導しました。

⑶　今後の方針

今後も、廃棄物焼却施設等を有する事業所等に対し、自主測定の実施など、ダイオキシン類対策の徹底を指導します。また、県民の不安を解消するため、次の対策を講じます。

①　事業者等の自主測定の指導及び結果の公表

②　大気、水質（底質を含む。）及び土壌環境中のダイオキシン類濃度の調査及び結果の公表

２　ＰＲＴＲ制度

私たちの生活は、多くの有用な化学物質によって支えられていますが、その製造・廃棄過程において、健康や

環境に望ましくない影響を与える可能性（リスク）があります。

そのリスクを少しでも減らすためには、行政・事業者・県民などの各主体がそれぞれの立場から協力し合って、有害性を与えるおそれのある化学物質の環境中への排出削減に取り組んでいく必要があります。

環境省と経済産業省は、平成11年７月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（通称「化管法」）」を公布し、これに基づいて、平成13年４月から化学物質の新しい管理システムであるＰＲＴＲ制度が実施されました。

ＰＲＴＲ制度とは、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、県を経由して届け出たものを国が集計して公表又は開示する仕組みです。これによって、毎年どんな化学物質が、どこからどれくらい排出されているのかを知ることができます。

令和５年度には、青森県内の対象事業者から令和４年度把握分について計397件（有効届出数）の届出があり、届出排出量合計は351トン、届出移動量合計は1,007トン、届出排出量・移動量合計は1,358トンとなっています（資料編表82）。

３　農薬残留対策

⑴　農薬対策の概要

農薬は、農作物の安定生産のために欠かせない資材ですが、使用方法を誤ると農作物への残留や土壌、河川水の汚染などの問題が発生する場合があります。

このため、厚生労働省では、人の健康に危害を及ぼすほどの農薬が残留した食品が流通しないよう、食品衛生法に基づいて「残留農薬基準」を定めているほか、農林水産省も農作物に基準値を超える農薬が残留しないよう、使用時期や使用回数等の「使用基準」を定め、個々の農薬に表示させています。

県では、農薬が適正に使用されるよう、指導者向けに「農作物病害虫防除指針」を作成・配付しているほか、農家向けの農薬適正使用啓発資料の配布などを行って、指導の徹底を図るとともに、農薬販売店の指導・取締も行っています。

⑵　食品中の残留農薬対策

令和５年度は、かぶ（だいこん）、にんじん、ほうれん草（小松菜）、ばれいしょ、未成熟いんげん（未成熟えんどう）、キャベツ、りんご、とうもろこし、トマト・ミニトマト、ピーマン（パプリカ、ししとう）、ごぼう、玄米、いちご、みかんの14品目、延べ84検体について有機塩素系農薬、有機リン系農薬等（約250種類）の残留農薬検査を実施したところ、１検体（キャベツ）で法違反（食品衛生法に基づく残留農薬基準値を超えるもの）が確認されました（資料編表83）。

⑶　農薬危害防止対策

６月から８月までの３か月間、「青森県農薬危害防止運動」を実施し、農薬適正使用に係る研修会の開催や啓発資料の配布等により、農林水産部と健康福祉部が連携して、農薬の適正使用の推進や農薬中毒事故等の防止に努めました。

また、農薬販売者等を対象とした農薬管理指導士の新規認定研修及び認定期間更新研修を行い、農薬販売者・防除業者などの資質向上を図りました。農薬取締法に基づく農薬販売店等の立入検査を302か所で実施し、販売台帳の整備による農薬の適正な保管・管理等について指導したほか、農家へ農薬適正使用啓発資料を配布するなど、農薬適正使用に関する啓発活動を行いました。

なお、県内の農薬流通量は表２－３－65のとおりです。

表２－３－65　令和４年農薬年度　農薬流通量

（単位：ｔ、％）

種類／項目	殺菌剤	殺虫剤	殺虫殺菌剤	除草剤	その他	計
流通量 （前年対比）	1,898 (95)	3,560 (105)	348 (73)	2,767 (95)	671 (90)	9,243 (97)

注）農薬年度：前年10月～当該年９月
資料：一般社団法人日本植物防疫協会「農薬要覧2023」より県農産園芸課作成

第５節　オゾン層保護・酸性雨対策の推進

１　オゾン層

⑴　オゾン層破壊問題とオゾン層保護対策

「フロン」は、20世紀の人類が発明した、自然界には存在しない人工物質です。

昭和３年、冷蔵庫などの冷媒に理想的な気体として開発され、断熱材やクッションの発泡剤、半導体や精密部品の洗浄剤、スプレーの噴射剤（エアゾール）など様々な用途に使用され、1960年代以降先進国を中心に消費されるようになりました。

しかし、昭和49年、フロンが大気中に放出されると上空の成層圏まで昇り、オゾン層を破壊してしまうというメカニズムが発見されました。

オゾン層の破壊により地表に到達する紫外線が増加すると、皮膚ガンや白内障など健康に悪影響をもたらすばかりでなく、動植物の遺伝子を傷つけ、生存を妨げるおそれがあります。その後、昭和60年に南極でオゾンホールが発見され、実際にオゾン層が破壊されていることについての確証が得られると、世界中で大問題となりました。

そして、「オゾン層保護に関するウィーン条約」（昭和60年）に基づき、フロン規制のための国際枠組として「モントリオール議定書」（昭和62年）が採択され、世界的にオゾン層破壊物質（特定フロン等）の規制が始まりました。

我が国では、フロンガスの規制のための国際枠組（モントリオール議定書）に基づき、昭和63年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を制定して、平成元年7月からオゾン層破壊物質の生産・輸出入の規制を開始するとともに、その需要を円滑かつ着実に削減していくための施策を行っています。

一方、特定フロン等の代替物質として、オゾン層を破壊しないフロン（代替フロン：ＨＦＣ）が開発・普及してきましたが、代替フロン等には地球温暖化をもたらすという新たな問題が出てきました。

⑵　冷媒用フロンの回収等の推進

オゾン層破壊物質の排出抑制については、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」による生産規制等によって行われてきました。しかし、オゾン層の保護を進めるためには、既に生産された製品中に含まれるオゾン層破壊物質の排出を抑制することも必要です。また、地球温暖化の防止の観点からは、オゾン層は破壊しないものの温暖化効果を有する代替フロンの排出も抑制しなければなりません。

このため、平成13年６月、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が制定され、業務用冷凍空調機器、カーエアコンなどに使用されている冷媒フロンの放出禁止、回収破壊が義務づけられ、廃棄される業務用冷凍空調機器に充てんされているフロン類を回収する者（第一種フロン類回収業者）、使用済み自動車に搭載されているエアコンディショナーの引取りを行おうとする者（第二種特定製品引取業者）及び廃棄される使用済自動車から冷媒として充てんされているフロン類の回収を行おうとする者（第二種フロン類回収業者）は、それぞれ都道府県知事等の登録を受けることとされました。

さらに、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収を徹底するため、平成18年６月に制定された改正法では、機器の廃棄等を行う際に、フロン類の回収行程を管理する制度の導入や、整備時の回収義務の明確化等が盛り込まれ、平成19年10月１日より施行されました。

平成27年４月１日には、フロンの製造業者並びに特定製品の管理者の責務を定めるとともに、フロン類充塡業登録義務化や、フロン類再生業の許可制度の導入等が盛り込まれ、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改められて施行されました。令和元年６月に制定された改正法では、フロン類を回収せずに機器を廃棄した場合の直接罰の導入や、引取等実施者に機器を引き渡す際に、機器とあわせて引取証明書の写しの交付義務等が盛り込まれ、令和２年４月１日より施行されました。

なお、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者については、平成17年１月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に基づく引取業者及びフロン類回収業者に移行しています。

各年度末における登録事業者数は表２－３－66のとおりです。

表２－３－66　フロン排出抑制法に基づく事業者の登録状況

	H30年度	R元年度	R２年度	R３年度	R４年度
第一種フロン類充塡回収業者登録事業者数	360	388	400	424	451

資料：県環境政策課

２　酸性雨

⑴　酸性雨の現況

酸性雨とは、工場、事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が、大気中で化学変化を起こして酸性物質となり、それが雲を作っている水滴に溶け込んで霧や雨、雪などの形で沈着（湿性沈着）し、ｐＨが5.6以下となった場合をいいます。また、ガスや粒子状の形で地上に沈着（乾性沈着）したものも酸性雨の分析対象としています。

世界で最初に確認された酸性雨による影響は、昭和40年代初めにスウェーデンにおいて発表されたものでしたが、日本では昭和40年代末に被害が確認されており、その時の雨水のｐＨは２～3.5でした。

環境省において、昭和58年度から実施している、大気、土壌、植生及び陸水の各分野でのモニタリングの結果、日本も欧米並の酸性雨が見られ、冬季には日本海側で酸性成分が増加傾向にあることが分かっています。

酸性雨は、他国において排出された大気汚染物質が原因となる可能性もあり、地球環境問題の一つとされていることから、日本においても、東アジアにおける酸性雨対策等、国際的な取組を実施しています。

本県でも酸性雨の実態を把握するために、昭和58年から調査を実施しており、令和５年度は、県環境保健センター（青森市）においてモニタリング調査を実施しました（表２－３－67、資料編表84）。

表２－３－67　酸性雨実態調査結果

（上段：ｐＨ年平均値、下段：ｐＨの最小値～最大値）

調査地域	調査地点	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
青　森　市	県環境保健センター	4.8 (4.6～5.1)	4.9 (4.5～5.1)	5.1 (4.6～5.7)	5.0 (4.6～6.5)	5.0 (4.6～5.5)
鰺ヶ沢町	鰺ヶ沢道路河川事業所	4.9 (4.5～6.4)	5.0 (4.7～5.8)	5.0 (4.7～5.6)	5.0 (4.7～5.9)	－※

※令和４年度で終了。
資料：県環境保全課

⑵　酸性雨対策

これまでのモニタリング結果等を受けて、環境省では、酸性沈着物（湿性沈着物及び乾性沈着物）による影響の早期把握や将来の酸性雨の影響を予測するために、平成13年１月から広域的かつ長期的な「酸性雨長期モニタリング」を実施しています。

この「酸性雨長期モニタリング」では、酸性沈着モニタリング及び生態影響モニタリングを実施し、また、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（ＥＡＮＥＴ）も組み込まれています。

ＥＡＮＥＴは東アジア地域において、共通の手法による酸性雨のモニタリングを行うことにより、酸性雨の状況に関する各国共通の理解を形成し、国際的な取組の推進を図ることを目的としており、現在13か国、61地点でモニタリングを行っています。

第６節　環境影響評価の推進

１　環境影響評価

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、その実施前に、事業者自らが環境影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全措置を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

２　環境影響評価制度の経緯

環境影響評価は、昭和44年にアメリカで制度化されて以来、世界各国で制度化が進展し、我が国においては、昭和59年に「環境影響評価要綱」が閣議決定され、これに基づいて総合的な国の環境影響評価制度が実施されてきました。

その後、平成５年の「環境基本法」の制定を契機に、平成９年６月に「環境影響評価法」が制定されました。

本県においては、平成９年４月施行の「青森県環境影響評価要綱」に基づき、環境影響評価を実施してきましたが、環境影響評価法の施行を契機に環境影響評価を事業者の法的義務とするとともに住民関与の機会を拡大するなど制度の見直しを行い、平成11年12月に「青森県環境影響評価条例」を制定し、平成12年６月23日から施行しています。

近年では、令和３年10月に、「環境影響評価法施行令」が改正され、環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件が引き上げられたことから、本県では、法の対象外となった規模の風力発電所を条例の対象事業に追加するため、令和４年４月に「青森県環境影響評価条例施行規則」を改正し、同年10月1日から施行しています。

３　環境影響評価手続の実施状況

環境影響評価法及び青森県環境影響評価条例に基づき、各種開発事業等の実施に際し、公害の防止や自然環境の保全について適切な配慮がなされるよう、環境影響評価の審査を行っています（表２－３－68、図２－３－16、表２－３－69）。

［資料：表２－３－68、表２－３－69及び図２－３－16　県環境保全課］

表２－３－68　環境影響評価手続の実施状況（令和５年度）

根拠法令等	事　業　名　等	配慮書	方法書	準備書	評価書
環境影響評価法	（仮称）深浦第二風力発電事業		○		
	グリーンパワー稲庭田子風力発電事業				○
	（仮称）野牛ウィンドファーム事業		○		
	（仮称）青森県つがる市・鰺ヶ沢町沖洋上風力発電事業		○		
	（仮称）むつ風力発電事業	○			
	（仮称）大間奥戸風力発電事業		○		
	（仮称）東通白糠風力発電事業		○		
	（仮称）むつ小川原港洋上風力発電事業		○		
	（仮称）青森津軽南洋上風力発電事業	○			
	（仮称）三戸風力発電事業		○		
環境影響評価条例	中部上北最終処分場第３期建設事業		○		
	（仮称）十和田深持風力発電事業		○		

図２－３－16　青森県環境影響評価条例の手続の流れ

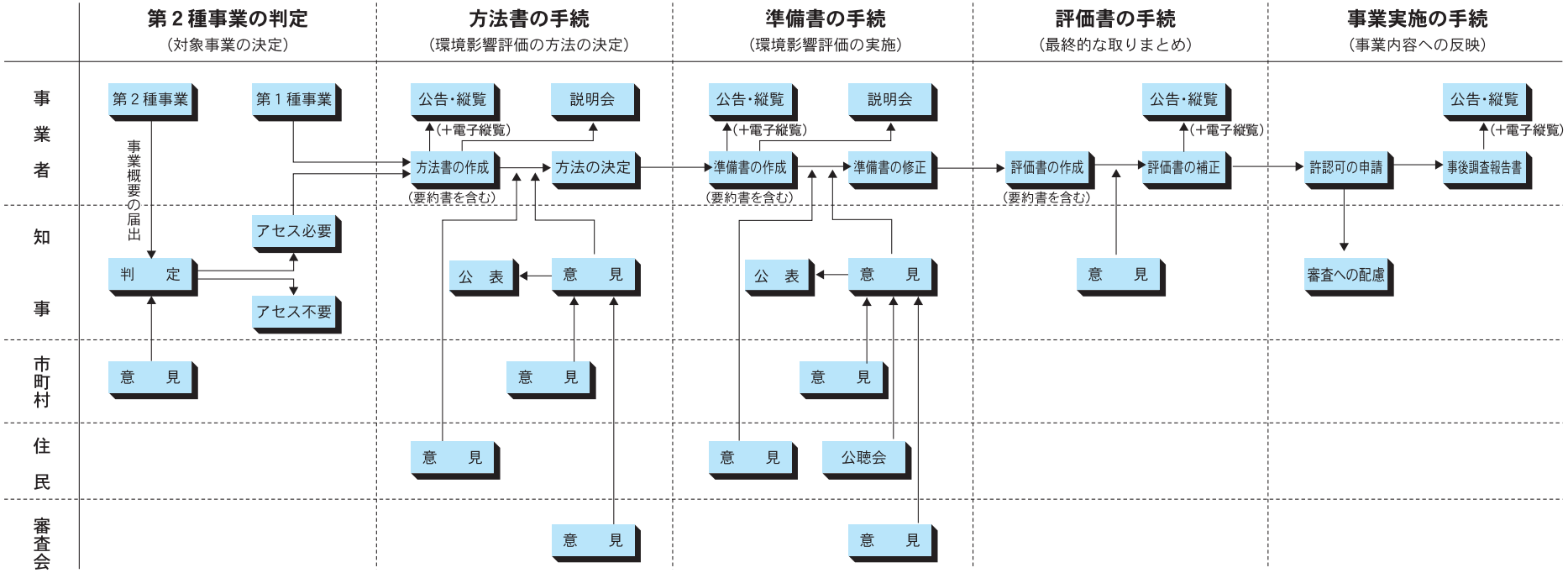

1 第2種事業の判定

第１種事業は必ず環境影響評価を行いますが、それより規模が小さい第２種事業は環境影響評価を行う必要があるかどうかを個別に判定します。

2 方法書の手続

事業者は環境影響評価を行う方法を記載した方法書を作成して公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べることができます。

知事は、住民の方々の意見に配意し、市町村の意見や専門家で構成する審査会の意見を勘案した上で、方法書について意見を述べます。

3 準備書の手続

住民の方々や知事の意見を受けて、事業者は環境影響評価の方法を決定し、環境影響評価を実施した後、その結果をまとめた準備書を作成します。

事業者は準備書を公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べることができます。

知事は、住民の意見に配意し、市町村の意見や専門家で構成する審査会の意見を勘案し、必要に応じて公聴会を開催した上で、準備書について意見を述べます。

4 評価書の手続

住民の方々や知事の意見を受けて、事業者は準備書の内容を再検討し、必要に応じ追加調査等を行い、準備書を修正して評価書を作成します。

知事は、評価書について意見を述べ、これを受けて事業者は評価書の内容を修正して最終的な評価書を作成し、公告・縦覧します。

5 事業実施の手続

事業の実施に当たって事業に関する法律に基づく許認可等を要する場合、許認可権者は、評価書の内容に配慮することにしています。

また、事業者は評価書に基づき、工事中や供用後に環境の状況等について事後調査を行い、事後調査報告書を作成し、公告・縦覧します。

表２－３－69　青森県環境影響評価条例の対象事業の規模要件（概要）

	事　業　の　種　類	第　１　種　事　業	第　２　種　事　業
1	道路		
	国道、県道、市町村道等	４車線以上・長さ10km以上	４車線以上・長さ５km～10km
	林道	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ10km～20km
	トンネルの建設	２車線以上・掘削量50万m^3以上	
2	ダム、堰、河川工事		
	ダム、堰	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha～100ha
	湖沼開発・放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha～100ha
3	鉄道、軌道		
	普通鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ５km～10km
	トンネルの建設	掘削量50万m^3以上	
4	飛行場		
	滑走路の新設	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,250m～2,500m
	滑走路の延長	延長500m以上	延長250m～500m
5	発電所		
	水力発電所	出力３万kW以上	出力1.5万kW～３万kW
	火力発電所	出力15万kW以上	出力7.5万kW～15万kW
	地熱発電所	出力１万kW以上	出力0.5万kW～１万kW
	風力発電所	出力１万kW以上	出力0.75万kW～１万kW
6	廃棄物処理施設		
	焼却施設	焼却能力１日100ｔ以上	
	し尿処理施設	処理能力１日100kL以上	
	ＰＣＢ処理施設	すべて	
	最終処分場	すべて	
7	公有水面の埋立干拓	面積50ha超	面積25ha～50ha
8	土地区画整理事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
9	新住宅市街地開発事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
10	工場事業場用地造成事業	面積50ha以上（工業専用地域100ha以上）	面積50ha～100ha（工業専用地域）
11	新都市基盤整備事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
12	流通業務団地造成事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
13	宅地造成事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
14	農用地造成事業	面積100ha以上（山林原野50ha以上）	面積50ha～100ha
15	工場・事業場		
	排ガス量	20万m^3N／ｈ以上	10万m^3N／ｈ～20万m^3N／ｈ
	排水量	平均１万m^3／日以上	平均0.5万m^3／日～１万m^3／日
	下水汚泥の焼却施設	焼却能力１日100ｔ以上	
16	畜産施設		
	牛	飼育数3,000頭以上	飼育数1,500頭～3,000頭
	豚	飼育数3万頭以上	飼育数1万頭～3万頭
	鶏	飼育数100万羽以上	飼育数30万羽～100万羽
17	ゴルフ場・レクリエーション施設等		
	ゴルフ場	９ホール以上	
	レクリエーション施設等	面積50ha以上	面積25ha～50ha
18	土石の採取	面積50ha以上	面積25ha～50ha
19	建築物の新築	高さ100m以上	高さ50m～100m

第７節　公害苦情・紛争処理の推進

１　公害紛争処理

公害問題をめぐる紛争処理機関として、県では、青森県公害審査会を設置しており、原則として、紛争当事者からの申請により、あっせん、調停及び仲裁を行うことによって公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ることとしています。

なお、令和４年度までに処理された事件としては、①昭和47年の青函トンネル工事に伴う排水による被害に対して漁業補償の仲裁を求めた事件、②平成２年の青森県農協会館建設工事に伴う地盤沈下による被害に対して損害賠償の調停を求めた事件、③平成３年の砂採取現場からの砂粉じん飛来による家屋の損傷等に対して損害賠償の調停を求めた事件、④平成７年のホテル建設工事に伴う地盤沈下による被害に対して損害賠償の調停を求めた事件、⑤平成20年の事業所から発生したアスファルト合材の粉じんが販売車両に付着した被害に対して損害賠償等の調停を求めた事件、⑥平成21年の牛舎内の牛の糞尿から生じる悪臭及びハエ等の害虫に対してそれらの発生防止等の調停を求めた事件、⑦令和元年の採石場から発生する粉じん、騒音の低減等を求めた事件、⑧令和２年の有料老人ホームのエアコン室外機から生じる低周波音について対策を求めた事件の８件となっています。

２　公害苦情処理

公害に対する苦情については、原則として各市町村が処理を行っていますが、県においても、各地域県民局環境管理部が処理を行っています。

なお、公害紛争処理制度の仕組みについては、図２－３－17のとおりです。

図２－３－17　公害紛争処理制度の仕組み

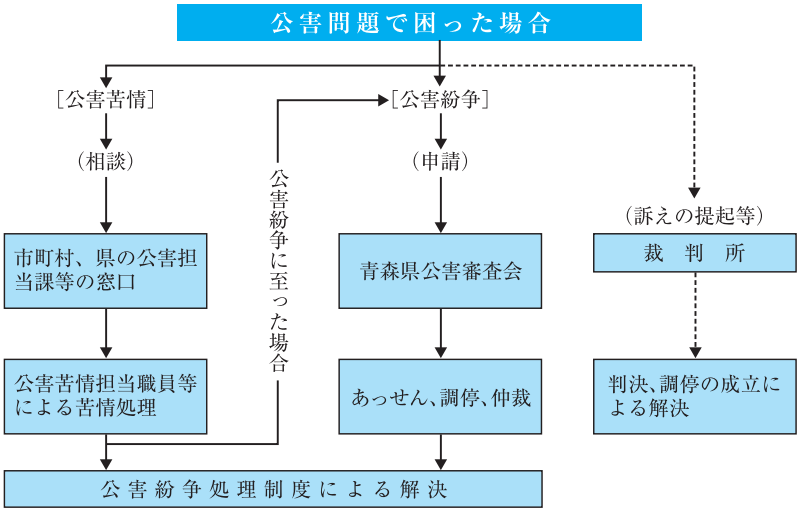

資料：県環境政策課

３　公害苦情の概況

令和４年度に県及び市町村が新たに受理した公害苦情件数は表２－３－70のとおり306件で、前年度の572件と比べて266件（46.5%）の減となっています。

⑴　公害の種類別苦情件数

令和４年度の典型７公害に対する苦情件数を公害の種類別にみると、大気汚染が最も多く63件（20.6%）、次いで悪臭54件（17.6%）、騒音47件（15.4%）の順となっています。

また、典型７公害以外の公害に対する苦情は、廃棄物の不法投棄、害虫等の発生に対する苦情などが該当しますが、これについては130件あり、全体の42.5%を占めています（図２－３－18）。

［資料：表２－３－70及び図２－３－18～図２－３－19公害等調整委員会事務局「令和４年度公害苦情調査」より県環境政策課作成］

表２－３－70　公害苦情件数の推移

年度	新規受理件数	対前年度	
		増減数	増減率(%)
21	807	△94	△ 10.4
22	786	△21	△ 2.6
23	1,057	271	34.5
24	910	△147	△ 13.9
25	705	△205	△ 22.5
26	652	△53	△ 7.5
27	502	△150	△ 23.0
28	453	△49	△ 9.8
29	431	△22	△ 4.9
30	438	7	1.6
R1	408	△30	△ 6.8
R2	468	24	14.7
R3	572	104	22.2
R4	306	△266	△ 46.5

図２－３－18　公害の種類別苦情件数

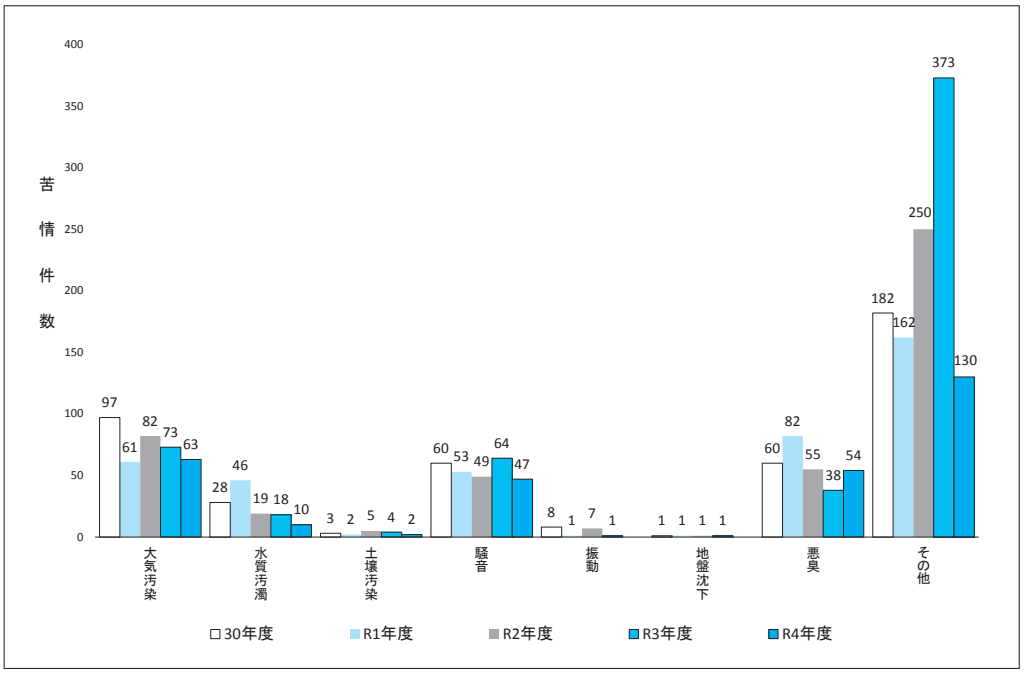

⑵　地域別典型７公害苦情件数

令和４年度に市町村が受理した典型７公害に係る苦情件数は、青森市ほか８市４町の167件となっています（図２－３－19）。

⑶　公害苦情の処理状況

令和４年度に市町村が受理した処理すべき苦情件数は、新規に受理した263件、前年度から繰り越された38件を合わせた301件から、他の機関へ移送した８件を除いた293件でした。このうち、令和４年度中に直接処理（解決）された苦情件数は237件で、その処理率は80.1%となっています。

図２－３－19　地域別典型７公害苦情件数

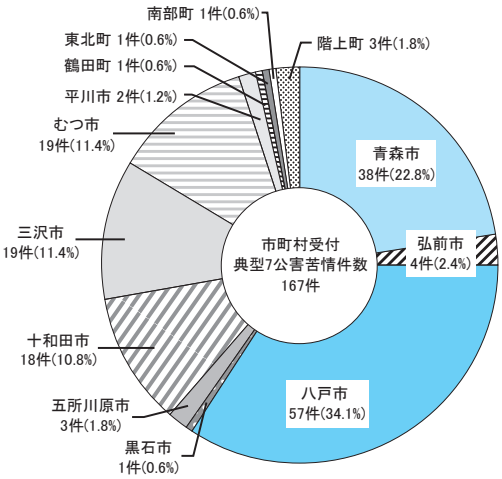

第4章　豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承

第１節　世界自然遺産白神山地や貴重な自然の保全と活用

１　自然保護

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、優れた自然景観を有する自然公園として、十和田八幡平国立公園や三陸復興国立公園、下北半島国定公園、津軽国定公園のほか、県立自然公園として浅虫夏泊等の７か所が指定されています。

また、青森県自然環境保全条例に基づき、然ヶ岳県自然環境保全地域等の９つの県自然環境保全地域、白萩平県開発規制地域等の４つの県開発規制地域及び愛宕山県緑地保全地域等の10の県緑地保全地域を指定してきました。

さらに、主要な鳥類の生息地及び渡来地は、５つの国指定鳥獣保護区及び83の県指定鳥獣保護区を指定して保護に努めています。

県民の森梵珠山地区については、昭和43年以来身近な自然に触れ合う場として整備を進めてきましたが、平成４年７月に県立自然ふれあいセンターが開館して、より一層の充実強化が図られています。

平成５年12月には白神山地が世界遺産として登録され、本県の自然環境の素晴らしさが評価されました。

国（環境省）は、白神山地の調査研究、保護管理の拠点施設として、白神山地世界遺産センター西目屋館を平成７年度から整備し、平成９年４月に開館しました。

県においても、これに併設する形で情報提供、体験学習、普及啓発等の機能を持つ「白神山地ビジターセンター」を平成７年度から整備し、平成10年10月に開館しました。これにより、白神山地の適正な保護管理等及び自然保護に関する普及啓発を推進しているところです。

令和５年度には、白神山地が世界遺産登録から30年目を迎え、記念事業を始めとする啓発活動などにより、白神山地の価値と魅力や地域文化などを広く紹介しました。

２　自然保護の基本方針

自然は、本来自らの損傷を復元し、浄化する能力を持っていますが、その限度を超えた破壊や汚染が進むと、自然の微妙な仕組みと調和は至るところで破られ、自然から受ける有形無形の恩恵が失われることになります。

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、優れた自然の景勝地は、自然公園や自然環境保全地域等として、また、主要な鳥獣類の生息地及び渡来地は鳥獣保護区等として、保護・保全区域の指定をしてきたところです。

今後とも世界遺産である白神山地等の優れた自然の保護施策を進めていくこととしています。

3　自然環境の保全対策

⑴　自然環境保全地域等

①　国自然環境保全地域の指定

白神山地は、面的な広がりをもつブナ天然林として優れた自然状態を保っていることから、平成４年７月10日、国の自然環境保全地域に指定されました。

指定面積は、14,043ha（青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha）となっています。

②　県自然環境保全地域等の指定

青森県自然環境保全条例に基づき、優れた自然環境を保全することが特に必要な地域を県自然環境保全地域、また、県自然環境保全地域に準ずる良好な自然環境を有している地域等で、地域の開発を規制することにより自然環境の保全に努めるべき地域を県開発規制地域、さらに市街地又は集落地等において保全すべき緑地を県緑地保全地域として指定することとしています。令和５年度末におけるこれらの指定地域は、県自然環境保全地域が９地域、県開発規制地域が４地域、県緑地保全地域が10地域となっています（資料編表34）。

③　地域内の保全措置等

地域内の巡回、標識等の設置を行うとともに、白神山地世界遺産地域に白神山地世界遺産地域巡視員を６名配置し、また、然ケ岳県自然環境保全地域など９地域に自然保護指導員を各１名配置して、当該地域の保全に努めています。

⑵　自然公園

①　自然公園の現況

本県は雄大な火山等からなる八甲田山岳地帯、変化に富む海岸地形の連なる種差海岸、西海岸及び下北半島西海岸地帯、そして複式カルデラ湖として全国的に有名な十和田湖等多種多様なすぐれた自然美を豊富に有し、全国的にも自然景観に恵まれた地域です。

表２－４－１　自然公園の概況

（令和６年３月31日現在）

公園名	区分等	指定年月日	面積	保護規制別					
				特別地域					普通地域
				特別保護地区	第1種	第2種	第3種	計	
			ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国立公園	十和田八幡平	S11.2.1	38,358	9,903	7,373	8,693	8,675	34,644	3,714
	三陸復興	H25.5.24	2,423	－	68	149	2,156	2,373	50
	小計		40,781	9,903	7,441	8,842	10,831	37,017	3,764
国定公園	下北半島	S43.7.22	18,641	1,798	2,327	4,000	10,284	18,409	232
	津軽	S50.3.31	25,966	1,685	2,459	6,171	14,582	24,897	1,069
	小計		44,607	3,483	4,786	10,171	24,866	43,306	1,301
県立自然公園	浅虫夏泊	S28.6.10	4,964	－	73	157	597	827	4,137
	大鰐碇ヶ関温泉郷	S28.6.10	6,730	－	47	265	2,008	2,320	4,410
	名久井岳	S31.10.25	1,076	－	15	41	998	1,054	22
	芦野池沼群	S33.10.14	612	－	－	351	140	491	121
	黒石温泉郷	S33.10.14	5,100	－	122	83	1,440	1,645	3,455
	岩木高原	S33.10.14	2,587	－	7	99	546	652	1,935
	津軽白神	S56.7.7	5,341	－	715	2,312	1,879	4,906	435
	小計		26,410	－	979	3,308	7,608	11,895	14,515
計			111,798	13,386	13,206	22,321	43,305	92,218	19,580

※十和田八幡平国立公園及び三陸復興国立公園の面積は、本県側の面積である。
資料：県自然保護課

自然公園の指定は、令和６年３月31日現在、国立公園２か所、国定公園２か所及び県立自然公園７か所が指定されています。その面積は111,798haで県土面積の11.6％を占めています。

令和６年３月31日現在における自然公園の概況は、表２－４－１のとおりです。

②　自然公園の管理及び保護

ア　公園の管理等体制

国立公園の管理のために、環境省は東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所（十和田湖畔休屋地区）及び三陸復興国立公園管理事務所八戸管理官事務所（八戸市）を設置しています。

県は、むつ市、鰺ヶ沢町にそれぞれ自然保護課駐在員を配置して下北半島、津軽国定公園、各県立自然公園の管理を行っています。

また、環境省は自然公園を保護し、利用の適正化を図るため自然公園指導員の制度を設けており、本県には45名が配置されています。

イ　公園内の行為規制

自然公園関係法規により、自然公園の景観を保護するため自然公園内にその保護の必要性に応じて特別地域及び特別保護地区を指定しており、この地域及び地区内における工作物の新築、土石の採取等の風致景観を損なうおそれのある一定の行為には許可を要するほか、普通地域においても届出が必要となっています。令和５年度の許可等の処理件数は154件です（資料編表30）。

ウ　公園内の美化対策

国立公園内の主要利用地域において利用者が投棄するごみの処理対策として、一般社団法人十和田湖国立公園協会に委託して清掃事業を実施しました（資料編表31）。

国定公園については、関係市町村に委託して清掃事業を実施しました（資料編表31）。

エ　公園内の保護対策

高山植物の保護を図るために、盗掘防止合同パトロールを実施しました。

③　自然公園の公園計画の見直し

自然公園を取り巻く自然的・社会的条件の変化に対応するため、自然保護の強化を基調として公園計画の見直しを進めています。

⑶　自然保護の啓発

①　啓発の基本方針

本県には美しい自然が豊かに現存していますが破壊された自然の復元は極めて困難とされています。

このため、県民の自然保護意識の高揚を図ることによって、自然の破壊を防止することは重要な意味を持っています。

昭和50年７月に告示した青森県自然環境保全基本方針は、「自然環境の保全について、県民の関心を高め、理解を深め、自然に対する愛情と公徳心の育成を図るため」として、次の方策を掲げています。

ア　自然に親しむ県民運動の展開

イ　県民の森、野鳥の森、自然探勝道等の利用の促進

ウ　自然保護団体の育成指導

エ　各種広報媒体による趣旨の徹底

県は、この基本方針に基づき毎年諸行事を開催してきたところですが、広く県民に呼びかけ、各方面から多数の人々が参加できるよう配慮して実施することとしています。

②　自然保護啓発拠点施設

ア　白神山地ビジターセンター

a　施設の概要

設置場所：中津軽郡西目屋村大字田代字神田61－1

主たる施設

・大型映像施設：世界遺産白神山地の自然を広く映像により疑似体験してもらうもので、約200人を収容

・展示施設：人と自然との共生をテーマとして、ブナを中心とした自然環境とマタギの生活文化の紹介

・展示林：ブナを主体とした植物により白神山地を想起させる森林空間の創出

b　管理運営

青森県森林組合連合会（指定管理者）

c　体験による普及啓発等

白神山地ふれあい促進事業（主催行事）

・自然体験：白神山地のフィールドにおける自然観察会や、自然保護の考え方を育むための白神トレッキングの開催

・文化継承：白神山地の自然について、講義形式によるネイチャースクールの開催。さらに、自然素材でオリジナルの飾りなどを作って楽しむネイチャークラフトの開催

・情報発信等：インターネットホームページによる白神山地の情報の発信。情報誌白神山地ビジターセンターだよりの発行

d　利用状況

年度	H28	29	30	R元
入館者数	49,271	55,534	50,623	47,355
年度	R2	3	4	5
入館者数	21,468	26,588	30,261	36,994

（開館：平成10年10月24日）

③　奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト

奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクトは、奥入瀬渓流の環境保全に資する活動やマイカー交通規制中の関連活動を通して、環境保全の理解浸透を図り、奥入瀬渓流の永続的な保全と、自然環境を活かした当該地域の地域振興・観光振興を図ることを目的として、平成20年から官民一体となって展開しています。

令和５年度は10月23日（月）～10月29日（日）の連続７日間「奥入瀬自然博物館　期間限定開催」と題して、渓流内でのマイカー交通規制を実施し、青橅山バイパス開通後の車のない上質な奥入瀬を一足先に来訪者に体験していただいたほか、青橅山BP開通後を見据えた、自然環境の保全と利活用の融合を

目指すための社会実験を実施しています。

また、「奥入瀬渓流エコロードフェスタ」を併催し、マイカー交通規制に合わせ、エコツアーガイド研修生トライアルガイド等の活動を行いました。

⑷　県民の森の管理等

①　県民の森創設以来の動向

青森県民の森は、昭和43年に明治百年記念事業の一環として、県を代表するブナ林とヒバ林を保護し、永く後世に残し伝えるとともに、これを広く県民の保健休養施設として開放し、県民の資質の向上と郷土愛のかん養を図ることを目的に、梵珠山及び眺望山の一連の地帯に設定されたものです（図２－４－１）。土地所有別面積は表２－４－２のようになっており、当初から青森市浪岡大釈迦の梵珠山地区を県が、青森市内真部眺望山地区を青森森林管理署がそれぞれ管理運営しています。県が管理する梵珠山地区は、昭和48年度にビジターセンターの完成を待って県民に利用してもらうため、開放しました。

以来、現在に至るまで、山腹等崩壊箇所の修復工事や土砂流出防止対策等の安全確保に関する諸工事を実施してきたほか、登山道の整備やトイレ、あずまや、キャンプ場の設置等で利用者の利便を図ってきた結果、年間２万人以上が訪れています。また、平成４年度県民の森梵珠山いきものふれあいの里整備事業により「県立自然ふれあいセンター」が設置され、「四季を通して自然ふれあいの機会提供による自然保護思想の普及」を目的として管理運営に当たっています。［資料：表２－４－２から表２－４－４県自然保護課］

図２－４－１　県民の森周辺概略図

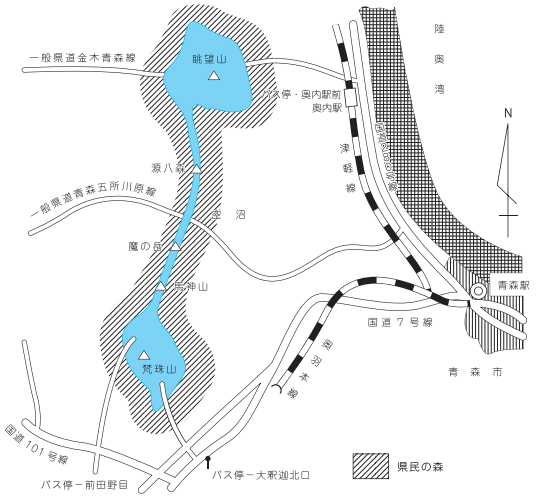

資料：県自然保護課

表２－４－２　県民の森土地所有別面積

（単位：ha）

所有別	梵珠山地区	連絡地帯	眺望山地区	小計
国有林	234	237	896	1,367
県有林	201	0	0	201
民有林	105	0	0	105
計	540	237	896	1,673

②　県民の森の概況

ア　県民の森梵珠山の自然環境

梵珠山地区は、日本海型ブナ天然林がその大半を占めており、多種多様な植物が生育するとともに、野生鳥獣の繁殖、採餌及び隠れ場となっています。

ａ　植　　物

山腹の肥沃な土壌には、ミズナラ・ブナ林が見られ、急峻で乾燥した尾根筋にはヒバ林が見られます。また、沢沿いには、トチノキ・サワグルミ林が、さらに湿地では、ミズバショウ、エゾハンノキの群落が見られます。早春には、ブナの林床一面に、カタクリ、キクザキイチンソウが咲き乱れ、このほかにシロバナエンレイソウ、スミレサイシン、キバナアキギリ、ヒョウノセンカタバミ、サイハイランが確認されるなど、植生の多様なことを示しています。

b　鳥　　類

梵珠山地区には、ベニマシコ、アトリ、ゴジュウカラ、シジュウカラ、ヒガラ、ツツドリ、カッコウ、アカゲラ、アオゲラ、コゲラ、アオバト、クロツグミ、アカハラ、トラツグミ、キレンジャク、ヤマドリ、アカショウビンなど多くの鳥類の生息が確認されており、この地区が安定した森林生態にあることを裏付けています。

c　哺　乳　類

梵珠山地区には、ニホンカモシカ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドイタチ、ヤマネ、トウホクノウサギ、ニホンリスなどの森林性の獣の代表的なものが生息しており、特にニホンカモシカの生息は注目に値します。

イ　施設等の概要

主たる施設は自然ふれあいセンターを中核とした表２－４－３のとおりです。これらの施設は、「四季を通して、自然とのふれあいの機会を提供し、自然保護思想の普及を図る拠点」と位置付け、センター事業や利用者による自主的な活動に活用されています（自然ふれあいセンターの利用状況は表２－４－４のとおり）。

a　管理運営

青森県森林組合連合会（指定管理者）

b　センター事業（主催行事等）

・自然体験事業：センター周辺における日曜観察会、体験学習や自然保護意識を育むための自然教室等の開催

・文化継承事業：動植物等の写真展、自然に関する講演会・調査研究発表会、自然素材を使ったクラフト教室等の開催

表２－４－３　県民の森の主要施設表

名　称	規模等	備考
自然ふれあいセンター	木造平屋建　996.4㎡	
入山指導所	木造平屋建　25.9㎡	
東屋	1棟、木造平屋建　12.3㎡	
休憩舎	1棟、木造平屋建　37.5㎡	
公衆便所	2棟、木造　52.0㎡	
自然観察路	6,750m	4路線
避難小屋	木造平屋建　13㎡	
駐車場	3,010㎡	2か所
車庫	木造平屋建　50㎡	
キャンプ場	1か所	

表２-４-４　自然ふれあいセンター利用状況

年度	H28	29	30	R元
入館者数	38,098	38,275	37,141	37,216
年度	R2	3	4	5
入館者数	22,848	22,878	22,879	23,446

（開館：平成４年７月３日）

4　世界自然遺産白神山地

⑴　白神山地の概要

白神山地は、青森県と秋田県にまたがる約130,000haに及ぶ広大な地域を指しており、我が国有数の規模を持つブナの天然林を主とする地域です。

また、この白神山地の青森県側の北西部には「津軽国定公園」が位置し、東部には「津軽白神県立自然公園」が、秋田県側の東部には「田代岳県立自然公園」が、南部には「秋田白神県立自然公園」が、そして西部には「八森岩館県立自然公園」が位置しています。

白神山地には、大川、赤石川、追良瀬川、笹内川、そして秋田県の粕毛川の源流部が集中し、人間の行為による影響をほとんど受けない、原生的なブナ天然林が広範囲にわたって分布しています。

白神山地のすぐれた自然環境は、学術的にも貴重であることから、そこに生息・自生している動植物の保護、保全についての社会的関心が高まり、平成４年７月10日に14,043ha（青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha）が、国の自然環境保全地域に指定されました。

また、平成４年10月１日には、政府が白神山地の広大なブナ天然林とその生態系の価値を極めて重要であると評価し、我が国初の世界遺産登録候補地として、屋久島等と共にユネスコの世界遺産委員会に推薦しました。

推薦地域面積は、当初10,139haでしたが、世界遺産委員会事務局の提言により、我が国政府が、平成５年10月１日に16,971ha（青森県側12,627ha、秋田県側4,344ha）に推薦地域面積を拡大し、同年12月南米コロンビアで開催された第17回世界遺産委員会において、白神山地は、推薦地域面積の全部が世界遺産リストへ登録されました（図２－４－２　資料：県自然保護課）。

図２－４－２　白神山地の概要図

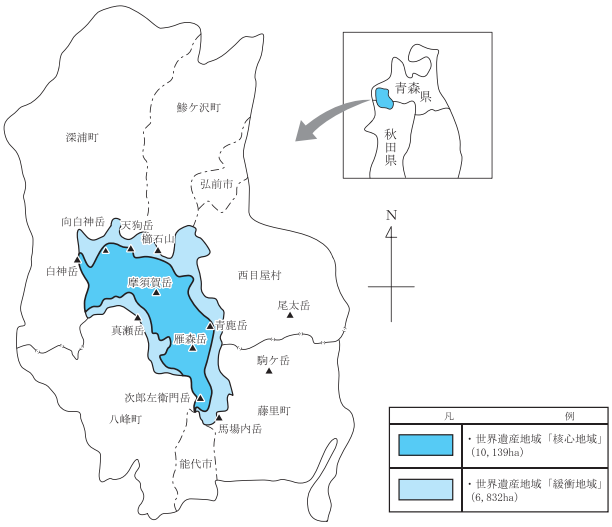

⑵　白神山地の動植物

ブナは、かつて東北地方の山地ばかりでなく低地を一面に覆っていましたが、今日では、白神山地が原生度の高いブナ林で覆われた東アジア最大級の地域となりました。

白神山地のブナ林内には多種多様な植物群落が共存し、ブナ林を背景とした豊富な動植物が生息し、自然の生態系をありのままの姿で見ることができます。

白神山地の植物種については、95科298属542種が確認されており、この中には、アオモリマンテマ、ツガルミセバヤ、オガタチイチゴツナギ及びミツモリミミナグサをはじめ多数の貴重な植物が確認されています。

哺乳類の主なものとして、ツキノワグマ、カモシカ、オコジョ、ニホンザル、ヒミズなどの生息が確認されていますが、小型哺乳類についてはさらに詳細な調査が必要です。また、鳥類84種、は虫類７種、両生類13種、昆虫類2,300種余りが知られています。これらのうち、特別天然記念物にカモシカ、天然記念物にヤマネ、クマゲラ、イヌワシが指定されています。中でも、キツツキ科のクマゲラは、本州での確認例も少なく、ブナ林と並んで白神山地の象徴的な存在となっています。

また、平成４年７月に新種のゴミムシが後の世界遺産地域の中から見つかりました。このことは、遺伝子プールとしての白神山地の価値の高さを示す一例といえ、今後とも昆虫を中心に、未だ確認されていない種が白神山地から発見されることが期待されています。

⑶　世界遺産（自然遺産）としての白神山地の意義

世界遺産（自然遺産）としての白神山地は、世界遺産条約に則って厳正に保護していくことが求められています。世界遺産条約の本質は、「人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残していく」ことにあります。このため、白神山地の場合も、そのすぐれた自然を将来にわたって保護していくための基盤を整備して、将来の人類に対する現在の人類の貴重な責任を果たすことが求められています（資料編表33）。

本県にとって、白神山地が世界遺産に登録されたことは、次のような意義があったものと考えます。

第一には、本県が豊かな自然を有しているということが、国内外に広く認識されたことです。本県は、十和田湖や八甲田山及び岩木山、下北半島等のすぐれた自然を有していますが、国際的な水準による科学的な評価を受けて次世代に引き継ぐべき特別な価値があると判断された白神山地の存在によって、本県の自然全

体に対する評価が一層高まり、県民にとってもその価値を再発見する好機会になったものと考えます。

第二には、世界遺産を有することに伴う、自然保護意識の高揚があります。

世界遺産の存在は、県民に誇りを与えるものですが、一方においては、我々に保護に対する責任を課すことにもなります。世界遺産登録に伴い、白神山地に対する県民の関心が高まっていますが、これによって自然を保護していくことの重要さが再認識され、自然保護意識の高まりと具体的な行動の展開が期待されます。

第三には、国による保護・保全事業の実施により、将来に向けた保護体制の整備や白神山地に係る科学研究の促進が期待されます。

世界遺産条約においては、締約国は、世界遺産登録がなされた遺産については、国が科学的、技術的、管理上、財務上の処置に努めることとされ、また、保護すると同時にその地域内の生活に役割を与え、整備活用に際して必要な研修センターを設置するなどして、人々が遺産を正しく理解するよう努めなければならないとされています。

これら一連の国による措置や保全事業の実施は、白神山地を適切に保全し利用していくための基盤の形成にとって不可欠であり、その促進が期待されています。

また、県としても、平成13年10月には秋田県とともに「世界遺産白神山地憲章」を制定したほか、平成17年10月には「第２回世界自然遺産会議」を弘前市などにおいて開催するなど、多様な生命の環が広がる森林の大切さと森林文化の啓発に努めています。

⑷　保全対策

県は、白神山地の自然環境の保全及び利用の基本的方針と、これを実現するための基本的な方策を明らかにする「白神山地保全・利用基本計画」を平成６年３月に作成し、その後、白神山地の保護管理体制等の充実や白神山地への来訪者の増加等、白神山地を取り巻く状況が変化したこと等から、遺産地域及びその周辺での適切な利用と保全のあり方についての検討を行い、平成19年１月に「白神山地保全・利用基本構想」を策定しました。

また、平成25年10月にはこれまでの「白神山地世界遺産地域管理計画」（平成７年11月に国（環境省・文化庁・林野庁）が策定）を、国及び秋田県とともに改定し、関係市町村、ＮＰＯ等と連携しながら、現状の自然環境及び生態系を将来にわたって保全するため、科学的知見やモニタリング結果等を踏まえた、順応的な管理を進めることとしています。

県でも当該計画に基づいて、次のような取組を行っています。

①　白神山地巡視活動の実施

白神山地世界遺産地域巡視員を６名配置し、入山者に対するマナー向上や自然保護意識の普及啓発を図っています。

②　自然観察歩道等維持管理事業の実施

白神山地遺産地域周辺の自然観察歩道の安全性及び利便性を確保するため、緊急度に応じて順次補修等を行っています。

③　エコツーリズム推進事業の実施

世界遺産白神山地の保全と持続可能な利用を図るため、遺産地域周辺における自然を生かしたエコツーリズム推進のため取組を行っています。

５　温泉の保全

⑴　温泉の現況

本県の温泉は、源泉総数においては、令和４年度末で1,087源泉、総ゆう出量は138,559ℓ/分となっています。

なお、令和４年度末における源泉総数は全国第６位、温泉利用公衆浴場数は全国第８位、総ゆう出量は全国第４位となっており、本県は全国でも屈指の温泉県となっています。

また、総ゆう出量に占める動力泉の比率は、令和４年度末で91.2％となっており、自噴泉の比率は小さい状況です。

利用面においては、これまでの保健休養、観光的利用に加え、最近では、公衆浴場、介護老人保健施設等と多様化してきており、年々その需要が増加しつつあります。

また、環境省は硫化水素による事故の防止や利用者の安全確保を図るために、平成29年９月に「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」を改正しました。

⑵　温泉法に基づく許可状況

令和５年度の温泉法に基づく許可件数（温泉掘削・増掘・動力装置・利用）は、49件となっています（表２－４－５）。

表２－４－５　温泉掘削・増掘・動力装置・利用許可件数

年　度	H24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5
掘　　削	9	11	5	13	11	6	9	4	8	6	3	3
増　　堀	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
動 力 装 置	12	13	7	8	11	5	4	9	5	4	7	5
利　　用	67	100	61	60	50	21	28	48	45	24	37	41
計	88	124	73	81	72	33	41	61	58	34	47	49

資料：県自然保護課

第２節　自然と共生する里地里山の保全と活用

１　農地の保全

農地は、私たちに食料を供給する生産の場であるとともに、動植物が生息する場や自然の恵みにふれあえる体験学習の場となっているほか、緑や水辺がつくる心やすらぐ農村景観を形成するなど、重要な役割を果たしています。

一方、農業者の高齢化や担い手の減少などにより、遊休農地の発生や、農地が持つ様々な機能の低下が懸念されています。

このことから、農地の持つ様々な機能を維持・保全していくため、農地の利用調整を進める農地利用最適化推進委員等の活動の促進や、地域の合意形成に基づき、農地利用を含めた地域農業の将来のあり方を定める「地域計画」の策定に向けた助言・指導などを通じ、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組を総合的に支援しています。

２　多面的機能の維持・発揮

農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。

しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

このため、平成26年度から多面的機能支払制度を活用し、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動、水路・農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援しています。

地域では、次のような共同活動に取り組んでいます。

- 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動
- 水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽活動やため池の外来種駆除等の農村環境保全活動
- 水路のひび割れ補修や農道のくぼみの補修等の施設の長寿命化のための活動

３　環境にやさしい農業の推進

近年、環境保全に対する意識が高まっている中で、農業分野においても化学合成農薬や化学肥料の低減など、より環境負荷を低減する生産方式への転換が求められています。このため、化学合成農薬や化学肥料を通常の半分以下に低減して栽培した特別栽培農産物の認証や技術開発などにも幅広く取り組み、「環境にやさしい農業」の普及を図っています。

また、「有機農業推進法」に基づく本県の推進計画と位置付けている第３期「日本一健康な土づくり」推進プラン（令和４年３月）に基づき、健康な土づくりを基本とした「環境にやさしい農業」の一層の拡大に取り組んでいます。

さらに、バイオマスの利活用に向けて「第４次青森県循環型社会形成推進計画」（計画期間：令和３年度～７年度）に基づき、地産地消型の循環型社会の形成に取り組んでいるほか、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、県と市町村の共同による「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」（計画期間：令和５年度～９年度）を策定し、農林水産分野での環境負荷低減に向けて取り組みを進めています。

４　冬の農業の推進

本県において、冬期間の農業生産を進めるためには、積雪対策に加えて、地域資源やバイオマス資源を積極的に活用していくことが重要です。

このため、県では、冬の寒さを活用した農作物生産の指導や省エネ設備・資材の展示会の開催のほか、耐雪型ハウスの導入支援をしています。

こうした取組を通じて、無加温ハウスで、厳冬期にほうれんそう、こまつなどを寒さにあてることによって栄養価を高める寒締め栽培や、温泉熱、木質バイオマス、ヒートポンプなどを活用した加温栽培によるいちごやミニトマト、アルストロメリア等の栽培が行われています。

５　農泊の推進

緑豊かな農山漁村に滞在し、自然、文化、そこに住む人々との交流を楽しむ農泊への関心が高まっています。

県では、農泊の推進に向け、大手宿泊予約サイト内に特集ページを期間限定で開設するなど、これまで造成してきた青森ならではの魅力的な体験メニューのほか、農林漁家民宿等について、各種情報発信を行っています。

また、旅行会社等への誘客活動の強化や実践者の受入れスキル向上に向けた研修会の開催などに取り組んでいます。

６　鳥獣保護管理及び狩猟

⑴　鳥獣保護管理等の現状

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つで、豊かな自然環境を維持していく上で必要不可欠な役割を果たしています。一方で、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣による生活環境、農林業及び生態系に係る被害の拡大が懸念されています。

そのため、第13次鳥獣保護管理事業計画（令和４年度～令和８年度）に基づき、鳥獣保護区等の指定、生息数が増加している鳥獣の適正な管理及び狩猟の取締り等を進めています。

⑵　鳥獣保護区等の指定

①　鳥獣保護区

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の生息、繁殖に必要な施設を設けて鳥獣の保護と繁殖を図るために鳥獣保護区を指定していますが、令和５年度末現在、国指定の保護区が５か所60,679ha、県指定の保護区が83か所71,615haとなっています。また、保護区内で鳥獣の繁殖等に特に必要であると認められている地区を特別保護地区として指定しており、令和５年度末現在で11か所、22,207haとなっています（表２－４－６）。

［資料：表２－４－６～表２－４－10県自然保護課］

表２－４－６　鳥獣保護区等一覧

（令和６年３月31日現在）

区分		総数		目的による区分											
				森林鳥獣		大規模生息		希少鳥獣		身近な鳥獣		集団渡来地		集団繁殖地	
		箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha
国指定		5	60,679			2	50,301	2	5,651			1	4,727		
	特別保護地区	3	20,656			1	19,366	2	1,290						
県指定		83	71,615	53	51,083			3	941	18	7,119	8	8,952	1	3,520
	特別保護地区	8	1,551	6	1,539					1	10			1	2
計	鳥獣保護区	88	132,294	53	51,083	2	50,301	5	6,592	18	7,719	9	13,679	1	3,520
	特別保護地区	11	22,207	6	1,539	1	19,366	2	1,290	1	10			1	2

② 休　猟　区

一般狩猟において、一定の期間（３年以内）鳥獣の捕獲を禁止することにより狩猟鳥獣の増殖を図る方策として休猟区を指定しており、令和５年度末現在９か所、16,838haとなっています（表２－４－７）。

表２－４－７　休猟区の指定状況

種別／設定年度	箇所	面積（ha）
令和３年度	9	16,838
令和４年度	0	0
令和５年度	0	0
計	9	16,838

③ 特定猟具使用禁止区域（銃）

銃猟による危険防止のため、学校所在地、農林漁業が恒常的に行われる場所、行楽等で多くの人が集まる場所等の周辺を対象に特定猟具使用禁止区域（銃）を指定しており、令和５年度末現在で64か所、26,987haとなっています。

④ 鉛散弾規制地域

鉛散弾による水鳥の中毒事故の防止を図る目的で、鉛散弾を使用する方法による狩猟鳥獣の捕獲を禁止する地域として、小川原湖鉛散弾規制地域を指定しています。

⑶ 適正な狩猟行為の確保等

① 狩猟者登録証等交付

令和５年度末における狩猟免状及び狩猟者登録証交付の状況は、表２－４－８のとおり、それぞれ1,888人及び1,172人です。

表２－４－８　狩猟免状交付状況等

ア．狩猟免状交付状況

（令和５年度末有効件数）　　（単位：人）

網	わな	第１種銃猟	第２種銃猟	計
109	643	1,123	13	1,888

イ．令和５年度狩猟者登録証交付状況

（単位：人）

県内・外の別／免状の種類	県内者	県外者	計
網	14	0	14
わな	256	0	256
第１種銃猟	871	10	881
第２種銃猟	21	0	21
計	1,162	10	1,172

② 鳥　獣　捕　獲

令和５年度における狩猟者登録を受けた者による鳥獣の捕獲状況は、鳥類4,761羽、獣類443頭です（表２－４－９）。

表２－４－９　狩猟者登録を受けた者による鳥獣捕獲状況（有害鳥獣捕獲を除く）

（単位：羽）

年度別／鳥類	R元	2	3	4	5
オスキジ	1,283	1,185	1,144	929	946
オスヤマドリ	809	533	590	450	650
カモ類	4,599	3,643	3,433	2,954	2,756
キジバト	48	67	35	26	27
シギ類	0	2	3	2	1
ヒヨドリ	253	198	129	164	222
スズメ類	54	42	22	61	23
ムクドリ	6	2	2	5	0
カラス類	246	119	96	158	133
その他	1	2	3	4	3
合計	7,299	5,793	5,457	4,753	4,761

（単位：頭）

年度別／獣類	R元	2	3	4	5
ツキノワグマ	18	7	10	13	14
キツネ	30	32	27	21	16
タヌキ	69	52	33	50	67
アナグマ	6	0	6	3	2
テン	25	12	15	4	5
ニホンジカ	37	52	81	64	125
イノシシ	3	11	6	26	94
ノウサギ	494	332	215	193	103
その他	16	14	13	33	17
合計	698	512	406	407	443

③　狩猟事故防止対策

令和５年度は、狩猟事故の防止のために違反行為の取締りを実施したほか、狩猟免許試験等を実施しました。

なお、このほか鳥獣保護区の巡視等を行うため鳥獣保護管理員56名を配置しました。

⑷　下北半島ニホンザルの保護管理対策

下北半島のニホンザルは、世界最北限に生息するサルとして国の天然記念物に指定されていますが、近年、生息数の増加や生息域の拡大が進み、人的被害及び農作物被害を引き起こし、地域住民との軋轢が生じています。

このため、県は、人とサルの棲み分けと共生を目的として、平成15年度に下北半島ニホンザルの特定鳥獣保護管理計画、平成19年度には第２次計画、平成23年度には第３次計画（平成27年５月から第１次第二種特定鳥獣管理計画へ移行）、平成28年度には第２次計画、令和３年度には第３次計画を策定し、市町村が実施する捕獲作業の推進に向けたモニタリング調査などを実施しています。

⑸　ツキノワグマの保護管理対策

ツキノワグマは本州と四国で最大の陸上哺乳類で、近年は四国を除いた全ての地域で生息分布が拡大していると考えられています。

令和５年は県内での出没件数及び人的被害が過去最多となり、農作物被害も増加しました。

このため、令和６年度にツキノワグマの生息状況調査を実施するとともに、被害防止に向けてクマ被害防止のためのリーフレット及びクマ出没状況を県のホームページに掲載するなど情報提供を行っています。

⑹　カモシカの保護

カモシカは日本特有の動物で、北海道、中国を除く全国各地方の山岳地帯に生息していますが、本県では比較的低山地帯にも生息しています。

カモシカは、かつて日本の狩猟獣として代表的なものであったため、一時は絶滅寸前の状態となりました。これを保護するため昭和９年５月に天然記念物に、さらに昭和30年２月に特別天然記念物に指定されています。

本県では、下北半島及び北奥羽山系の２つの保護地域が設定されており、生息状況等の調査を毎年実施しています。

⑺　ニホンジカの管理対策

ニホンジカは全国で生息数を増加させており、各地で甚大な被害を引き起こしています。

本県では1900年頃まで生息し、その後一度絶滅しましたが、近年目撃が増加していることから、平成29年度に第二種特定鳥獣管理計画（第１次ニホンジカ）、令和３年度には第２次計画を策定し、捕獲等事業、各種モニタリング調査、狩猟者育成研修などを行っています。

⑻　イノシシの管理対策

イノシシは全国で生息数を増加させており、各地で甚大な被害を引き起こしています。

本県では1880年頃に絶滅したとされていましたが、近年目撃が増加していることから、令和４年度に第二種特定鳥獣管理計画（第１次イノシシ）を策定し、令和５年度から捕獲等事業、各種モニタリング調査、狩猟者育成研修などを行っています。

⑼　鳥インフルエンザ対策

野鳥からの高病原性鳥インフルエンザ発生に備え、対応マニュアルに基づき、野鳥の調査を行っています。主な調査内容として、死亡野鳥調査、鳥類生息状況調査を実施しています。令和５年度は該当事例がありませんでした。

⑽　有害鳥獣の捕獲

農林水産業に被害を与える鳥獣の捕獲については、農作物等の被害の状況などを見て、捕獲の数、方法、期間等が適切となるように配慮しつつ許可を与えるなどの指導をしています。

令和５年度の有害鳥獣捕獲による鳥獣捕獲数は、鳥類5,169羽、獣類1,806頭です（表２－４－10）。

表２－４－10　令和５年度有害鳥獣捕獲状況

鳥類		獣類	
種類	捕獲数（羽）	種類	捕獲数（頭）
カラス類	2,207	アナグマ	97
カルガモ	371	アライグマ	195
カワウ	116	イノシシ	52
キジバト	82	キツネ	22
スズメ	22	タヌキ	68
ダイサギ	23	ツキノワグマ	631
ドバト	93	ニホンザル	523
トビ	22	ニホンジカ	54
ハシブトガラス	1,765	ニホンノウサギ	16
ハシボソガラス	150	ハクビシン	148
マガモ	17		
ムクドリ	15		
その他	286		
計	5,169	計	1,806

⑾　鳥獣関係施設

県内における野生鳥獣の関係施設としては、傷病鳥獣を保護収容する県鳥獣保護センターが平内町にあります（資料編35）。

⑿　鳥獣関係天然記念物

県内における野生鳥獣について、特別天然記念物・天然記念物としてその種と生息地を指定しているものは、国の指定が12、県の指定が４あります（資料編表36）。

⒀　鳥獣関係調査

毎年１月に全国一斉に実施されるガンカモ科鳥類の生息調査にあわせて、その個体数について調査を行っています。

⒁　仏沼のラムサール条約登録

ラムサール条約とは、1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」で、1975年12月21日に発効したものです。この条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、我が国では、1980年６月17日に北海道の釧路湿原が最初に登録され、現在では、三沢市の仏沼を含めて53か所が登録されています。

仏沼は、オオセッカをはじめ絶滅危惧種の野生鳥類が多数生息していることから、平成17年９月１日には国指定鳥獣保護区に、更にオオセッカの生息に重要な地域は特別保護地区に指定され、生息地の保全が図られています。平成17年11月８日には、ウガンダのカンパラで開催されたラムサール条約第９回締約国会議において、ラムサール条約の登録湿地に指定されました。

７　希少野生生物の保護

⑴　「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック」選定種の見直し

本県の豊かな自然環境の状況を示す指標である希少野生生物の現状を把握するとともに、種の希少性や保護の重要性についての普及啓発を図るために、平成12年３月に発行した「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック－」に掲載された選定種について、新規選定種の追加やランクの見直しを行い、その結果を「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－」として取りまとめ令和２年３月に発行しました。

⑵　外来生物対策

近年、国内各地において外来生物の侵入・定着が顕著になっていることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（通称：外来生物法）」が平成17年６月１日から施行されています。

こうした状況から、県は、本県における外来生物の侵入・定着状況を、平成16年度及び平成17年度の２年間で調査し、平成18年３月に公表しました。

第３節　生活を支える健全な水循環の確保

１　青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

本県では、地域に根ざした生活と文化の源である森と川と海の密接なつながりを踏まえ、これを一体のものとして保全し、創造するため、平成 13 年 12 月に「ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

この条例は、森林、河川及び海岸を農林水産業の生産活動や人の生活と結び付いて地域文化を形成する基盤として位置付け、これを「ふるさとの森と川と海」として一体的に保全、創造しようとするものです。

このため、ふるさとの森と川と海がすべての人の参加の下にできる限り自然の状態で維持されることを基本とし、総合的に施策を推進します（図２－４－３）。

図２－４－３　青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例の体系

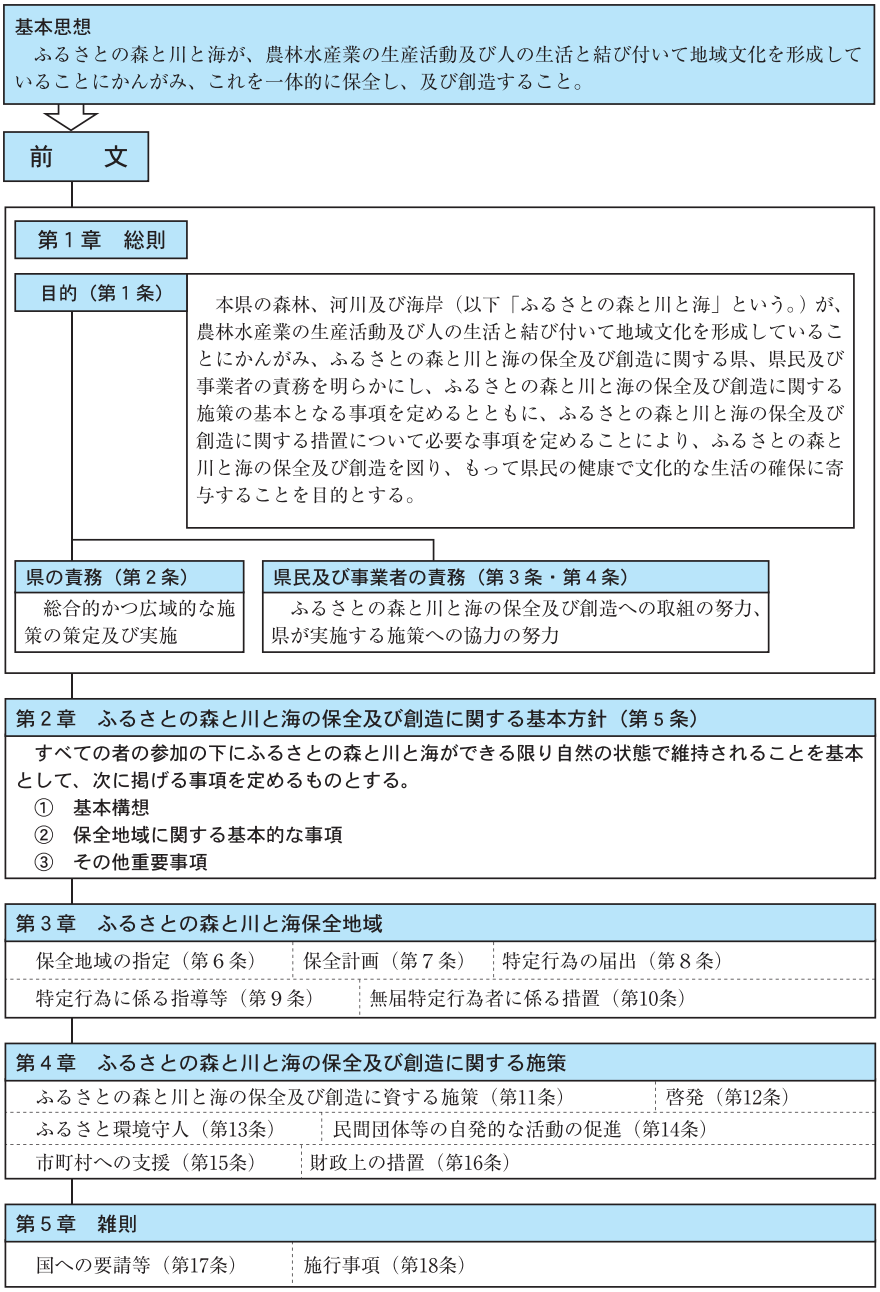

資料：県河川砂防課

条例では「保全」と「創造」を次のように位置付けています。

「保全」：現存するふるさとの森と川と海の自然を適正に維持することです。

また、適切に手を加えることによって自然の状態が維持されることもあるため、人為的に破壊され、又は自然災害により損傷を受けたふるさとの森と川と海の修復等の維持管理行為を含むものです。

「創造」：ふるさとの森と川と海をより豊かにし、より豊かに感じられるように積極的に整備することです。ただし、元々そこにない状態を創り出すことではなく、過去を考察しながら本来あるべき姿に再生するなど現在のふるさとの森と川と海をより良い新たな状態にすることです。

条例に係る主な施策は次のとおりです。

◆保全地域の指定及び保全計画の策定

自然環境がすぐれた状態を維持している森林、河川及び海岸の区域のうち、特に重要な区域を保全地域として指定します。

当該区域では、特定行為を届出してもらい、指導等により保全上適切な方向への指導を図ります。

また、保全地域の保全を一層促進するために保全計画を策定します。

◆森と川と海の一体的な保全・創造施策の推進

◇森林の適正な維持・管理を推進します。

・ブナ、ヒバ等の郷土樹種の植栽
・森林の適正な間伐や保育の推進
・保安林の指定の推進

◇自然豊かな川づくりや海岸づくりを推進します。

・地域の環境特性に配慮した多自然川づくりや海岸づくりを実施
・自然再生事業への取組

◇人と自然との豊かなふれあいの確保を図ります。

・特に次世代を担う子どもたちが自然とふれあい、遊び、体験ができる場の創出

◆啓発

森と川と海のつながりや人の生活との関わり等への関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、教育用の資料の提供などを行います。

◆ふるさと環境守人の委嘱

ふるさと環境守人による巡視・啓発活動を実施します。

◆民間団体等の活動を促進

県民、ＮＰＯ法人その他の民間団体等の活動が促進されるような措置を講じます。

県として上記施策を推進するとともに、次のとおり森・川・海に関わる国の関係機関等とも連携して施策に取り組むことにより、彩りある美しく安全な県土の実現を目指しています。

◇林野庁東北森林管理局青森分局、国土交通省東北地方整備局及び水産庁増殖水産部と県の４者で「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する覚書」を締結（平成14年９月）

◇北海道・北東北知事サミットで北東北３県が「ふるさとの森と川と海」を守るという共通理念に立って連携して取り組むことで合意（平成14年８月）３県が森や川、海などにかかわる環境保全に関する条例を整備し、取組を行っています。

◆ふるさとの森と川と海保全地域の指定及び保全に関する計画の公表

・大畑川流域（平成16年11月29日）
・五戸川流域（平成18年３月１日）
・奥入瀬川流域（平成18年８月23日）
・追良瀬川流域（平成18年10月25日）
・赤石川流域（平成19年１月26日）
・川内川流域（平成19年３月16日）
・高瀬川流域（平成19年10月26日）
・馬淵川流域（平成20年３月31日）
・新井田川流域（平成20年３月31日）
・岩木川流域（平成21年３月13日）

２　生態系に配慮した農業農村整備

水田は、メダカなどの淡水魚の産卵に適した流速、水深、水温を有するとともにプランクトンの発生により稚魚の餌場としての役割を果たしています。また、両生類や水棲昆虫など多くの生物が、水路のネットワークや水田農業特有の営みを活用して生息しています。また、ため池や農道周辺では希少な動物や植物の生息が確認されています。

農業農村整備事業は、このように多様な生物が生息する水路やため池、農道など農業用施設の整備を行う事業ですが、事業を実施する際には、農家を含む地域住民との合意形成を図りながら、環境との調和に配慮し、地域の動植物の生態を踏まえた事業計画を策定するなど、生系に配慮した整備を行うこととしています。

具体的な環境配慮の取組事例としては、次のようなものがあります。

⑴　頭首工・水路

・魚道などの設置によって河川や水路の段差を解消し、魚類の自由な移動経路を確保する。

・水路内に流れの緩やかな所をつくり、魚類の生息環境を確保する。

・護岸に魚巣ブロック、植生ブロック等を用い、魚類、植物の生息環境を確保する。

⑵　ため池

・ため池の貯水池内の工事の際、生息している希少な動植物を一時的に別な場所に移し、工事完了後に戻すなどの配慮を行う。

⑶　農道

・在来種による法面（道路脇の傾斜面）の緑化を行い、地域本来の植生の回復を図る。

３　全国水生生物調査

水生生物調査は、身近な自然とふれあうことで、環境問題への関心を高めるとともに広く水環境保全の普及啓発を図ることを目的に、昭和59年度から環境省及び国土交通省の事業として実施されています。県では、本調査への参加の周知や調査参加団体に対し、器具の貸出等の支援を行っています。

令和５年度は、５団体、約86人が調査に参加しました。

４　都市公園整備

都市公園は、文化的な都市環境を形成する上で不可欠な都市空間として、活力ある長寿・福祉社会の形成、都市のうるおい創出に資するとともに、自然とのふれあい、コミュニティの形成、広域レクリエーション活動等多様なニーズに対応する、住民生活に密着した施設です。

また、災害時には避難地・避難路・火災の延焼防止、ボランティア等の救護活動拠点、復旧・復興の拠点等の機能を発揮するなど、安全でゆとりのある生活に不可欠な施設でもあります。

現在、県では全国大会などの大規模なスポーツイベントやスポーツレクリエーションの拠点である、新青森県総合運動公園の整備を進めています。

５　多自然川づくり

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

また、「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等、河川管理におけるすべての行為が対象となっており、県内全域で実施されています。

６　港湾環境整備

港湾環境の向上を目指し、レクリエーションやイベント等幅広い交流活動の拠点として、また、災害時における避難場所や救援活動等の拠点として、広場、休憩施設、植栽、親水施設等を整備し、潤いと安らぎのあるウォーターフロントの形成を進めています。

青森港では海辺の環境再生や新たな賑わい空間の創出を目的とした人工海浜が令和３年７月に完成し、公募を経て決定した民間事業者による海浜の清掃や、自然体験、生物環境学習等、賑わいの創出や水生生物の豊かな海づくりにつながるイベントが開催されています。このような活動の成果として、人工海浜内にアマモ場が形成されています。

また、港湾における廃棄物の不法投棄防止対策や放置艇対策のパトロール強化を図り、港とその周辺の景観を守り、次世代に誇れる財産としての港の「環境づくり」を進めています。

第４節　良好な景観の保全と創造

１　景観法及び青森県景観条例に基づく景観形成の推進

本県では、平成８年４月１日に青森県景観条例を施行し、景観に関する各種の施策を推進してきました。

この条例は、県民にゆとりと潤いをもたらす県土の実現を図ることを目的に、届出制度による規制誘導のほか景観や普及啓発等ソフト事業についても規定しています。

また、県では平成17年６月の景観法施行を受けて、平成18年３月に「青森県景観計画」を策定するとともに、景観条例を一部改正し、景観法と景観条例を一体的に運用する制度とし、平成18年４月１日から施行しています（図２－４－４）。

図２－４－４　青森県景観条例の体系

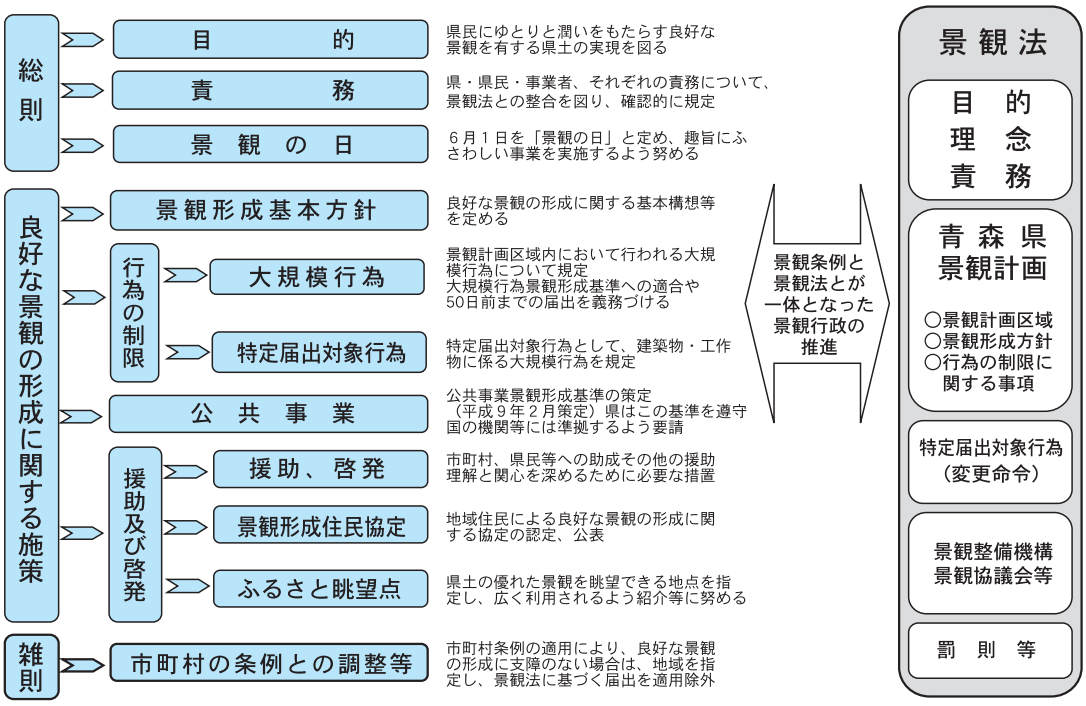

資料：県都市計画課

２　青森県景観形成審議会

青森県景観形成審議会は、知事の附属機関として平成８年９月に設置され、青森県景観条例に規定する景観形成基本方針の策定等、県土の景観形成に関する重要事項を調査審議してきました。

景観法の施行に伴い、景観行政と屋外広告物行政が密接な関連を有し、一体的な運用が求められるようになったことから、景観行政と屋外広告物行政の一体的な推進を図り、屋外広告物の規制を含む良好な景観の形成について総合的な審議を行うため、平成18年度に青森県景観形成審議会と青森県屋外広告物審議会を統合し、同年６月には統合後の初めての景観形成審議会を開催しました。

３　大規模行為届出制度

青森県景観条例では、景観形成に大きな影響を及ぼすおそれのある一定規模を超える建築物・工作物の建設、土石の採取等の大規模行為について事前の届出を義務づけ、大規模行為景観形成基準との適合性について審査を行っています。

平成17年度までは、基準に適合しない行為に対しては、「指導」、「勧告」、「公表」の３段階の措置を行うことができる制度でしたが、景観法によって平成18年度からは、基準に適合しない行為に対しては、「勧告」、「告知」、「公表」又は景観法に基づく変更命令を行うことができることとなりました。

令和５年度の大規模行為届出制度による届出件数は231件でした。（権限委譲をしている19市町村を除く21市町村）

４　公共事業景観形成基準

公共の道路、橋、建築物等は、大規模なものや地域の景観の基盤となるものが多く、県土の景観を構成する重要な要素となっています。そこで、県が実施する公共事業に係る景観形成のための基準として、「青森県公共事業景観形成基準」を平成９年２月18日に策定し、景観形成の先導的役割を果たすこととしています。

５　景観形成に関する普及啓発事業及び支援事業

⑴　普及啓発事業

県民や事業者等の景観形成についての関心と理解を深めるため、次の事業を実施しています。

①　景観学習教室

景観の専門家を講師として小学校等へ派遣する「景観学習教室」を平成14年度から実施しています。

②　環境色彩セミナー

県・市町村景観担当職員等を対象とする色彩に関する研修会を平成15年度から開催しています。

③　「景観の日（６月１日）」を中心とする普及啓発

一般県民、事業者、市町村等への重点的な普及啓発を図るため、「景観フォーラム」を開催しています。また、積極的な景観形成に関する活動を推奨するため、「ふるさとあおもり景観賞」を創設し、その表彰を行っています。

⑵　支援事業

景観アドバイザーの派遣（技術的支援）

県民、市町村、事業者等の景観づくりを支援するため、景観の専門家をアドバイザーとして派遣しています。

６　青森県景観計画

景観法に基づく制度へ移行するため、平成18年３月に、景観行政団体が景観法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」である「青森県景観計画」を策定しました。その概要は次のとおりです。

⑴　景観計画区域

これまでの大規模行為の届出制度を継続するため、景観計画区域は県内の区域（景観行政団体である市町村の区域を除く。）の全域としました。

⑵　景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

景観条例に基づいて策定した「青森県景観形成基本方針」を基本的には維持しながら、基本目標等必要事項を定めました。

⑶　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観条例に基づく「大規模行為届出制度」と同様としました。

⑷　必須事項以外の事項

屋外広告物の規制に関する事項等必須事項以外の事項については、今後必要に応じて措置することとしました。

第５節　歴史・文化の価値や魅力に対する理解の醸成と活用の促進

１　歴史的・文化的環境の保全・創造の必要性

近年、人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、生活環境に「潤い」や「やすらぎ」などの精神的な豊かさが求められてきています。このような観点に立って、快適な環境を創造していくためには、公害防止などの生活環境の保全や自然環境の保全だけでなく、身近な水辺や緑、美しい街並みや歴史的雰囲気と調和した環境の保全・創造を図っていくことが必要です。

豊かな緑、清らかな水辺、ゆとりある空間、美しい街並み、文化財などがバランスよく備わった良好な環境づくりは、人間性豊かな生活と、地域の活性化を推進していく基盤ともなるものであり、また、健康の維持・増進、精神のリフレッシュあるいは子どもたちの健やかな成長にも欠かすことのできないものと考えられます。

２　歴史的・文化的環境の要素

歴史的・文化的環境を構成する要素は、自然景観、都市景観、身近な水辺と緑、文化財等広い分野にわたっています。

これら各要素について見ると、自然景観については、国立公園、国定公園など、自然公園法等の法令によって指定・保全されているものだけでなく、地域のシンボルとなっている山や川、海の景観など、身近な自然が創り出す景観も含まれます。

また、文化財についても、文化財保護法等の法令によって、重要有形、無形文化財等や埋蔵文化財包蔵地に限らず、各地域の成り立ちや歴史を現す集落・町並み、祭り、民俗芸能等も指定・登録されています。

近年はこのように、保護等に関して法令上指定・登録されていない身近なものも含めて保全していくことが求められてきています。

３　歴史的・文化的環境の保全・創造の方向性

自然景観や我々の先祖が創り出し、伝承されてきた文化は、我々の生活環境の一部を形成する、地域に根ざした貴重な財産ですが、経済発展や生活様式の変化に伴い、中にはその価値が忘れ去られていく傾向にあるものもあります。中でも、保護・保全の体制が整備されていない身近な自然や文化については、その傾向が顕著です。こうした身近な郷土の自然や文化について重要性を再認識し、これらに関する適切な保全・活用を考えていく必要があります。

また、良好な景観づくりをはじめとして、環境に対する人々の要求も多様化してきており、環境創造の観点から、地域の歴史や文化的特色を生かすとともに、新たな時代感覚をも取り入れ、積極的に都市空間や町並み空間、更には田園景観の創造を図っていくことが重要です。

人々の多様なニーズを踏まえながら、地域の自然や文化と身近な緑や快適性等が調和した、個性的で潤いのある環境の創造を図っていくことが必要となっています。

４　縄文遺跡群の保存と活用

特別史跡三内丸山遺跡をはじめとする「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、採集・漁労・狩猟により１万年以上にわたり営まれた農耕以前の人々の暮らしや精神文化を今に伝える貴重な文化遺産であり、2021年７月27日に世界文化遺産に登録されました。県では、北海道、岩手県、秋田県等関係自治体と連携し、縄文遺跡群を世界遺産として守り、未来へ伝えていくための取組を進めています。

県内においては、縄文遺跡群を構成する各遺跡の保存及びその周辺の保全、経過観察に取組むとともに、「縄文“体感”世界遺産講座」や「縄文おでかけスタンプラリー」の開催等に加え、2024年４月26日には「北海道・北東北の縄文遺跡群」のうち県内に所在する８つの構成資産の情報発信拠点として「あおもり縄文ステーションじょもじょも」を開設し、縄文遺跡群の価値や魅力の発信、遺跡への来訪動機を喚起する機会を創出しています。また、関係団体と連携し、マスメディアやインターネットを活用した情報発信を行うなど、価値の伝達と保護意識の醸成に向けたプロモーション活動も併せて展開しています。

今後も、地域住民や関係団体との連携・協力のもと、縄文遺跡群の保存・活用、受入態勢の更なる充実等の取組を進めていくこととしています。

５　伝統工芸品産業の振興

青森県には、歴史と風土に培われ、県民の生活の中で育み受け継がれてきた伝統工芸品が数多くあります。

県では、工芸品の製造に携わる方々の意欲の向上及び工芸品産業の育成・振興を図ることを目的として「青森県伝統工芸品」指定制度を設けているほか、この「青森県伝統工芸品」の製造に従事している者のうち、高度な技術・技法を保持している方々を「青森県伝統工芸士」として認定しています。

これらの施策を通し、青森県の伝統工芸品の価値と魅力を高めるとともに、作り手の意識高揚と次世代への技術継承を促進し、伝統工芸品産業の振興に努めていくこととしています。

６　青森県史の編さん

県では、県民の郷土に対する理解と愛着を深め、貴重な歴史資料を県民共有の財産として永く後世に伝えるため、青森県史編さん事業を実施し、平成29年度までに全36巻の刊行を終了しました。

今後は、デジタルアーカイブスの運用などを通して、青森県史の普及とともに、編さんの過程で収集した膨大な資料を未来に伝え、地域づくりや観光、防災など様々な分野での利活用を図っていくこととしています。

第5章　あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び各主体との連携・協働の推進

第１節　子どもから大人まで、あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり

１　環境教育・学習の推進

都市・生活型公害や廃棄物問題、身近な自然の減少、更には地球温暖化などの環境問題に対する取組の成果をあげるためには、地域社会の合意形成が重要な鍵となっています。すなわち、こうした問題の解決には、私たち一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが必要となります。そのため、県及び市町村においては、普及啓発を図るための事業を展開しており、今後は、更に環境情報の提供及び市民活動に対する支援等を通じ、広く環境保全意識の普及啓発を図っていく必要があります。

また、環境教育・学習に関しては、地域、家庭、企業等様々な分野で環境に対する理解を深め、環境保全行動を促していく施策の推進が望まれており、環境基本法、環境基本条例及び青森県環境総合プランに基づき、環境保全に関する教育や学習を振興することなどにより、住民の理解や環境保全活動を実施する意欲の増進を図ることとしています。

県では、環境配慮行動のできる人財を育成するため、環境出前講座の担い手として育成した「環境教育専門員」と環境ＮＰＯ法人との協働により県内小学校を対象にした環境出前講座を実施しています。

県教育庁では、学校教育指導の重点事項の一つに「環境教育の推進」を掲げ、「教科等間の関連を踏まえた指導の工夫」「地域の環境の実態に即した指導の工夫」「環境に関わる体験活動の充実」の３つを指導項目として設定し、一人ひとりの子どもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努めています。

令和５年度は、大学を拠点としたＳＤＧｓの考え方等を取り入れた若手環境人財育成事業として、青森大学、弘前大学及び八戸工業大学において、地域課題解決型授業等を実施しました。

また、環境配慮行動拡大モデル事業として、地域活動の盛んな団体等、３団体が、現在行っている活動をベースに、「環境配慮行動」や「ＳＤＧｓ」の視点をプラスしたモデル事業を実施しました。

このほか、県庁各課等において環境教育・学習の推進のための様々な取組が行われており、県民の環境保全に向けた取組をサポートしています（資料編表89）。

第２節　環境に優しい行動を促進する仕組みづくり

１　「もったいない・あおもり県民運動」の推進

平成20年度から、県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体が、パートナーシップのもと、温室効果ガスの排出削減やごみの減量等に取り組む「もったいない・あおもり県民運動」を展開しています。

この運動において、①レジ袋の無料配布取り止めによるレジ袋の削減（令和５年３月末参加事業者数47事業者、273店舗、②家庭の紙ごみ対策として、古紙リサイクルエコステーションや古紙リサイクルセンターの設置促進（令和６年３月末現在、古紙リサイクルエコステーション45ヵ所57台設置、回収量約621トン、古紙リサイクルセンター14ヵ所、回収量約689トン）、③事業系紙ごみ対策として、事業所から無料で古紙の回収を行うオフィス町内会の設立支援（令和６年３月末現在、県内オフィス町内会数４、参加事業所1,019事業所、回収量約1,162トン）、④本運動の普及啓発を図るための推進大会の開催などに取り組んできました。

もったいない・あおもり県民運動推進会議においては、令和２年度に「あおもりプラごみゼロ宣言」を、令和３年度に「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」を行い、青森県の豊かな自然を未来の子どもたちに引き継いでいくための取組を促すこととしました。また、「もったいない・あおもり県民運動」を引き続き推進し、県民総参加で脱炭素社会の実現やごみの減量・リサイクルに取り組む機運の醸成を行うこととしています。

２　事業者等に対する普及啓発及び支援

県では、事業者等の事業活動における環境に配慮した取組の促進及び環境マネジメントシステムの普及啓発を行っています。

また、本県の温室効果ガス排出量の約５割を占めている産業部門及び業務その他部門の対策を推進するため、県内事業者が省エネルギー対策を着実に実施できるような支援体制を整備しています。

３　「あおもりＥＣＯにこオフィス・ショップ」認定事業

省エネ・省資源対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進等、環境に配慮した取組を積極的に実践している県内の事業所を「地球にやさしい青森県推進事業所」として登録する事業を2006(平成18)年度から実施してきましたが、2012(平成24)年度からは環境に配慮した取組を行っている事業所及び店舗を新たに「あおもりECOにこオフィス・ショップ」として認定しています。

2024（令和６）年３月末の認定事業者数は、1,329事業所となっています。

図２－５－１　あおもりＥＣＯにこオフィス・ショップ認定事業所数（累計）

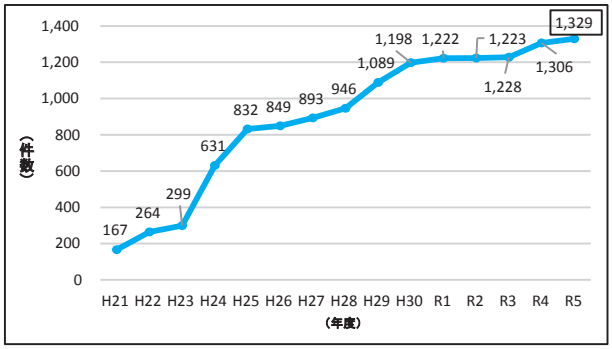

※　平成23年度までは「地球にやさしい青森県推進事業所」登録

資料：県環境政策課

４　環境情報の提供

県民や事業者などの環境問題に対する理解を深め、環境に配慮した自主的な取組を促進していくためには、多様な情報が整理され、わかりやすく迅速に提供していく必要があります。

県では、平成19年度から、エコライフ情報や環境イベント等のタイムリーな情報を掲載した「あおもり地球クラブメールマガジン」を毎月１回、登録会員向けに配信してきましたが、令和３年度からは「あおもり脱炭素チャレンジメールマガジン」として月１回配信を行っています。

５　環境活動のネットワークづくり

今日の環境問題を解決し、持続可能な循環型社会の実現を目指すためには、県民、市民活動団体、事業者、行政などの各主体が、地域の環境に関する正確な情報と基本的問題認識を共有し、解決のための取組に主体的に参画し、合意形成を図りつつ、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携しながら環境に配慮した活動や行動を実践していくためのネットワークづくりを進めていく必要があります。

⑴　環境パートナーシップセンターの設立

平成12年度に、県職員による検討グループとＮＰＯとが協働して「地球にやさしいパートナーシップの形成に向けた調査研究」に取り組み、報告書をまとめました。この成果等を踏まえ、平成13年度に「環境パートナーシップセンター検討委員会」が組織され、県民・環境保全活動団体・事業者等が連携して環境保全活動に取り組むための拠点となる「青森県環境パートナーシップセンター」を県民が主体となって設立するための具体的方策が検討・提案され、平成14年度に「青森県環境パートナーシップセンター」が設立、翌年１月に特定非営利活動法人として認証されました。

また、平成17年５月からは、青森県地球温暖化防止活動推進センターに指定され、地球温暖化防止に向けた普及啓発活動等を実施しています。

⑵　環境活動のネットワークづくりの取組

県では、環境保全に自主的に取り組む団体間や行政とのネットワークづくりを推進するため、平成17年度から、環境ＮＰＯや行政、事業者等を対象に、情報交換や交流機会の場を提供しています。

第６章　青森県環境総合プランに係る取組状況等の点検･評価結果

県では、令和６年３月に策定した青森県環境総合プラン（計画期間：令和６年度から令和10年度まで）の推進に当たり、青森県基本計画の政策点検を活用して、取組状況を点検・評価することとしています。また、その結果を県環境審議会に報告し、出された意見も踏まえた上で、その時点で最も適切と思われる取組の方向性を見定め、本プランのめざす姿の実現に向け、施策を着実に推進することとしています（図２－６－１）。

１　点検・評価の対象・方法

本プラン「第６章　プランの推進」により、政策点検を活用した「事業担当課による自己点検」及び「総合計画審議会環境・社会資本部会による基本計画環境分野に関する評価」を実施しました。

また、本プランで設定した「進行管理指標」について、推移を確認し、点検時の参考資料としました。

図２－６－１　進行管理のイメージ

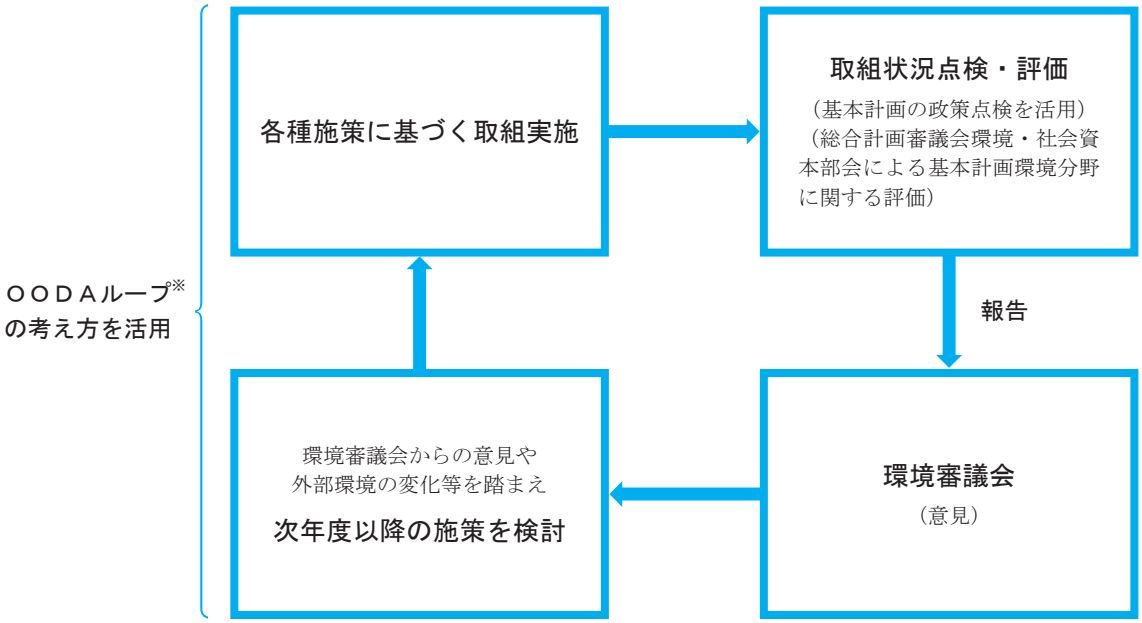

※ＯＯＤＡループ（ウーダループ）：Ｏ（Observe：観察する）、Ｏ（Orient：方向づける）、Ｄ（Decide：決断する）、Ａ（Act：実行）のサイクルによる軌道修正を短期的に繰り返す、機動力を重視した意思決定手法のことで、見通しの立たない状況における目標達成に有用とされる。

２　青森県総合計画審議会　環境・社会資本部会における主な意見

＜脱炭素社会の実現について＞

○　積雪寒冷地である本県においては、断熱性や気密性が高く、ヒートショックなどの防止にも貢献する健康省エネ住宅の普及を促進するべき。

○　温室効果ガスの吸収・除去の機能がある森林や藻場等の環境整備も必要。

＜再生可能エネルギーの導入と地産地消の促進等について＞

○　再生可能エネルギーの導入に当たっては、自然環境・景観、地域の文化等への配慮や暮らしの安全性を確保し、地域住民の理解を得ながら進めるなど、地域との共生が必要。

○　化石燃料の削減に向けては、再生可能エネルギーの地産地消が効果的であることから、地域の特性やエネルギー需給を踏まえたエネルギー源の転換や再生可能エネルギーの活用推進に取り組むことが重要。

＜地域の特性に応じた３Ｒの推進について＞

○　地域によって、ごみやリサイクル資源の排出状況、焼却施設やリサイクル施設の設置状況が異なることから、地域の特性に応じ、官民が連携して資源循環の仕組みづくりに取り組むべき。

＜大型獣による被害防止について＞

○　大型獣の生息域が年々拡大する中、特にクマの出没件数は近年急増している。被害防止に向けた緊急的な対策を講じるべき。

○　効果的な対策を講じるため、市町村や近隣県、猟友会等の関係者間の広域的な連携体制の強化が必要。

＜環境教育の推進について＞

○　自然に触れ合いながらの学習や環境保全活動などの機会を創出するとともに、環境教育の担い手を育成すべき。本県は身近に海に触れられる自然環境を有していることから、環境教育等を通じて、プラスチックごみを始めとした海洋環境問題への県民の意識向上を図ることも重要。

表２－６－１　青森県総合計画審議会　環境・社会資本部会委員名簿

	氏名	所属・職名等
部会長	太　田　雄　三	株式会社伸和産業　代表取締役社長
委　員	伊　髙　健　治	弘前大学地域戦略研究所　教授
委　員	佐々木　秀　智	NPO法人循環型社会創造ネットワーク　事務局長
委　員	高　瀬　慎　介	八戸工業大学工学部　教授
委　員	髙　松　利恵子	北里大学獣医学部　准教授
委　員	丹　羽　裕　之	NPO法人奥入瀬自然観光資源研究会　理事長
委　員	峯　　里砂子	合同会社むっつのたね　代表社員

（部会長を除く委員は五十音順、敬称略）

３　令和５年度における取組状況等の自己点検結果

政策	Ⅰ	カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現
施策	1	温室効果ガスの排出抑制対策の推進
これまでの成果	①	青森県地球温暖化対策推進計画において、本県の温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で51.1％削減する目標を設定しているところ、地球温暖化対策の各種取組を強化した結果、2021（令和３）年度の温室効果ガス排出量は2013（平成25）年度比20.8％減となっています。
	②	「産業部門」「業務その他部門」においては、経営者向けに環境経営セミナーを開催したほか、県内企業を対象に省エネ診断の受診促進と診断結果を踏まえた省エネ設備への更新等のサポートを実施し、省エネ実践の拡大を図りました。
	③	「家庭部門」においては、高断熱で健康・省エネな「健やか住宅」に係る県民向けセミナーや事業者向け実演講習会等を実施したほか、2023（令和５）年度には、エネルギー使用量の低減や県民の省エネに対する意識啓発を図るため、省エネルギー性能の高い家電への買い替えを支援する「あおもり省エネ家電買替え応援キャンペーン」を実施した結果、ポイント交付件数は11,312件、宿泊券有効応募件数は1,168件となりました。
	④	「運輸部門」においては、毎年10月の１か月間を「スマートムーブ通勤月間」として設定し、県内事業所を対象に環境にやさしい通勤の実践を呼びかけているほか、県民等の再配達を防ぐ意識の醸成につなげるため、置き配ボックスのモニター事業を実施し、利用者アンケートを実施した結果、再配達が「ほぼなし」と答えた者の割合は、利用前の18.7％から利用後は85.9％に大幅に増加しました。
施策関係課		環境政策課、財産管理課、地域企業支援課、建築住宅課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　県内の二酸化炭素排出量の約50％が「産業部門」「業務その他部門」から排出されていますが、事業者（特に中小企業）等においては、人財や知識、資金不足から、省エネ活動の優先度が低くなっています。

→　事業者における省エネ診断の受診促進と診断結果を踏まえた省エネ設備への更新等のサポートとともに、脱炭素化と生産性向上の両立に資する設備の導入を支援するほか、経営者向けの環境経営セミナーや金融機関等と連携したＥＳＧ金融に関する勉強会等を開催し、事業者の脱炭素対策を促進します。

○　県内の二酸化炭素排出量の約25％が「家庭部門」から排出されていますが、積雪寒冷地である本県は、暖房や融雪で電力や灯油を使用することが多く、全国と比較して世帯当たりのエネルギー消費量が高くなっており、家庭でできる取組を徹底していく必要があります。

→　家庭における省エネ対策と再生可能エネルギーの活用拡大を図るため、住宅の高断熱化に向けた普及啓発活動等を実施します。

○　県内の二酸化炭素排出量の約20％が「運輸部門」で、そのうちの約90％以上が自動車から排出されていますが、宅配便の再配達削減により、本来排出する必要のない二酸化炭素を削減するほか、本県では日常生活の移動手段としてマイカーが中心となっているため、環境負荷の少ない移動の徹底が必要です。

→　宅配便事業者と連携し、既存サービス、宅配ボックスや宅配便ロッカー等の多様な宅配便の受取方法をＰＲするキャンペーンを実施し、宅配便の再配達削減に取り組むほか、エコドライブの実施や公共交通機関・自転車等の利用を促進するなど、スマートムーブの取組を推進します。

政策	Ⅰ	カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現
施策	2	自然・地域と共生する再生可能エネルギーの活用促進
これまでの成果	①	国内最大規模の陸上風力発電施設のほか、大規模な太陽光発電や木質バイオマス発電所等、再生可能エネルギー発電設備の立地が進み、固定価格買取制度（ＦＩＴ）の再生可能エネルギー発電設備の導入状況は、制度開始時の2014（平成26）年度末の約40.1万kWから2023（令和５）年度末の約197.9万kWと約4.9倍に増加しました。
	②	再生可能エネルギーの導入拡大が国全体として必要不可欠な状況にあり、再生可能エネルギーの立地拠点となっている本県において更なる導入拡大が図られる中、2023（令和５）年に、自然環境と再生可能エネルギーとの共存共栄を図るため「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」を策定しました。
	③	地域エネルギー事業に取り組む市町村及び事業者を創出するため、地域の要請に応じアドバイザーを派遣するとともに、事業導入支援として、市町村、県内事業者等で構成するコンソーシアムを対象に、地域資源のエネルギー利用と地域課題の解決の両方に資する地域エネルギー事業のモデル構築に取り組みました。
	④	青森県再生可能エネルギー産業ネットワーク会議において、情報共有を目的としたフォーラムや視察会等の実施に取り組んできた結果、会員数は2023（令和５）年度で287企業・団体となり、県内の産学官金の再生可能エネルギーに関するネットワークづくりが進んでいます。
施策関係課		環境政策課、エネルギー開発振興課、地域企業支援課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　地域が保全すべきと考えるエリアに再生可能エネルギー事業が計画されるケースや、地域との十分な合意形成が図られないまま事業計画が進められるケースが散見され、地域にとって重要な自然環境や歴史・文化等が毀損されかねない状況にあります。

→　有識者会議や県民・事業者・市町村等の意見を踏まえながら、再生可能エネルギー事業を適切なエリアに誘導し、地域との合意形成を図りながら円滑に導入していくための制度の構築を目指します。

○　2050（令和32）年までのカーボンニュートラル達成に向けて、「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」を踏まえ、再生可能エネルギーの活用により、持続可能性と経済発展の両立及び域内経済循環による産業振興・雇用創出を図る必要があります。

→　現在及び2050（令和32）年における本県のエネルギー需給、各施策案における経済波及効果や雇用創出効果の分析等を行い、自然環境と再生可能エネルギーとの共存共栄を踏まえた新たなエネルギー産業振興戦略を策定します。

○　エネルギー需要が高まる中、自然環境を保全した上で、地域課題等を解決する再生可能エネルギー事業を展開し、地域の活性化と持続的発展につなげていくため、経済効果を域内で循環させる仕組みづくりや事業を担う人財の育成が必要です。

→　地域共生型エネルギーの活用による地域課題解決の事業モデル構築に取り組むとともに、高校生や若手事業者等の若年層を対象に、地域のエネルギー事業の現場体験や資格取得につながるオンライン研修等を実施し、雇用創出や事業参入につながる人財を育成します。

○　世界的に脱炭素の機運が高まり、国内外の企業でカーボンニュートラル実現に向けた動きが広がっている中、地域資源である再生可能エネルギーの活用による、地域のニーズに適した関連ビジネスへの県内企業の積極的な参入促進が必要です。

→　県内企業の参入促進に向け、再生可能エネルギー関連産業のフォーラムや視察研修、産学官金のネットワークづくり等に取り組みます。

政策	Ⅰ	カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現
施策	3	吸収源対策の推進
これまでの成果	①	吸収源対策及び持続可能な林業経営の後押しとして、森林整備を推進するため、高性能林業機械の導入や路網整備を進めるとともに、大型木材加工施設など県産材を有効活用する施設の立地を支援する等した結果、再造林面積は2015（H27）年度の200haから2022（令和４）年度には421haまで増加しました。
	②	住宅や公共建築物等への県産材利用を促進するため、県産材及び県産材住宅のPRイベントや県内建築士及び企業等建築主向け勉強会を開催した他、広報誌等による地産地消の情報を発信し、県民の意識醸成を図りました。
施策関係課		林政課、港湾空港課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　林業の担い手不足や木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲減退などから、再造林されない伐採跡地の増加が懸念されており、施業の低コスト化による森林整備の促進や、林地保全に配慮した伐採作業と低コスト再造林に取り組む林業事業体の育成が課題となっています。

→　高性能林業機械の導入支援や路網の整備等により施業の低コスト化を図るとともに、林業事業体向けに、土砂災害リスクを軽減させる「伐採・搬出・再造林ガイドライン」や森林所有者に再造林を提案するための「森林経営プラン」の普及に取り組むほか、森林の集約化・低コスト再造林に対して支援します。また、新たな造林作業の担い手として、林業に関する事業を小規模かつマルチに行う林業ベンチャーを育成します。

○　本県の公共施設や民間商業施設はRC造・S造が一般的で木造化・木質化が進んでいないこと、木造率が高い住宅や低層建築物は、外材使用率が高く県産材の使用は１割程度と低い割合にあることが課題となっています。

→　令和５年１月に改定した「青い森県産材利用推進プラン」に基づき、公共建築物への県産材利用について、市町村への要望活動や情報発信、あおもり県産材利用推進庁内連絡会議を通じた県有施設への働きかけを行うほか、「民間商業施設等への県産材利用ガイドブック」や県内製材品及び県産材住宅紹介サイトを活用し、住宅や民間商業施設への県産材利用に向けた普及啓発に取り組みます。

○　近年、藻場等の海洋生態系により炭素を隔離・貯留するブルーカーボンが注目されており、2020（令和２）年度にはブルーカーボンを対象とした新たなカーボンクレジット制度「Ｊブルークレジット」が創設されましたが、本県においてブルーカーボンを推進する体制は整備されていません。

→　カーボンニュートラルの実現に向け、青森港ブルーカーボン協議会を立ち上げ推進体制を構築し、自然発生するアマモ場と人工的に移植するアマモ場を組み合わせて藻場面積の増加に取り組むほか、Ｊブルークレジット認証を受け、ブルーカーボンクレジットの実現までのノウハウをマニュアル化することで、県内全域での取組の展開を図り、脱炭素化と海域環境改善の取組を推進します。

政策	Ⅰ	カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現
施策	4	気候変動への適応
これまでの成果	①	災害に強い安全・安心な県土づくりに向け、河川、海岸、土砂災害危険箇所などにおける施設整備を進めたほか、計画的な維持・修繕対策を実施しています。
	②	気候変動への適応を推進するため、関係機関による青森県気候変動適応推進ネットワーク会議を設置したほか、普及啓発活動として、パネル展の開催やアニメーション動画の制作、環境省東北地方環境事務所で実施したイベントの後援等を行いました。
施策関係課		環境政策課、農産園芸課、河川砂防課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、本県の河川、海岸、土砂災害危険箇所における施設の整備水準は未だ低く、整備済みの施設に関しても老朽化への対策は万全とは言えない状況です。また、水災害への備えである流域治水について、行政のみならず、県民をはじめとした多様な主体が行動する「総力戦の流域治水」に取り組む必要があります。

→　「流域治水」の考え方の下、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を着実に推進するため、「青森県国土強靱化地域計画」に基づくハード・ソフト一体となった事前防災対策等を推進していくとともに、各施設の長寿命化計画等に基づき、計画的なインフラ老朽化対策を進めます。

○　気候変動適応法の改正により創設された熱中症特別警戒情報について、速やかに住民に対し伝達するための体制整備が必要です。

→　熱中症特別警戒情報等に係る情報を速やかに住民に伝達するため、市町村との連絡体制の構築や、庁内の体制整備を行い、適切に運用していきます。

○　気候変動による高温障害等の影響が深刻化する中、あおもり米の高品質・安定生産に資する技術の普及・開発が必要です。

→　県内各地に設置する指導拠点ほを活用しながら、生産指導プロジェクトチームによる生産指導を徹底し、高品質・安定生産技術の普及を図るとともに、関係機関と連携し、省力低コスト技術の開発を進めます。

政策	Ⅱ	資源効率の高い循環型社会の実現
施策	1	限りある資源を有効活用する３Ｒ＋の推進
これまでの成果	①	「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、関係者と連携して３Ｒの取組を推進した結果、県民１人１日当たりごみ排出量は991ｇ（令和４年度）と、同運動開始前より約110ｇ減少しました。
	②	「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、関係者と連携して適正分別の取組を推進した結果、本県のリサイクル率は14.0％（令和４年度）と、同運動開始前より１ポイント増加しました。なお、近年はスーパー等における民間回収量が増加しているため、県独自に民間を含めたリサイクル率も調査しており、そちらは29.2％（令和４年度）となっています。
	③	SNSを活用したキャンペーンの実施や商業施設と連携したイベント等による消費者への啓発のほか、事業者向けのエシカル商品の開発や流通に係るセミナーの開催等により、需要側と供給側の両面からエシカル消費の啓発活動等を行った結果、アンケート調査により把握した青森県内でのエシカル消費の認知度は2023（令和５）年度で11.0％となり、前年度の同調査から3.9ポイント上昇しました。
	④	関係機関・団体と連携した稲わらの焼却防止・有効利用の普及啓発のほか、畜産飼料としての有効利用推進に取り組んだ結果、稲わらの焼却面積は水稲作付面積の１％程度で推移しています。
施策関係課		環境政策課、地域生活文化課、農産園芸課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　県民１人１日当たりごみ排出量及びリサイクル率は、近年は横ばい傾向で、全国順位は下位の状況であり、ごみ減量や適正分別等の３Ｒに対する県民及び事業者の意識啓発が必要です。

→　ごみ減量や適正分別等の３Ｒ行動の実践を働きかける啓発活動を行い、市町村、県民、事業者等と一丸となって３Ｒを推進します。また、市町村や資源回収業者等の連携を検討するための会議や研修会を開催し、市町村等の３Ｒの取組を促進します。

○　食品ロスは、「食べ残し」、「規格外品」や「期限切れ」等が理由で発生しており、食品ロス削減に対する県民及び事業者の意識向上が必要です。
※2019（令和元）年度に実施した調査において、生活系可燃ごみ中の食品ロスの割合は11.8％

→　県民等に対する食品ロス削減の啓発活動に市町村や食品関係事業者と連携して取り組むほか、食品ロス削減に取り組む事業者に対し「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」認定制度利用を呼びかけ、事業者における食品ロス削減の取組を促進します。

○　プラスチックごみや食品廃棄物の再生利用率は全国に比べて低い状況にあるほか、地域によってはホタテ養殖残渣などの廃棄物の処理に課題を抱えていることなどから、こうした廃棄物を循環資源として捉え、活用を促進するための仕組みづくりが必要です。

→　循環資源の活用促進及び地域課題の解決に向けて、循環資源の活用に必要な情報（回収拠点、品目、分別方法など）を集約し、循環資源の排出者等に提供して「見える化」するとともに、市町村等を支援することで、循環資源の活用を促進するための仕組みである「資源循環システム」を構築します。

○　環境問題や地域活性化など様々な社会的課題の解決に向けて、エシカル消費の更なる普及が必要です。

→　ＳＮＳ等の広報媒体の活用、牛乳パック広告、スーパーマーケットなどの事業者等と連携した普及啓発活動等により、県民のエシカル消費の認知度及び実践度の向上を目指します。

○　畜産飼料として稲わらの需要が高いものの、本県では、収集時期となる秋季に雨が多く、稲わらが乾きにくいことから、畜産農家が求める高品質な稲わらを安定的に収集する技術や稲わらの保管方法の確立が必要です。

→　稲作農家に対し、稲わらの焼却防止と有効利用に向けた啓発指導を継続するほか、高品質な稲わらの収集量を増加させるため、天候不順でも収集作業ができ、屋外での長期保管が見込める「稲わらサイレージ」の実証に取り組み、技術体系の確立を図ります。

政策	Ⅱ	資源効率の高い循環型社会の実現
施策	2	廃棄物の適正処理の推進
これまでの成果	①	廃棄物の不法投棄等防止対策として、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する立入検査、法令の周知、不法投棄現場等における監視指導の強化等を行った結果、不法投棄等の件数は2013（平成25）年度から減少傾向が続き、近年はおおむね横ばいとなっています。
	②	海洋ごみの発生抑制に向け、バスの車体広告や青い森鉄道への中吊り広告掲出によりポイ捨て防止や海岸美化についての意識啓発を行ったほか、海岸漂着ごみの実態を把握するため、深浦町・東通村で漂着ごみ組成調査を実施しました。 また、沿岸部20市町村が実施する海岸漂着物回収・処理事業に補助金を交付しました。
	③	市町村災害廃棄物処理計画について、研修会や相談会の実施などの策定支援を行った結果、計画策定済の市町村は令和元年度の６自治体から、令和５年度末現在で28自治体（最新の状況（R6.5末現在）では30自治体）に増加しました。引き続き全自治体の策定を目指してサポートを続けていきます。
	④	法定処分期限(2023(令和５)年３月末)経過後に発見された高濃度ＰＣＢ廃棄物について、確実かつ適正な処理についての指導や行政代執行による処理を実施しています。また、低濃度ＰＣＢ廃棄物の期限内(2027(令和９)年３月末)処分完了に向けて、事業者に対する掘り起こし調査や広報媒体を活用した周知活動などの取組を実施しています。
施策関係課		環境政策課、環境保全課、税務課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　産業廃棄物の不法投棄等の多くが建設系廃棄物であることから、建設系廃棄物の大規模な不法投棄について、おおむね2028（令和10）年までに撲滅することを目標としており、関係機関の取組を確実に進める必要があります。

→　排出事業者等への立入検査や監視指導の強化、関係団体と連携した指針等の周知により、不法投棄等の未然防止や早期解決に取り組みます。

○　本県の海岸に漂着するごみは依然として多く、その中には陸域から海洋へと流出したごみも多く含まれていることから、漂着ごみの回収・処理を進めるとともに、海洋ごみの発生抑制に向けた啓発等に引き続き取り組む必要があります。

→　沿岸部の市町村が取り組む海岸漂着ごみの回収・処理について引き続き支援します。また、陸域から海洋へのごみ流出を防止し、海洋ごみの発生を抑制するため、県民の環境美化やごみの適正処理に対する意識、海洋ごみへの認識向上に向けた普及啓発に取り組みます。

○　近年は本県においても大規模災害の多発により大量の災害廃棄物が発生しており、被災後の早期復旧を進めるための災害廃棄物の迅速な処理体制の構築が必要です。

→　仮置場の設置・運営訓練の実施や住民参加型の地域ワークショップを開催し、初動対応の強化や官民が連携した実践的対応力の向上に取り組みます。

○　法定処分期限(2023(令和５)年３月末)経過後に発見された高濃度ＰＣＢ廃棄物に係る対応に加え、低濃度ＰＣＢ廃棄物に係る処分期限（2027年(令和９)３月末）までの処分完了に向けた取組を進める必要があります。

→　ＰＣＢ廃棄物の保管事業者等への指導・助言や法に基づく改善命令・行政代執行、広報媒体を活用した注意喚起を通じて、ＰＣＢ廃棄物の適正処理を進めていきます。

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	1	大気環境の保全
これまでの成果	①	県内の大気汚染の状況について、県内に測定局を19局設置し、測定されたデータをテレメータシステムで収集し、リアルタイムで監視しており、現在の大気環境は概ね環境基準は達成し良好な状態にあります。 また、大気環境保全のため、ばい煙及び粉じん関連施設への立入検査や、ばい煙測定の実施など大気汚染物質の発生源に対する立入調査を実施し、必要に応じ、公害防止対策を指導しています。
	②	関係機関・団体と連携した稲わらの焼却防止・有効利用の普及啓発のほか、畜産飼料としての有効利用推進に取り組んだ結果、稲わらの焼却面積は水稲作付面積の１％程度で推移しています。【政策Ⅱ施策１再掲】
	③	関係機関と連携し、家畜排せつ物の適正管理に関する巡回指導を行ったほか、補助事業やリース事業の活用による家畜排せつ物の処理機械・施設の整備を推進しました。
施策関係課		環境保全課、農産園芸課、畜産課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　近年の県内の大気環境はおおむね環境基準を達成しており、良好な状態にあるものの、低濃度であっても継続的な摂取により、人の健康を損なうおそれのある物質等があることから、引き続き、大気汚染防止法に基づく常時監視や発生源となる施設への立入検査・指導を通じて、大気汚染の発生防止に取り組む必要があります。

→　良好な大気環境を維持するため、引き続き、大気汚染の常時監視を行うほか、発生源となる施設への立入検査・指導を通じて大気汚染の発生を防止します。

○　畜産飼料として稲わらの需要が高いものの、本県では、収集時期となる秋季に雨が多く、稲わらが乾きにくいことから、畜産農家が求める高品質な稲わらを安定的に収集する技術や稲わらの保管方法の確立が必要です。【政策Ⅱ施策１再掲】

→　稲作農家に対し、稲わらの焼却防止と有効利用に向けた啓発指導を継続するほか、高品質な稲わらの収集量を増加させるため、天候不順でも収集作業ができ、屋外での長期保管が見込める「稲わらサイレージ」の実証に取り組み、技術体系の確立を図ります。【政策Ⅱ施策１再掲】

○　畜産経営の大規模化や高齢化に伴う労働力不足、住宅地との混住化等を背景に、一部不適正な処理等による悪臭に関する苦情が寄せられています。

→　家畜排せつ物の適正管理について、畜産農家の状況に応じた指導を行うほか、悪臭拡散防止については関係市町村等とも連携して対応します。

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	2	水環境の保全
これまでの成果	①	県内の公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況について、令和４年度は公共用水域196地点、地下水153地点で測定を行っており、その結果、県全体としては概ね良好な状態で推移しています。また、水環境の保全のため、工場・事業場の排水基準監視等を実施し、必要に応じ公共用水域の水質汚濁防止対策を指導しています。
	②	浄化槽について、県内25市町村が行う浄化槽設置事業費の経費の一部を補助することにより、整備促進を図っています。また、浄化槽設置者に対し、浄化槽法に基づく法定検査の受検指導等を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進し、令和４年度の受検率は7条検査89.9%、11条検査49.4%となっています。
	③	生活排水による水質汚濁防止のため、生活排水対策講習会やコンビニエンスストアでチラシを配布したほか、ＳＮＳへの動画配信による普及啓発を行っています。 また、十和田湖の水質モニタリングを実施するとともに、十和田湖環境保全会議を開催するなど地域住民に対する水質保全の意識啓発を行っています。
	④	令和５年度までに農業集落排水施設の更新・整備を６地区、漁業集落排水施設の更新・整備を19地区で実施しました。また、令和２年度までに農業集落排水施設を所有する全市町村（26市町村）で最適整備構想の策定を完了しました。
	⑤	県が管理する２鉱山において、流出する重金属を含む有害な坑廃水の水質を排水基準等を満たす水準まで改善する坑廃水処理事業を実施しました。また、企業が実施する２鉱山の坑廃水処理事業に補助金を交付しました。
施策関係課		環境保全課、自然保護課、経済産業政策課、農林水産政策課、農村整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、河川砂防課、都市計画課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質の状況をＢＯＤ又はＣＯＤで見ると、環境基準達成率は近年90%前後で推移しており、おおむね良好な状態で推移しています。しかし、一部の水域において生活排水などが主な原因と考えられる環境基準の継続的な非達成が見られています。そのため、公共用水域の水質の監視を続けるほか、汚水処理施設の整備による生活排水対策の推進などが求められます。

→　公共用水域の水質の監視を続けていくほか、浄化槽、汚水処理、集落排水施設の整備など生活排水対策をさらに推進し、水質の改善を図ります。

→　下水道施設の老朽化対策として、ストックマネジメント計画に基づく効率的な改築・更新を実施します。

→　坑廃水処理を適正に実施するとともに、自然災害等に起因する未処理坑廃水の流出事故を未然に防ぐため、防災訓練、現場調査及び監視体制の充実に取り組みます。

○　公共用水の水質や農村・漁村地域の生活環境の改善に向けて、老朽化が進行している集落排水施設の更新・整備が必要です。

→　引き続き、農村及び漁村において、集落排水施設の整備を推進し水質の改善を図ります。また、最適整備構想等の策定により施設の長寿命化及び効率的な維持管理体制の構築に取り組みます。

○　小川原湖の水質は、平成18年度以降環境基準を達成できない状況が続いており、近年は急速に水質悪化が進行しています。汽水湖である小川原湖の水質改善のためには、湖内の塩水層の影響による水質悪化のメカニズムなどを明らかにし、そのメカニズムを踏まえた具体的な対策の検討が必要であることから、小川原湖を管理する国に対し、令和６年２月に要望書を提出しています。

→　小川原湖の水質について、引き続き行動指針に基づき流域の各主体による水環境改善対策を推進するとともに、国とも連携しながら、小川原湖全体の水質改善に向けた取組を推進します。

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	3	身近な生活環境の保全
これまでの成果	①	騒音・振動の苦情件数については、近年減少傾向となっていますが、県では現状把握のため、新幹線鉄道騒音については９地点、航空機騒音については16地点において調査を実施し、環境基準を超過した場合においては関係機関に対し改善を行うよう要請しています。
	②	地盤沈下については、地盤沈下地域である、青森市、八戸市、弘前市において沈下量や地下水位の現況のデータを取りまとめ、地盤沈下の状況を把握しており、近年は沈静化の傾向を示しています。
	③	土壌の汚染については、土壌汚染対策法に基づく一定規模以上の土地の形質の変更届出時において、土壌汚染の状況を把握し、汚染が確認された際には、汚染の拡大防止・除去等に必要な措置を指導しました。また、土壌汚染を未然に防ぐため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設等の立入検査を実施し、必要に応じ、公害防止対策を指導しています。
施策関係課		環境保全課、農産園芸課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　新幹線鉄道騒音について基準値を超過している地点があるため、関係機関に対し改善するよう要請しているところですが、依然として環境基準の達成に至っていない状況です。

→　騒音状況の把握を行うために、引き続き、調査を継続し、環境基準が達成されるよう関係機関に対し要請を行っていきます。

○　過去に青森地域や八戸地域において規模の大きな地盤沈下が発生しましたが、揚水規制などにより、近年は沈静化の傾向を示しています。

→　現状を把握するために、引き続き、市町村等の関係機関と連携し、沈下量や地下水位などを測定し、地盤沈下防止対策を努めます。

○　健康な土壌は、人の健康・生態系の保全にとって重要であることから、重金属類や有機塩素化合物などによる土壌汚染の未然防止と実態把握を進めていく必要があります。

→　引き続き、有害物質を取り扱う事業場の指導等により、土壌汚染の実態把握及び未然防止に取り組むとともに、土壌汚染を確認した場合には汚染の拡大防止・除去等に必要な措置の指導を行います。

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	4	化学物質対策の推進
これまでの成果	①	環境中のダイオキシン類濃度について、大気７地点、公共用水域20地点、底質５地点、地下水10地点、土壌８地点で調査を行ったところ、環境基準は全て達成され、良好な状態で推移しています。
	②	ダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却炉７施設について、排ガス等の測定を行い、必要に応じ、指導を行いました。
	③	PRTR法に基づく化学物質の移動・排出等に係る届出397件について、排出量及び移動量を取りまとめ、公表することで社会全体での化学物質による環境リスクの低減を推進しています。
	④	安全な農作物生産が行われるように、関係機関・団体と連携した農薬危害防止運動（６～８月）等による普及啓発のほか、一定水準の農薬知識を有する「農薬管理指導士」の認定などにより、農薬の適正な使用を推進しています。
	⑤	14品目の農産物84検体について残留農薬検査を実施したところ、１検体で法違反が確認されました。
施策関係課		環境保全課、保健衛生課、農産園芸課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　ダイオキシン類について、本県では良好な状態で推移しており、引き続き、この状態を維持するために廃棄物の焼却炉について調査の継続や事業者の自主測定を促すなどの指導を行う必要があります。

○　化学物質が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ（環境リスク）を低減していくため、引き続き、環境中の実態把握を進め、化学物質の移動や排出などについて情報共有し、社会全体で化学物質による環境リスクの低減を図っていく必要があります。

→　引き続き、環境中の化学物質の実態を把握し、化学物質の適正な管理や情報共有と理解の推進を通じて、化学物質による環境リスクの低減を図っていきます。

○　安全な農作物生産が行われるように、農薬の適正使用に係る継続的な普及啓発が必要です。

→　継続して、農薬危害防止運動等による普及啓発のほか、農薬管理指導士の確保に取り組みます。

→　残留農薬検査を実施し、違反発見時には関係部局等と連携して対応することで、流通食品の安全性を確保します。

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	5	オゾン層保護・酸性雨対策の推進
これまでの成果	①	フロン排出抑制法に基づき、関連事業者等に対する指導及び立入検査等の事務を行いました。
	②	酸性雨について、県内の定点において、酸性雨のモニタリング調査を実施し、環境省が行っている調査結果の範囲内であることを確認しています。
施策関係課		環境政策課、環境保全課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　フロン類の適正な回収・処理に向けた取組が進められているものの、家庭や事業場などにおける機器類からのフロン類の漏洩が懸念されています。

→　引き続き、関連事業者に対する指導等を行うことにより、フロン類の排出抑制を推進します。

○　酸性雨は、工場のばい煙や自動車の排ガスに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物等が原因となって生じ、建造物の劣化や森林などの植生への悪影響などを招くことから、引き続き、県内の酸性雨の実態について把握を続けていく必要があります。

→　県内における酸性雨のモニタリング調査を継続し、酸性雨の実態と影響の把握に努めます。

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	6	環境影響評価の推進
これまでの成果	①	環境影響評価の対象となる事業について、事業者から提出された図書（配慮書１件、方法書６件、準備書１件）に対し、必要な手続等に関する指導や、審査を行い、環境の保全の見地からの意見を述べています。
	②	審査技術の向上のため、説明会等に参加し、環境影響評価制度に関する最新の知見の情報収集を行っています。
	③	環境影響に関する情報を的確に情報提供していくため、県ホームページで手続の状況を公開しています。
施策関係課		環境保全課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　各種開発事業等の実施に際し、公害の防止や自然環境の保全について適切な配慮がなされるよう、引き続き、適切に審査を行っていく必要があります。

○　環境影響評価については、社会経済情勢の変化や新たな環境課題を踏まえた適切な対応が求められることから、環境影響評価に関する技術的な情報の提供や審査技術の向上のための取組を進めていく必要があります。

→　環境影響評価制度の適切な運用を図るとともに、社会経済情勢や環境課題の変化などに適切に対応するため、環境影響評価に関する情報収集と科学的知見の蓄積に努め、必要に応じて技術指針や対象事業などの見直しを行います。

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	7	公害苦情・紛争処理の推進
これまでの成果	①	県地域県民局環境管理部及び市町村に寄せられた公害苦情に対し、適切かつ迅速に対応するとともに、公害苦情処理状況把握のための公害苦情調査を実施しました。
	②	令和４年度までに青森県公害審査会において８件の事件が処理されたほか、令和５年度には新たに調停申請１件を受理しました。
施策関係課		環境政策課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭などの公害に関する苦情への対応は、地域の生活環境を保全する上で重要であり、苦情の内容に応じて、関係機関や地域住民等との協力・連携のもとに適切かつ迅速に対応していくことが求められます。

→　市町村等の関係機関と連携し、県地域県民局環境管理部及び市町村に寄せられた公害苦情に対し、適切かつ迅速に対応するとともに、公害苦情の受付状況、処理状況等の実態を明らかにし、公害苦情の円滑な処理に資するため、公害苦情調査を実施していきます。

○　公害問題をめぐる紛争処理機関として、県では、青森県公害審査会を設置しており、紛争当事者からの申請に基づき、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図っています。

→　引き続き、青森県公害審査会による公害紛争の円滑な解決を図っていきます。

政策	Ⅳ	豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承
施策	1	世界自然遺産白神山地や貴重な自然の保全と活用
これまでの成果	①	白神山地を始めとした、体験プログラムの充実や国内外に向けた本県の自然の魅力や価値の発信などの取組を通じて、保全と利活用の両立に向けた環境づくりを進めています。
施策関係課		自然保護課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　白神山地の入込者数は2020（令和２）年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や2022（令和４）年８月の大雨によるアクセス道損壊等の影響により減少しており、来訪者の早期回復に向けた取組が必要です。

→　来訪者数の増加につなげるため、アウトドアブランドと連携したアクティビティの充実・強化を図るとともに、県内の小学校や企業へ白神山地における学習・研修プログラムをＰＲし、校外学習や企業の環境保全研修等での活用促進に取り組みます。

○　本県の豊かな自然の次世代への継承に向け、自然環境の保全に係る県民の理解促進を図るため、県民が自然に触れ合う機会の充実が必要です。

→　県立自然ふれあいセンターや白神山地ビジターセンターにおける自然体験や文化継承等の取組を通じて、県民が気軽に自然を感じることができる機会を提供します。

政策	Ⅳ	豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承
施策	2	自然と共生する里地里山の保全と活用
これまでの成果	①	第13次鳥獣保護管理事業計画に基づいた鳥獣保護区の設定やニホンジカ等の捕獲、狩猟者の養成研修等の実施といった、鳥獣の保護・管理、狩猟の適正化に計画的に取り組んだ結果、狩猟免許の新規取得者数は８年連続100人以上となりました。
	②	鳥獣被害防止対策の各種会議や研修等の開催により、39市町村で被害防止計画が策定されているほか、ＩＣＴ技術を活用したイノシシの捕獲実証に取り組み、捕獲作業の省力化・効率化を図っています。
	③	本県における鳥獣別の農作物被害額が最多であるカラス対策を進めるため、カラスの行動域調査を実施し、本県における基礎的なデータが蓄積されつつあるほか、レーザーを活用した追い払い実証に取り組み農作物被害の低減を図っています。
施策関係課		自然保護課、林政課

現状と課題　→　今後の取組の方向性
○　ニホンジカやイノシシの目撃件数、ツキノワグマの出没件数は増加傾向にあります。 →　有識者からの意見を踏まえた生息状況の分析や生息調査を行うとともに、大型獣の捕獲及び解体処理技術を有する狩猟者を育成するための研修会等を実施することで、適正な管理体制の強化と担い手育成に取り組みます。
○　野生鳥獣による農作物被害が継続して発生しており、生息域拡大に伴う被害拡大が懸念されます。 →　カラスの行動域調査や大型獣等の捕獲技術の向上等を図る研修会の実施、現場への専門家の派遣のほか、対策の効率化・省力化に向け、ＩＣＴ技術の活用を促進し、効果的な被害防止対策につなげていきます。
○　松くい虫被害やナラ枯れ被害が継続して発生しており、被害の拡大防止に向けた対策が必要です。 →　地域住民や関係機関と連携し、被害木等の早期発見及び適切な駆除を徹底するとともに、普及啓発活動や防除技術者の育成に取り組みます。

政策	Ⅳ	豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承
施策	3	生活を支える健全な水循環の確保
これまでの成果	①	小学生を対象とした水循環システムを学ぶ校外学習を実施しているほか、水資源保全に関する活動に取り組む団体数が増加するなど、県民の環境保全意識が着実に醸成されています。
	②	農業・農村地域において、地域共同による水路、農道等の地域資源の保全管理と農村環境の保全に向けた活動に対して支援したほか、農業生産条件の不利な中山間地域において、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の維持を図るため、農業生産等を継続するための活動や体制整備のための活動に対して支援しました。
	③	環境負荷低減の取組者に対するみどり認定制度を開始したほか、２市町がオーガニックビレッジ宣言を行い、生産から流通まで地域全体に波及する取組を進めています。また、ＩＰＭ（総合的病害虫・雑草管理）技術の取組（水稲R4:292ha→R5:314ha）や環境保全型農業直接支払交付金の取組面積（H26：624ha→R5：937ha）が拡大しています。
施策関係課		農林水産政策課、農産園芸課、農村整備課、漁港漁場整備課、河川砂防課、港湾空港課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　山・川・海をつなぐ水循環システムを保全していくためには、県民に対する継続的な普及啓発が必要です。

→　小学生を対象とした水循環システムを学ぶ校外学習会や関係団体との連携による情報発信を実施し、地域の協働による健全な水循環の確保に取り組みます。

○　農村地域の人口減少や高齢化等の進行により、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手の負担の増加など、地域の共同活動の継続が困難になる組織等が増加しており、組織体制の強化が必要です。

→　農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けて、地域の共同活動や営農活動への支援、活動組織の事務負担軽減や広域化等を図り、地域資源の適切な保全管理を推進します。

○　健全な水循環の確保に向け、環境負荷の低減に貢献する農業生産活動の推進が必要です。

→　化学肥料・農薬の使用低減や温室効果ガスの排出削減などに取り組む農林漁業者を増やすため、みどり認定制度の普及に取り組みます。また、生産現場で効果的なＩＰＭ（総合的病害虫・雑草管理）技術を実践できるよう、農業者を対象とした研修会を開催するほか、市町村や関係機関と連携し、国の環境保全型農業直接支払交付金制度の活用を推進し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者等を支援します。

政策	Ⅳ	豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承
施策	4	良好な景観の保全と創造
これまでの成果	①	令和５年度も引き続き景観法及び景観条例を適切に運用し、良好な景観の保全と形成に努め、227件の大規模行為に関する届出を受理・審査した結果、全てが景観形成基準に適合し、違反事例は０件でした。
	②	令和５年度も引き続き景観フォーラム、景観学習教室を行いました。令和５年度景観フォーラムは対面とオンラインで開催し、128名の参加がありました。また、景観学習教室については、各市町村、小学校及び教育庁等に対し景観学習教室実施要領等を送付し周知したところ、令和５年度は１件の申し込みがあり、児童10名が景観学習を受けました。
施策関係課		都市計画課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　良好な景観は、人々にうるおいとやすらぎをもたらすとともに、地域への愛着や誇り、地域の魅力として、そこを訪れる人々へのアピールにもつながります。

→　景観法及び青森県景観条例等の景観法令の適切な運用に努めるとともに、大規模行為景観形成基準との適合を図り、良好な景観の保全・形成に努めます。

○　本県の豊かな自然が形づくる景観や地域の歴史・文化を象徴する景観を良好な状態で保全し、次世代に引き継いでいくとともに、魅力ある町並みや都市景観の創造など、ふるさとの歴史と風土が感じられる景観づくりを推進していく必要があります。

→　良好な景観の形成についての関心と理解を深めるとともに、県民の自主的な活動を支援する取組を進めるため、引き続き景観フォーラム等を開催します。また、次世代を担う子供たちの景観への関心を育むため、景観学習教室について、各市町村、小学校へと働きかけ、参加を促します。

政策	Ⅳ	豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承
施策	5	歴史・文化の価値や魅力に対する理解の醸成と活用の促進
これまでの成果	①	2021年（令和３）年７月に「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録されました。
	②	2022年（令和４）年３月に本県の文化芸術資源を活かし、文化芸術の推進に関する施策に総合的かつ計画的に取り組むため「青森県文化芸術推進計画」を策定しました。
	③	2023年（令和５）年10月に「こども民俗芸能大会」を十和田市の十和田市民文化センターで、「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」を北海道の恵庭市民会館で開催しました。
施策関係課		地域交通・連携課、地域生活文化課、美術館、教育政策課、文化財保護課、郷土館、三内丸山遺跡センター

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録された効果を最大限に生かし、縄文遺跡群への来訪を促進するため認知度向上を図るほか、人類共通の財産として次世代に継承していくため、価値や魅力の浸透が必要です。

→　関係道県及び市町と共同で設置する包括的な保存管理体制の下、協議会の開催等により一体的な保全機能を発揮することで、適切な保存と活用を推進し、縄文遺跡群を確実に次世代に継承します。
　また、登録による関心の高まりを生かし、ＳＮＳ等を活用した県内外でのプロモーションを実施し、縄文遺跡群への来訪者数を増加させるとともに、フォーラムの開催等により学術的価値の浸透を図ります。
　さらに、関係市町や遺跡活用団体と連携し、ガイド育成等に資する取組や県内構成資産の遺跡施設等の整備について支援を実施し、受入態勢を充実させるほか、県内構成資産の情報発信拠点「あおもり縄文ステーションじょもじょも」を活用した展示ＰＲ企画等を実施し、各遺跡への来訪・周遊を促進します。

○　文化芸術の鑑賞や活動参加等を行ったことがある県民の割合は、全国平均を下回っています。より多くの県民が文化芸術に触れ、親しみ、感じる機会を創出するとともに、文化芸術の魅力や価値を活用し、地域の活性化につなげていく必要があります。

→　デジタルアート作品づくりワークショップやデジタルアート展を開催し、新たな鑑賞や活動参加の機会を創出するとともに、県内アーティスト及び地域づくり団体、地域住民等と連携したアートプロジェクトを実施することで、地域の活性化につなげていきます。
　また、県内の個性的な５館の美術館・アートセンターを核として、各施設が連携したイベントの企画及び情報発信を行うことで、「アート県青森」としての魅力の向上に取り組みます。

○　少子高齢化による担い手不足等により継承の危機にある無形民俗文化財の保存と着実な継承、後継者の育成が必要です。

→　無形民俗文化財の保存団体が、対面指導以外の継承方法として有効な動画を自ら制作できるようマニュアルを作成するほか、保存団体による発表や体験会を開催し、無形民俗文化財に対する興味・関心を喚起します。

政策	Ⅴ	あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び各主体との連携・協働の推進
施策	1	子どもから大人まで、あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり
これまでの成果	①	2023年（令和５）年度では、環境教育に関連した体験活動に取り組んだ公立小・中学校のうち、地域の特性を生かした活動をした学校の割合は、校種により偏りはありますが、全体として約80％でした。
	②	県立少年自然の家の活動プログラムの改善、開発、周知に取り組んだところ、2023（令和５）年度は、２施設において合計859団体延べ47,290名の利用がありました。
	③	県内小学校41校で環境出前講座を104回開催し、2,803名の児童が環境に配慮した行動の実践方法等について、環境教育プログラム（ゲーム形式）により学習しました。
	④	SDGsの考え方等を取り入れた環境人財育成事業として、県内３大学において「環境＋経済＋社会」思考に基づき、環境団体や事業者等と連携した地域課題解決型の授業等を実施しました。 また、環境に関する活動を主たる業務としている団体以外の団体において、現在行っている活動に環境配慮行動やSDGsの視点をプラスしたモデル的取組を３団体が実施し、県民や団体等の地域における環境配慮行動の拡大に繋げました。
施策関係課		環境政策課、自然保護課、学校教育課、生涯学習課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　本県の豊かな自然の次世代への継承に向け、自然環境の保全に係る県民の理解促進を図るため、県民が自然に触れ合う機会の充実が必要です。【政策Ⅳ施策１再掲】

→　県立自然ふれあいセンターや白神山地ビジターセンターにおける自然体験や文化継承等の取組を通じて、県民が気軽に自然を感じることができる機会を提供します。【政策Ⅳ施策１再掲】

○　環境に配慮した取組がさらに広がっていくよう、環境教育に関連した体験学習の機会を提供していくことが必要です。

→　地域にある施設や関係機関等と連携するなどして体験活動の充実を図り、地域の特性を生かした環境教育を推進していきます。

○　こどもから大人までを対象とした幅広い環境教育・学習機会を提供していく必要があります。

→　県立少年自然の家の活動プログラムの改善と開発に取り組むとともに、自然環境に対応した自然の家の役割と機能及び効果的な活用について、周知を進めていきます。

→　自然に触れることで、自然と共生する心を育む体験型の環境教育を提供する場づくりに取り組みます。

政策	Ⅴ	あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び各主体との連携・協働の推進
施策	2	環境に優しい行動を促進する仕組みづくり
これまでの成果	①	「産業部門」「業務その他部門」においては、経営者向けに環境経営セミナーを開催したほか、県内企業を対象に省エネ診断の受診促進と診断結果を踏まえた省エネ設備への更新等のサポートを実施し、省エネ実践の拡大を図りました。【政策Ⅰ施策１再掲】 また、環境に配慮した取組を積極的に実施している事業所や店舗を「あおもりエコにこオフィス・ショップ」として認定しました。
	②	市町村及び関係団体で構成する「もったいない・あおもり県民運動推進会議」を開催し、「もったいない・あおもりアクションプログラム2023」を採択しました。 また、県民・事業者等に対する地球温暖化対策の普及啓発を行うため、メールマガジン等を活用した情報発信を実施しました。
施策関係課		環境政策課

現状と課題　→　今後の取組の方向性

○　県民や事業者が、それぞれの日常生活や事業活動を見直し、環境への負荷が少ないライフスタイルやビジネススタイルへ転換していくことが必要です。

→　既存の生活から環境配慮型の生活に転換したことによる成果を可視化するなど、環境に優しい行動を促す仕組みづくりに取り組んで行きます。

○　環境教育・学習や環境保全活動を推進するためには、様々な主体とのネットワークづくりや、機会づくりのための協働が必要です。

→　もったいない・あおもり県民運動推進会議構成団体をはじめとした、事業者、NPO法人、教育機関などの多様な主体との連携を強化していきます。

４　進行管理指標の状況

政策Ⅰ　カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現

指　標		現状（プラン策定時）		直近値（令和６年度点検時）		参考（個別計画目標値）	
関連施策	指標の説明	年度等	数値等	年度等	数値等	年度等	数値等
【施策1】	温室効果ガス排出量削減率（2013年度比） 県内における温室効果ガス排出量（二酸化炭素など）の合計値の削減率	R2 (2020)	△22.5%	R3 (2021)	△20.8%	R12 (2030)	△51.1%
【施策1】	部門別の二酸化炭素排出量削減率 県内における産業、業務その他、家庭、運輸等の各部門からの二酸化炭素排出量の合計値の削減率 ※産業部門 （製造業、建設業・鉱業及び農林水産業） ※運輸部門 （自動車、鉄道、船舶及び航空機）	R2 (2020)	産業部門　△22.6% 業務その他部門　△36.4% 家庭部門　△25.2% 運輸部門　△24.7%	R3 (2021)	産業部門　△17.9% 業務その他部門　△28.0% 家庭部門　△27.9% 運輸部門　△23.8%		—
【施策1】	次世代自動車普及率 電気自動車、ハイブリッド車等の次世代自動車普及率	R3 (2021)	18.8%	R4 (2022)	20.5%		—
【施策2】	自家消費型再生可能エネルギー（電気・熱）の導入量 —		—		—	R12 (2030)	1.34億kWh相当
【施策2】	再生可能エネルギー導入量（FIT制度による） 平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度（FIT制度）に認定されている各発電の導入量	R3 (2021)	太陽光　821,571kW 風力　701,954kW 水力　4,625kW 地熱　0kW バイオマス　101,836kW	R5 (2023) 12月末	太陽光　954,856kW 風力　839,680kW 水力　4,179kW 地熱　0kW バイオマス　102,147kW		—
【施策3】	再造林率 民有林における再造林率	R4 (2022)	32.4%	R5 (2023)	59.7%	R10 (2028)	40%

政策Ⅱ　資源効率の高い循環型社会の実現

指　標		現状（プラン策定時）		直近値（令和６年度点検時）		参考（個別計画目標値）	
関連施策	指標の説明	年度等	数値等	年度等	数値等	年度等	数値等
【施策1】	１人１日当たりのごみ排出量 １人１日当たりのごみ排出量	R3 (2021)	1,002g 生活系690g、事業系312g	R4 (2022)	991g 生活系678g、事業系313g	R7 (2025)	940g
【施策1】	一般廃棄物総排出量 —	R3 (2021)	455,539t	R4 (2022)	444,849t		—
【施策1】	ごみのリサイクル率 ごみリサイクル率	R3 (2021)	14.2%	R4 (2022)	14.0%	R7 (2025)	17.0%
【施策1】	民間回収を含めたリサイクル率 —	R3 (2021)	29.4%	R4 (2022)	29.2%	R7 (2025)	34.0%
【施策1】	あおもり食べきり推進オフィス・ショップ認定事業所数 食品ロス削減につながる取組を行っている事業所を県が認定する「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」の認定事業所数	R4 (2022)	236事業所	R5 (2023)	301事業所		—
【施策1】	リサイクル製品認定数 青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例に基づき知事が認定するリサイクル製品の認定数（累計）	R4 (2022)	364	R5 (2023)	365		—
【施策2】	災害廃棄物処理計画策定市町村数 災害により大量に発生する廃棄物の円滑・迅速な処理のための災害廃棄物処理計画を策定した市町村の数	R4 (2022)	19市町村	R5 (2023)	28市町村		—
【施策2】	産業廃棄物不法投棄等の発見件数と解決件数 産業廃棄物不法投棄等の発見件数及び解決件数	R4 (2022)	発見件数　63件 解決件数　26件	R4 (2022)	発見件数　63件 解決件数　26件		—

政策Ⅲ　安全・安心な生活環境の保全

指　標		現状（プラン策定時）		直近値（令和６年度点検時）		参考（個別計画目標値）	
関連施策	指標の説明	年度等	数値等	年度等	数値等	年度等	数値等
【施策1】	大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く） —	R4 (2022)	100%	R5 (2023)	100%		—
【施策2】	公共用水域の環境基準達成率 河川、湖沼、海域の環境基準を達成している割合（BOD又はCOD）	R4 (2022)	91.0% 河川(56水域) 98.2% 海域(28水域) 92.9% 湖沼(5水域) 0%	R4 (2022)	91.0% 河川(56水域) 98.2% 海域(28水域) 92.9% 湖沼(5水域) 0%		—
【施策3】	自動車騒音の環境基準達成率 環境基準が設定されている地域における自動車騒音の環境基準達成率	R4 (2022)	97.5%	R5 (2023)	99.6%		—
【施策4】	ダイオキシン類の環境基準達成率 大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌のダイオキシン類の環境基準達成率	R4 (2022)	100%	R5 (2023)	100%		—
【施策5】	降水のｐＨ(青森市) 青森市における降水のpHの年間平均値	R4 (2022)	5.0	R4 (2022)	5.0		—
【施策7】	公害苦情件数と処理件数 市町村及び県の各地域県民局環境管理部において受け付けた公害苦情の件数及び当該窓口で直接処理された件数（いずれも繰越件数を含む。）	R3 (2021)	苦情件数 572件 直接処理件数 544件	R4 (2022)	苦情件数 306件 直接処理件数 260件		—

政策Ⅳ　豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承

指　標		現状（プラン策定時）		直近値（令和６年度点検時）		参考（個別計画目標値）	
関連施策	指標の説明	年度等	数値等	年度等	数値等	年度等	数値等
【施策1】	自然ふれあい体験プログラム利用者数 県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラムの利用者数（年度集計）	R4（2022）	640人	R5（2023）	655人		—
【施策1】	保護・保全地域面積 国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、開発規制地域、緑地保全地域、鳥獣保護区	R4（2022）	246,509ha	R5（2023）	246,732ha		—
【施策5】	自然公園内観光地点入込客数 国立・国定・県立自然公園の主要な観光地点の入込者数（暦年集計）	R3（2021）	4,261千人	R4（2022）	5,169千人		—

政策Ⅴ　あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び各主体との連携・協働の推進

指　標		現状（プラン策定時）		直近値（令和６年度点検時）		参考（個別計画目標値）	
関連施策	指標の説明	年度等	数値等	年度等	数値等	年度等	数値等
【施策1】	環境教育に関連した体験学習を実施した小中学校の割合 —	R4（2022）	85.9%	R5（2023）	89.5%		—
【施策1】	環境の保全を図る活動を行うＮＰＯ法人の数 —	R4（2022）	117団体	R5（2023）	120団体		—
【施策2】	省エネルギー診断の利用事業所数 —	R3（2021）	15事業所	R5（2023）	38事業所		—
【施策2】	あおもりECOにこオフィス／ショップ認定事業所数 省エネやレジ袋の削減など環境に配慮した取組を行っている事業所を県が認定する「あおもりECOにこオフィス」、「あおもりECOにこショップ」の認定事業所数	R4（2022）	1,306事業所	R5（2023）	1,329事業所		—

資　料　編

資　料　編

1　人口・産業等…… 149
表１　本県の地域別人口動向…… 149
表２　製造品出荷額等の推移…… 149
表３　農林業の動向…… 149
表４　年次別漁獲数量及び漁獲金額…… 150
表５　青森県内の自動車保有台数の推移…… 150
2　地球にやさしい青森県行動プラン…… 150
表６　エネルギー使用量等…… 150
表７　グリーン購入調達率（特定調達品目）… 150
3　公害防止…… 151
表８　公害防止協定等の締結状況…… 151
表９　公害防止管理者等選任届出状況…… 154
4　水質汚濁…… 155
表10　水質汚濁に係る環境基準…… 155
表11　生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況…… 159
表12　水質調査水域の概要図…… 162
表13　水道普及状況…… 162
表14　県内水道水源別取水量…… 162
表15　調査河川等数及び測定項目数…… 162
表16　健康項目の環境基準値を超えた地点数… 163
表17　公共用水域の底質測定結果…… 164
表18　地下水質調査結果総括表…… 165
表19　県内から選定された「名水百選」（昭和59年度環境庁選定）…… 166
表20　県内から選定された「平成の名水百選」（平成20年度環境省選定）…… 166
表21　水浴場の判定基準…… 166
表22　水浴場水質調査結果…… 167
表23　県内から選定された水浴場…… 168
表24　排水に係る基準…… 168
表25　水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出事業場数…… 169
表26　水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出受理件数…… 170
表27　特定事業場の排水基準不適合に係る指導状況…… 170
表28　下水道終末処理場整備状況…… 170
表29　青森県八戸工業用水道水質測定結果…… 171
5　自然保護…… 172
表30　自然公園内での規制行為に対する許可等の推移…… 172
表31　自然公園美化対策一覧表…… 172
表32　自然公園保護対策一覧表…… 172
表33　世界遺産条約の概要…… 172
表34　県自然環境保全地域等指定状況…… 173
表35　鳥獣保護関係施設…… 175
表36　県内野生鳥獣関係天然記念物…… 175
6　大気汚染…… 176
表37　大気汚染に係る環境基準…… 176
表38　大気汚染常時監視自動測定局一覧…… 177
表39　二酸化硫黄測定結果…… 177
表40　窒素酸化物測定結果…… 178
表41　光化学オキシダント測定結果…… 179
表42　一酸化炭素測定結果…… 179
表43　浮遊粒子状物質測定結果…… 180
表44　非メタン炭化水素測定結果…… 180
表45　メタン及び全炭化水素測定結果…… 181
表46　微小粒子状物質測定結果…… 181
表47　有害大気汚染物質モニタリング調査結果… 181
表48　大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出施設数…… 182
表49　電気事業法等に基づく施設設置状況…… 183
表50　大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出受理件数…… 184
表51　発生源監視測定局項目一覧表…… 184
7　悪臭…… 185
表52　特定悪臭物質の臭気強度別濃度…… 185
表53　発生源別悪臭苦情件数…… 185
表54　悪臭規制地域の指定状況…… 185
表55　悪臭規制基準…… 186
表56　飼養戸数、頭羽数（県計）の推移…… 187
8　騒音・振動…… 188
表57　自動車騒音常時監視結果…… 188
表58　航空機騒音測定結果（青森空港）…… 189
表59　航空機騒音測定結果（八戸飛行場）…… 189
表60　航空機騒音測定結果（三沢飛行場）…… 189
表61　新幹線鉄道騒音測定結果（東北新幹線鉄道）…… 189
表62　騒音に係る環境基準…… 190
表63　騒音規制地域の指定状況…… 190
表64　振動規制地域の指定状況…… 190
表65　騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況…… 190
表66　県公害防止条例に基づく届出状況…… 191
表67　騒音に係る規制基準…… 191

表68　振動に係る規制基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
表69　一般的な騒音の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
表70　振動の影響例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
表71　三沢飛行場周辺地域等における防衛施設周辺
騒音対策関係事業一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
9　地盤・土壌環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 194
表72　土壌汚染に係る環境基準・・・・・・・・・・・・・・・ 194
表73　土壌汚染に係る特定有害物質及び指定区域の
指定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
表74　青森地区の水準点の水準測量結果
（沈下量上位10位）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
表75　八戸地区の水準点の水準測量結果
（沈下量上位10位）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
表76　八戸地区の観測井測定結果
（水位・沈下量の年度別累積変動）・・・・・・・・・ 196
10　化学物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 196
表77　ダイオキシン類環境基準・・・・・・・・・・・・・・・ 196
表78　ダイオキシン類モニタリング調査結果
（環境大気）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 196
表79　ダイオキシン類モニタリング調査結果
（公共用水域）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
表80　ダイオキシン類モニタリング調査結果
（地下水）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
表81　ダイオキシン類モニタリング調査結果
（土壌）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
表82　令和５年度ＰＲＴＲ届出排出量・移動量
（把握年度：令和４年度分）・・・・・・・・・・・・・ 198
表83　令和５年度食品中の残留農薬等調査結果・ 199
11　酸性雨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
表84　酸性雨調査結果（年平均値）・・・・・・・・・・・・・ 199
12　環境放射線等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200
表85　原子力施設環境放射線等調査結果
（令和５年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200
表86　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森
研究開発センターに係る放射線監視結果
（令和５年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 204
表87　環境放射能水準調査結果・・・・・・・・・・・・・・・ 204
13　廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
表88　空き缶等散乱防止重点地区・・・・・・・・・・・・・ 205
14　環境教育・学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 206
表89　環境教育・学習関連の取組一覧・・・・・・・・・ 206
15　環境行政のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
16　環境行政のあゆみ（直近１年間）・・・・・・・・・・・ 209
17　青森県環境の保全及び創造に関する基本条例・ 210
18　環境用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 214

1　人口・産業等

表１　本県の地域別人口動向

年、％ / 地域名	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	(R2／H27) 増減率
青森地域	334,520 人	323,604 人	327,944 人	350,034 人	340,427 人	325,458 人	310,640 人	295,593 人	△ 4.8 %
津軽地域	537,043	520,039	514,880	487,191	472,856	449,159	423,420	395,978	△ 6.5
南部地域	556,520	548,031	550,034	551,137	539,622	519,179	499,754	478,213	△ 4.3
下北地域	96,365	91,199	88,805	87,366	83,752	79,543	74,451	68,200	△ 8.4
合計	1,524,448	1,482,873	1,481,663	1,475,728	1,436,657	1,373,339	1,308,265	1,237,984	△ 5.4

(注1)　青森市の旧浪岡町地域は､平成7年以前は津軽地域、平成12年以降は青森地域に分類
(注2)　青森地域：青森市及び東津軽郡の区域
　　津軽地域：弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡及び北津軽郡の区域
　　南部地域：八戸市、十和田市、三沢市、上北郡及び三戸郡の区域
　　下北地域：むつ市及び下北郡の区域
資料：総務省統計局「国勢調査」

表２　製造品出荷額等の推移

（従業者４人以上の事業所）

区分 / 年次	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
	総　　数	総　　数	総　　数
		人	万円
平成23年	1,558	54,912	140,320,326
24年	1,514	56,037	149,234,703
25年	1,472	55,647	152,029,755
26年	1,449	55,464	159,513,190
27年	1,547	55,122	170,230,792
28年	1,386	57,283	180,704,447
29年	1,368	56,739	191,213,318
30年	1,377	57,586	177,932,241
令和元年	1,342	56,877	172,710,576
２年	1,272	55,763	167,647,083

(注)　平成27年以降の事業所数及び従業者数は、調査期日の変更により、当該年次の翌年の6月1日現在の数値である。
資料:経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」、県統計分析課「青森県の工業」

表３　農林業の動向

区分			単位	平成22年	27年	令和２年	３年	４年	５年
農林業経営体数			経営体	45,555	36,478	29,362	－	－	－
	農業経営体数		〃	44,667	35,914	29,022	－	－	－
	うち法人化		〃	422	524	646	－	－	－
	林業経営体数		〃	3,071	2,059	678	－	－	－
	うち法人化		〃	211	141	117	－	－	－
耕地面積			ha	156,800	153,300	149,800	149,600	149,300	148,400
	田		〃	83,600	81,200	79,400	79,200	78,900	78,100
	畑	普通畑	〃	34,400	34,500	34,900	35,400	35,400	35,400
		樹園地	〃	23,500	22,700	22,300	22,100	22,100	22,000
		牧草地	〃	15,400	14,900	13,300	12,900	12,900	12,800
耕地利用率			%	84.1	82.3	80.1	80.0	79.3	－
森林面積			ha	635,748	632,097	632,309	633,122	634,430	633,579
農業産出額			億円	2,751	3,068	3,262	3,277	3,168	－
構成比	米		%	14.9	13.8	16.8	11.9	12.8	－
	果実		%	27.1	27.9	27.8	23.0	33.2	－
	野菜		%	23.4	24.5	25.2	33.4	20.7	－
	畜産		%	29.7	29.7	27.1	28.9	30.9	－
	その他		%	4.9	4.1	3.2	2.9	2.4	－

資料：農林業センサス（５年ごと実施）、耕地及び作付面積統計、青森県森林資源統計書、生産農業所得統計から県農林水産政策課作成

表４　年次別漁獲数量及び漁獲金額

区分	年次	総　数	魚　類	貝　類	その他の水産動物	藻　類
漁獲数量（トン）	31	191,322	65,783	99,921	23,866	1,752
	R2	167,188	63,950	81,064	21,148	1,027
	R3	144,610	51,768	78,503	12,740	1,599
	R4	131,937	38,987	78,739	12,538	1,673
	R5	117,029	47,239	57,155	10,475	2,160
漁獲金額（百万円）	31	41,723	12,618	13,865	14,532	708
	R2	34,183	11,681	9,522	12,631	350
	R3	32,751	8,992	13,897	9,440	422
	R4	39,406	9,773	16,008	13,054	570
	R5	37,815	11,824	13,799	11,521	671

(注)　各項目の合計と総数の値については四捨五入により一致しないこともある。
資料：県水産振興課「青森県海面漁業に関する調査結果書（属地調査年報）」

表５　青森県内の自動車保有台数の推移

年	総数	登録車両数						小型二輪	軽自動車
		計	貨物用	乗合用	乗用	大型特殊	特種		
2	1,003,188	522,257	81,013	3,768	407,944	9,607	19,925	12,734	468,197
3	1,003,353	520,124	80,678	3,662	406,120	9,692	19,972	13,127	470,102
4	1,001,224	517,381	80,586	3,546	403,517	9,813	19,919	13,412	470,431
5	1,002,819	515,139	80,792	3,522	400,828	10,028	19,969	13,953	473,727
6	999,304	512,234	80,338	3,476	398,239	10,289	19,892	14,214	472,856

資料：国土交通省東北運輸局「自動車登録統計」より県環境政策課作成　　（各年3月31日現在）

2　地球にやさしい青森県行動プラン

表６　エネルギー使用量等（令和５年度実績）

	令和５年度				削減目標（%）（基準年度(H25)に対する令和12年度の削減率）
	実績		基準年度比（%）	前年度比（%）	
温室効果ガス総排出量	71.7	千トン-CO_2	▲ 21.9	▲ 1.5	▲ 50.0

取組項目

使用量・排出量		令和５年度 実績		基準年度比（%）	前年度比（%）	削減目標（%）（基準年度(R3)に対する令和12年度の削減率）
エネルギー使用量	電気	86,676,150	kWh	▲2.0	1.2	▲16.3
	重油	7,075,446	ℓ	▲6.6	▲5.4	▲23.3
	灯油	2,034,160	ℓ	0.7	2.6	▲14.8
	都市ガス	98,227	㎥	▲2.6	▲0.1	▲12.3
	ＬＰＧ	94,170	kg	6.9	0.0	▲18.7
	軽油	562,099	ℓ	▲9.8	▲1.5	▲6.9
	ガソリン	1,148,987	ℓ	▲2.8	4.5	▲13.5
	ジェット燃料	187,310	ℓ	▲7.3	▲8.7	±0.0
その他	水	531,930	㎥	2.3	7.2	▲10.0
	コピー用紙	155,641,828	枚	▲7.6	▲6.0	▲10.0
	廃棄物	2,452,719	kg	▲3.0	▲6.7	▲10.0

※「その他」各項目は、温室効果ガス総排出量の算定対象外。
※「廃棄物」は、一般廃棄物（可燃物及び不燃物）と産業廃棄物合計。
資料：県環境政策課

表７　グリーン購入調達率（特定調達品目）

分類（特定調達品目）	令和５年度実績
紙類	100.0%
文具類	95.6%
オフィス家具等	93.3%
画像機器等	94.7%
電子計算機等	97.1%
オフィス機器等	99.0%
移動電話	89.2%
家電製品	94.6%
エアコンディショナー等	99.7%
温水器等	100.0%
照明	95.0%
一般公用車用タイヤ	100.0%
２サイクルエンジン油	100.0%
消火器	100.0%
制服・作業服	92.7%
カーテン・布製ブラインド	75.5%
じゅうたん・カーペット	100.0%
毛布・ふとん	100.0%
ベットフレーム・マットレス	95.7%
作業手袋	89.8%
その他繊維製品	97.9%
防災備蓄用品	99.9%
ごみ袋	99.3%
自動車等	100.0%
外注印刷物の判断基準達成率	86.5%

※調達目標100%
資料：県環境政策課

3　公　害　防　止

表８　公害防止協定等の締結状況

（令和６年３月31日現在）

地方公共団体等名	企　業　名	業　種	締結年月日（改定年月日）	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
青森県・八戸市	東北電力㈱八戸火力発電所	電気	S52.4.23(H29.12.27)	○	○	○	○		○	
〃	三菱製紙㈱八戸工場	パルプ・紙製造	S53.11.11(R2.1.20)	○	○	○	○	○	○	
〃	八戸製錬㈱八戸製錬所	非鉄金属製造	〃　(H29.11.6)	○	○	○	○	○	○	
〃	八戸セメント㈱	窯業・土石製品製造	〃　(H29.11.20)	○	○	○	○	○	○	
〃	大平洋金属㈱	鉄鋼	〃　(H29.9.13)	○	○	○	○	○	○	○
〃	東京鐵鋼㈱八戸工場	鉄鋼	〃　(H28.12.27)	○	○	○	○	○	○	○
〃	片倉コープアグリ㈱東北支店青森事業所八戸工場	化学工業	S58.４.14(R4.1.17)	○	○	○	○	○	○	
〃	東北グレーンターミナル㈱他５社	飼料製造	S56.７.14(H29.8.16)	○	○	○	○	○		○
〃	八戸バイオマス発電㈱	電気	H32.3.19	○	○	○	○	○	○	
〃	エム・ピー・エム・王子エコエネルギー㈱八戸エコエネルギー発電所	電気	H32.4.10	○					○	
青森県・三沢市	住友化学㈱三沢工場	化学工業	S51.７.15(H31.３.５)	○	○	○	○	○	○	○
青森県・六ケ所村	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油備蓄	S58.８.30(H21.４.10)	○	○	○	○	○	○	
〃	日本原燃㈱	非鉄金属製造	H３.８.20(H24.12.３)	○	○	○	○	○	○	
青森市	新和生コン㈱	窯業・土石製品製造	H16.6.7(H16.11.29)	○						
青森市(旧浪岡町)	㈱タムロン	機械器具製造	S59.3.1		○					○
弘前市	㈱津軽カントリークラブ	ゴルフ場	H20.3.19	○	○	○	○	○	○	
八戸市	合同酒精㈱酵素医薬品工場	食料品製造	S46.７.９(H24.4.1)		○					
〃	八戸鉱山㈱	窯業・土石製品製造	S48.６.20(H26.４.１)	○		○	○			
〃	八戸石材企業組合	〃	S49.３.29(S53.10.31)	○	○	○	○			
〃	泉山興業㈱	〃	〃	○	○	○	○			
〃	東北建材産業㈱	〃	〃	○	○	○	○			
〃	中村砕石工業㈱	〃	〃	○	○	○	○			
〃	北振興業㈱	〃	〃　(H25.10.1)	○	○	○	○			
〃	㈲田中石灰タンカル工業	〃	S49.５.８(S53.10.31)	○		○	○			
〃	㈲三和石灰礦業所	〃	〃	○		○	○			
〃	高周波鋳造㈱	鉄鋼	S50.２.21(H18.６.９)	○	○	○	○		○	
〃	アルバック東北㈱	非鉄金属製造	S60.７.31(H28.2.19)	○	○				○	
〃	㈱新菱	化学工業	S61.10.7(H31.3.22)	○	○				○	
〃	階上キユーピー㈱	食料品製造	S63.11.28		○					
〃	北日本鍍金㈱	金属製品製造	H2.2.26	○	○				○	
〃	住友電工電子ワイヤー㈱八戸事業所	機械器具製造	H６.12.16(H15.４.１)	○	○	○	○	○	○	○
〃	多摩川精機㈱八戸事業所	〃	H12.11.1						○	
〃	エプソンアトミックス㈱	窯業	H13.1.22	○	○				○	
〃	三共理化工業㈱八戸工場	動物油脂製造	〃	○	○	○	○	○	○	
〃	奥羽クリーンテクノロジー㈱	廃棄物処理業	H20.5.23	○	○	○	○	○		○
〃	エプソンアトミックス㈱北インター事業所	非鉄金属製造	H25.12.13	○	○	○	○	○		
〃	多摩川精機㈱八戸第二工場	機械器具製造	H31.1.18		○	○		○	○	
吹上地区住民	宝幸水産㈱	食料品製造	S61.9.27		○	○	○	○		○
桔梗野連合町内会	〃	〃	S61.5.7		○	○		○		○
八戸市(旧南郷村)	県南石材㈲	窯業・土石製品製造	S49.3.29	○	○	○	○			
〃　(　〃　)	三浦商店建材部	〃	〃	○	○	○	○			
〃　(　〃　)	㈱十文字チキンカンパニー	畜産農業	S59.9.1		○			○	○	○
〃　(　〃　)	㈱ノザワ	廃棄物処理	H７.６.30(H14.10.21)		○	○	○	○	○	○
〃　(　〃　)	北砲興発㈱	窯業・土石製品製造	H8.7.31	○	○	○	○			
〃　(　〃　)	中当建設㈱	廃棄物処理	H14.3.13		○	○	○	○	○	○
十和田市	㈱ヤマショウフーズ東北事業部青森工場	食料品製造	S52.11.15		○					
〃	IHミートパッカー㈱	食肉処理	R4.1.28		○	○		○		
〃	㈱川村畜産	畜産農業	S63.8.8		○			○		
〃	㈱やまはた	〃	〃　(H24.12.7)		○			○		
〃	㈲みのる養豚	〃	〃		○	○		○	○	
〃	㈲ふなばやし農産	〃	H20.1.29		○	○		○	○	
〃	㈲高橋養豚	〃	S63.8.8		○	○		○	○	
〃	みちのく国際ゴルフ倶楽部㈱	ゴルフ場	H6.8.26	○	○	○		○	○	
〃	農事組合法人十和田土壌改良	肥料製造	H12.12.14		○	○		○	○	
〃	エムエス㈱	機械器具製造	H13.4.13		○	○		○	○	
〃	㈲タカホ農場	畜産農業	H15.2.27		○	○		○	○	
〃	上北農産加工農業協同組合	食料品製造	H21.5.1		○	○		○	○	
三沢市	㈱附田生コン	窯業・土石製品製造	S51.6.25		○	○			○	○
〃	㈲東北ファーム	畜産農業	S52.6.15(H19.7.30)		○			○	○	○
〃	㈱川賢谷地頭農場	畜産農業	S60.11.１(H４.６.20)		○			○	○	○
〃	㈱川賢高野沢農場	〃	H４.２.５(H４.７.10)		○	○		○	○	○
〃	㈱三沢農場	〃	S60.11.１(〃)		○	○		○	○	○
〃	プライフーズ㈱細谷工場	食料品製造	S63.10.27	○	○	○	○	○	○	○
〃	プライフーズ㈱三沢加工食品工場	〃	S61.3.22	○	○	○	○	○	○	○

地方公共団体等名	企　業　名	業　種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
三沢市	スターゼン㈱	食料品製造	H8.2.28(H30.3.16)	○	○	○	○	○	○	○
〃	㈲東北養鶏場	畜産農業	H19.4.10					○	○	○
〃	多摩川精機㈱八戸事業所三沢工場	電気機械器具製造	H21.3.27		○				○	○
〃	公盛工業㈱三沢工場	自動車部品製造	H22.9.15			○	○		○	○
〃	プライフーズ㈱みどりの郷	食料品製造	H24.5.22	○	○	○	○	○	○	
三沢市・六ケ所村・六ヶ所村漁業協同組合・三沢市漁業協同組合・小川原湖漁業協同組合	農事組合法人川村農場	畜産農業	H15.9.14		○			○	○	○
朝日町内会	プライフーズ㈱小沢農場	〃	S52.11.30					○	○	○
三沢市・三沢市漁業協同組合	㈱司食品工業	食料品製造	H28.9.15	○	○	○	○	○	○	
むつ市	日本ホワイトファーム㈱	食料品製造	S62.６.４(H11.４.１)		○	○	○	○	○	
〃	日本ピュアフード㈱	〃	H11.4.1		○	○	○	○	○	
つがる市(旧木造町)	㈱木村牧場	畜産農業	H7.11.1		○			○		
平川市	青森リバーテクノ㈱	機械器具製造	S61.12.１(H16.１.５)		○					
平川土地改良区	〃	〃	S62.8.10		○					
平川内水面漁業協同組合	平川市	廃棄物処理	H3.12.13		○					
平内町	エビハラスポーツマン㈱	ゴルフ場	H4.7.31	○	○	○	○	○	○	○
鰺ヶ沢町	青森スプリング・ゴルフクラブ	ゴルフ場	H３.９.７(H27.12.12)		○					○
藤崎町	㈱ベイシックサンミッシェルトキワ藤崎工場	衣服・繊維製品製造	S60.11.22		○	○				
藤崎町(旧常盤村)	㈱青森アステック・リテック青森	機械器具製造	S50.1.28	○	○	○				
〃　(　〃　)	東北ポリマー㈱	石油・石炭製品製造	S49.7.17	○	○	○				
大鰐町	青森ロイヤル㈱	ゴルフ場	H5.1.27	○	○	○	○	○	○	○
〃	平川市	廃棄物処理	S63.6.24		○	○	○	○		○
野辺地町・目ノ越自治会	日本ホワイトファーム㈱東北生産部	肥料製造	H16.6.28		○			○	○	
七戸町	㈱コーケンフーズ	食料品製造	H10.10.16		○			○	○	
〃	県畜産農業協同組合連合会	畜産農業	H10.7.1		○	○		○	○	
〃	プライフーズ㈱	〃	R2.6.16		○			○	○	
七戸町(旧天間林村)	青森木材防腐㈱	木材・木製品製造	S50.11.1	○	○			○	○	
中野川流域公害対策委員会	〃	〃	S51.2.28	○	○	○		○	○	
おいらせ町	プライフーズ㈱	食料品製造	S47.１.30(H15.12.５)	○	○	○		○	○	
〃	ハイモ㈱	化学工業	S53.３.31(　〃　)	○	○	○	○	○	○	○
〃	日本フードパッカー㈱	食料品製造	S53.７.28(H19.10.１)	○	○	○		○	○	○
〃	城内水産㈱	〃	H2.9.6	○	○	○	○	○	○	○
〃	日本ピュアフード㈱	〃	H８.２.16(H19.11.１)	○	○	○		○	○	○
〃	㈱オリワン	〃	H17.5.16	○	○	○	○	○	○	○
〃	大石産業㈱	パルプ・紙・紙加工品製造	S57.7.29	○	○	○			○	
〃	東北容器工業㈱	〃	S59.10.23(H21.4.1)	○	○	○		○	○	
〃	㈲オーガニックカンパニー	農業	H12.8.9					○	○	
〃	インターファーム㈱	畜産農業	H12.9.1		○	○		○	○	
〃	㈱ジャバス	食料品製造	H15.11.28	○	○	○	○	○	○	○
六戸町	佐藤製線販売㈱	鉄鋼	S52.4.11		○	○	○	○	○	○
〃	三本木畜産農業協同組合	畜産農業	S54.4.20	○	○	○	○	○		
〃	社会福祉法人楽晴会	老人福祉事業	S54.11.25		○					
〃	第一ブロイラー㈱	畜産農業	S52.11.15					○		
〃	㈱日産合同新車センター	自動車卸売	S52.９.13(S54.12.25)		○			○		
〃	おいらせ農業協同組合	各種商品小売	S54.8.20		○			○		
〃	平和運送㈱・㈲みちのく産商	石油卸売	S54.3.20		○					
〃	インターファーム㈱	畜産農業	S60.3.2		○	○		○	○	
〃	㈲小関麺興商事	食料品製造	〃		○					
〃	六戸温泉	浴場	S57.11.11		○			○		
〃	吉田　照美	集団し尿処理浄化槽設置者代表	S57.8.23		○			○		
〃	晴ヶ丘老人ホーム	老人福祉事業	S54.4.17		○			○		
〃	尾形精肉店	畜産農業	H元.11.20		○	○		○	○	
〃	折茂良質葉生産組合	たばこ生産	S56.10.19		○			○		
〃	沖山良質葉生産組合	〃	〃		○			○		
〃	下吉田良質葉生産組合	〃	〃		○			○		
〃	山優建材㈱	廃棄物処理	H6.12.21	○		○	○	○		
〃	大昇産業㈱	〃	H15.4.2	○		○	○	○		
姉沼土地改良区	㈲小関麺興商事	食料品製造	S49		○					
中堰用水申し合せ組合	㈲宮崎養鶏場	畜産農業	S54.12.22		○					
横浜町	インターファーム㈱横浜農場	畜産農業	S61.2.25(H16.2.1)		○	○	○	○	○	
〃	日本ホワイトファーム㈱東北食品工場	食料品製造	S63.7.20(H16.3.1)		○	○	○	○	○	○
〃	〃　ＣＳ農場	畜産農業	S61.2.25(H19.9.13)	○	○	○		○	○	
〃	〃　肥料センター	肥料製造	H6.2.17(H16.3.1)	○	○			○	○	○
〃	日本ピュアフード㈱	食料品製造	H10.11.5(H19.9.13)	○	○	○	○	○	○	○
東北町(旧上北町)	㈱司食品工業	食料品製造	H16.3.31	○	○	○	○	○	○	○
東北町	全国農業協同組合連合会青森県本部	〃	H元.4.１(R元.10.1)		○	○		○	○	
〃	プライフーズ㈱	〃	R2.4.28		○	○		○	○	
東北町・小川原湖漁業協同組合	㈱アンクラージュ	住宅施設	H21.7.15		○					

地方公共団体等名	企　業　名	業　種	締結年月日（改定年月日）	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
六ケ所村	青森宝栄工業㈱	機械器具製造	S63.5.17	○	○	○	○	○	○	
〃	㈱永木精機	〃	H2.12.1	○	○	○	○	○	○	
〃	ＯＬＥＤ青森㈱	〃	H23.9.1		○				○	
〃	㈱大興	汚染土壌処理	R元.7.1	○	○	○		○	○	
東通村	三菱マテリアル㈱	窯業・土石製品製造	S54.7.30	○	○	○	○		○	
〃	日鉄鉱業㈱尻屋鉱業所	鉱業	S55.7.22	○	○					
三戸町	インターファーム㈱三戸農場	畜産農業	S60.６.19(H９.12.24)		○	○		○	○	
〃	太平洋ブリーディング	〃	H27.10.１		○	○		○	○	
五戸町	㈱阿部繁孝商店	食料品製造	S63.3.9		○	○		○	○	○
〃	プライフーズ㈱五戸加工食品工場	〃	H元.７.27	○	○	○	○	○	○	○
〃	㈱十文字チキンカンパニー	食料品製造	H4.7.13		○	○		○	○	○
〃	㈲エコプラザひばり野	廃棄物処理	H6.6.8(H20.4.14)	○		○	○			
〃	㈲ソフトインライフ五戸	〃	H6.12.9	○	○	○	○	○		○
〃	㈱川村土木	建設業	H8.11.1	○		○	○	○		
〃	㈲横町建材	砕石業	〃	○		○	○	○		
五戸町(旧倉石村)	十和田地域広域事務組合	廃棄物処理	H2.6.20		○	○	○	○	○	○
〃　(　〃　)	㈲東北グローイング	畜産農業	H2.4.1		○	○	○	○	○	○
〃　(　〃　)	川村土木㈱	建設業	H13.12.11		○	○	○	○	○	○
田子町	㈱阿部繁孝商店	食料品製造	S57.4.20							○
〃	〃	畜産農業	H3.10.14							○
〃	福田　信雄	〃	H14.7.17		○			○		
〃	㈱十文字チキンカンパニー	〃	H28.5.11		○			○		
〃	㈱十文字チキンカンパニー	〃	H30.7.3		○			○		
〃	インターファーム㈱	〃	R5.4.1		○			○	○	
階上町	桑原　　裕	畜産農業	S62.６.11(元.７.20)					○		
〃	㈲八戸ファーム	〃	S63.10.18					○		
〃	階上キユーピー㈱	食料品製造	S63.11.26	○	○	○	○	○		
〃	百目木和俊	畜産農業	H元.８.24					○		
〃	キユーピータマゴ㈱	食料品製造	H4.10.15	○	○	○	○	○		
〃	八戸炭酸カルシウム㈱	土石製造	H2.12.15			○	○			○
〃	㈱青森ポートリー	畜産農業	H19.7.9		○	○		○	○	
〃	イワタニ・ケンボロー㈱	畜産農業	H24.4.1		○			○		

資料：県環境保全課

表９　公害防止管理者等選任届出状況

（令和６年３月31日現在）

業種	特定工場	公害防止統括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者											
				大気関係				水質関係				騒音関係	粉じん関係	振動関係	ダイオキシン類関係
				第１種	第２種	第３種	第４種	第１種	第２種	第３種	第４種				
食料品	10	10（10）	（　）	（　）	（　）	（　）	5（4）	（　）	（　）	（　）	5（5）	（　）	（　）	（　）	（　）
飲料・たばこ・飼料	6	5（4）	（　）	（　）	（　）	（　）	2（0）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
繊維工業		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
木材・木製品（家具を除く）		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
家具・装備品		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
パルプ・紙・紙加工品	3	3（3）	1（1）	（　）	（　）	1（1）	1（1）	（　）	（　）	1（1）	（　）	（　）	（　）	（　）	1（1）
印刷・同関連業		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
化学工業	4	4（4）	（　）	1（1）	（　）	1（1）	（　）	1（1）	1（1）	（　）	2（2）	（　）	（　）	（　）	（　）
石油製品・石炭製品	19	4（2）	（　）	（　）	（　）	3（2）	9（9）	1（0）	（　）	（　）	（　）	（　）	13（11）	（　）	（　）
プラスチック製品	1	1（1）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
ゴム製品		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
なめし革・同製品・毛皮		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
窯業・土石製品	64	17（16）	（　）	（　）	2（2）	5（3）	6（5）	（　）	2（2）	（　）	（　）	（　）	56（44）	（　）	（　）
鉄鋼業	6	6（6）	1（1）	（　）	（　）	5（3）	1（0）	（　）	（　）	1（1）	1（1）	（　）	3（3）	（　）	1（1）
非鉄金属	3	3（3）	1（1）	2（2）	（　）	1（1）	（　）	1（1）	（　）	（　）	1（1）	（　）	1（1）	（　）	1（1）
金属製品	4	3（3）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	3（1）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
はん用機械器具	1	1（1）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	1（1）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
生産用機械器具	1	1（1）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	1（1）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
業務用機械器具	1	1（1）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
電子部品・デバイス・電子回路	8	7（7）	（　）	（　）	（　）	1（1）	（　）	（　）	1（1）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
電気機械器具	3	3（1）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	2（0）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
情報通信機械器具	1	1（1）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	1（1）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
輸送用機械器具		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
電気業	5	1（1）	（　）	（　）	（　）	4（3）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	1（1）	（　）	（　）
ガス業	1	1（1）	（　）	（　）	（　）	1（1）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
熱供給業		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
その他		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
合計	141	72（66）	3（3）	3（3）	2（2）	22（16）	24（19）	3（2）	12（8）	2（2）	9（9）	0（0）	74（60）	0（0）	3（3）

（注）（　）は公害防止管理者等の代理者数

資料：県環境保全課

4　水　質　汚　濁

表10　水質汚濁に係る環境基準

1　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値	項　　目	基準値
カドミウム	0.003　mg／L以下	1,1,2－トリクロロエタン	0.006　mg／L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01　mg／L以下
鉛	0.01　mg／L以下	テトラクロロエチレン	0.01　mg／L以下
六価クロム	0.02　mg／L以下	1,3－ジクロロプロペン	0.002　mg／L以下
砒素	0.01　mg／L以下	チウラム	0.006　mg／L以下
総水銀	0.0005　mg／L以下	シマジン	0.003　mg／L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02　mg／L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01　mg／L以下
ジクロロメタン	0.02　mg／L以下	セレン	0.01　mg／L以下
四塩化炭素	0.002　mg／L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　mg／L以下
1,2－ジクロロエタン	0.004　mg／L以下	ふっ素	0.8　mg／L以下
1,1－ジクロロエチレン	0.1　mg／L以下	ほう素	1　mg／L以下
シス－1,2－ジクロロエチレン	0.04　mg／L以下	1,4－ジオキサン	0.05　mg／L以下
1,1,1－トリクロロエタン	1　mg／L以下		

備考
1．基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2．「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3．海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4．硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
（規格：日本産業規格K0102）

2　生活環境の保全に関する環境基準

(1)　河川（湖沼を除く。）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級、自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg／L 以下	25mg／L 以下	7.5mg／L 以上	20CFU／100mL 以下
Ａ	水道２級、水産１級、水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg／L 以下	25mg／L 以下	7.5mg／L 以上	300CFU／100mL 以下
Ｂ	水道３級、水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg／L 以下	25mg／L 以下	5mg／L 以上	1,000CFU／100mL 以下
Ｃ	水産３級、工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg／L 以下	50mg／L 以下	5mg／L 以上	－
Ｄ	工業用水２級、農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg／L 以下	100mg／L 以下	2mg／L 以上	－
Ｅ	工業用水３級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg／L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg／L 以上	－

備　考
1　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2　農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3　水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100ＣＦＵ／100mL以下とする。
5　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水　道　1　級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水　道　2　級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水　道　3　級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水　産　1　級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　水　産　2　級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　水　産　3　級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
5　環　境　保　全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	ＬＡＳ
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.001mg／L以下	0.03mg／L以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.0006mg／L以下	0.02mg／L以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	0.05mg／L以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	0.04mg／L以下

備　考
1　基準値は、年間平均値とする。
2　ＬＡＳ：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

(2)　湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道１級、水産１級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg／L 以下	1mg／L 以下	7.5mg／L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道２、３級、水産２級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg／L 以下	5mg／L 以下	7.5mg／L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水産３級、工業用水１級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg／L 以下	15mg／L 以下	5mg／L 以上	－
C	工業用水２級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg／L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg／L 以上	－

備　　考
1　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100ＣＦＵ／100mL以下とする。
3　水道３級を利用目的としている地点（水浴又は水道２級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000ＣＦＵ／100mL以下とする。
4　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水　道　1　級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道２、３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水　産　1　級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　水　産　2　級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用
　　水　産　3　級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5　環　境　保　全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg／L以下	0.005mg／L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg／L以下	0.01 mg／L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg／L以下	0.03 mg／L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg／L以下	0.05 mg／L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg／L以下	0.1 mg／L以下

備　考
1　基準値は、年間平均値とする。
2　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3　農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)
1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水　道　1　級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水　道　2　級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水　道　3　級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
3　水　産　1　種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
　　水　産　2　種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
　　水　産　3　種：コイ、フナ等の水産生物用
4　環　境　保　全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

ウ

類型＼項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	ＬＡＳ
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.001mg／L以下	0.03mg／L以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育上として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.0006mg／L以下	0.02mg／L以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	0.05mg／L以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育上として特に保全が必要な水域	0.03mg／L以下	0.002mg／L以下	0.04mg／L以下

備考
1　基準値は、年間平均値とする。
2　ＬＡＳ：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

エ

項目＼類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg／L以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、 水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg／L以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg／L以上

備考
1　基準値は、日間平均値とする。
2　底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

(3) 海　　域

ア

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数	ｎ－ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産１級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg／L 以下	7.5mg／L 以上	300CFU／100mL以下	検出されないこと
B	水産２級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg／L 以下	5mg／L 以上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg／L 以下	2mg／L 以上	－	－

備　考
1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20ＣＦＵ／100mL以下とする。
2 アルカリ性法とは次のものをいう。
試料 50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w／v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol／L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w／v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w／v%)１滴を加え、冷却後、硫酸(2＋1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol／L)でぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりＣＯＤ値を計算する。
COD(02mg／L)＝0.08×〔(b)－(a)〕×fNa2S203×1000／50
(a)：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol／L)の滴定値(mL)
(b)：蒸留水について行なった空試験値(mL)
fNa2S203：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol／L)の力価
3 大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全　燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2mg／L以下	0.02mg／L以下
Ⅱ	水産１種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3mg／L以下	0.03mg／L以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6mg／L以下	0.05mg／L以下
Ⅳ	水産３種、工業用水、生物生息環境保全	1mg／L以下	0.09mg／L以下

備　考
1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水 産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水 産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類型＼項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	ＬＡＳ
生　物　A	水生生物の生息する水域	0.02mg／L以下	0.001mg／L以下	0.01mg／L以下
生 物 特 A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg／L以下	0.0007mg／L以下	0.006mg／L以下

備　考
1 基準値は、年間平均値とする。
2 ＬＡＳ：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

エ

類型 / 項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量
生　物　1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg／L以上
生　物　2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg／L以上
生　物　3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg／L以上
備　考 1　基準値は、日間平均値とする。 2　底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

（備考）

1．環境基準達成水域の判定方法について（全窒素又は全燐に係るものを除く。）

① 環境基準が達成されているか否かの判断は、河川においてはＢＯＤ、湖沼及び海域においてはＣＯＤにより、当該水域の環境水質を代表する環境基準点において行う。

② 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×Ｎ（日間平均値のデータ数）（計算結果が整数でない場合は、端数を切り上げ整数とする。）番目のデータ値をもって75％値とし、それが環境基準値を満足しているものを達成地点とする。

③ １水域において、複数の環境基準点を有する場合、全ての環境基準点において基準が達成されている場合のみを達成水域とする。

2．全窒素及び全燐の環境基準達成水域の判定方法について

類型指定水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を当該水域内のすべての基準点について平均した値による。

表11　生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況

⑴　ｐＨ、ＢＯＤ（ＣＯＤ）等

水　　域	該当類型	達成期間	備考
新井田川上流(長館橋より上流であって世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの)	A	イ	
新井田川下流　(長館橋より下流)	B	ハ	
馬淵川上流　(櫛引橋より上流)	A	イ	
馬淵川下流　(櫛引橋より下流)	B	ロ	
五戸川上流　(戌橋より上流)	A	イ	
五戸川下流　(戌橋より下流)	B	イ	
相坂川上流　(蔦川合流点より上流)	AA	イ	新井田川河口水域
相坂川中流　(蔦川合流点から幸運橋まで)	A	イ	(昭和46年５月25日
相坂川下流　(幸運橋より下流)	B	イ	閣議決定、
十和田湖（全域）	湖沼AA	イ	令和2年3月27日
世増ダム貯水池（県の区域に属する部分）	湖沼A	イ	青森県告示第253号)
工業港⑴	海域C	ロ	
工業港⑵	海域C	ロ	
工業港⑶	海域C	ロ	
河口海域　(甲)	海域B	ロ	
河口海域　(乙)	海域B	ロ	
河口海域　(丙)	海域A	イ	
岩木川上流　(神田橋から上流であつて、津軽ダム貯水池に係る部分を除いたもの)	A	ロ	(令和４年３月30日
岩木川下流　(神田橋から下流)	B	ロ	青森県告示第199号)
平川　(全域)	A	ロ	
浅瀬石川上流　(滝ノ股川合流点から上流)	AA	イ	
浅瀬石川下流＊ (滝ノ股川合流点から下流であって、浅瀬石川ダム貯水池に係る部分を除いたもの)	A	ロ	岩木川水域 (昭和47年６月13日
浅瀬石川ダム貯水池(全域)＊	湖沼A	イ	青森県告示第451号、
山田川　(全域)	A	イ	平成8年2月21日
大秋川　(全域)	A	イ	青森県告示第106号)
大落前川　(全域)	A	イ	
虹貝川　(全域)	A	イ	
飯詰川　(全域)	A	イ	
津軽ダム貯水池　(全域)	湖沼A	イ	(令和４年３月30日 青森県告示第199号)

中村川　(全域)＊ 赤石川　(全域) 追良瀬川　(全域)＊ 吾妻川　(全域) 笹内川　(全域) 深浦港 日本海岸地先海域	A A A A A 海域B 海域A	イ イ イ イ イ イ イ	日本海岸水域 (昭和48年５月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日 青森県告示第233号)
今別川(全域)＊ 長川(全域) 津軽半島北側海域	A A 海域A	イ イ イ	津軽半島北側水域 (昭和48年５月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日 青森県告示第233号)
蟹田川(全域)＊ 高石川(全域) 新城川(全域) 沖館川(全域及び支川)＊ 堤川上流(横内川合流点から上流) 堤川下流(横内川合流点から下流) 横内川上流(水源池取水口から上流) 横内川下流(水源池取水口から下流) 駒込川上流(駒込川頭首工から上流) 駒込川下流(駒込川頭首工から下流) 野内川(全域) 陸奥湾(1) 陸奥湾(2) 陸奥湾(3) 陸奥湾(4)	A A B C A B AA A A B A 海域C 海域C 海域B 海域A	イ イ ロ ロ イ ロ イ イ イ ロ イ イ イ イ イ	陸奥湾西側水域 (昭和48年５月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日 青森県告示第233号、 平成11年3月15日 青森県告示第162号)
小湊川(全域) 野辺地川上流(清水目橋より上流) 野辺地川下流(清水目橋より下流) 田名部川上流(荷橋より上流) 田名部川下流(荷橋より下流) 川内川上流(湯ノ川合流点より上流) 川内川下流(湯ノ川合流点より下流) 宇曽利川(全域)＊ 永下川(全域)＊ 小荒川上流(中荒川1号橋より上流) 小荒川下流(中荒川1号橋より下流) 小湊港 野辺地港 大湊港(1) 大湊港(2) 川内港 陸奥湾東側海域	A A B A B A A A A A B 海域B 海域B 海域C 海域B 海域B 海域A	イ イ ロ イ ロ イ ロ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	陸奥湾東側水域 (昭和49年４月27日 青森県告示第291号、 平成2年4月2日 青森県告示第234号)
(八戸市、階上町地先水域) 蕪島北端(八戸市大字鮫町字鮫57番地)から方位角０度に引いた線及び 及び青森県と岩手県の境界である陸岸の地点(三戸郡階上町大字道仏 字廿一２番１号)から方位角70度50分に引いた線内の領海	海域A	イ	南浜水域 (昭和51年２月３日 青森県告示第83号)
土場川(全域) 七戸川(七戸川全域及び支派川) 砂土路川(全域)＊ 姉沼川(全域) 古間木川(全域)＊ 小川原湖(小川原湖全域及び高瀬川) 東通り海域 むつ小川原港(1) むつ小川原港(2) むつ小川原港(3)	A A A B B 湖沼A 海域A 海域C 海域C 海域B	イ イ イ イ ロ ロ イ イ イ イ	東通り水域 (昭和55年３月25日 青森県告示第276号、 平成2年4月2日 青森県告示第235号、 平成11年3月15日 青森県告示第163号)
大畑川(全域) 下北半島北側海域 尻屋岬港	A 海域A 海域B	イ イ イ	下北半島北側水域 (昭和55年３月25日 青森県告示第276号)
奥戸川(全域) 古佐井川(全域) 下北半島西側海域 大間港	A A 海域A 海域B	イ イ イ イ	下北半島西側水域 (昭和55年３月25日 青森県告示第276号)

⑵　全窒素、全燐

水　　域	該当類型	達成期間	備考
世増ダム貯水池（県の区域に属する部分）	湖沼III	イ	新井田川河口水域 （令和２年３月27日 青森県告示第254号）
陸奥湾（焼山崎と平舘灯台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域）	海域Ⅰ	イ	陸奥湾水域 （平成９年４月21日 青森県告示第294号）

⑶　全亜鉛、ノニルフェノール、LAS

水　　域	該当類型	達成期間	備考
新井田川（世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	生物Ａ	イ	新井田川河口水域
馬淵川（青森・岩手県境より下流）	生物Ａ	イ	（平成27年11月13日
五戸川（全域）	生物Ａ	イ	青森県告示第791号）
奥入瀬川（全域）	生物Ａ	イ	
十和田湖（全域）	湖沼生物Ａ	イ	（平成30年２月９日 青森県告示第84号）
世増ダム貯水池（県の区域に属する部分）	湖沼生物Ａ	イ	（令和２年３月27日 青森県告示第255号）
岩木川（全域）	生物Ａ	イ	岩木川水域
平川（全域）	生物Ａ	イ	（平成27年11月13日
浅瀬石川（浅瀬石川ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	生物Ａ	イ	青森県告示第791号）
山田川（全域）	生物Ａ	イ	
大秋川（全域）	生物Ａ	イ	
大落前川（全域）	生物Ａ	イ	
虹貝川（全域）	生物Ａ	イ	
飯詰川（全域）	生物Ａ	イ	
浅瀬石川ダム貯水池（全域）	湖沼生物Ａ	イ	（平成29年１月25日 青森県告示第41号）
津軽ダム貯水池（全域）	湖沼生物Ａ	イ	（令和４年３月30日 青森県告示第202号）
中村川（全域）	生物Ａ	イ	
赤石川（全域）	生物Ａ	イ	日本海岸水域
追良瀬川（全域）	生物Ａ	イ	（平成27年11月13日
吾妻川（全域）	生物特Ａ	イ	青森県告示第791号）
笹内川（全域）	生物Ａ	イ	
今別川（全域）	生物Ａ	イ	津軽半島北側水域
長川（全域）	生物Ａ	イ	（平成27年11月13日 青森県告示第791号）
蟹田川（全域）	生物Ａ	イ	陸奥湾西側水域
高石川（全域）	生物Ａ	イ	（平成27年11月13日
新城川（全域）	生物Ａ	イ	青森県告示第791号）
沖館川（全域及び支川）	生物Ａ	イ	
堤川下流（横内川合流点から下流）	生物Ｂ	イ	（平成29年1月25日
横内川（全域）	生物Ａ	イ	青森県告示第40号）
野内川（全域）	生物Ａ	イ	
小湊川（全域）	生物Ａ	イ	
野辺地川（全域）	生物Ａ	イ	
田名部川（全域）	生物Ａ	イ	陸奥湾東側水域
川内川（全域）	生物特Ａ	イ	（平成29年1月25日
宇曽利川（全域）	生物Ａ	イ	青森県告示第40号）
永下川（全域）	生物Ａ	イ	
小荒川（全域）	生物Ａ	イ	
土場川（全域）	生物Ｂ	イ	東通り水域
七戸川（七戸川全域及び支派川）	生物Ａ	イ	（平成29年1月25日 青森県告示第40号）
砂土路川（全域）	生物Ａ	イ	
姉沼川（全域）	生物Ａ	イ	
古間木川（全域）	生物Ｂ	イ	（平成29年1月25日
小川原湖（小川原湖全域及び高瀬川）	湖沼生物Ａ	イ	青森県告示第41号）
大畑川（全域）	生物特Ａ	イ	下北半島北側水域 （平成29年1月25日 青森県告示第40号）
奥戸川（全域）	生物Ａ	イ	下北半島西側水域
古佐井川（全域）	生物Ａ	イ	（平成29年1月25日 青森県告示第40号）

（注）１　該当類型の欄中、「湖沼」又は「海域」の表示のあるものは生活環境に係る環境基準の「湖沼」又は「海域」の表の類型を、「湖沼」又は「海域」の表示のないものは同表の河川の表の類型を示す。

２　達成期間の分類は、次のとおりとする。

１　「イ」は、直ちに達成

２　「ロ」は、５年以内で可及的速やかに達成

３　「ハ」は、５年を超える期間で可及的速やかに達成

３　備考欄は、当該水域に係る指定水域の名称及び指定年月日等である。

４　堤川及び駒込川の「pH」に係る項目については、基準値を適用しない。

５　七戸川（七戸川全域及び支派川）のうち天間大橋から上流の全亜鉛に係る項目については、基準値を適用しない。

６　水域欄の＊は平成２年４月２日付け青森県告示第233～235号、平成８年２月21日付け青森県告示第106号、平成11年３月15日付け青森県告示第162、163号により一部改正があった水域であることを示す。

７　相坂川の河川法上の名称は奥入瀬川である。

資料：県環境保全課

表12　水質調査水域の概要図

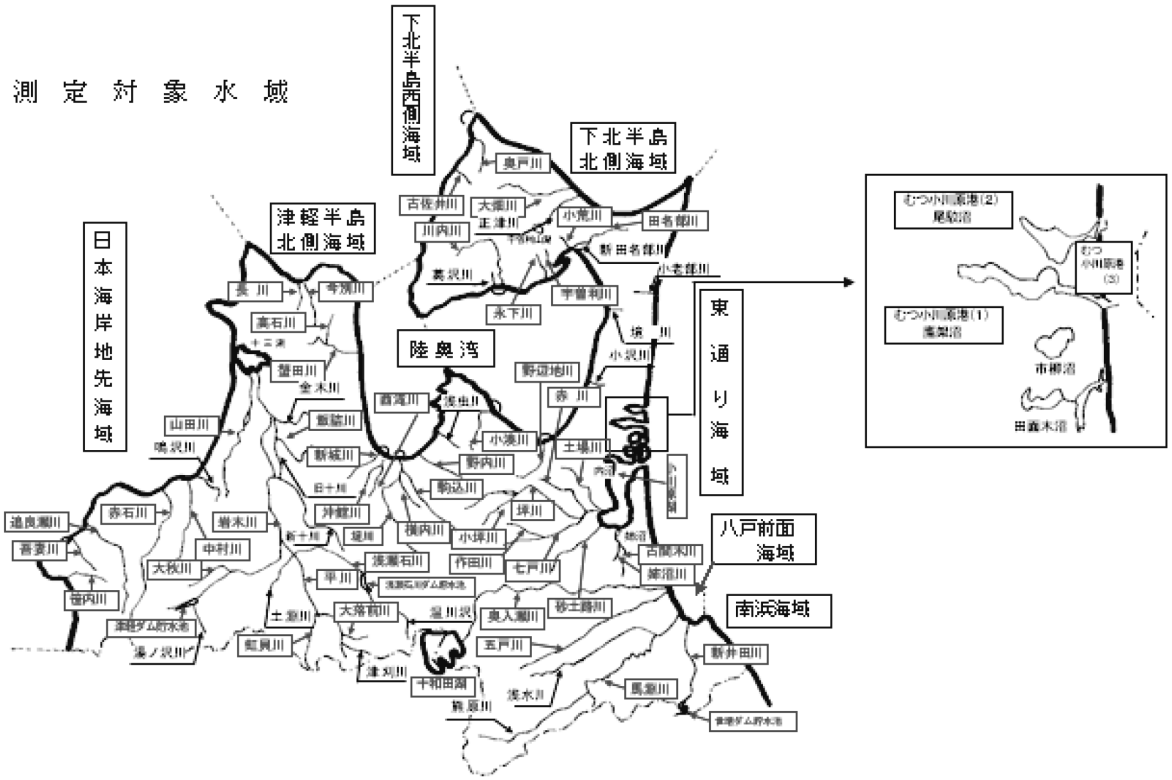

※名称が［　　］で囲まれたものは、環境基準類型指定がなされている。

資料：環境保全課

表13　水道普及状況

（令和５年３月31日現在）

行政区域内人口	計画給水人口	現在給水人口	水道普及率
1,189,627人	1,347,060人	1,170,963人	98.4%

資料：県都市計画課

表14　県内水道水源別取水量

（令和５年３月31日現在）（千㎥／年）

水源＼水道種別		上水道	簡易水道	計
地表水	自流水	47,011	1,343	48,354
		31.6%	35.6%	31.7%
	ダム	54,128	—	54,128
		36.4%	0%	35.5%
	小計	101,139	1,343	102,482
		67.9%	35.6%	67.1%
地下水		40,572	1,746	42,318
		27.3%	46.3%	27.7%
湧水等		7,147	683	7,830
		4.8%	18.1%	5.1%
計		148,858	3,772	152,630
		100%	100%	100%

資料：県都市計画課

表15　調査河川等数及び測定項目数（令和５年度）

区分＼項目	調査河川・湖沼・海域数	測定地点数	測定項目内容						
			生活環境項目	健康項目	特殊項目	要監視項目	その他項目	特定項目	計
河川	63	115	3,991	1,053	345	66	338	36	5,829
湖沼	9	23	2,480	681	123	30	888	8	4,210
海域	8	58	1,755	110	85	0	384	0	2,334
合計	80	196	8,226	1,844	553	92	1,610	44	12,373

資料：県環境保全課

表16　健康項目の環境基準値を超えた地点数

測定項目	令和５年度		令和４年度	
	地点数	環境基準値を超えた地点数	地点数	環境基準値を超えた地点数
カドミウム	87	0	87	0
全シアン	54	0	54	0
鉛	92	0	92	1
六価クロム	55	0	55	0
砒素	93	1	93	1
総水銀	37	0	37	0
アルキル水銀	4	0	4	0
PCB	37	0	37	0
トリクロロエチレン	26	0	26	0
テトラクロロエチレン	26	0	26	0
ジクロロメタン	15	0	26	0
四塩化炭素	15	0	26	0
1,2-ジクロロエタン	15	0	26	0
1,1-ジクロロエチレン	26	0	15	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	26	0	15	0
1,1,1-トリクロロエタン	26	0	15	0
1,1,2-トリクロロエタン	26	0	15	0
1,3-ジクロロプロペン	15	0	33	0
チウラム	15	0	33	0
シマジン	33	0	15	0
チオベンカルブ	33	0	15	0
ベンゼン	26	0	26	0
セレン	27	0	27	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	43	0	43	0
ふっ素	32	0	32	0
ほう素	30	1	30	1
1,4-ジオキサン	26	0	26	0

（注）湖沼における複数層採水地点は1地点とする。
資料：県環境保全課

表17　公共用水域の底質測定結果

（令和５年度）

	測定地点	採取年月日	外観	一般項目		健康項目					特殊項目			その他の項目		
				COD	強熱減量	カドミウム	鉛	砒素	総水銀	PCB	銅	亜鉛	総クロム	硫化物	総窒素	総燐
				(mg/g)	(%)	(mg/kg)	(mg/kg)	(mg/kg)	(mg/kg)	(mg/kg)	(mg/kg)	(mg/kg)	(mg/kg)	(mg/g)	(mg/g)	(mg/g)
岩木川	幡龍橋	R5.8.8	砂・シルト	－	－	0.4	23	9.1	0.08	<0.01	－	－	34	－	－	－
	乾橋	R5.8.8	砂・礫	－	－	0.1	8.4	4.5	0.05	<0.01	－	－	24	－	－	－
	津軽大橋	R5.8.8	シルト	－	－	0.4	23	7.4	0.06	<0.01	－	－	39	－	－	－
	十三湖　1．中央	R5.8.8	シルト	21	9.3	0.8	40	11	0.13	<0.01	39	220	43	0.58	1.4	0.73
沖館川	沖館橋	R5.8.2	泥	22	8.0	0.2	18	26	0.05	<0.01	29	190	37	0.22	1.5	0.52
堤川	石森橋	R5.8.1	泥	17	7.0	0.1	15	63	0.06	<0.01	29	84	49	0.19	1.2	0.33
田名部川	下北橋	R5.7.5	砂	17	6.0	0.1	14	16	0.11	<0.01	20	87	31	0.22	0.50	0.71
馬淵川	櫛引橋	R5.8.8	砂・礫	－	－	<0.1	3.6	4.2	0.02	<0.01	－	－	39	－	－	－
	尻内橋	R5.8.8	砂・礫	－	－	<0.1	4.2	4.3	0.02	<0.01	－	－	35	－	－	－
	大橋	R5.7.5	砂・泥	32	8.0	0.2	12	9.3	0.10	<0.01	23	82	66	0.19	0.39	0.94
新井田川	湊橋	R5.7.18	泥	5.6	3.0	<0.1	7.0	3.3	0.04	<0.01	21	80	50	0.055	0.72	0.56
市柳沼	中央	R5.8.1	泥	120	21	0.4	20	13	0.10	<0.01	15	84	54	0.24	7.5	1.0
田面木沼	中央	R5.8.1	粘土	58	17	1.0	32	7.1	0.08	<0.01	－	200	－	－	6.4	1.4
小川原湖	G　中央	R5.8.1	泥	120	21	0.4	20	13	0.10	<0.01	15	84	54	0.24	7.5	1.0
内沼	中央	R5.8.1	粘土	58	17	1.0	32	7.1	0.08	<0.01	－	200	－	－	6.4	1.4
姉沼	中央	R5.8.1	泥	170	26	0.2	15	10	0.11	<0.01	22	76	42	3.7	9.0	1.0
十和田湖	St.1 休屋前面	R5.8.1	泥	70	20	0.3	21	9.0	0.10	<0.01	23	160	39	0.22	4.3	1.8
	St.9 子ノ口前面	R5.7.25	泥	39	9.0	8.0	160	66	0.36	<0.01	76	890	23	0.47	3.3	0.43
世増ダム貯水池	ダムサイト	R5.7.25	泥	34	10	5.9	160	43	0.33	<0.01	110	870	20	0.54	2.2	1.1
陸奥湾	St.1 青森港（西）	R5.8.9	泥	61	14	0.5	17	8.8	0.14	<0.01	47	130	54	0.077	6.2	1.50
	St.2 青森港（東）	R5.8.22	砂・泥	13	6.0	0.1	20	1.7	0.05	<0.01	29	110	48	0.18	1.0	0.47
	St.3 堤川1km沖	R5.8.22	砂・泥	18	9.0	0.4	71	29	0.30	<0.01	88	250	60	0.26	1.6	0.85
	St.10 野辺地港中央	R5.8.22	砂・泥	41	15	0.2	34	56	0.21	<0.01	57	150	68	1.0	3.0	1.4
	St.14 大湊港(芦崎)	R5.8.22	砂・泥	5	4.0	<0.1	5.0	15	0.03	<0.01	7.0	39	15	0.27	0.31	0.36
	St.15 大湊港	R5.8.22	泥	26	13	0.2	24	20	0.28	<0.01	28	110	40	0.32	2.0	0.60
	（田名部川河口）	R5.8.22	泥	18	16	0.1	22	25	0.16	<0.01	32	120	62	0.32	1.6	0.80
むつ小川原港(1)	鷹架沼St.3	R5.8.1	泥	100	21	0.5	15	11	0.09	<0.01	14	100	63	1.3	4.4	0.66
むつ小川原港(2)	尾駮沼St.2	R5.8.1	泥	33	22	0.2	6.0	5.4	0.04	<0.01	6.0	45	22	0.99	1.6	0.44
八戸前面海域	St.1第一工業港	R5.9.13	泥	42	18	0.4	26	12	0.15	<0.01	71	190	79	1.7	3.9	1.1
	St.2第一工業港	R5.9.13	泥	29	15	0.8	60	16	0.46	<0.01	240	340	140	2.5	3.0	1.4
	St.6第三工業港	R5.9.13	泥	26	16	0.4	280	18	0.16	<0.01	52	150	62	1.4	3.4	1.1
	St.7第二工業港	R5.9.13	泥	19	11	0.6	68	13	0.19	<0.01	44	240	36	0.66	2.1	0.82
	St.8第二工業港	R5.9.13	泥	16	9.0	0.9	89	14	0.18	<0.01	52	290	30	0.57	1.4	0.62

注：濃度は全て乾泥あたり
資料：:環境保全課

表18　地下水質調査結果総括表

（令和５年度）

区分 / 項目	概況調査		汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	調査井戸数	検出井戸数	調査井戸数	検出井戸数	調査井戸数	検出井戸数
カドミウム	19	0	0	0	0	0
全シアン	19	0	0	0	0	0
鉛	19	0	5	0	11	7(0)
六価クロム	19	0	0	0	0	0
砒素	19	5(1)	23	18(1)	31	26(12)
総水銀	19	0	0	0	0	0
アルキル水銀	4	0	0	0	0	0
PCB	19	0	0	0	0	0
ジクロロメタン	19	0	0	0	0	0
四塩化炭素	19	0	0	0	1	1(0)
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	19	0	0	0	2	0
1,2-ジクロロエタン	19	0	0	0	1	0
1,1-ジクロロエチレン	19	0	0	0	2	0
1,2-ジクロロエチレン	19	0	0	0	2	0
1,1,1-トリクロロエタン	19	0	0	0	1	0
1,1,2-トリクロロエタン	19	0	0	0	2	1(0)
トリクロロエチレン	19	0	0	0	2	0
テトラクロロエチレン	19	0	0	0	2	0
1,3-ジクロロプロペン	19	0	0	0	0	0
チウラム	19	0	0	0	0	0
シマジン	19	0	0	0	0	0
チオベンカルブ	19	0	0	0	0	0
ベンゼン	19	0	0	0	0	0
セレン	19	0	0	0	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	19	15(0)	5	5(0)	37	37(15)
ふっ素	19	8(0)	0	0	19	19(11)
ほう素	19	9(0)	0	0	7	7(6)
1,4-ジオキサン	19	0	0	0	0	0
実質井戸数	19	19(1)	33	23(1)	102	92(41)

(注)（　）内の数値は、環境基準値を超過した井戸の数
資料：県環境保全課

表19　県内から選定された「名水百選」(昭和59年度環境庁選定)

名　　称	所　在　地	水の形態	概　　要
富田の清水（とみたのしっこ）	弘前市大字紙漉町	湧水	弘前市の中央、紙漉町、吉野町一帯は、湧水が豊かなところ。文化幼稚園と稲荷神社近くの清水は、今でも市民に公共的に使われている。これらを総称し、旧富田村にちなんで「トミタのシツコ」と呼ばれている。
渾神の清水（いがみのしっこ）	平川市唐竹	湧水	平賀駅から山間部へ登る中途に渾神の清水がある。道端に面して、小さな鳥居と祠があり、その下より清水が湧き出しており、「霊泉」の碑がまつってある。

表20　県内から選定された「平成の名水百選」(平成20年度環境省選定)

名　　称	所　在　地	水の形態	概　　要
沼袋の水（ぬまぶくろのみず）	十和田市大字赤沼	湧水	青森県の中央にそびえる八甲田山系に降った雨や雪は地下水となり、長い年月をかけて流れ下り、十和田市の赤沼地区に湧き出している。地元では沼袋の水と呼ばれ、十和田市と地元団体が管理する名水公園内にあり、同じ敷地内にある神杜は、古くから地元の人々の信仰の場所となっている。名水公園に隣接して養魚場があり、湧水を使用して虹鱒や鯉を養殖している。
沸壺池の清水（わきつぼいけのみず）	深浦町大字松神	湧水	津軽国定公園十二湖地内にある「沸壺の池」付近から沸き出ているもので、十二湖散策で歩き疲れた体には格別の味として好評である。世界自然遺産「白神山地」に隣接した場所にあるため、ブナ原生林に囲まれた雄大な自然の中で味わうことができる。
湧つぼ（わきつぼ）	中泊町大字大沢	湧水	大沢内ため池の湧つぼは、芦野池沼群県立自然公園に湧き出る清水で無味無臭の名水として、地域住民に称賛されている湧つぼである。古来より津軽平野の稲作や地域住民の飲料水として利用され、地元の名水湧きつぼ保存会は社を建立して湧きつぼを祭るなど、地域にも親しまれている。

表21　水浴場の判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C　O　D	透明度
適	水質ＡＡ	不検出(検出限界２個／100mL)	油膜が認められない	２mg／L以下(湖沼は３mg／L以下)	全透(または１m以上)
	水質Ａ	100個／100mL以下	油膜が認められない	２mg／L以下(湖沼は３mg／L以下)	全透(または１m以上)
可	水質Ｂ	400個／100mL以下	常時は油膜が認められない	５mg／L以下	１m未満～50cm以上
	水質Ｃ	1,000個／100mL以下	常時は油膜が認められない	８mg／L以下	１m未満～50cm以上
不適		1,000個／100mL超	常時油膜が認められる	８mg／L超	50cm未満*

(注)　1　判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
　　2　「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
　　3　CODの測定は、日本産業規格K0102の17に定める方法（酸性法）による。
　　4　透明度（＊の部分）に関して、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

表22　水浴場水質調査結果

（令和５年度）

海(湖)水浴場名(市町村) ＼ 調査項目		ふん便性大腸菌群数(個/100mL) 最小値	～	最大値	平均値	COD(mg/L) 最小値	～	最大値	平均値	pH 最小	最大	透明度(m) 平均値	油膜の有無	O-157	判定
合浦（青森市）	開設前	<2	～	2	<2	1.3	～	2.2	1.7	7.7	8.3	>1	なし	不検出	水質AA
	開設中	<2	～	<2	<2	2.0	～	3.2	2.6	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質B
鰺ヶ沢（鰺ヶ沢町）	開設前	<2	～	2	<2	1.6	～	2.6	2.1	7.8	8.1	>1	なし	－	水質B
十符ヶ浦（野辺地町）	開設前	<2	～	<2	<2	1.5	～	2.2	1.7	7.9	8.0	>1	なし	－	水質AA
小川原湖（三沢市）	開設前	<2	～	72	21	2.9	～	3.9	3.3	7.5	8.1	>1	なし	－	水質B
八戸市白浜（八戸市）	開設前	<2	～	<2	<2	1.5	～	2.7	1.9	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質AA
	開設中	<2	～	2	<2	1.9	～	3.4	2.8	8.1	8.2	>1	なし	不検出	水質B
椿山（平内町）	開設前	<2	～	2	<2	1.3	～	2.7	1.9	7.8	8.1	>1	なし	－	水質AA
観瀾山公園（外ヶ浜町）	開設前	<2	～	<2	<2	1.4	～	2.8	2.2	8.0	8.4	>1	なし	－	水質B
玉松（蓬田村）	開設前	<2	～	<2	<2	1.5	～	2.4	2.0	7.9	8.1	>1	なし	－	水質AA
平舘（外ヶ浜町）	開設前	<2	～	<2	<2	1.5	～	1.6	1.6	8.0	8.1	>1	なし	－	水質AA
出来島（つがる市）	開設前	<2	～	2	<2	2.0	～	2.3	2.2	8.0	8.0	>1	なし	－	水質B
岡崎海岸（深浦町）	開設前	<2	～	<2	<2	1.2	～	2.8	1.9	8.1	8.4	>1	なし	－	水質AA
新設鰺ヶ沢（鰺ヶ沢町）	開設前	4	～	260	110	2.5	～	3.8	3.1	7.9	8.1	>1	なし	－	水質B
砂浜海岸（横浜町）	開設前	<2	～	<2	<2	2.4	～	3.1	2.7	7.7	7.9	>1	なし	－	水質B
わかさぎ公園浜台（東北町）	開設前	<2	～	2	<2	4.5	～	5.0	4.7	8.4	8.8	>1	なし	－	水質B
八戸市蕪島（八戸市）	開設前	<2	～	52	17	2.1	～	2.4	2.2	8.0	8.2	>1	なし	不検出	水質B
	開設中	2	～	14	5	2.8	～	5.3	3.9	8.2	8.4	>1	なし	不検出	水質B
小川原湖公園（東北町）	開設前	<2	～	2	<2	4.3	～	4.9	4.6	8.6	8.9	>1	なし	－	水質B
サンセットビーチあさむし（青森市）	開設前	<2	～	3	2	0.7	～	1.8	1.2	7.9	8.1	>1	なし	不検出	水質A
	開設中	<2	～	<2	<2	2.2	～	3.3	2.7	8.1	8.2	>1	なし	不検出	水質B
三沢ビードルビーチ（三沢市）	開設前	<2	～	4	<2	1.8	～	4.9	3.2	7.8	7.9	>1	なし	－	水質B
折腰内（中泊町）	開設前	<2	～	2	<2	1.1	～	2.2	1.6	7.9	8.1	>1	なし	－	水質AA
マグアビーチ（つがる市）	開設前	<2	～	6	<2	1.8	～	2.3	2.0	8.1	8.1	>1	なし	－	水質AA
かわうち・まりん・びーち（むつ市）	開設前	<2	～	4	<2	1.9	～	6.4	2.9	7.8	8.0	全透	なし	－	水質B

資料：県環境保全課

表23　県内から選定された水浴場

選　定　区　分	名　　称	所在地	概　　要
日本の水浴場55選 （平成10年３月 環境庁選定）	せんじょうじきかいすいよくじょう 千畳敷海水浴場	深浦町	寛政の大地震で海底地盤が隆起してできた大きな畳のような岩礁からなる特徴的な景観を有する水浴場であり、景勝地である千畳敷の造形美を楽しみながら遊泳できる、自然環境や景観に優れている水浴場である。
日本の水浴場88選 （平成13年３月 環境省選定）	おかざきかいがんかいすいよくじょう 岡崎海岸海水浴場	深浦町	海水浴場周辺の波は穏やかで、「日本の渚百選」にも選定されており、夕陽展望所、海洋性のウォータースライダー、天然海水プールなども併設されている優れた海水浴場である。
快水浴場百選 （平成18年５月 環境省選定）	はちのへ し しらはまかいすいよくじょう 八戸市白浜海水浴場	八戸市	全国的にも貴重な鳴き砂の浜である。種差海岸遊歩道（延長5.2km）の中間地点に位置し、無料シャワー室も設置されているため、景勝地を散策しながらハイキング感覚で海水浴も楽しめる。また、安全対策のために監視船も配備されている。

表24　排水に係る基準

特定事業場から排出される排出水については、一律に次の基準が適用されます。

ただし、生活環境項目に係る排水基準は、１日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である特定事業場からの排出水についてのみ適用されます。

1　有害物質

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第１

（令和６年３月31日現在）

有　害　物　質　の　種　類	許　容　限　度		
カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.03	mg/L
シアン化合物	シアン	1	mg/L
有機燐化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）		1	mg/L
鉛及びその化合物	鉛	0.1	mg/L
六価クロム化合物	六価クロム	0.5	mg/L
砒素及びその化合物	砒素	0.1	mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀	0.005	mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。		
ポリ塩化ビフェニル		0.003	mg/L
トリクロロエチレン		0.1	mg/L
テトラクロロエチレン		0.1	mg/L
ジクロロメタン		0.2	mg/L
四塩化炭素		0.02	mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04	mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02	mg/L
チウラム		0.06	mg/L
シマジン		0.03	mg/L
チオベンカルブ		0.2	mg/L
ベンゼン		0.1	mg/L
セレン及びその化合物	セレン	0.1	mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合　ほう素	10	mg/L
	海域に排出する場合　ほう素	230	mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合　ふっ素	8	mg/L
	海域に排出する場合　ふっ素	15	mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100	mg/L
1,4-ジオキサン		0.5	mg/L

（注）１　「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

２　砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行（昭和49年12月１日）の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

2　生活環境項目

排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第２

（令和６年３月31日現在）

項　　目	許　容　限　度
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6　(ただし海域は5.0～9.0)
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg／L（日間平均120mg／L）
化学的酸素要求量(COD)	160mg／L（日間平均120mg／L）
浮遊物質量(SS)	200mg／L（日間平均150mg／L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg／L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30mg／L
フェノール類含有量	5mg／L
銅含有量	3mg／L
亜鉛含有量	2mg／L
溶解性鉄含有量	10mg／L
溶解性マンガン含有量	10mg／L
クロム含有量	2mg／L
大腸菌群数	(日間平均3,000個／cm^3)
窒素含有量	120mg／L（日間平均60mg／L）
燐含有量	16mg／L（日間平均8mg／L）

(注)　1　「日間平均」による許容限度は、１日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2　この表に掲げる排水基準は、１日当たりの平均的な排出水の量が50m^3以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3　水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

4　水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行(昭和49年12月１日)の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

5　生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6　窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が１リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

7　燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

表25　水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出事業場数

（令和６年３月31日現在）

市町村名		区分	水質汚濁防止法 特定事業場数	青森県公害防止条例 汚水関係工場数
市	1	青森市	535	7
	2	弘前市	524	6
	3	八戸市	329	9
	4	黒石市	147	
	5	五所川原市	255	1
	6	十和田市	502	3
	7	三沢市	82	
	8	むつ市	243	
	9	つがる市	209	
	10	平川市	173	1
小計			2,999	27
東津軽郡	11	平内町	35	0
	12	今別町	10	1
	13	蓬田村	4	0
	14	外ヶ浜町	22	0
小計			71	1
西津軽郡	15	鰺ヶ沢町	79	0
	16	深浦町	108	0
小計			187	0
中津軽郡	17	西目屋村	13	0
小計			13	0
南津軽郡	18	藤崎町	87	0
	19	大鰐町	91	0
	20	田舎館村	44	0
小計			222	0
北津軽郡	21	板柳町	39	0
	22	鶴田町	87	0
	23	中泊町	65	0
小計			191	0
上北郡	24	野辺地町	46	0
	25	七戸町	84	1
	26	六戸町	47	0
	27	横浜町	32	0
	28	東北町	135	0
	29	六ケ所村	80	0
	30	おいらせ町	63	1
小計			487	2
下北郡	31	大間町	33	0
	32	東通村	37	0
	33	風間浦村	26	0
	34	佐井村	21	0
小計			117	0
三戸郡	35	三戸町	49	0
	36	五戸町	65	0
	37	田子町	44	0
	38	南部町	75	0
	39	階上町	41	0
	40	新郷村	29	0
小計			303	0
合計			4,590	30

水質汚濁防止法 特定事業場数	規制対象事業場数	青森県公害防止条例 汚水関係工場等数	規制対象事業場数
4,590	466	30	14

(注)　規制対象事業場数とは排水量１日当たり50立方メートル以上の事業場数及び排水量１日当たり50立方メートル未満で有害物質使用特定事業場数の合計数

資料：県環境保全課

表26　水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出受理件数

（令和５年度）

区分	管轄	設置届出	使用届出	構造等変更届出	氏名等変更届出	使用廃止届出	承継届出	計
水質汚濁防止法	県	26	0	22	65	36	5	154
	青森市	8	0	1	12	6	1	28
	八戸市	10	0	13	26	14	3	66
	小計	44	0	36	103	56	9	248
県公害防止条例	県	0	0	0	1	2	0	3
	青森市	0	0	0	1	1	0	2
	八戸市	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	2	3	0	5
計		44	0	36	105	59	9	253

資料：県環境保全課

表27　特定事業場の排水基準不適合に係る指導状況

（令和５年度）

特定施設番号	業種等	指導件数		
		県	青森市	八戸市
3	水産食料品製造業		3	
4	保存食料品製造業	1		
10	飲料製造業	1		
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	1		
12	動植物油脂製造業			1
18-2	冷凍調理食品製造業	1		
60	砂利採取業			1
66-3	旅館業	3		
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設		1	
66の6	飲食店	1		
72	し尿処理施設	4	1	
小計		12	5	2
計		19		

資料：県環境保全課

表28　下水道終末処理場整備状況

（令和６年４月１日）

管理者名	処理場名	処理能力（m^3／日、日最大）		流入水量 m^3／日（日最大）	放流水域
		事業計画	現況		
青森県	岩木川浄化センター	97,700	99,000	180,990	岩木川水系平川
	馬淵川浄化センター	25,907	19,200	49,512	八戸第二工業港
	十和田湖浄化センター	2,432	4,850	880	奥入瀬川
青森市	八重田浄化センター	109,000	94,000	75,795	陸奥湾
	新田浄化センター	39,600	26,400	20,590	陸奥湾
弘前市	湯口浄化センター	1,100	1,100	1,393	岩木川水系栩内川
	百沢浄化センター	320	320	112	冷田川
	常盤野浄化センター	160	80	46	湯ノ沢川
八戸市	東部終末処理場	62,000	45,100	47,897	八戸第一工業港
五所川原市	五所川原市浄化センター	10,554	10,554	13,030	岩木川水系旧十川
	相内地区浄化センター	700	700	147	相内川
十和田市	十和田下水処理場	22,180	22,180	13,280	奥入瀬川
	焼山浄化センター	656	656	94	奥入瀬川
三沢市	三沢市浄化センター	13,175	13,175	7,884	三沢川
むつ市	むつ下水浄化センター	3,470	3,470	1,735	新田名部川
	大畑浄化センター	2,400	1,200	768	農業用排水路
	川内町浄化センター	1,640	1,640	525	川内川
	脇野沢浄化センター	900	900	385	辰内川
つがる市	木造浄化センター	3,040	3,040	2,723	中の川排水路
	富萢浄化センター	1,300	1,300	532	農業用排水路
平川市	碇ヶ関浄化センター	1,500	1,500	885	農業用排水路
平内町	平内浄化センター	1,810	1,000	444	小湊川
外ヶ浜町	平舘浄化センター	1,100	1,100	204	陸奥湾
	三厩浄化センター	800	800	68	陸奥湾
	蟹田浄化センター	1,000	500	309	陸奥湾
鰺ヶ沢町	鰺ヶ沢浄化センター	2,520	1,250	660	中村川
深浦町	岩崎浄化センター	410	410	232	泥川
鶴田町	鶴田浄化センター	3,260	2,070	1,377	沼堰排水路
七戸町	七戸浄化センター	1,100	1,100	654	高瀬川
	天間林浄化センター	1,400	1,400	527	農業用排水路
東北町	東北町浄化センター	1,800	1,800	838	高瀬川
	上北中央環境センター	1,800	1,800	1,077	高瀬川
六ケ所村	北部浄化センター	1,430	1,200	666	馬門川
	中部浄化センター	2,510	2,160	1,551	老部川
	南部浄化センター	1,010	1,100	767	高瀬川
	西部浄化センター	540	590	813	高瀬川
大間町	大間町浄化センター	2,000	2,000	960	大間川
東通村	東通村中地区浄化センター	620	620	590	田名部川
佐井村	佐井村浄化センター	650	650	146	大佐井川
三戸町	三戸浄化センター	2,200	1,400	515	現状水路
南部町	南部浄化センター	1,058	353	248	農業用排水路
	あかね団地排水処理場	400	900	370	農業用排水路
階上町	茨島浄化センター	1,275	1,275	591	野沢川
新郷村	戸来浄化センター	830	870	600	五戸川
	戸来浄化センター	830	870	560	五戸川

資料：県都市計画課

表29　青森県八戸工業用水道水質測定結果　（令和５年度）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
気　温（℃）	平均	11.6	15.6	20.8	25.7	28.6	23.4	14.8	8.9	2	1.7	1.8	3.5	13.2
	最高	26	31.1	32.2	36.4	37.6	34.2	26	25.4	17.2	11.4	18.2	19	26.2
	最低	−0.7	3.2	11.6	17.9	21.9	12	4.5	−3.4	−8.9	−6.3	−4.7	−5.1	3.5
水　温（℃）	平均	10.45	15.04	19.99	22.69	25.89	22.09	14.17	9.42	4.02	3.09	3.5	4.95	12.94
	最高	15.59	20.02	25.28	28.23	29.8	27.48	18.14	14.94	8.14	4.78	8.01	8.81	17.44
	最低	7.13	7.06	16.26	19.24	21.73	16.69	10.68	4.26	0.63	0.37	0.87	1.56	8.87
Ｐ　Ｈ	平均	7.1	7.2	7.1	7.1	7.1	7.1	7.2	7.3	7.4	7.5	7.5	7.4	7.3
	最高	7.4	7.4	7.3	7.2	7.4	7.3	7.3	7.6	7.6	7.6	7.7	7.5	7.4
	最低	7	7	7	6.9	6.8	6.6	7	7.1	7.3	7.3	7.3	7.2	7
濁　度（ppm）	平均	7.2	9.7	9.6	12.4	27.3	18.6	6.9	6.1	6.9	4.9	10.4	13.2	11.1
	最高	36.9	61.6	89.5	62.9	474.8	265.4	20.8	40.6	45.6	19.9	58.5	131	109
	最低	3.4	3.2	3.4	4.1	3.5	4.2	3.2	2.3	3.1	2.7	2.8	3.6	3.3
酸消費量（mg/ℓ）		24	26	39	36	43	40	40	42	27	35	34	32	35
全硬度（mg/ℓ）		31	33	45	41	44	43	45	41	33	43	41	40	40
全蒸発残留物（mg/ℓ）		80	120	90	60	70	50	120	90	110	100	80	110	90
塩化物イオン（mg/ℓ）		7	10	10	8	9	10	9	9	10	17	11	12	10
鉄（mg/ℓ）		0.2	0.8	0.4	0.6	0.4	0.9	0.5	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.4

（注）　１　気温・水温・PH・濁度…月平均
　　２　その他の項目…月１回測定
資料：県整備企画課

5　自　然　保　護

表30　自然公園内での規制行為に対する許可等の推移

公園別	公園名＼年度	H29	30	R1	2	R3	4	5
国定公園	下北半島	19	21	23	23	35	40	31
	津　　軽	117	87	96	105	109	99	109
県立自然公園	浅虫夏泊	3	1	2	1	2	2	1
	大鰐碇ヶ関温泉郷	1	2	4	1	3	3	0
	名久井岳	0	0	0	1	0	3	3
	芦野池沼群	8	4	2	3	4	4	2
	黒石温泉郷	0	3	1	1	2	0	0
	岩木高原	5	1	1	0	0	2	1
	津軽白神	17	9	9	9	8	7	7
計		170	128	138	144	163	160	154

資料：表30～33　県自然保護課

表31　自然公園美化対策一覧表

委託事業　　（令和５年度）

自然公園名	委託先	委託料(千円)	事業内容
十和田八幡平国立公園	一般社団法人十和田湖国立公園協会	878	車道及び歩道沿線、園地等の清掃
下北半島国定公園	むつ市	850	園地等の清掃
	東通村	370	〃
	佐井村	370	〃
津軽国定公園	外ヶ浜町	370	園地等の清掃
	つがる市	370	〃
	深浦町	739	〃
	弘前市	370	〃
	中泊町	370	〃
合計		4,687	

表32　自然公園保護対策一覧表

（令和５年度）

自然公園名	事業名	事業費	事業内容
津軽国定公園	ベンセ湿原保全管理工事	757千円	立入防止柵改修

表33　世界遺産条約の概要

名称	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
目的	国境を越えて世界的な価値を持っている人類共通の財産といえる貴重な自然や文化財を守るために制定された条約であり、人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残しておこうとするものである。
概要	世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産をリストアップし、締約国の拠出金から成る世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助する。 事務局は、国連のユネスコに置かれている。 （ユネスコ：国際連合教育科学文化機関）
経緯	1972年11月16日、パリで開催された第17回ユネスコ総会で採択され、米国が1973年に最初に批准し、以降批准国が増加して、1978年に効力を有することとなった。 我が国は、1992年６月30日に締約国となっており、2024年１月現在の加盟国数は195か国に達している。
世界遺産の数	2024年１月現在、1,199の世界遺産が登録されている。 （自然遺産227件、文化遺産933件、文化及び自然遺産の複合遺産39件）
自然遺産の定義	○無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの ○地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの ○自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの
世界遺産委員会の選定基準（白神山地は、選定基準のixに該当）	自然遺産は、定義に該当するほか、次の世界遺産委員会の選定基準（クライテリア）に該当することが必要である。 (vii)最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含すること。〔自然景観〕 (viii)生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的な又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本であること。〔地形・地質〕 (ix)陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本であること。〔生態系〕 (x)学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとっても最も重要な自然の生息地を包含すること。〔生物多様性〕

表34　県自然環境保全地域等指定状況

区　分	名　称	面　積	所在地	指定年月日	概　　要
県自然環境保全地域	然ヶ岳県自然環境保全地域	ha 223.98	鰺ヶ沢町	S51.10.14	ブナ・キタゴヨウ・ケヤキ等からなる優れた自然林と北方系の貴重な植物生育地
	丸屋形岳県自然環境保全地域	152.57	外ヶ浜町	S53. 3. 4	極相に近い裏日本の典型的なブナ林と「さい沼」のクロサンショウウオ、モリアオガエル等の生息地
	屏風岩県自然環境保全地域	12.61	弘前市	S53. 3. 4	露岩が屹立する特異な屏風岩の地形と、北方系の貴重な植物生育地
	座頭石県自然環境保全地域	4.47	弘前市	S53. 3. 4	古生代の岩からなる特異な岩壁地形と、アカマツの自然林
	戸来岳県自然環境保全地域	194.99	新郷村	S54. 3.20	自生するイチイの矮生林は学術的に貴重で、その群落規模は、コメツツジとともに本県では希少
	猿ヶ森県自然環境保全地域	3.52	東通村	S54. 3.20	クロマツ海岸砂防林の中に、百数十本のヒバ(ヒノキアスナロ)の埋没林が出現している特異な自然現象地
	燧岳県自然環境保全地域	225.57	むつ市・風間浦村	S55. 3.31	大部分がミズナラ・ブナクラス域で、標高750m以上に亜高山帯植生が見られ、また学術的価値の高い自然環境地
9地域	尾太岳県自然環境保全地域	271.28	西目屋村	S55. 3.31	大部分がブナ林で極相を示している優れた天然林
ha 1,230.17	四ツ滝山県自然環境保全地域	141.18	五所川原市・外ヶ浜町・中泊町	S55. 3.31	ブナ林で覆われた良好な自然環境地で、学術的評価の高い地域
県開発規制地域	白萩平県開発規制地域	361.21	田子町	S50. 7.12	シラスでできた台地で、広い草地とブナ・ミズナラ林等からなる良好な自然環境地
	長野平県開発規制地域	341.24	田子町	S51. 3.13	十和田火山噴出物でできた台地で、広い草地とブナ・シラカバ林等からなる良好な自然環境地
4地域	鷹森山県開発規制地域	197.00	青森市	S52.10. 8	シラスでできた丘陵地で、クリ・コナラ林、スギ・カラマツ人工林等からなる良好な自然環境地
ha 1,106.45	雲谷沢県開発規制地域	207.00	青森市	S52.10. 8	八甲田山麓で青森市の水源地に当たり、ブナ、ミズナラ林等からなる良好な自然環境地
県緑地保全地域	愛宕山県緑地保全地域	93.97	むつ市	S50. 7.12	愛宕山大権現を祭る小山で、スギ、マツ、カエデの生い茂る良好な自然環境地
	玉松台緑地保全地域	1.88	蓬田村	S50. 7.12	住民の憩いの場となっている丘で、草地と名松玉松等クロマツの大木の並ぶ良好な自然環境地
	大高山県緑地保全地域	7.83	鰺ヶ沢町	S50. 7.12	眺望が優れ、住民の憩いの場となっている丘で、広い草地とクロマツ林からなる良好な自然環境地
	夜越山県緑地保全地域	99.37	平内町	S50. 7.12	町の森林公園となっている夜越山麓で、アカマツ、クロマツ林等からなる良好な自然環境地
	天間県緑地保全地域	4.33	七戸町	S50. 7.12	町の森林公園となっている谷間地で、ミズナラ、クルミ等の天然林からなる良好な自然環境地
	僧ヶ杜県緑地保全地域	65.54	七戸町	S50. 7.12	眺望が優れ、住民の憩いの場となっている山地で、クリ・コナラ林等からなる良好な自然環境地
	小渡平県緑地保全地域	9.43	五戸町	S50. 7.12	町の公園となっている丘で、草地とアカマツ・シラカバ等に囲まれた良好な自然環境地
	龍興山県緑地保全地域	17.15	八戸市	S51. 3.13	龍興山神社を祭る小山で、参道のスギ・モミの大木とミズナラ林等からなる良好な自然環境地
10地域	愛宕県緑地保全地域	2.10	むつ市	S51. 3.13	愛宕神社を祭る岬の台地で、ブナ・ミズナラ等の天然林からなる良好な自然環境地
ha 302.94	南部八幡県緑地保全地域	1.34	南部町	S51. 3.13	八幡宮を祭る高台で、スギ・ケヤキ・モミ等の巨木の茂る良好な自然環境地
計	23　地　域	2,639.56			

資料：県自然保護課

（令和６年３月31日現在）

地区別面積(ha)						保全対象	保全対象の具体的内容
普通地区	特別地区			国有地	公有地 私有地		
	野生動植物保護地区	その他の地区	小計				
136.72	28.19 2.11	56.96	87.26	223.98		天然林 植物の自生地	ブナ林、キタゴヨウ林、アオモリマンテマ、ミズシマミミナグサ、ツガルミセバヤ、ミチノクサイシン
－	3.81	148.76	152.57	130.47	公22.10	天然林・野生動物の生息地	ブナ林、ヒダリマキモノアラガイ、モリアオガエル、クロサンショウウオ
7.92	－	4.69	4.69		私12.61	地形 植物の自生地	数カ所にキレットをもつ岩壁地形、アオモリマンテマ、イブキジャコウソウ、アオノイワレンゲ、ニオイシダ
2.44	－	2.03	2.03		私4.47	地形	アカマツと一体になった岩壁地形
－	3.78 0.91	190.30	194.99	194.99		天然林 植物の自生地	ブナ林、イチイ、コメツツジ
－	－	3.52	3.52	3.52		特異な自然現象地	ヒバ埋没林
－	－	225.57	225.57	225.57		天然林 植物の自生地	ブナ林、ヒバ矮形－ミズゴケ群落、ミヤマナラ－アカミノイヌツゲ、ハナヒリノキ群落
－	－	271.28	271.28	271.28		天然林	ブナ林、コケモモ、コメツガ群落
－	－	141.18	141.18	141.18		天然林	ブナ林
(361.21)					私361.21		
(341.24)					私341.24		
(197.00)					公・私 197.00		
(207.00)					公・私 207.00		
(93.97)					私93.97		
(1.88)					公1.88		
(7.83)					公1.05 私6.78		
(99.37)					公99.37		
(4.33)					公4.33		
(65.54)					公65.54		
(9.43)					公9.43		
(17.15)					私17.15		
(2.10)					公2.00 私0.10		
(1.34)					私1.34		
147.08 (1,409.39)	38.8	1,044.29	1,083.09	1,190.99	1,448.57		

表35　鳥獣保護関係施設

（令和６年３月31日現在）

施　設	目　的	所　在　地	設置年月	規　模　等
鳥獣保護センター	傷病鳥獣を保護収容する。	平内町大字小湊字新道	昭和61年１月	木造モルタル平屋建 管理舎　30.24㎡ 治療舎　21.60㎡ 救護舎　86.40㎡ 水きん類放飼場　131.22㎡ 獣類放飼場　25.92㎡

資料：県自然保護課

表36　県内野生鳥獣関係天然記念物

（国　指　定）　（令和６年３月31日現在）

名　　称	所在地又は県内の主な生息地	指定年月日	特別天然記念物指定
小湊のハクチョウおよびその渡来地	東津軽郡平内町 青森市	大正11年3月8日	昭和27年3月29日
カモシカ	県下一円	昭和9年5月1日	昭和30年2月15日
下北半島のサルおよびサル生息北限地	むつ市、下北郡	昭和45年11月11日	
蕪島ウミネコ繁殖地	八戸市	大正11年3月8日	
クマゲラ	県下一円	昭和40年5月12日	
イヌワシ	〃	〃	
オジロワシ	〃	昭和45年1月23日	
オオワシ	〃	〃	
コクガン	〃	昭和46年5月19日	
マガン	〃	昭和46年6月28日	
ヒシクイ	〃	〃	
ヤマネ	〃	昭和50年6月26日	

（県　指　定）

名　　称	所在地又は主な生息地	指定年月日	備　　考
十三湖の白鳥	五所川原市	昭和35年3月26日	
大湊湾の白鳥	むつ市	昭和35年6月24日	
小川原湖のハクチョウ	上北郡 三沢市	昭和47年12月6日	
藤崎のハクチョウ	南津軽郡藤崎町	昭和51年1月26日	

資料：県教育庁文化財保護課

６　大　気　汚　染

表37　大気汚染に係る環境基準

⑴　大気の汚染に係る環境基準（昭和48年５月８日環境庁告示第25号）、二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年７月11日環境庁告示第38号）及び微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準（平成21年９月９日環境省告示第33号）

物　　質	環境上の条件	評　価　方　法
二酸化硫黄	１時間値の１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、１時間値が0.1ppm以下であること。	・短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、１日平均値については、１時間値の欠測が１日のうち４時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。 ・長期的評価 年間における１日平均値について、高い方から２％の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、１日平均値につき環境基準を超える日が２日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	１時間値の１日平均値が10ppm以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	１時間値の１日平均値が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、１時間値が0.20mg/m^{3}以下であること。	
二酸化窒素	１時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における１日平均値のうち、低い方から98％に相当するもの（以下「１日平均値の年間98％値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、１日平均値の年間98％値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
光化学オキシダント	１時間値が0.06ppm以下であること。	
微小粒子状物質	１年平均値が15μg/m^{3}以下であり、かつ、１日平均値が35μg/m^{3}以下であること。	長期基準（１年平均値に関する基準）及び短期基準（１日平均値に関する基準）に対応した環境基準達成状況の評価を各々行う。ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。 ・長期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価として測定結果の１年平均値について評価する。 ・短期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価する。 （注）自動測定機を用いる場合の有効測定日数とは、1時間値の欠測が４時間以内の測定日数とする。また、24時間連続して測定するタイプの自動測定機については、1日の測定時間が延べ20時間以上存在する測定日数とする。

備考
１　この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
２　浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
３　光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
４　微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50％の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

⑵　ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準（平成９年２月４日環境庁告示第４号）

物　　質	環境上の条件（告示年月日）
ベンゼン	１年平均値が0.003mg/m^{3}以下であること。(H9.2.4)
トリクロロエチレン	１年平均値が0.13mg/m^{3}以下であること。(H9.2.4、H30.11.19一部改正)
テトラクロロエチレン	１年平均値が0.2mg/m^{3}以下であること。(H9.2.4)
ジクロロメタン	１年平均値が0.15mg/m^{3}以下であること。(H13.4.20)

備考
１　この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
２　ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表38　大気汚染常時監視自動測定局一覧

（令和５年度）

区分	市町村	測定局	測定項目						
			SO_2	NO_x	CO	O_x	SPM	HC	$PM_{2.5}$
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校 ※	○	○		○	○		
		甲田小学校 ※		○			○		○
		新城中央小学校 ※					○		
		旧大栄小学校 ※		○			○	○	
	弘前市	第一中学校		○		○	○		
	八戸市	八戸小学校 ※	○	○		○	○	○	
		八戸特別地域気象観測所 ※	○	○			○		
		根岸小学校 ※	○	○			○		○
		桔梗野小学校 ※	○	○			○		
	黒石市	スポカルイン黒石		○			○		
	五所川原市	五所川原第三中学校		○			○		○
	十和田市	三本木中学校		○			○		
	三沢市	岡三沢町内会館		○			○		
	むつ市	苫生小学校		○		○	○		
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	○	○		○	○	○	
	鰺ヶ沢町	鰺ヶ沢町舞戸				○			
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校 ※		○	○		○	○	
	弘前市	文京小学校		○	○		○	○	○
	八戸市	六日町 ※		○	○		○	○	○

（注）１　SO_2：二酸化硫黄、NO_x：窒素酸化物、CO：一酸化炭素、O_x：光化学オキシダント、SPM：浮遊粒子状物質、HC：炭化水素、PM2.5：微小粒子状物質
２　※青森市内に設置の一般環境大気測定局４局及び自動車排出ガス測定局１局の計５局については、青森市が測定実施
大栄小学校局は、平成28年４月に自動車排出ガス測定局から一般環境大気測定局に変更
３　※八戸市内に設置の一般環境大気測定局４局及び自動車排出ガス測定局１局の計５局については、八戸市が測定実施

資料：県環境保全課

表39　二酸化硫黄測定結果

（令和５年度）

市町村	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	１時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		１時間値の最高値	２日％平均値の除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数	環境基準適合状況
		(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	(長期的評価)
青森市	堤小学校	364	8,715	0.001	0	0	0	0	0.004	0.002	○	0	○
八戸市	八戸小学校	365	8,722	0.001	0	0	0	0	0.013	0.002	○	0	○
	八戸特別地域気象観測所	365	8,723	0.001	0	0	0	0	0.017	0.002	○	0	○
	根岸小学校	359	8,650	0.001	0	0	0	0	0.031	0.004	○	0	○
	桔梗野小学校	365	8,720	0.001	0	0	0	0	0.012	0.002	○	0	○
六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	365	8,719	0.000	0	0	0	0	0.004	0.001	○	0	○

（注）「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から２％の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が２日以上連続した延べ日数のうち、２％除外該当日に入っている日数分については除外しない。

資料：県環境保全課

表40　窒素酸化物測定結果

（令和５年度）

測定局区分	市町村	測定局	一酸化窒素（NO）					二酸化窒素（NO2）														窒素酸化物（NO＋NO2）					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		年日間平均98%値の	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	年日間平均98%値の	年平均値NO2／(NO＋NO2)
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校	366	8,727	0.001	0.059	0.007	366	8,727	0.005	0.040	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0	366	8,727	0.006	0.086	0.022	86.0
		甲田小学校	366	8,729	0.001	0.070	0.008	366	8,729	0.005	0.039	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0	366	8,729	0.006	0.102	0.019	83.9
		旧大栄小学校	366	8,726	0.001	0.046	0.003	366	8,726	0.003	0.029	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0	366	8,726	0.004	0.066	0.011	77.7
	弘前市	第一中学校	365	8,723	0.001	0.070	0.005	365	8,723	0.005	0.046	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	365	8,723	0.006	0.115	0.021	80.6
	八戸市	八戸小学校	342	8,119	0.001	0.096	0.004	342	8,119	0.005	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	342	8,119	0.006	0.125	0.019	84.9
		八戸特別地域気象観測所	365	8,720	0.002	0.072	0.006	365	8,720	0.007	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	365	8,720	0.008	0.122	0.019	78.9
		根岸小学校	365	8,721	0.002	0.083	0.006	365	8,721	0.006	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0	0.013	0	365	8,721	0.007	0.104	0.020	79.5
		桔梗野小学校	365	8,721	0.000	0.023	0.002	365	8,721	0.004	0.036	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0	365	8,721	0.004	0.047	0.012	92.9
	黒石市	スポカルイン黒石	365	8,723	0.001	0.088	0.004	365	8,723	0.003	0.039	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0	365	8,723	0.004	0.117	0.013	83.0
	五所川原市	五所川原第三中学校	365	8,717	0.000	0.013	0.001	365	8,717	0.003	0.030	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0	365	8,717	0.003	0.037	0.008	93.7
	十和田市	三本木中学校	365	8,721	0.000	0.024	0.002	365	8,721	0.003	0.034	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0	365	8,721	0.003	0.058	0.009	87.2
	三沢市	岡三沢町内会館	365	8,724	0.001	0.039	0.003	365	8,724	0.004	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0	365	8,724	0.004	0.082	0.012	87.3
	むつ市	苫生小学校	366	8,722	0.001	0.065	0.004	366	8,722	0.003	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0	366	8,722	0.004	0.086	0.014	79.5
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	365	8,720	0.001	0.066	0.003	365	8,720	0.002	0.040	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0	365	8,720	0.003	0.103	0.007	78.2
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校	350	8,465	0.002	0.068	0.008	350	8,465	0.007	0.044	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	350	8,465	0.008	0.096	0.026	80.8
	弘前市	文京小学校	365	8,722	0.002	0.045	0.007	365	8,722	0.005	0.037	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0	365	8,722	0.007	0.069	0.021	70.9
	八戸市	六日町	365	8,721	0.008	0.248	0.019	365	8,721	0.010	0.081	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	365	8,721	0.018	0.280	0.039	55.5

（注）「98%値評価による日平均値0.06ppmを超えた日数」とは、１年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

資料：県環境保全課

表41　光化学オキシダント測定結果

（令和５年度）

市町村	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の１時間値の年平均値	昼間の１時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の１時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の１時間値の最高値	昼間の日最高１時間値の年平均値
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
青森市	堤小学校	356	5,299	0.024	6	43	0	0	0.078	0.034
弘前市	第一中学校	366	5,433	0.035	17	124	0	0	0.083	0.043
八戸市	八戸小学校	357	5,267	0.030	6	33	0	0	0.072	0.038
むつ市	苫生小学校	366	5,441	0.036	18	88	0	0	0.081	0.043
六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	366	5,444	0.036	15	68	0	0	0.079	0.043
鰺ヶ沢町	鰺ヶ沢町舞戸	366	5,439	0.035	15	72	0	0	0.079	0.043

（注）昼間とは５時から20時までの時間をいう。
資料：県環境保全課

表42　一酸化炭素測定結果

（令和５年度）

市町村	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	８時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		１時間値の最高値	日平均値の２%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値10ppmを超えた日数
		(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)
青森市	橋本小学校	363	8,665	0.2	0	0	0	0	1.1	0.3	○	0
弘前市	文京小学校	365	8,722	0.0	0	0	0	0	2.1	0.1	○	0
八戸市	六日町	345	8,303	0.3	0	0	0	0	2.0	0.4	○	0

（注）「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から２%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。
　ただし、日平均値が10ppmを超えた日が２日以上連続した延日数のうち、２%除外該当に入っている日数分については除外しない。
資料：県環境保全課

表43　浮遊粒子状物質測定結果

（令和５年度）

測定局区分	市町村	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	１時間値が0.20mg/m³を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	１時間値の最高値	日平均値の２％除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数
			(日)	(時間)	(mg/m³)	(時間)	(日)	(mg/m³)	(mg/m³)	(有×・無○)	(日)
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校	366	8,783	0.008	0	0	0.125	0.024	○	0
		甲田小学校	325	7,824	0.009	0	0	0.114	0.025	○	0
		新城中央小学校	366	8,768	0.009	0	0	0.107	0.026	○	0
		旧大栄小学校	366	8,763	0.009	0	0	0.115	0.025	○	0
	弘前市	第一中学校	362	8,701	0.008	0	0	0.126	0.027	○	0
	八戸市	八戸小学校	363	8,736	0.007	0	0	0.129	0.029	○	0
		八戸特別地域気象観測所	363	8,729	0.011	0	0	0.196	0.031	○	0
		根岸小学校	363	8,735	0.011	0	0	0.115	0.030	○	0
		桔梗野小学校	363	8,737	0.010	0	0	0.176	0.032	○	0
	黒石市	スポカルイン黒石	363	8,728	0.006	0	0	0.113	0.022	○	0
	五所川原市	五所川原第三中学校	354	8,553	0.017	0	0	0.177	0.038	○	0
	十和田市	三本木中学校	362	8,711	0.015	0	0	0.130	0.032	○	0
	三沢市	岡三沢町内会館	364	8,739	0.009	0	0	0.146	0.033	○	0
	むつ市	苫生小学校	364	8,740	0.008	0	0	0.157	0.025	○	0
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	363	8,744	0.013	0	0	0.122	0.040	○	0
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校	362	8,735	0.009	0	0	0.110	0.026	○	0
	弘前市	文京小学校	362	8,710	0.011	0	0	0.118	0.030	○	0
	八戸市	六日町	363	8,739	0.010	0	0	0.115	0.030	○	0

（注）「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から２％の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が２日以上連続した延日数のうち、２％除外該当に入っている日数分については除外しない。

資料：県環境保全課

表44　非メタン炭化水素測定結果

（令和５年度）

測定局区分	市町村	測定局	測定時間	年平均値	６～９時における年平均値	６～９時測定日数	６～９時３時間平均値		６～９時の３時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		６～９時の３時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
							最高値	最低値				
			(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
一般環境大気測定局	青森市	旧大栄小学校	8,644	0.02	0.02	359	0.22	-0.03	1	0.3	0	0.0
	八戸市	八戸小学校	8,595	0.10	0.10	360	0.34	0.01	6	1.7	1	0.3
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	8,707	0.05	0.06	366	0.48	0.02	3	0.8	3	0.8
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校	8,394	0.04	0.05	350	0.24	-0.09	2	0.6	0	0.0
	弘前市	文京小学校	8,695	0.05	0.05	364	0.27	0.00	3	0.8	0	0.0
	八戸市	六日町	8,598	0.13	0.11	361	1.61	0.04	6	1.7	3	0.8

資料：県環境保全課

表45　メタン及び全炭化水素測定結果

（令和５年度）

測定局区分	市町村	測定局	メタン 測定時間 (時間)	メタン 年平均値 (ppmC)	メタン 6～9時における年平均値 (ppmC)	メタン 6～9時測定日数 (日)	メタン 6～9時3時間平均値 最高値 (ppmC)	メタン 6～9時3時間平均値 最低値 (ppmC)	全炭化水素 測定時間 (時間)	全炭化水素 年平均値 (ppmC)	全炭化水素 6～9時における年平均値 (ppmC)	全炭化水素 6～9時測定日数 (日)	全炭化水素 6～9時3時間平均値 最高値 (ppmC)	全炭化水素 6～9時3時間平均値 最低値 (ppmC)
一般環境大気測定局	青森市	栄旧小学校	8,644	1.99	1.99	359	2.40	1.62	8,644	2.01	2.02	359	2.42	1.60
	八戸市	八戸小学校	8,595	1.94	1.95	360	2.24	0.00	8,595	2.05	2.05	360	2.41	0.01
	六ヶ所村	六ヶ所村尾駮	8,707	1.98	1.99	366	2.10	1.84	8,707	2.03	2.04	366	2.47	1.90
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校	8,397	2.00	2.00	350	2.12	1.87	8,394	2.04	2.05	350	2.35	1.87
	弘前市	文京小学校	8,695	2.01	2.01	364	2.14	1.87	8,695	2.05	2.07	364	2.31	1.90
	八戸市	六日町	8,598	2.01	2.00	361	2.24	0.00	8,598	2.14	2.11	361	2.41	0.36

資料：県環境保全課

表46　微小粒子状物質測定結果

（令和５年度）

測定局区分	市町村	測定局	有効測定日数 (日)	年平均値 (μg/m³)	日平均値の年間98%値 (μg/m³)	日平均値が35μg/m³を超えた日数 (日)	日平均値が35μg/m³を超えた日数の割合 (%)
一般環境大気測定局	青森市	甲田小学校	329	10.4	20.9	1	0.3
	八戸市	根岸小学校	363	7.3	19.3	0	0.0
	五所川原市	五所川原第三中学校	355	7.4	20.6	1	0.3
自動車排出ガス測定局	弘前市	文京小学校	356	7.4	20.4	1	0.3
	八戸市	六日町	355	7.9	20.9	0	0.0

資料：県環境保全課

表47　有害大気汚染物質モニタリング調査結果

（令和５年度）

測定対象物質	測定値＜年平均値＞ 一般環境 堤小学校局※1	一般環境 第一中学校局	一般環境 八戸小学校局※2	発生源周辺 根岸小学校局※3	沿道 橋本小学校局※1	環境基準（指針値※4）＜年平均値＞	単位
ベンゼン	0.34	0.52	0.57	－	0.32	3以下	μg/m³
トリクロロエチレン	0.019	0.004	0.012	－	－	130以下	
テトラクロロエチレン	0.033	0.005	0.022	－	－	200以下	
ジクロロメタン	0.6	0.54	0.48	－	－	150以下	
アクリロニトリル	0.016	0.0009	0.021	0.027	－	(２以下)	
塩化ビニルモノマー	0.0071	0.0024	0.0058	－	－	(10以下)	
クロロホルム	0.07	0.094	0.14	0.2	－	(18以下)	
1,2-ジクロロエタン	0.08	0.055	0.13	－	－	(1.6以下)	
1,3-ブタジエン	0.037	0.035	0.028	－	0.036	(2.5以下)	
酸化エチレン	0.047	0.057	0.034	0.046	－	－	
アセトアルデヒド	0.94	1.3	0.92	－	0.95	(120以下)	
ホルムアルデヒド	1.8	2.8	1.7	－	1.9	－	
塩化メチル	1	1.1	1.3	－	－	(94以下)	
トルエン	0.97	1.3	1	－	1.0	－	
ベンゾ〔a〕ピレン	0.043	0.071	0.100	－	0.047	－	ng/m³
ニッケル化合物	2.8	0.79	4.7	2.4	－	(25以下)	
ベリリウム及びその化合物	0.046	0.036	0.022	－	－	－	
マンガン及びその化合物	21	20	46	12	－	(140以下)	
クロム及びその化合物	5	1.6	18	4.1	－	－	
ヒ素及びその化合物	1.5	1.1	0.94	0.8	－	(6以下)	
水銀及びその化合物	1.7	1.3	2	1.9	－	(40以下)	

（注）単位　μg（マイクログラム）＝100万分の１グラムのこと（10^{-6} g）
　　ng（ナノグラム）　＝10億分の１グラムのこと（10^{-9} g）

※１　堤小学校局及び橋本小学校局における調査は、青森市が実施
※２　八戸小学校局における調査は、八戸市が実施
※３　根岸小学校局における調査は、環境省が実施
※４　大気の汚染に係る指針値は、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものである。

資料：県環境保全課

表48　大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出施設数

（令和６年３月31日現在）

区分 / 市町村名			大気汚染防止法				青森県公害防止条例			
			ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		ばい煙関係施設		粉じん関係施設	
			施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数
市	1	青森市	622	295	133	29	9 （ 9 ）	9 （ 9 ）	151	31 （ 11 ）
	2	弘前市	270	133	95	16	1 （ 0 ）	1 （ 1 ）	47	13 （ 4 ）
	3	八戸市	500	231	436	35	4 （ 4 ）	4 （ 4 ）	281	34 （ 10 ）
	4	黒石市	45	23	101	5	1 （ 0 ）	1 （ 1 ）	71	3 （ 0 ）
	5	五所川原市	82	44	7	6	2 （ 0 ）	2 （ 2 ）	14	8 （ 5 ）
	6	十和田市	135	62	22	7	2 （ 0 ）	2 （ 1 ）	30	11 （ 7 ）
	7	三沢市	116	37	4	3	1 （ 0 ）	1 （ 0 ）	8	4 （ 2 ）
	8	むつ市	122	61	17	11	2 （ 0 ）	2 （ 2 ）	21	10 （ 2 ）
	9	つがる市	59	34	21	18	2 （ 0 ）	2 （ 2 ）	26	12 （ 6 ）
	10	平川市	40	26	6	4	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	4	2 （ 0 ）
小計			1,991	946	842	134	24 （ 13 ）	24 （ 22 ）	653	128 （ 47 ）
東津軽郡	11	平内町	25	15	51	1	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	27	2 （ 1 ）
	12	今別町	2	1	0	0	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	0	0 （ 0 ）
	13	蓬田村	4	4	0	0	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	0	0 （ 0 ）
	14	外ヶ浜町	19	12	1	1	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	1	1 （ 1 ）
小計			50	32	52	2	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	28	3 （ 2 ）
西津軽郡	15	鰺ヶ沢町	24	16	8	3	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	13	4 （ 2 ）
	16	深浦町	14	10	30	3	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	25	2 （ 0 ）
小計			38	26	38	6	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	38	6 （ 2 ）
中津軽郡	17	西目屋村	10	6	38	2	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	9	2 （ 0 ）
小計			10	6	38	2	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	9	2 （ 0 ）
南津軽郡	18	藤崎町	31	20	4	2	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	11	3 （ 1 ）
	19	大鰐町	25	15	18	1	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	24	2 （ 1 ）
	20	田舎館村	10	7	2	2	1 （ 0 ）	1 （ 0 ）	0	0 （ 0 ）
小計			66	42	24	5	1 （ 0 ）	1 （ 0 ）	35	5 （ 2 ）
北津軽郡	21	板柳町	15	8	2	2	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	5	2 （ 0 ）
	22	鶴田町	9	6	2	2	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	6	3 （ 1 ）
	23	中泊町	21	10	1	1	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	0	0 （ 0 ）
小計			45	24	5	5	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	11	5 （ 1 ）
上北郡	24	野辺地町	33	18	8	3	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	5	2 （ 1 ）
	25	七戸町	40	19	24	5	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	15	3 （ 2 ）
	26	六戸町	15	11	8	5	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	39	7 （ 5 ）
	27	横浜町	9	5	16	3	6 （ 0 ）	1 （ 0 ）	20	4 （ 2 ）
	28	東北町	31	14	3	3	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	9	4 （ 2 ）
	29	六ヶ所村	81	27	51	13	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	37	7 （ 5 ）
	30	おいらせ町	42	21	1	1	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	2	1 （ 0 ）
小計			251	115	111	33	6 （ 0 ）	1 （ 0 ）	127	28 （ 17 ）
下北郡	31	大間町	15	9	32	7	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	5	3 （ 0 ）
	32	東通村	13	7	15	7	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	13	3 （ 0 ）
	33	風間浦村	1	1	0	0	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	0	0 （ 0 ）
	34	佐井村	5	4	0	0	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	2	1 （ 1 ）
小計			34	21	47	14	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	20	7 （ 1 ）
三戸郡	35	三戸町	18	10	4	2	3 （ 0 ）	3 （ 3 ）	14	3 （ 2 ）
	36	五戸町	39	22	9	6	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	29	5 （ 2 ）
	37	田子町	9	7	11	2	9 （ 0 ）	9 （ 7 ）	18	3 （ 1 ）
	38	南部町	27	16	0	0	4 （ 0 ）	4 （ 4 ）	2	1 （ 1 ）
	39	階上町	14	7	2	2	2 （ 0 ）	2 （ 2 ）	5	2 （ 1 ）
	40	新郷村	2	2	0	0	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	0	0 （ 0 ）
小計			109	64	26	12	18 （ 0 ）	18 （ 16 ）	68	14 （ 7 ）
計			2,594	1,276	1,183	213	49 （ 13 ）	44 （ 38 ）	989	198 （ 79 ）

（注）１　粉じん発生施設は、一般粉じん発生施設のみで、県内に特定粉じん発生施設はない。
　　２　県条例対象施設のみを設置する工場・事業場数は、（　）書とした。

資料：県環境保全課

表49　電気事業法等に基づく施設設置状況

（令和６年３月31日現在）

区分 / 市町村名	電気事業法							ガス事業法		鉱山保安法				
	ばい煙発生施設					一般粉じん発生施設		ばい煙発生施設		ばい煙発生施設	一般粉じん発生施設			
	ボイラー	廃棄物焼却炉	ディーゼル発電機	ガスタービン	ガス機関	鉱物の堆積場	ベルトコンベア	ボイラー	ディーゼル発電機	乾燥炉	鉱物の堆積場	ベルトコンベア	破砕機・摩砕機	ふるい
青森市	0（0）	0	122（96）	27（25）	5（3）	0（0）	0（0）	3（1）	0（0）	0（0）	1（1）	7（1）	3（1）	1（1）
弘前市	0（0）	0	33（24）	10（9）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
八戸市	10（5）	0	101（47）	21（18）	2（2）	1（1）	4（1）	4（2）	4（1）	1（1）	3（1）	2（1）	1（1）	5（1）
黒石市	0（0）	0	4（3）	2（2）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
五所川原市	0（0）	0	13（9）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
十和田市	0（0）	0	14（12）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
三沢市	0（0）	0	26（14）	4（4）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
むつ市	0（0）	0	32（20）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
つがる市	0（0）	0	7（5）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
平川市	1（1）	0	8（7）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
平内町	0（0）	0	4（3）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
今別町	0（0）	0	0（0）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
蓬田町	0（0）	0	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
外ヶ浜町	0（0）	0	1（1）	3（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
鰺ヶ沢町	0（0）	0	3（3）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
深浦町	0（0）	0	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
西目屋村	0（0）	0	3（3）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
藤崎町	0（0）	0	4（2）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
大鰐町	0（0）	0	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
田舎館村	0（0）	0	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
板柳町	0（0）	0	2（2）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
鶴田町	0（0）	0	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
中泊町	0（0）	0	0（0）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
野辺地町	0（0）	0	4（4）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
七戸町	0（0）	0	2（2）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
六戸町	0（0）	0	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
横浜町	0（0）	0	4（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
東北町	0（0）	0	6（3）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
六ヶ所村	0（0）	0	28（13）	3（2）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
おいらせ町	0（0）	0	3（3）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
大間町	2（1）	0	4（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
東通村	2（1）	0	14（8）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	4（1）	105（1）	7（1）	18（1）
風間浦村	0（0）	0	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
佐井村	0（0）	0	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
三戸町	0（0）	0	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
五戸町	0（0）	0	2（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
田子町	0（0）	0	4（3）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
南部町	0（0）	0	5（5）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
階上町	0（0）	0	4（3）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）
新郷村	0（0）	0	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
計	15（8）	0	462（303）	81（72）	8（6）	1（1）	4（1）	7（3）	4（1）	1（1）	9（4）	114（3）	11（3）	24（3）

注：（　　）内は、工場・事業場数である。
資料：県環境保全課

表50　大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出受理件数

（令和５年度）

区分		項目	設置届出（施設）	使用届出（施設）	変更届出（施設）	氏名変更（工場・事業場）	廃止届出（施設）	承継届（工場・事業場）	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	県	38	0	14	77	78	9	216
		青森市	10	0	3	22	11	0	46
		八戸市	5	0	3	24	23	1	56
		小計	53	0	20	123	112	10	318
	一般粉じん発生施設	県	14	0	5	8	147	1	175
		青森市	1	0	0	1	1	0	3
		八戸市	2	0	0	2	39	0	43
		小計	17	0	5	11	187	1	221
	水銀排出施設	県	0	0	5	3	0	0	8
		青森市	0	0	0	0	0	0	0
		八戸市	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	5	3	0	0	8
青森県公害防止条例	ばい煙関係施設	県	2（　0）	0（　0）	0（　0）	7（　1）	3（　0）	0（　0）	11
		青森市	0（　0）	0（　0）	0（　0）	0（　0）	1（　0）	1（　0）	2
		八戸市	0（　0）	0（　0）	0（　0）	0（　0）	1（　0）	0（　0）	1
		小計	2（　0）	0（　0）	0（　0）	7（　1）	5（　0）	1（　0）	14
	粉じん関係施設	県	1	0	3	8	68	1	81
		青森市	0	0	0	0	1	0	1
		八戸市	0	0	0	2	38	0	40
		小計	1	0	3	10	107	1	122
計			73	0	33	154	411	13	683

（注）県公害防止条例に基づく工場・事業場数のうち、法と条例の両方の対象となる工場・事業場数は、（　）書とした。
資料：県環境保全課

表51　発生源監視測定局項目一覧表

（令和６年３月31日現在）

測定局名	対象施設名及び施設数	測定項目					
		二酸化硫黄	窒素酸化物	酸素濃度	発電量	排出ガス量	燃料使用量
東北電力㈱八戸火力発電所	ガスタービン (1)		1	1	1	1	1
大平洋金属㈱八戸製造所	焼鈍炉 (3)	3				3	
	ディーゼル機関 (1)	1	1	1		1	1
三菱製紙㈱八戸工場	ボイラー (7)	7	7	7		7	6
八戸セメント㈱	セメント焼成炉 (1)	1	1	1		1	
八戸製錬㈱八戸製錬所	焼結炉 (1)	1				1	
八戸バイオマス発電所	ボイラー (1)	1	1	1		1	1
八戸エコエネルギー発電所	ボイラー (1)	1	1	1		1	1

（注）（　　）は施設数
資料：県環境保全課

7　悪　　臭

表52　特定悪臭物質の臭気強度別濃度

（単位：ppm）

特定悪臭物質＼臭気強度	1	2	2.5	3	3.5	4	5
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2×10
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10^{3}
酢酸エチル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10^{2}
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10
トルエン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10^{2}	7×10^{2}
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

資料：県環境保全課

表53　発生源別悪臭苦情件数

発生源区分	焼却（施設）	産業用機械作動	産業排水	流出・漏洩	工事・建設作業	飲食店営業	移動発生源（自動車運行）	廃棄物投棄	家庭生活（機器）注１	家庭生活（ペット）	家庭生活（その他）注２	焼却（野焼き）	自然系	その他	不明	合計
苦情件数	1	3	3	3	0	3	0	0	0	10	10	9	1	10	1	54

注１　近隣住宅の空調・音響等機器によるもの
注２　近隣住宅の浄化槽、生活排水、話し声、自動車の空ぶかし等によるもの
資料：公害等調整委員会事務局「令和４年度公害苦情調査」より県環境政策課作成

表54　悪臭規制地域の指定状況

（令和６年３月31日現在）

年月日	指定市町村名
昭和48年　3月　1日	大鰐町、東北町、大間町、(平賀町)、六戸町、三戸町、田子町、(福地村)、(碇ヶ関村)、階上町、(森田村)
昭和48年12月22日	鰺ヶ沢町、鶴田町、(浪岡町)、(百石町)、横浜町、田舎館村
昭和52年　4月28日	(下田町)
昭和55年　3月27日	(名川町)
昭和59年　3月　3日	(常盤村)、(金木町)
平成　2年　3月22日	(木造町)
平成　3年　3月29日	(大畑町)、野辺地町、(蟹田町)、(十和田湖町)、(天間林村)、六ケ所村、(倉石村)
平成　4年　3月30日	平内町、深浦町、(中里町)、七戸町、(上北町)、蓬田村、(南郷村)
平成　5年　3月29日	(岩木町)、板柳町、五戸町、(柏村)、(車力村)、(市浦村)、風間浦村
平成　6年　3月18日	今別町、藤崎町、(尾上町)、(川内町)、(相馬村)、東通村
平成　8年　4月　1日	(平舘村)
平成17年　3月31日　※	八戸市
平成18年10月　1日　※	青森市
平成24年　4月　1日　※	弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市、つがる市、平川市
平成24年　4月　2日　※	三沢市
規制地域が指定されている市町村	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ケ沢町、深浦町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ケ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町
合　計	37市町村(10市22町５村)

※各市が悪臭規制地域を指定。（最初の指定は昭和48年３月１日に指定
（注）（　　）は市町村合併に伴い名称変更
資料：県環境保全課

1　青森県及び９市

(昭和48年３月１日青森県告示第121号)
(平成24年４月１日弘前市告示第121号)
(平成17年３月31日八戸市告示第108号)
(平成24年４月１日黒石市告示第68号)
(平成24年４月１日五所川原市告示第32号)
(平成24年４月１日十和田市告示第152号)
(平成24年４月２日三沢市告示第30号)
(平成24年４月１日むつ市告示第48号)
(平成24年４月１日つがる市告示第56号)
(平成24年４月１日平川市告示第31号)

(1)　事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(敷地境界)

表52　特定悪臭物質の臭気強度別濃度のうち臭気強度2.5に相当する濃度

(2)事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準(気体排出口)

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象となり、物質ごとに次の式により算出された量

$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$

ｑ：流量(Nm^3/時)

Ｈｅ：補正された排出口の高さ(ｍ)

Ｃｍ：事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値(ppm)

ただし、Heが５ｍ未満の場合、この式による規制基準は適用されない。

資料：県環境保全課

(3)事業場の敷地外における規制基準(排出水)

表55　悪臭規制基準

特定悪臭物質名	Q≦0.001	0.001＜Q≦0.1	0.1＜Q
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

（注）Ｑ：排出水量（m^3／s）（単位：mg／L）

2　青森市

(平成24年４月１日青森市告示第102号)

(1)事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(敷地境界)

臭気指数10

(2)事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準(気体排出口)

事業場の敷地境界における規制基準臭気指数10を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第６条の２により算出される臭気排出強度若しくは臭気指数

(3)事業場の敷地外における規制基準(排出水)

臭気指数26

(青森市の臭気指数規制について)

臭気指数は、工場・事業場で採取した空気や水を無臭空気（水）で順次希釈し、嗅覚検査に合格した６名がそのにおいを順次かぎ、においのしなくなったときの希釈倍率（臭気濃度）から算出する。

臭気指数＝１０×ｌｏｇ（臭気濃度）

表56　飼養戸数、頭羽数（県計）の推移

（単位：戸、頭、千羽）

調査年月	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		プロイラー	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数
H13. 2	400	18,400	1,530	54,700	280	369,800	60	5,884	50	4,617
H14. 2	380	18,000	1,510	56,300	260	369,600	50	5,988	46	4,492
H15. 2	360	17,800	1,480	57,600	240	380,100	50	6,098	57	5,160
H16. 2	350	17,300	1,450	56,700	216	389,300	45	5,711	54	5,080
H17. 2	324	16,700	1,360	56,500	216	389,300	—	—	53	5,060
H18. 2	319	16,500	1,340	57,900	191	377,500	38	4,755	60	5,809
H19. 2	311	15,800	1,330	60,100	182	386,400	38	4,828	56	5,861
H20. 2	306	15,100	1,310	60,200	171	402,800	31	4,624	53	5,699
H21. 2	301	14,400	1,310	61,800	163	386,600	29	4,910	58	6,105
H22. 2	284	13,900	1,330	62,400	—	—	—	—	—	—
H23. 2	269	13,500	1,220	58,900	134	395,800	30	6,165	—	—
H24. 2	262	13,400	1,130	58,200	127	402,400	30	6,301	—	—
H25. 2	239	12,900	1,110	58,300	114	388,500	29	6,439	66	6,910
H26. 2	226	12,500	1,050	57,000	107	381,800	29	6,514	66	6,844
H27. 2	219	11,600	1,020	55,000	—	—	—	—	—	—
H28. 2	204	11,500	973	55,700	86	362,100	28	6,588	68	7,117
H29. 2	194	11,100	942	55,400	82	348,800	28	7,359	68	7,288
H30. 2	187	11,300	886	55,900	79	359,500	28	7,549	67	7,018
H31. 2	186	11,700	827	53,500	73	351,800	27	7,943	64	6,943
R2.2	172	11,800	824	53,700	—	—	—	—	—	—
R3.2	165	12,000	792	53,400	63	352,700	27	7,734	64	7,087
R4.2	156	12,200	763	54,600	60	358,600	25	6,497	63	8,058
R5.2	147	12,400	726	57,100	52	356,300	23	5,393	60	6,905
R6.2	136	11,100	688	55,500	48	334,800	24	6,540	59	7,639
一戸当たり頭羽数 (R6.2)	青森	81.6	青森	80.7	青森	6,975.0	青森	204.3	青森	129.5
	全国	110.3	全国	73.2	全国	2,810.9	全国	79.1	全国	70.7

(注)採卵鶏の戸数は1,000羽以上、ブロイラーの戸数は3,000羽以上の飼養者
資料：畜産統計

8 騒音・振動

表57　自動車騒音常時監視結果

（令和５年度）

市名	路線名	測定年月日	車線数	評価区間延長(Km)	測定地点	測定地点の環境基準類型	測定結果(dB) 昼間	測定結果(dB) 夜間	評価対象戸数〔戸〕 a =b+c+d+e	昼間・夜間とも基準値以下の戸数〔戸〕 b ( )は割合%	昼間のみ基準値以下の戸数〔戸〕 c ( )は割合%	夜間のみ基準値以下の戸数〔戸〕 d ( )は割合%	昼間・夜間とも基準値超過の戸数〔戸〕 e ( )は割合%
青森市	一般国道４号	11/21～11/22	2	2.2	久栗坂浜田	B	66	62	58	58 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	一般国道７号	12/5～12/6	7	0.9	千刈一丁目	C	67	61	325	323 (99)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
〃	青森田代十和田線	12/4～12/5	2	2.1	幸畑唐崎	A	66	57	295	295 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	荒川青森停車場線	12/4～12/5	4	0.4	荒川柴田	B	69	65	41	40 (98)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
〃	久栗坂造道線	11/21～11/22	2	1.1	久栗坂山辺	B	61	54	179	179 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	青森港線	12/5～12/6	7	0.4	本町三丁目	C	58	50	92	92 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
弘前市	一般一般国道７号－３	10/24	4	1.1	末広一丁目	C	70	65	5	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	弘前岳鰺ヶ沢線－１	11/8	4	0.9	百石町	C	65	56	285	284 (100)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
〃	弘前岳鰺ヶ沢線－３	10/26	2	0.9	代官町	C	63	56	309	309 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	弘前岳鰺ヶ沢線－５	10/26	2	2	駒越町	C	63	54	239	239 (100)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
〃	弘前平賀線－１	11/21	4	0.6	品川町	B	63	55	271	271 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	松木平撫牛子停車場線－１	10/31	2	3	小比内四丁目	A	61	50	478	478 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	城東線	10/24	4	1.3	稲田二丁目	B	61	50	370	370 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
八戸市	妙売市線	12/21～12/22	2	0.4	新井田字横町	A	63	54	45	45 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	一般国道104号	12/21～12/22	2	1.8	根城五丁目	B,C	59	51	244	244 (100)	6 (2)	0 (0)	1 (0)
〃	一般国道45号線	12/21～12/22	4	0.6	下永一丁目	B	69	62	103	103 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	白銀沼館環状線	12/21～12/22	4	1.2	長者三丁目	B,C	64	57	307	307 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	長苗代八太郎線	12/21～12/22	4	2.3	石堂一丁目	B,C	62	53	552	552 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
黒石市	吹上金屋黒石線	10/24	2	0.5	長崎一丁目	A	65	54	43	28 (65)	0 (0)	0 (0)	15 (35)
〃	大鰐浪岡線－２	11/14	2	1.6	富士見	C	62	49	20	20 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	黒石停車場線	11/14	2	0.6	乙徳兵衛町	C	66	63	109	109 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
五所川原市	一般国道339号－１	11/1～11/2	2	0.7	大字湊字千鳥	B	61	51	69	69 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	蒔田五所川原線－２	11/1～11/2	2	0.2	字柏原町	C	58	50	49	49 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
十和田市	一般国道102号	11/13～11/14	2	1.8	東三番町	B	68	60	123	123 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	三沢十和田線	11/13～11/14	2	0.5	三本木	C	67	61	27	27 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
三沢市	八戸野辺地線－１	11/13	2	2	大町二丁目	B	64	57	275	275 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	三沢十和田線-１	11/13	2	2.8	下久保三丁目	B	68	60	246	246 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
むつ市	一般国道279号（バイパス）	11/14	2	2.7	新町	C	43	30	252	252 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	むつ恐山公園大畑線	11/14	2	1.2	小川町二丁目	A	32	25	138	138 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
〃	赤川下北停車場線	11/14	2	1.2	下北町	B	38	28	36	36 (100)	(0)	(0)	(0)
平川市	町居平賀停車場線	10/3	2	2.3	町居南田	なし	64	55	83	83 (100)	(0)	(0)	(0)
〃	小国本町線	10/3	2	15.4	新館藤山	なし	63	53	109	109 (100)	(0)	(0)	(0)
計	32　路　線			56.7					5,777	5,758 (99.7)	6 (0)	2 (0.0)	19 (0.3)

（注）　１　割合は四捨五入により表示しているため、合計が100%にならない場合がある。
　　２　測定は、各市が実施。
資料：表57～表62　県環境保全課

表58　航空機騒音測定結果（青森空港）

（令和５年度）

No.	測定地点名	地域類型	環境基準値 Lden(dB)	測定期間	測定結果 Lden(dB)	実施機関
1	青森市金沢地区	Ⅱ	62	11／ 7 ～ 11／13	48	青森市
2	青森市高田地区１	Ⅱ	62	10／27 ～ 11／ 2	49	
3	青森市高田地区２	Ⅱ	62	9／30 ～ 10／ 6	39	
4	青森市小館地区	Ⅱ	62	10／19 ～ 10／25	44	
5	青森市野沢地区	Ⅱ	62	10／11 ～ 10／17	49	
6	青森市浪岡相沢地区	Ⅱ	62	11／15 ～ 11／21	48	
7	青森市浪岡王余魚沢地区	Ⅱ	62	9／22 ～ 9／28	42	

表59　航空機騒音測定結果（八戸飛行場）

（令和５年度）

No.	測定地点名	地域類型	環境基準値 Lden(dB)	測定期間	測定結果 Lden(dB)	実施機関
1	八戸市市川地区	Ⅰ	57	7／25 ～ 8／ 7	46	八戸市
2	八戸市河原木地区	Ⅰ	57	6／ 7 ～ 6／20	37	
3	八戸市尻内地区	Ⅱ	62	5／23 ～ 6／ 5	34	
4	五戸町上市川地区	Ⅱ	62	10／14 ～ 10／27	41	環境保健センター

表60　航空機騒音測定結果（三沢飛行場）

（令和５年度）

No.	測定地点名	地域類型	環境基準値 Lden(dB)	測定期間	測定結果 Lden(dB)	実施機関
1	十和田市西二十二番町地区	Ⅰ	57	10／14 ～ 10／27	44	環境保健センター
2	三沢市三沢地区	Ⅱ	62	8／24 ～ 9／ 6	50	
3	野辺地町野辺地地区	Ⅱ	62	9／16 ～ 9／29	40	
4	東北町大浦地区	Ⅱ	62	9／16 ～ 9／29	61	
5	六ヶ所村倉内地区	Ⅱ	62	7／12 ～ 7／25	50	

表61　新幹線鉄道騒音測定結果（東北新幹線鉄道）

（令和５年度）

測定地点	区間	地域類型	環境基準値 (dB)	測定日	測定結果(dB)		実施機関
					25m地点	50m地点	
南部町法師岡	盛岡－八戸間	Ⅰ	70	11/15	74	71	環境保健センター
八戸市上野	八戸－新青森間	Ⅰ	70	9/8	70	64	八戸市
八戸市長苗代		Ⅱ	75	9/13	67	62	
おいらせ町西下川原		Ⅰ	70	11/16	76	71	環境保健センター
青森市金浜		Ⅰ	70	11/15	75	69	青森市
青森市三内		Ⅰ	70	10/2	65	62	
青森市野木		Ⅰ	70	11/13	77	73	
青森市新城	新青森－新函館北斗間	Ⅱ	75	10/27	68	67	
青森市羽白		Ⅰ	70	10/31	70	68	

（注）　25m地点、50m地点は近接軌道中心からの距離

表62　騒音に係る環境基準

(1)　一般環境基準(平成10年環境庁告示第64号)

(単位：デシベル)

時間の区分／地域の類型	昼　間	夜　間	備　　考
ＡＡ	50以下	40以下	昼間：午前６時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日午前６時まで
Ａ及びＢ	55以下	45以下	
Ｃ	60以下	50以下	

(注)　類型ＡＡ：指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域である。
類型Ａ　：指定地域のうち低層住居専用地域、中高層住居専用地域である。
類型Ｂ　：住居地域、準住居地域である。
類型Ｃ　：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域である。

(2)　道路に面する地域の環境基準
(平成10年環境庁告示第64号)

(単位：デシベル)

時間の区分／地域の区分	昼間	夜間
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 (騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉ざして生活していると認められる個々の住居等の室内)	70以下 (45以下)	65以下 (40以下)

(3)　航空機騒音に係る環境基準
(昭和48年環境庁告示第154号)

(単位：デシベル)

地域の類型	基準値
Ⅰ	57以下
Ⅱ	62以下

(注)　類型Ⅰ：指定地域のうち、住居専用地域である。
類型Ⅱ：指定地域のうち、Ⅰの地域、工業専用地域、河川区域、飛行場の敷地、防衛施設の敷地等を除いた地域である。

(4)　新幹線鉄道騒音に係る環境基準
(昭和50年環境庁告示第46号)

(単位：デシベル)

地域の類型	基準値（Lden）
Ⅰ	70以下
Ⅱ	75以下

(注)　類型Ⅰ：住居の用に供される地域である。
類型Ⅱ：Ⅰ以外の地域であって通常の生活環境を保全する必要のある地域である。

表63　騒音規制地域の指定状況

(令和６年３月31日現在)

地　域　名	指定年月日　(最初の指定年月日)
青　森　市	平成18年10月１日　(昭和47年３月２日)
弘　前　市	平成24年４月１日　(昭和47年３月２日)
八　戸　市	平成27年６月１日　(昭和47年３月２日)
黒　石　市	平成24年４月１日　(昭和47年３月２日)
五所川原市	平成24年４月１日　(昭和48年３月１日)
十和田市	平成24年４月１日　(昭和47年３月２日)
三　沢　市	平成24年４月２日　(昭和48年12月22日)
む　つ　市	平成27年４月21日　(昭和51年２月12日)

資料：表63～表68　県環境保全課

表64　振動規制地域の指定状況

(令和６年３月31日現在)

地　域　名	指定年月日　(最初の指定年月日)
青　森　市	平成18年10月１日　(昭和52年12月27日)
弘　前　市	平成24年４月１日　(昭和52年12月27日)
八　戸　市	平成27年６月１日　(昭和47年３月２日)
黒　石　市	平成24年４月１日　(昭和52年12月27日)
五所川原市	平成24年４月１日　(昭和52年12月27日)
十和田市	平成24年４月１日　(昭和52年12月27日)
三　沢　市	平成24年４月２日　(昭和52年12月27日)
む　つ　市	平成24年４月１日　(昭和52年12月27日)

表65　騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況

(令和６年３月31日現在)

区分／市名	特定施設				特定建設作業	
	騒音規制法		振動規制法		騒音規制法	振動規制法
	特定施設数	特定工場数	特定施設数	特定工場数		
青森市	1,064	251	330	130	11	10
弘前市	753	149	437	88	4	3
八戸市	1051	197	467	118	11	10
黒石市	86	39	88	38	0	0
五所川原市	23	6	8	2	6	7
十和田市	160	64	57	21	0	1
三沢市	117	25	57	15	0	0
むつ市	137	32	53	20	0	0
合計	3,391	763	1,497	432	32	31

表66　県公害防止条例に基づく届出状況

（令和６年３月31日現在）

区分／市名	騒音関係施設		特定作業	振動関係施設	
	施設数	工場数		施設数	工場数
青森市	429	221	42	717	129
弘前市	239	96	0	292	50
八戸市	444	185	45	593	112
黒石市	22	6	25	23	5
五所川原市	63	37	0	21	5
十和田市	71	33	27	51	16
三沢市	66	31	22	37	12
むつ市	87	66	5	33	14
合計	1,421	675	166	1,767	343

表67　騒音に係る規制基準

(1)　特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和47年青森県告示第169号）

（平成18年10月１日青森市告示第164号、平成24年４月１日弘前市告示第118号、平成17年２月14日八戸市告示第22号、平成24年４月１日黒石市告示第67号、平成24年４月１日五所川原市告示第30号、平成24年４月１日十和田市告示第151号、平成24年４月２日三沢市告示第28号、平成24年４月１日むつ市告示第46号）

（単位：デシベル）

時間の区分／区域の区分	昼間	朝夕	夜間	備　　考
第　1　種　区　域	50	45	45	朝　：午前６時から午前８時まで
第　2　種　区　域	55	50	45	昼間：午前８時から午後７時まで
第　3　種　区　域	65	60	50	夕　：午後７時から午後９時まで
第　4　種　区　域	70	65	55	夜間：午後９時から翌日午前６時まで

※ただし、第２種、第３種及び第４種区域内に所在する学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50m以内では表の値から５デシベル減じた値。

（注）　第１種区域：指定区域のうち、低層住居専用地域である。
第２種区域：指定区域のうち、中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。
第３種区域：指定区域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域である。
第４種区域：指定区域のうち、工業地域である。

(2)　特定建設作業騒音に係る基準（昭和43年厚生省、建設省告示第１号）

規制種別／地域の区分	基準値	作業時刻	１日当たりの作業時間	作業期間	作業日
1　号　区　域	85	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2　号　区　域		午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

（注）　１号区域：騒音規制法第３条第１項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域
イ　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
ロ　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
ハ　住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
ニ　学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。
２号区域：騒音規制法第３条第１項の規定により指定された地域のうち、１号区域以外の区域

(3)　自動車騒音の要請限度(平成12年環境省令第15号)

(単位：デシベル)

	区域の区分＼時間の区分	昼間	夜間	備　　考
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55	昼間：午前６時から 午後10時まで
2	a区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65	
3	b区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70	夜間：午後10時から 翌日午前６時まで

※上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（２車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、２車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(注)　a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事又は市長が定めた区域をいう。

1　a区域：専ら住居の用に供される区域

2　b区域：主として住居の用に供される区域

3　c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

表68　振動に係る規制基準

(1)　特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和52年青森県告示第897号)

(平成18年10月１日青森市告示第165号、平成24年４月１日弘前市告示第119号、平成13年４月１日八戸市告示第99号、平成24年４月１日黒石市告示第69号、平成24年４月１日五所川原市告示第31号、平成24年４月１日十和田市告示第153号、平成24年４月２日三沢市告示第29号、平成24年４月１日むつ市告示第47号)

(単位：デジベル)

区域の区分＼時間の区分	昼間	夜間	備　　考
第　1　種　区　域	60	55	昼間：午前８時から午後７時まで
第　2　種　区　域	65	60	夜間：午後７時から翌日午前８時まで

※ただし、学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50m以内では、表の値から５デシベル減じた値。

(注)　第１種区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第２種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

(2)　特定建設作業振動に係る基準(昭和51年総理府令第58号)

地域の区分＼規制種別	基準値	作業時刻	１日あたり	作業期間	作業日
1　号　区　域	75	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続６日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2　号　区　域		午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

(注)　１号区域：振動規制法第３条第１項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域

イ　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること

ロ　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること

ハ　住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること

ニ　学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること

２号区域：振動規制法第３条第１項の規定により指定された地域のうち、１号区域以外の区域

(3)　道路交通振動の要請限度(昭和51年総理府令第58号)

(単位：デシベル)

区域の区分＼時間の区分	昼間	夜間	備　　考
第１種区域	65	60	昼間及び夜間とは、それぞれ以下の時間の範囲内において、都道府県知事又は市長が定めた時間をいう。 昼間：午前５時、６時、７時又は８時から 午後７時、８時、９時又は10時まで 夜間：午後７時、８時、９時又は10時から 翌日の午前５時、６時、７時又は８時まで
第２種区域	70	65	

(注)　第１種区域及び第２種区域と、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定め区域をいう。

1　第１種区域　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

2　第２種区域　住居の用に合わせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

表69　一般的な騒音の例

dB（デシベル）	状　　態
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛
100	電車が通る時のガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内、せみの声
70	電話のベル、鈴虫の音色、騒々しい事務所
60	静かな車内、普通の会話
50	静かな事務所
40	図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

資料：表69～表71　県環境保全課

表70　振動の影響例

気象庁震度階級	振動レベル dB(デシベル)	状　　態
4	85～95	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目を覚ます。電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
3	75～85	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目を覚ます。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。
2	65～75	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。
1	55～65	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
0	55以下	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。

表71　三沢飛行場周辺地域等における防衛施設周辺騒音対策関係事業一覧表

（決算額、単位：百万円）

事業＼年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
騒音防止事業					
（学校・病院等の騒音）	304	497	65	79	0
（住宅防音）	2,215	2,108	2,140	1,917	2,553
（防音関連維持費）	8	8	9	12	12
民生安定助成事業					
（学習用供用施設等の防音助成）	0	0	0	0	0
（放送受信障害）	31	26	24	23	21
移転措置事業	1,158	913	235	378	378
緑地整備事業	20	23	21	25	28
計	3,736	3,575	2,494	2,434	2,992

９ 地盤・土壌環境

表72　土壌汚染に係る環境基準

No.	項　　目	環 境 基 準
1	カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。
3	有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
4	鉛	検液１Ｌにつき0.01mg以下であること。
5	六価クロム	検液１Ｌにつき0.05mg以下であること。
6	砒（ひ）素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg以下であること。
7	総水銀	検液１Ｌにつき0.0005mg以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
9	ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
10	銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
11	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
12	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
13	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
14	１，２－ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
15	１，１－ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
16	１，２－ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
17	１，１，１－トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
18	１，１，２－トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
19	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
20	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
21	１，３－ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
22	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
23	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
24	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
25	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
26	セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
27	ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
28	ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
29	１，４－ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

平成３年８月23日環境庁告示第46号
最終改正令和２年環境省告示第48号

表73　土壌汚染に係る特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質	指定基準	
	土壌含有量基準	土壌溶出量基準
クロロエチレン		0.002 mg／L以下
四塩化炭素		0.002 mg／L以下
1,2－ジクロロエタン		0.004 mg／L以下
1,1－ジクロロエチレン		0.1 mg／L以下
1,2－ジクロロエチレン		0.04 mg／L以下
1,3－ジクロロプロペン		0.002 mg／L以下
ジクロロメタン		0.02 mg／L以下
テトラクロロエチレン		0.01 mg／L以下
1,1,1－トリクロロエタン		1 mg／L以下
1,1,2－トリクロロエタン		0.006 mg／L以下
トリクロロエチレン		0.01 mg／L以下
ベンゼン		0.01 mg／L以下
カドミウム及びその化合物	45 mg／kg以下	0.003 mg／L以下
六価クロム化合物	250 mg／kg以下	0.05 mg／L以下
シアン化合物	50 mg／kg以下	シアンが検出されないこと
水銀及びその化合物	15 mg／kg以下	0.0005 mg／L以下
うちアルキル水銀		検出されないこと
セレン及びその化合物	150 mg／kg以下	0.01 mg／L以下
鉛及びその化合物	150 mg／kg以下	0.01 mg／L以下
砒素及びその化合物	150 mg／kg以下	0.01 mg／L以下
ふっ素及びその化合物	4,000 mg／kg以下	0.8 mg／L以下
ほう素及びその化合物	4,000 mg／kg以下	1 mg／L以下
シマジン		0.003 mg／L以下
チウラム		0.006 mg／L以下
チオベンカルブ		0.02 mg／L以下
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと
有機りん化合物		検出されないこと

表74　青森地区の水準点の水準測量結果（沈下量上位10位）

順位	平成28年５月～令和元年５月			順位	令和元年５月～令和４年５月		
	水準点番号	所在地	沈下量(cm)		水準点番号	所在地	沈下量(cm)
1	43C	港町二丁目	-1.92	1	70A	浜田字玉川	-1.90
2	41C	港町二丁目	-1.82	2	71C	問屋町二丁目	-1.37
3	88B	青柳一丁目	-1.80	3	87B	第二問屋町三丁目	-0.65
4	40B	港町二丁目	-1.79	4	69B	青葉三丁目	-0.60
4	44B	大野一丁目	-1.79	5	41C	港町二丁目	-0.39
6	156A	緑二丁目	-1.60	6	37A	合浦二丁目	-0.30
7	39B	港町二丁目	-1.50	6	39B	港町二丁目	-0.30
8	71C	問屋町二丁目	-1.46	8	80B	幸畑字唐崎	-0.28
9	87B	第二問屋町三丁目	-1.45	9	40B	港町二丁目	-0.27
10	119A	青柳二丁目	-1.40	10	156A	緑二丁目	-0.20
10	122A	堤町二丁目	-1.40				

資料：青森市

表75　八戸地区の水準点の水準測量結果（沈下量上位10位）

順位	平成26年１月～平成29年１月			順位	平成29年１月～令和２年１月		
	水準点番号	所在地	沈下量(cm)		水準点番号	所在地	沈下量(cm)
1	39	尻内町（青森県八戸合同庁舎）	-0.67	1	49	根城一丁目（根城一丁目内宅地）	-0.58
2	49	根城一丁目（根城一丁目内宅地）	-0.50	2	33	市川町（轟木小学校）	-0.48
3	53	尻内町（青森県八戸合同庁舎）	-0.48	3	47	吹上三丁目（月丘町内宅地）	-0.44
4	47	吹上三丁目(月丘町内宅地)	-0.44	4	8	柏崎二丁目（旧柏崎小学校）	-0.30
5	33	市川町（轟木小学校）	-0.41	5	測候所	湊町（八戸測候所）	-0.27
6	45	吹上三丁目(東日本高速道路㈱職員住宅)	-0.39	6	48	根城三丁目（すき家八戸南店前交差点）	-0.26
7	48	根城一丁目(すき家八戸南店前交差点)	-0.39	6	11	湊町（大沢小公園）	-0.22
8	42	尻内町(白上神社)	-0.38	8	12	白銀一丁目（県道・三島ポンプ場角）	-0.20
9	41	一番町二丁目(上長集会所跡地)	-0.31	9	18	河原木（東北電力株式会社八戸火力発電所裏）	-0.17
10	40	尻内町(三条中学校)	-0.29	10	17	河原木（大平洋金属株式会社八戸工場裏）	-0.13

資料：八戸市

表76　八戸地区の観測井測定結果（水位・沈下量の年度別累積変動）

観測井		28年度		29年度		30年度		平成31(令和元)年度		令和２年度	
井戸No.	設置場所	水位(m)	沈下(mm)	水位(m)	沈下(mm)	水位(m)	沈下(mm)	水位(m)	沈下(mm)	水位(m)	沈下(mm)
1	青葉三丁目(第三中学校)	-1.98	－	-2.04	－	-2.03	－	-2.64	－	-1.78	－
2	尻内町字中根市(三条中学校)	-0.40	－	-0.41	－	-0.36	－	-1.12	－	-0.24	－
3	市川町字赤畑(市川中学校)	-8.74	－	-9.31	－	-9.11	－	-9.24	－	-8.54	－
4-A	旧柏崎二丁目(柏崎小学校)	-1.96	-0.42	-2.19	＋1.85	-2.14	-1.41	-2.74	＋1.81	-2.21	＋0.41
5	江陽二丁目(江陽公園)	-2.04	＋0.09	-2.07	＋0.12	-2.00	-0.21	-2.27	＋0.17	-1.89	-0.11
6	河原木字角地田(市営河原木団地)	-0.96	-0.58	-1.10	-0.50	-0.99	-0.08	-1.61	＋0.26	-0.61	-0.34
7	市川町字古館(多賀小学校)	-10.27	-0.52	-10.90	-1.08	-10.99	-0.8	-11.30	＋0.7	-10.29	-1.13

資料：八戸市

10　化学物質

表77　ダイオキシン類環境基準

媒体	環境基準
大気	年間平均値が0.6pg-TEQ/m^3以下であること
水質(水底の底質を除く。)	年間平均値が1.0pg-TEQ/L以下であること
水底の底質	150pg-TEQ/g　以下であること
土壌	1,000pg-TEQ/g　以下であること

備考
1　基準値は2,3,7,8－四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2　大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
3　水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
4　水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
5　土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
6　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g　以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

平成11年12月27日環境庁告示第68号、改正：平成14年7月22日環境省告示第46号

表78　ダイオキシン類モニタリング調査結果（環境大気）

（令和５年度）

No.	目的	市町村	測定地点	ダイオキシン類(pg-TEQ/m^3) 調査時期 春期	夏期	秋期	冬期	年平均値	実施機関
1	一般環境	青森市	青森市立堤小学校	0.0073	0.0078	0.0054	0.014	0.0086	青森市
2		弘前市	弘前市立第一中学校	0.0067	0.0063	0.0029	0.0045	0.0051	県
3		八戸市	八戸市立八戸小学校	0.015	0.015	0.0056	0.0041	0.010	八戸市
4		五所川原市	五所川原市立五所川原第三中学校	0.017	0.011	0.0058	0.010	0.011	県
5		十和田市	十和田市立三本木中学校	0.0061	0.020	0.0032	0.0050	0.0086	
6		むつ市	むつ合同庁舎	0.011	0.0074	0.0027	0.0058	0.0067	
7	発生源周辺	青森市	青森市文化財資料等収蔵庫	0.0064	0.020	0.023	0.015	0.016	青森市
8		八戸市	八戸市立根岸小学校	0.019	0.015	0.004	0.004	0.010	八戸市
9		つがる市	繁田コミュニティー消防センター	0.0091	0.022	0.012	0.0045	0.0012	県
10		十和田市	十和田市下水処理場	0.012	0.0095	0.0047	0.0089	0.0088	
11		むつ市	むつ市立奥内小学校	0.0047	0.0050	0.0049	0.012	0.0067	
環境基準（年平均値）								0.6	

（注）1　ダイオキシン類はPCDD、PCDF及びコプラナーPCBの総和を示す。
2　毒性等量(TEQ)はWHO-IPCS(2006)を毒性等価係数(TEF)として用いて、毒性の強さに換算した数値である。
3　(注)１及び(注)２については、水質、底質、及び土壌に係る表についても同様である。

資料：県環境保全課

表79　ダイオキシン類モニタリング調査結果（公共用水域）

（令和５年度）

No.	水　域　名	調査地点名	ダイオキシン類		実施機関
			公共用水域水質 (pg-TEQ/L)	公共用水域底質 (pg-TEQ/g)	
1	追良瀬川	追良瀬橋	0.0097	－	県
2	岩木川	鷹ノ巣橋	0.012	－	
3		乾橋	0.12	0.21	国土交通省
4	大秋川	国吉橋	0.057	－	県
5	大落前川	延命橋	0.012	－	
6	浅瀬石川	千年橋	0.020	－	
7	新十川	湊橋	0.35	0.18	
			0.13	－	
8	旧十川	鳴戸橋	0.73	1.3	
			0.17	－	
9	山田川	車力橋	0.60	5.8	
			0.69	－	
10	長川	新長川橋	0.016	－	
11	新城川	戸建沢橋	0.17	0.2	青森市
12		新井田橋	0.21	7.2	
13	堤川	荒川橋	0.035	0.19	
14	浅虫川	鉄橋下	0.051	0.25	
15	大袋川	下流	0.16	0.27	
16	小荒川	小荒川橋	0.034	－	県
17	川内川	川内橋	0.0084	－	
18	古佐井川	古佐井橋	0.0094	－	
19	姉沼川	姉沼橋	0.11	－	
20	古間木川	第二境橋	0.086	－	
21	馬淵川	尻内橋	0.071	0.26	国土交通省
22	熊原川	留ヶ先橋	0.048	－	県
23	新井田川	湊橋	0.030	－	八戸市
24	小川原湖	Ｈ(小川原湖総合観測所)	0.067	3.1	国土交通省
25		内沼　中央	0.016	16	県
26	十和田湖	５　中央	0.0095	－	
27	世増ダム貯水池	ダムサイト	0.029	6	八戸市
28	陸奥湾	堤川１km沖	0.036	4.4	青森市
29		青森湾中央	0.0092	2.7	県
30		陸奥湾中央	0.0096	－	
31		大湊湾中央	0.0095	－	
32	八戸前面海域	４　鮫・白銀前面	0.026	－	八戸市
33		９　北沼前面	0.024	－	
環境基準値			1	150	

資料：県環境保全課

表80　ダイオキシン類モニタリング調査結果（地下水）

（令和５年度）

No.	調査地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	実施機関
1	青森市　浪岡杉沢	0.033	青森市
2	青森市　浪岡浪岡	0.033	
3	八戸市　長苗代	0.046	八戸市
4	十和田市　深持	0.018	県
5	むつ市　川内	0.015	
6	今別町　今別	0.019	
7	藤崎町　福舘	0.016	
8	大鰐町　三ツ目内	0.016	
9	鶴田町　野木	0.017	
10	東北町　横志多	0.017	
11	六ヶ所村　尾駮	0.027	
12	佐井村　佐井	0.015	
13	階上町　角柄折	0.017	
環境基準値		1	

資料：県環境保全課

表81　ダイオキシン類モニタリング調査結果（土壌）

（令和５年度）

No.	目的	調査地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)	実施機関
1	一般環境	青森市　幸畑	0.083	青森市
2		八戸市　新湊	1.6	八戸市
3		むつ市　田名部	0.020	県
4		平内町　小湊	0.76	
5		深浦町　蓙野	0.36	
6		中泊町　中里亀山	0.020	
7		六戸町　犬落瀬	0.21	
8		階上町　道仏外窪	0.046	
9	発生源周辺	青森市　新城	13	青森市
10		青森市　雲谷	1.7	
11		つがる市　稲垣繁田	1.0	県
12		東北町　塔ノ沢山	0.56	
環境基準値			1,000	

資料：県環境保全課

表82　令和５年度ＰＲＴＲ届出排出量・移動量（把握年度:令和４年度分）

（単位 kg/年、ダイオキシン類はmg-TEQ/年）

対象物質		排出量					移動量			排出・移動量合計
物質番号	物質名称	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計	廃棄物移動	下水道への移動	合計	
1	亜鉛の水溶性化合物	337	3,737	0	0	4,074	2,130	0	2,130	6,204
2	アクリルアミド	0	0	0	0	0	11	0	11	11
3	アクリル酸エチル	0	0	0	0	0	210	0	210	210
4	アクリル酸及びその水溶性塩	0	0	0	0	0	2,400	0	2,400	2,400
5	アクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	アクリル酸メチル	0	0	0	0	0	50	0	50	50
9	アクリロニトリル	1,000	0	0	0	1,000	170	0	170	1,170
13	アセトニトリル	35	0	0	0	35	35,000	0	35,000	35,035
20	２－アミノエタノール	96	0	0	0	96	19,013	0	19,013	19,109
31	アンチモン及びその化合物	0	0	0	0	0	340	0	340	340
45	エタンチオール	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	Ｏ－エチル＝Ｏ－４－ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート（別名ＥＰＮ）	0	143	0	0	143	0	0	0	143
51	２－エチルヘキサン酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	エチルベンゼン	31,373	9	0	0	31,381	74,507	0	74,507	105,889
56	エチレンオキシド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	エチレンジアミン四酢酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71	塩化第二鉄	0	0	0	0	0	1,900	0	1,900	1,900
75	カドミウム及びその化合物	5	15	0	0	20	420	0	420	440
77	カルシウムシアナミド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80	キシレン	51,184	1	0	0	51,185	97,312	0	97,312	148,497
81	キノリン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
87	クロム及び三価クロム化合物	85	93	0	0	178	64,991	0	64,991	65,169
88	六価クロム化合物	0	55	0	0	55	0	0	0	55
104	クロロジフルオロメタン（別名ＨＣＦＣ－２２）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
113	２－クロロ－４，６－ビス（エチルアミノ）－１，３，５－トリアジン（別名シマジン又はＣＡＴ）	0	2	0	0	2	0	0	0	2
125	クロロベンゼン	0	0	0	0	0	1,600	0	1,600	1,600
127	クロロホルム	12,000	3,200	0	0	15,200	0	0	0	15,200
132	コバルト及びその化合物	0	3	0	0	3	2,320	0	2,320	2,323
144	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）	750	175	0	0	925	663	1	664	1,589
147	Ｎ，Ｎ－ジエチルチオカルバミン酸Ｓ－４－クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	0	11	0	0	11	0	0	0	11
149	四塩化炭素	0	1	0	0	1	0	0	0	1
150	１，４－ジオキサン	0	51	0	0	51	0	0	0	51
153	シクロヘキサー1ーエンー1，2ージカルボキシイミドメチル＝（1RS）ーシストランスー2，2ージメチルー3ー（2ーメチルプロパー1ーエニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名テトラメトリン）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
154	シクロヘキシルアミン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
157	１，２－ジクロロエタン	0	3	0	0	3	0	0	0	3
158	１，１－ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	0	14	0	0	14	0	0	0	14
159	シス－１，２－ジクロロエチレン	0	22	0	0	22	0	0	0	22
164	２，２－ジクロロ－１，１，１－トリフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ－１２３）	640	0	0	0	640	0	0	0	640
179	１，３－ジクロロプロペン（別名Ｄ－Ｄ）	0	1	0	0	1	0	0	0	1
186	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	0	20	0	0	20	0	0	0	20
207	２，６－ジ－ターシャリ－ブチル－４－クレゾール	0	5	0	0	5	0	0	0	5
210	２，２－ジブロモ－２－シアノアセトアミド	0	3	0	0	3	0	0	0	3
237	水銀及びその化合物	8	2	0	0	10	2	0	2	12
239	有機スズ化合物	0	0	0	0	0	100	0	100	100
240	スチレン	4,500	0	0	0	4,500	38	0	38	4,538
242	セレン及びその化合物	0	186	0	0	186	8	0	8	193
243	ダイオキシン類	817	2	0	1	820	19,992	0	19,992	20,811
262	テトラクロロエチレン	0	5	0	0	5	0	0	0	5
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	0	0	0	0	0	100	0	100	100
268	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	0	3	0	0	3	0	0	0	3
272	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	4	72	0	0	76	0	0	0	76
277	トリエチルアミン	3,520	9	0	0	3,529	7,000	0	7,000	10,529
279	１，１，１－トリクロロエタン	0	181	0	0	181	0	0	0	181
280	１，１，２－トリクロロエタン	0	3	0	0	3	0	0	0	3
281	トリクロロエチレン	0	5	0	0	5	0	0	0	5
296	１，２，４－トリメチルベンゼン	1,238	0	0	0	1,238	41	0	41	1,279
297	１，３，５－トリメチルベンゼン	67	0	0	0	67	37	0	37	104
300	トルエン	84,977	1	0	0	84,978	371,910	0	371,910	456,888
302	ナフタレン	200	0	0	0	200	0	0	0	200
304	鉛	40	0	0	0	40	0	0	0	40
305	鉛化合物	403	53	0	0	457	54,032	0	54,032	54,489
308	ニッケル	17	9	0	0	26	19,354	2	19,356	19,382
309	ニッケル化合物	59	41	0	0	100	3,433	22	3,455	3,555
332	砒素及びその無機化合物	8	114	0	0	122	6,800	0	6,800	6,922
333	ヒドラジン	0	0	0	0	0	1,800	0	1,800	1,800
342	ピリジン	0	0	0	0	0	1,500	0	1,500	1,500
349	フェノール	0	0	0	0	0	0	0	0	0
354	フタル酸ジ－ノルマル－ブチル	0	0	0	0	0	1	0	1	1
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	70	10,120	0	0	10,190	7,861	220	8,081	18,271
379	２－プロピン－１－オール	0	0	0	0	0	0	0	0	0
384	１－ブロモプロパン	8,600	0	0	0	8,600	0	0	0	8,600
392	ノルマル－ヘキサン	50,611	0	0	0	50,611	6,790	0	6,790	57,401
395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	0	0	0	0	0	0	0	0	0
398	ベンジル＝クロリド（別名塩化ベンジル）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	ベンゼン	4,648	5	0	0	4,653	0	0	0	4,653
405	ほう素化合物	5	67,805	0	0	67,810	8,940	12	8,952	76,762
406	ポリ塩化ビフェニル（別名ＰＣＢ）	0	1	0	0	1	9,300	0	9,300	9,301
410	ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル	13	0	0	0	13	0	0	0	13
411	ホルムアルデヒド	160	9	0	0	169	4,900	0	4,900	5,069
412	マンガン及びその化合物	228	6,837	0	0	7,066	195,344	0	195,344	202,410
415	メタクリル酸	0	0	0	0	0	490	0	490	490
420	メタクリル酸メチル	0	0	0	0	0	3,400	0	3,400	3,400
423	メチルアミン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
438	メチルナフタレン	1,168	0	0	0	1,168	0	0	0	1,168
448	メチレンビス（４，１－フェニレン）＝ジイソシアネート	0	0	0	0	0	0	0	0	0
453	モリブデン及びその化合物	3	9	0	0	12	531	0	531	543
455	モルホリン	0	9	0	0	9	0	0	0	9
全対象化学物質の合計		258,053	93,041	0	0	351,094	1,006,747	257	1,007,004	1,358,098

※排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ（ダイオキシン類を除き小数点第１位まで）の合計について小数点第１位で四捨五入し、整数表示したもの。本集計表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合がある。
資料：県環境保全課

表83　令和５年度食品中の残留農薬等検査結果

食品名	検体数	違反件数	備考
かぶ（だいこん）	6		国産
にんじん	6		国産
ほうれんそう（小松菜）	6		国産
ばれいしょ	8		国産
未成熟いんげん（未成熟えんどう）	2		国産
キャベツ	6	1	国産、規格基準違反１検体
りんご	11		国産
とうもろこし	5		国産
トマト・ミニトマト	7		国産
ピーマン（パプリカ、ししとう）	7		国産
ごぼう	5		国産
玄米	7		国産
いちご	7		国産
みかん	1		国産
合計	84	1	

資料：県保健衛生課

11　酸性雨

表84　酸性雨調査結果（年平均値）

（令和５年度）

項目 ＼ 調査地点		青森市
		県環境保健センター
年間降水量	(mm)	1,280.7
pH		5.02
電気伝導度	(μS／cm)	36.5
SO_4^{2-}	(μg／mL)	1.90
NO_3^-	(μg／mL)	1.13
C_1^-	(μg／mL)	7.55
NH_4^+	(μg／mL)	0.35
Ca^{2+}	(μg／mL)	0.31
Mg^{2+}	(μg／mL)	0.50
K^+	(μg／mL)	0.18
Na^+	(μg／mL)	4.11
nss-SO_4^{2-}	(μg／mL)	0.87
nss-Ca^{2+}	(μg／mL)	0.16

資料：県環境保全課

12　環境放射線等

表85　原子力施設環境放射線等調査結果（令和５年度）

1　原子燃料サイクル施設

⑴　空間放射線

調査対象	調査地点	単位	測定値
空間放射線量率	尾駮局ほか計５局	nGy/h	14～108
	横浜町役場局ほか計６局		13～76

資料：表85～表87　県原子力安全対策課

⑵　環境試料中の放射能

ア　大気浮遊じん中の全アルファ及び全ベータ放射能

調査地点	単位	測定値	
		全アルファ	全ベータ
尾駮局ほか計５局	mBq/m3	＊～0.14	＊～1.3

（注）＊：検出限界以下

イ　大気中の気体状ベータ放射能（クリプトン－85換算）

調査地点	単位	測定値
尾駮局ほか計５局	kBq/m3	ND

（注）ND：定量下限値未満

ウ　核種分析

調査対象		単位	セシウム−137		トリチウム		炭素−14		ストロンチウム−90		プルトニウム			ウラン		ヨウ素−129		ヨウ素−131		アメリシウム−241		キュリウム−244	
												Pu−238	Pu−239+240										
			検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値
陸上試料	大気浮遊じん	mBq/m³	20	ND	−	−	−	−	20	ND	20	ND	ND	4	ND	−	−	−	−	−	−	−	−
	大気（気体状ヨウ素）		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	260	ND	−	−	−	−
	大気（水蒸気状）		−	−	24	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	雨水	Bq/L	−	−	12	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	降下物	Bq/m²	12	ND	−	−	−	−	1	ND	1	ND	0.005	1	1.30	−	−	−	−	−	−	−	−
	河川水	mBq/L（トリチウムはBq/L）	2	ND	2	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	湖沼水		8	ND	8	ND	−	−	4	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	水道水		4	ND	4	ND	−	−	4	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	井戸水		4	ND	4	ND	−	−	4	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	河底土	Bq/kg乾	2	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	湖底土		3	ND〜8	−	−	−	−	3	ND	3	ND	0.22〜0.61	2	95, 120	−	−	−	−	3	0.13〜0.24	3	ND
	表土		3	ND	−	−	−	−	3	ND〜0.8	3	ND	ND〜0.12	3	4.6〜39	3	ND	−	−	3	ND	3	ND
	牛乳（原乳）	Bq/L	14	ND	−	−	6	13〜16	14	ND	−	−	−	6	ND	−	−	−	−	−	−	−	−
	精米	Bq/kg生	3	ND	−	−	3	85〜86	3	ND	3	ND	ND	2	ND	−	−	−	−	−	−	−	−
	キャベツ、ハクサイ		2	ND	−	−	2	3,6	2	ND, 0.07	2	ND	ND	1	ND	−	−	−	−	−	−	−	−
	ダイコン		1	ND	−	−	1	4	1	0.13	1	ND	ND	1	ND	−	−	−	−	−	−	−	−
	ナガイモ		1	ND	−	−	1	11	1	0.09	1	ND	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	牧草		4	ND	−	−	−	−	4	0.05〜0.13	4	ND	ND	4	ND	−	−	−	−	−	−	−	−
	ワカサギ		※	欠測	−	−	−	−	※	欠測	※	欠測	欠測	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	シジミ		1	ND	−	−	−	−	1	ND	1	ND	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	指標生物　松葉		2	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	0.04	−	−	−	−	−	−	−	−
海洋試料	海水	mBq/L（トリチウムはBq/L）	6	ND	6	ND	−	−	6	ND	6	ND	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	海底土	Bq/kg乾	3	ND	−	−	−	−	3	ND	3	ND	0.17〜0.40	−	−	−	−	−	−	3	0.05〜0.17	3	ND
	ヒラメ	Bq/kg生	1	ND	2	ND	−	−	1	ND	1	ND	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	コンブ		1	ND	−	−	−	−	1	ND	1	ND	0.002	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	ホタテ		1	ND	−	−	−	−	1	ND	1	ND	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	指標生物　チガイソ		1※	ND	−	−	−	−	1※	ND	1※	ND	0.004	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
計		−	99	−	62	−	13	−	78	−	52	−	−	26	−	3	−	260	−	9	−	9	−

（注）ND：定量下限値未満
※　ワカサギは不漁により欠測。チガイソは生育不良により第３四半期に採取できなかったため、検体数が２から１となった。

⑶　環境試料中のフッ素

	調査対象	単位	検体数	測定値
陸上試料	大気（気体状フッ素）	ppb	連続	ND
	大気※	μg/m^3	4	ND
	河川水	mg/L	2	ND
	湖沼水		6	0.2～0.9
	河底土	mg/kg乾	2	59,68
	湖底土		2	120,170
	牛乳（原乳）	mg/L	6	ND
	精米	mg/kg生	1	ND
	牧草		2	ND
計		－	25	－

（注）ND：定量下限値未満

・「大気※」の測定値は粒子状フッ素及び気体状のフッ素の合計

2　東通原子力発電所

⑴　空間放射線

調査対象	調査地点	単位	測定値
空間放射線量率	小田野沢局ほか計３局	nGy/h	12～62
	砂子又局ほか計２局		13～74

⑵　環境試料中の放射能

ア　大気浮遊じん中の全ベータ放射能

調査地点	単位	測定値
小田野沢局ほか計３局	Bq/m^3	0.0072～1.0

イ　核種分析

調査対象		単位	セシウム−137		ヨウ素−131		トリチウム		ストロンチウム−90		プルトニウム		
												Pu−238	Pu−239+240
			検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	測定値
陸上試料	大気浮遊じん	mBq/m³	36	ND	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	降下物	Bq/m²	12	ND	−	−	−	−	1	ND	1	ND	0.005
	河川水	mBq/L（トリチウムはBq/L）	2	ND	−	−	2	ND	−	−	−	−	−
	水道水		16	ND	−	−	16	ND	−	−	−	−	−
	井戸水		4	ND	−	−	4	ND	−	−	−	−	−
	表土	Bq/kg乾	2	4	−	−	−	−	−	−	2	ND	ND, 0.09
	精米	Bq/kg生	2	ND	−	−	−	−	2	ND	−	−	−
	バレイショ		1	ND	−	−	−	−	1	ND	−	−	−
	ダイコン		2	ND	−	−	−	−	2	ND, 0.12	−	−	−
	ハクサイ		1	ND	1	ND	−	−	1	0.05	−	−	−
	アブラナ		1	ND	1	ND	−	−	1	0.16	−	−	−
	牛乳（原乳）	Bq/L	8	ND	8	ND	−	−	8	ND	−	−	−
	牛肉	Bq/kg生	1	ND	−	−	−	−	1	ND	−	−	−
	牧草		2	ND	1	ND	−	−	−	−	−	−	−
	指標生物　松葉		2	ND	−	−	−	−	2	ND, 0.05	−	−	−
海洋試料	海水	mBq/L（トリチウムはBq/L）	6	ND	−	−	6	ND	−	−	−	−	−
	海底土	Bq/kg乾	3	ND	−	−	−	−	−	−	3	ND	0.28〜0.41
	ヒラメ	Bq/kg生	1	ND	−	−	−	−	1	ND	−	−	−
	カレイ		1	ND	−	−	−	−	1	ND	−	−	−
	ウスメバル		1	ND	−	−	−	−	1	ND	−	−	−
	コウナゴ		※	欠測	−	−	−	−	※	欠測	−	−	−
	アワビ		1	ND	−	−	−	−	1	ND	1	ND	0.005
	ホタテ		1	ND	−	−	−	−	1	ND	1	ND	ND
	コンブ		2	ND	2	ND	−	−	2	ND	2	ND	0.002, 0.003
	タコ		1	ND	−	−	−	−	1	ND	−	−	−
	指標生物　ムラサキイガイ		2	ND	−	−	−	−	2	ND	2	ND	ND
計		−	111	−	13	−	28	−	29	−	12	−	−

(注)ND：定量下限値未満
※　コウナゴは不漁により欠測。

3　リサイクル燃料備蓄センター

⑴　空間放射線

調査対象	調査地点	単位	測定値
空間放射線量率	関根局	nGy/h	16〜58

⑵　環境試料中の放射能

ア　核種分析

調査対象		単位	セシウム−137	
			検体数	測定値
陸上試料	表土	Bq/kg 乾	3	5〜7
	松葉	Bq/kg 生	2	ND
計		−	5	−

（注）ND：定量下限値未満

表86　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射線監視結果（令和５年度）

調査対象	調査地点	単位	測定値	
放出水	放出口	mBq/L	^{60}Co	－
			^{137}Cs	－
	取水口		^{60}Co	－
			^{137}Cs	－

（注）－：放出実績なし

表87　環境放射能水準調査結果

⑴　空間放射線量率測定結果

調査地点		測定値(nGy/h)
モニタリングポスト	青森市ほか計９地点	16～97

⑵　環境試料中の放射能測定結果

ア　ゲルマニウム半導体検出器による核種分析

調査対象		単位	検体数	測定値				
				セシウム−134	セシウム−137	ヨウ素−131	カリウム−40	ベリリウム−7
降下物		MBq/km^2	12	＊	＊～0.080	＊	＊～3.7	28～470
大気浮遊じん		mBq/m^2	4	＊	＊	＊	—	1.6～4.3
陸水	上水（蛇口水）	mBq/L	1	＊	＊	＊	26	—
土壌	0－5cm	Bq/kg乾土	2	＊	1.5,2.7	—	270,400	—
		MBq/km^2		＊	90,130	—	13000,24000	—
	5－20cm	Bq/kg乾土	2	＊	＊,2.8	—	260,470	—
		MBq/km^2		＊	＊,460	—	44000,78000	—
精米		Bq/kg生	1	＊	＊	＊	24	—
野菜	キャベツ	Bq/kg生	1	＊	＊	—	45	—
	ジャガイモ	Bq/kg生	1	＊	＊	—	130	—
牛乳		Bq/L	1	＊	＊	＊	52	—
海水		mBq/L	2	＊	＊	＊	12000,13000	—
海底土		Bq/kg乾土	2	＊	＊,2.5	—	312,620	—
海産生物	藻類（ワカメ）	Bq/kg生	2	＊	＊	—	200	—
	魚類（カレイ）	Bq/kg生	1	＊	0.057	—	150	—
	貝類（ムラサキイガイ）	Bq/kg生	1	＊	＊	—	33	—
	貝類（ホタテ）	Bq/kg生	1	＊	＊	—	83	—

（注）＊：検出限界以下

イ　定時降水中の全ベータ放射能測定結果

測定数	測定値（Bq/L）	降水ごとの降下量 (MBq/km^2)
121	＊～7.5	＊～32

（注）＊：検出限界以下

※表87は、原子力規制庁からの委託事業として県が実施した令和５年度「環境放射能水準調査」の成果である。

13　廃 棄 物

表88　空き缶等散乱防止重点地区

指定・施行期日	重点地区	関係市町村
平成10年７月15日指定 平成10年10月１日施行 （７地区５市町村）	十和田湖畔地区 奥入瀬渓流・青山地区 白神山地赤石地区 白神山地天狗岳登山道地区 白神山地白神岳登山道地区 白神山地暗門の滝地区 三内丸山遺跡地区	十和田市 十和田市 鰺ケ沢町 鰺ケ沢町・深浦町 深浦町 西目屋村 青森市
平成10年８月31日指定 平成10年12月１日施行 （９地区５市町村）	恐山・釜臥山地区 川内ダム地区 湯野川地区 薬研温泉・渓流地区 大間崎地区 尻屋崎地区 下風呂地区 仏ケ浦地区 脇野沢海岸地区	むつ市 むつ市 むつ市 むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村 むつ市
平成11年９月20日指定 平成11年12月１日施行 （８地区８市町）	官庁街通り地区 高野崎地区 竜飛崎地区 ベンセ湿原地区 十二湖公園・青池日暮線地区 岩木山桜林公園・並木のみち地区 十三湖中島地区 権現崎地区（令和３年７月26日指定解除）	十和田市 今別町 外ヶ浜町 つがる市 深浦町 弘前市 五所川原市 中泊町
平成23年８月１日指定 平成23年10月１日施行 （５地区４市町）	芦野公園地区 斜陽館通り・荒馬通り・メロス坂通り地区 夏泊半島地区 大沢内ため池地区 三戸城山公園地区	五所川原市 五所川原市 平内町 中泊町 三戸町

資料：県環境政策課

14　環境教育・学習

表89　環境教育・学習関連の取組一覧

（令和５年度）

名　称	概　要	担当課等
環境教育推進事業	環境教育の担い手として育成した環境教育専門員と地域のＮＰＯとの協働により、小学生を対象とした環境出前講座を実施した。 環境月間における４道県が連携した共同行動の周知時等に、こどもエコクラブのチラシを配布して参加登録を呼びかけた。	環境政策課
あおもり環境人財育成推進事業	大学によるＳＤＧｓの考え方等を取り入れた若手環境人財育成事業として、青森大学、弘前大学及び八戸工業大学において、「環境＋経済＋社会」思考に基づく地域課題解決型授業等を実施した。	環境政策課
環境月間における４道県共同の環境教育の取組	６月の環境月間に、北海道・青森県・岩手県・秋田県の４道県共同の広域的な環境教育推進の取組として、県内の図書館の協力を得て、環境関連図書の特設展示等を行った。	環境政策課
ごみ探偵団が行く！	小学生向けのごみの処理について解説した冊子を作成・配布した。	環境政策課
Let’s 生活排水対策！	生活排水対策の啓発用チラシを配布した。	環境保全課
生活排水対策講習会	今別町及び東北町において家庭でできる生活排水対策の講習会を行った。また、生活排水対策に係る県HPの作成やSNSへの動画配信による普及啓発を行った。	環境保全課
青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック	県内に生育・生息する野生生物について、絶滅のおそれのある種についてとりまとめＨＰで公開した。	自然保護課
利用指導事業	県民の森をフィールドとした自然体験活動等を実施（年27回開催）した。	自然ふれあいセンター
自然体験事業	白神山地の自然観察・野外活動等による自然体験活動（年10回開催）を実施した。	白神山地ビジターセンター
文化継承事業	白神山地の自然との共生から生まれた文化を、ネイチャースクール、ネイチャークラフト作成等を通して学ぶ機会を提供（年６回開催）した。	白神山地ビジターセンター
森林環境教育	森林内での様々な体験活動を通じて、森林の持つ多面的機能や木材利用の意義等に対する理解と関心を深めるため、緑の少幼年団等に対して森林環境教育を実施した。	林政課
農業水利施設見学会	地域の小学生を対象に、取水施設や用排水路、ポンプ場などの農業水利施設の役割やしくみなどを紹介した。	農村整備課
環境公共推進プロジェクト	環境公共の取組が本県の豊かでおいしい農林水産物の生産を下支えしていることをＰＲするため、「食」や「農」などに関する体験学習を５回開催した。	農村整備課
水産教室	小・中学生を対象に、漁業体験や学習を通じて水産業や漁場環境への関心を喚起した。	水産振興課

資料：県環境政策課

15　環境行政のあゆみ

年	国内外の取組	県	
		条例、計画等	組織編成等
1965年 (昭和40年)			・衛生部環境衛生課に公害係設置 （昭和45年公害課へ改組）
1967年 (昭和42年)	・公害対策基本法制定	・公害防止条例制定	
1972年 (昭和47年)		・現行の公害防止条例制定	・自然保護課設置
1973年 (昭和48年)		・自然環境保全条例制定	
1975年 (昭和50年)		・自然環境保全基本方針策定 ・公害防止計画策定 （以降５年毎に策定）	
1990年 (平成２年)			・原子力環境対策室設置 （現原子力安全対策課） ・環境保健センター設置
1992年 (平成４年)			・生活衛生課（現保健衛生課）内に廃棄物対策室設置 （平成９年廃棄物対策課へ改組）
1993年 (平成５年)	・環境基本法制定		
1994年 (平成６年)	・環境基本計画閣議決定		
1996年 (平成８年)		・青森県環境基本構想策定 ・青森県環境の保全及び創造に関する基本条例策定	
1997年 (平成９年)	・京都議定書採択	・青森県環境評価要綱施行 ・あおもりアジェンダ21策定	
1998年 (平成10年)	・地球温暖化対策の推進に関する法律が制定	・青森県環境計画策定	
2000年 (平成12年)	・第二次環境基本計画策定 ・循環型社会形成推進基本法及び容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の個別法施行	・青森県環境影響評価要綱廃止、青森県環境影響評価条例を施行	・環境政策課の公害担当部門と廃棄物対策課を統合し環境管理課設置 ・環境保健センター内に環境管理部設置 （平成15年青森環境管理事務所に改組） ・弘前市、八戸市及びむつ市に環境管理事務所設置
2001年 (平成13年)		・温暖化防止計画策定	・環境管理課が環境政策課へ統合
2001年 (平成13年)			・環境生活部内に県境再生対策チームを設置
2003年 (平成15年)	・循環型社会形成推進計画策定		・県境再生対策室設置 ・青森県原子力センターを六ヶ所村に設置
2005年 (平成17年)	・京都議定書目標達成計画閣議決定 ・自動車リサイクル法施行		・県境再生対策室が環境生活部へ移管
2006年 (平成18年)	・第三次環境基本計画閣議決定	・青森県循環型社会形成推進計画	・青森市の中核市移行に伴い、公害に関する法令や廃棄物処理法等に基づく事務が、青森県知事から青森市長へ移譲
2007年 (平成19年)		・第二次青森県環境計画策定	・４環境管理事務所が各地域県民局地域連携部の下部機関に移管
2008年 (平成20年)	・地球温暖化対策推進法改正		
2010年 (平成22年)		・第三次青森県環境計画策定	
2011年 (平成23年)		・温暖化対策推進計画策定 ・第２次青森県循環型社会形成推進計画策定	

年	国内外の取組	県	
		条例、計画等	組織編成等
2012年 (平成24年)	・第四次環境基本計画閣議決定		
2013年 (平成25年)	・小型家電リサイクル法施行	・第４次青森県環境計画策定 ・県境不法投棄廃棄物撤去完了	
2014年 (平成26年)			・環境保全課の新設及び県境再生対策室を同課内に設置
2015年 (平成27年)	・パリ協定採択 ・気候変動の影響への適応計画が閣議決定		
2016年 (平成28年)	・地球温暖化対策計画閣議決定	・第５次青森県環境計画策定 ・第３次青森県循環型社会形成推進計画策定	
2017年 (平成29年)			・環境管理事務所から各地域県民局環境管理部に移行
2018年 (平成30年)	・第５次環境基本計画閣議決定 ・第４次循環型社会形成推進計画閣議決定 ・気候変動適応法施行、同計画策定	・温暖化対策推進計画改定 ・青森県災害廃棄物処理計画策定	
2019年 (令和元年)	・食品ロス削減推進法施行		
2020年 (令和２年)	・2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを表明	・第６次青森県環境計画策定	
2021年 (令和３年)		・第４次青森県循環型社会形成推進計画策定（県の食品ロス削減推進計画を含む） ・青森県気候変動適応取組方針策定	
2022年 (令和４年)	・プラスチック資源循環促進法施行		
2023年 (令和５年)		・温暖化対策推進計画改定 ・青森県環境総合プラン策定	

16　環境行政のあゆみ（直近１年間）

年　　月	県　　内	全　　国
令和５．４		・Ｇ７札幌気候・エネルギー・環境大臣会合
6	・令和５年度もったいない・青森県民運動推進会議・行政部会合同会議（青森市）	
7		・新国民運動（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の愛称「デコ活」決定 ・G20環境・気候持続可能性大臣会合
9	・第42回青森県環境審議会（青森市） ・あおもりスマートムーブ集中広報（９月～10月） ・「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」の公表	・G20ニューデリー・サミット
10	・スマートムーブ通勤月間 ・「やってみよう、てまえどり！キャンペーン」実施	
12	・第43回青森県環境審議会（青森市）	・国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28） ・食品ロス削減に向けた施策パッケージ公表
令和６．１	・令和５年度青森県循環型社会形成推進功労者等表彰、もったいない・あおもり賞及びスマートムーブ通勤アワード表彰	・令和６年能登半島地震
2	・第44回青森県環境審議会（青森市）	
3	・青森県環境総合プラン策定	

17 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

（平成８年12月24日
青森県条例第43号）

目次

前文
第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　環境の保全及び創造に関する基本的施策
第一節　施策の基本方針（第九条）
第二節　環境計画（第十条）
第三節　環境の保全及び創造のための施策等（第十一条―第二十三条）
第四節　地球環境の保全の推進等（第二十四条・第二十五条）
第三章　環境の保全及び創造のための施策の推進（第二十六条―第二十九条）
附則

私たちのふるさと青森県は、本州の最北端に位置し、三方を海に囲まれ、陸奥湾を抱え込むように東に下北半島、西に津軽半島が北方に伸び、変化に富んだ美しい海岸線を擁している。また、原生的なブナ林に覆われた世界遺産である白神山地をはじめとした緑の山々、豊かな森林にはぐくまれた水を源とする多くの清流や湖沼など豊かで美しい自然に恵まれている。

四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然と私たちの先人のたゆまぬ努力は、悠久の歴史の中で特色ある北国の文化をはぐくんできた。私たちは、各地で存在する縄文の遺跡、中世及び近世の城跡、寺社及び工芸品など、そして、各地の郷土色豊かな風俗慣習、民俗芸能などに心の安らぎや郷土への誇りと愛着を感ずることができる。

私たちは、このような環境から多くの恵みを受けてきたが、資源やエネルギーの大量消費と大量の廃棄物を伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、大気、水、そして土壌の汚染をはじめとする様々な問題をもたらし、私たちの生活の安全性を脅かすとともに、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

このような状況の中、私たちは、ふるさとに残る豊かで美しい自然とそのもたらす恵沢を後世に伝えていく責務を負っている。このため、すべての県民の参加と連携により、私たちの日常生活や事業活動と環境の調和を図りながら、豊かで美しい青森県の環境の保全と創造を目指し、さらには地球的規模の環境問題への地域からの取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

２　この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

３　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条　環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これが将来の県民に継承されるよう適切に行われなければならない。

２　環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本県の地域特性を生かし、人と自然との調和が確保されるよう適切に行われなければならない。

３　環境の保全及び創造は、すべての者の参加と公平な役割分担の下に、すべての者が環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が

構築されることを旨として行われなければならない。

4　地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第五条　削除

（事業者の責務）

第六条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第七条　県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（青森県環境白書）

第八条　知事は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした青森県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第二章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節　施策の基本方針

（施策の基本方針）

第九条　県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行うものとする。

一　人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること

三　人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

四　身近な緑と水辺及び優れた景観の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、潤いと安らぎのある環境が保全され、及び創造されること。

五　環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。

六　地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

第二節　環境計画

（環境計画）

第十条　知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

2　環境計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　環境の保全及び創造に関する目標

二　環境の保全及び創造に関する施策の方向

三　環境の保全及び創造に関する配慮の指針

四　その他環境の保全及び創造に関する重要な事項

3　知事は、環境計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　知事は、環境計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、環境計画の変更について準用する。

第三節　環境の保全及び創造のための施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十一条　県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

（環境影響評価の推進）

第十二条　県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第十三条　県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

２　県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

３　前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（誘導的措置）

第十四条　県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備等）

第十五条　県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

２　県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

３　県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

４　県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

（潤いと安らぎのある環境の保全及び創造）

第十六条　県は、潤いと安らぎのある環境を保全し、及び創造するため、緑と水に親しむことのできる生活空間の整備、美しい自然景観をはじめとする優れた景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第十七条　県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用（以下「資源の循環的な利用等」という。）が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

２　県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用等に率先して努めるものとする。

（環境管理の促進）

第十八条　県は、事業者が行う環境管理（事業者が、その事業活動の実施に当たって、自主的に環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な是正の措置を講じ、並びにこれらについて客観的な監査を行う一連の取組をいう。）を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（教育及び学習の振興等）

第十九条　県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第二十条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第二十一条　県は、第十九条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

（調査の実施及び監視等の体制の整備）

第二十二条　県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

２　県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（放射性物質による大気の汚染等の防止についての配慮）

第二十三条　県は、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止について特に配慮するものとする。

第四節　地球環境の保全の推進等

（地球環境の保全の推進）

第二十四条　県は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

２　県は、国等と連携し、環境の保全に関する調査、研究、情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

（地球環境の保全に資する行動計画）

第二十五条　知事は、県、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するように行動するための計画を定め、その普及及び啓発を行うとともに、これに基づく行動が推進されるようにしなければならない。

第三章　環境の保全及び創造のための施策の推進

（国及び他の地方公共団体との協力）

第二十六条　県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（市町村への支援）

第二十七条　県は、市町村が環境の保全及び創造に関する施策を行う場合には、これを支援するよう努めるものとする。

（県民の意見の反映）

第二十八条　県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第二十九条　県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則　（抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則　（抄）

１　この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

18 環境用語の解説

【あ】

青　　潮

富栄養化した内海の表層で、増殖したプランクトンが死んで下層へ沈殿し、底層で分解される過程で酸素が消費され、酸素濃度は次第に低下する。この貧酸素状態になった底層の水塊が表層にまで上昇し、海水が青く見える現象のことを指して青潮という。赤潮同様に魚介類の大量死を発生させることがある。

赤　　潮

プランクトンの異常増殖により海水が赤く見える現象であり、有害プランクトンの発生や一時的に酸素消費量が増加することによる酸素欠乏のため、魚介類のへい死など、漁業被害を伴うことがある。

悪臭原因物

特有の臭いを発生する物質は約40万種類にも及ぶといわれているが、その代表的なものとしては、硫化水素、塩素ガス等の無機化合物のほか、脂肪酸、アミン等の窒素化合物、メチルメルカプタン等の硫黄化合物等の有機化合物がある。なお、悪臭防止法では、生活環境を損なうおそれのある22物質を特定悪臭物質として指定している。

アジェンダ21

1992年６月にブラジルで開催された地球サミットにおいて採択された「環境と開発に関するリオ宣言」を受け、21世紀に向け持続可能な開発を実現するために、各国及び各国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定するもの。大気、水、廃棄物などの具体的な問題についてのプログラムとともに、この行動を実践する主要グループの役割強化、財源などの実施手段のあり方が規定されている。

アスベスト（石綿）

保温・耐火材として用いられる蛇紋石や角閃石から採取する繊維状の鉱物。材質は軟らかく、磨耗や熱に強いため、様々に加工できる。用途はボイラーやスチーム暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、クラッチ、石油ストーブの芯など約3,000種に及ぶ。大量に吸うと肺がん等の原因になる。

アメニティ（Amenity）

「快適さ」、「感じのよさ」と訳されている。環境面では、豊かな緑、清らかな水辺、ゆとりある空間、美しい街並み、歴史的・文化的遺産などがバランスよく備わった状態をいい、人間性豊かな生活を保障し、地域の活性化を推進していく基盤ともなる。

硫黄酸化物（ＳＯｘ）

石油等の燃焼により生じる硫黄と酸素の化合物の総称。二酸化硫黄（SO_2）、三酸化硫黄（SO_3、無水硫酸）などがある。ＳＯｘは人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

閾値（いきち）

その値以下では地域住民の健康上悪い影響が起こらない値をいう。つまり、その値又はそれ以下の値であれば現在までの知見では直接又は間接の影響が観察されなかった値。

一 律 基 準

工場等が遵守すべき規制基準として、国が一律に定めた基準をいう。

一酸化炭素（ＣＯ）

無味・無臭・無色の気体で、炭などの不完全燃焼、自動車の排ガスにより発生する。一酸化炭素中毒は、血液中のヘモグロビンとの結合により酸欠をきたし、中枢神経を麻痺させるもの。

一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物（ごみ）のことで、日常生活に伴って生じる「生活系一般廃棄物」と、商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じた紙くず、食品残さ（産業廃棄物以外）等の「事業系一般廃棄物」に分類される。

移動発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類され、固定発生源には、工場等のボイラー、金属加熱炉、ガラス溶解炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉等があり、移動発生源には自動車、船舶、航空機がある。

上乗せ基準

ばい煙、汚濁物質等の排出(水)　の規制に関して、都道府県等が条例で定める基準であって、国が定める基準より厳しいものをいう。

なお、いわゆる「上乗せ」は、基準値そのものを厳しくするもののほか、規制対象施設の範囲を拡げるもの(「横出し」と呼ばれる。)等を含めて使われる場合がある。

エ　コ　活

家庭でできる環境配慮行動。家電製品の使い方の工夫等で電力や灯油などエネルギー使用量を減らすとともに、節約にもなるお得な省エネ行動などを「エコ活」と総称している。

エコドライブ

燃料消費量や二酸化炭素（CO_2）排出量を減らすことによって、地球温暖化防止につなげる自動車の使用方法。

具体的には、やさしい発進を心がけたり、加減速の少ない運転、無駄なアイドリングを止めるといった運転技術や心がけをまとめた「エコドライブ10のすすめ」がエコドライブ普及連絡会（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）によって提唱されている。また、エコドライブは、安全運転につながる効果もあるとされている。

塩化水素(ＨＣｌ)

常温では刺激臭の強い無色の気体で、空気中では水分を凝縮して白い霧となる。ガス状塩化水素は粘膜を刺激し、炎症の原因となる。

オキシダント(光化学オキシダント)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、アルデヒド、ＰＡＮ(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質の総称である。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりすることがある。

オゾン(O_3)

空気中では放電、紫外線の照射等により生じる臭気のある気体である。３ppm以上の濃度に数時間の暴露で気管支を刺激し、二酸化窒素の場合に似た毒性肺水腫を起こすおそれがある。

オゾンの大部分は成層圏に分布しており、特にオゾンが集まった層をオゾン層という。太陽光線に含まれている有害な紫外線を吸収する役目を果たしている。

オゾン層の破壊

ふっ素化合物（総称フロン）は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤に使用されている。使用後に大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に達し、太陽光により分解されるが、その際に発生する塩素原子がオゾン層を破壊することが明らかにされている。フロンと同様にオゾン層を破壊するものに消火剤用ハロン、洗浄用トリクロロエタン、四塩化炭素などがある。

汚　濁　源

上水道、工業用水道、水産資源等への被害や公共用水域の自浄機能の低下など水質に関する公害を直接又は間接に引き起こす原因となるものをいい、工場・事業場排水、生活排水、廃棄物、農薬などが挙げられる。

汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物などの汚濁物質の１日当たりの量で表され、これは都市下水や工場排水など汚濁源から排出される排出量などとその汚濁物質の濃度の積で示される。

汚　　泥

工場排水などを処理した後に残る水分を多量に含んだ泥状の物をいい、下水処理場などの排水処理から発生する腐りやすい有機物を含むものや、水道浄水場から発生する主として粘土などを含む無機物が主体となるものなどがある。

温室効果ガス

赤外線を吸収し「温室効果」をもたらす気体で、二酸化炭素(CO_2)、メタン、一酸化二窒素、フロン、代替フロンなどがある。

【か】

海岸漂着物

海岸漂着物処理促進法（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律）第２条に定義されており、海岸に漂着したごみその他の汚物または不要物をいう。

また、「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみのその他の汚物または不要物をいう。

化学的酸素要求量（ＣＯＤ）

海域や湖沼の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を、通常過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg／Lで表したものである。この数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示している。

カドミウム（Ｃｄ）

カドミウムによる環境汚染は、従来、亜鉛精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの周辺でみられ、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、腎臓障害を起こし、カルシウム不足となり骨軟症を起こす。「イタイイタイ病」の原因物質は上流の鉱山の排水及び残さに含まれていたカドミウムといわれている。

カーボン・オフセット

市民、企業、ＮＰＯ／ＮＧＯ、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

環境影響評価

開発事業の実施により公害の発生、自然環境の破壊など環境保全に重大な支障をもたらすことのないように、当該開発事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価を行うことをいう。一般に、環境アセスメントと呼ばれている。

環 境 基 準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたものであり、環境基本法第16条に規定されている。

環 境 公 共

農林水産業を支える公共事業。

本県では、「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付けて推進している。

環境放射線

人間の生活環境にある様々な放射線をいう。人が受ける放射線の量としては、宇宙線及び大地・大気・動植物等に含まれる自然放射性核種からの放射線である自然放射線が最も多く、次いでレントゲン撮影の医療放射線があり、極微量であるが過去の核実験及び原子力施設から環境に放出された人工放射性物質からの放射線である人工放射線がある。

環境放射線モニタリング

原子力施設周辺地域において空間放射線を測定したり、環境試料中の放射能を分析、測定し、施設から環境への影響を評価することをいう。本県では、この結果は青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議において評価・確認され、一般に公表されている。

環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性内分泌かく乱化学物質のことをいう。現在、4-t-オクチルフェノールやノニルフェノール（分岐型）で内分泌かく乱作用を有すると推察されている。

環境マネジメントシステム

企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続を「環境マネジメントシステム」という。また、こうした一連のシステム点検作業が「環境監査」と呼ばれている。なお、このシステムの国際規格（ＩＳＯ14001）が1996年９月１日に正式に発行され、それを受け、我が国でも同年10月20日にＪＩＳ化された。

観　測　井

地盤変動の状況及び地下水位の状態がどのようになっているかを観測するための井戸をいう。

規 制 基 準

法律又は地方公共団体の条例に基づいて設定された公害の原因となる行為の規制に関する基準であって、事業者等に直接の遵守義務が課せられるものをいう。

青森県公害防止条例では18条、33条、46条、56条、57条、58条の２にそれぞれ規定されている。

さらに具体的な規制項目及び基準値については、青森県公害防止条例施行規則に規定されている。

木の駅プロジェクト

山林に放置された未利用間伐材等を森林所有者等が集め、トラックで「木の駅」（木材の集荷場）に出荷することで、地域内の商店で買い物等に利用できる地域通貨と交換するもの。林業の再生と地域経済の活性化を同時に実現する試み。

義務型・促進型

これまで各種リサイクル法が定められているが、製造業者等、特定の者に義務を課す義務型の制度と、誰かに義務を課すのではなく、関係者が協力して自発的にリサイクルを行い、再資源化を実施する促進型の制度がある。

義務型の例としては、家電リサイクル法・自動車リサイクル法があり、促進型の制度の例としては小型家電リサイクル法がある。

逆　転　層

大気中では通常、高度が高くなるほど気温が下がるが、逆に高度の高いところに地表よりも温度の高い層ができることがあり、これを逆転層という。逆転層ができると大気にフタをしたような状態になり、逆転層の内側の大気の状態を安定させるため、地上から出たばい煙が逆転層の内側に閉じ込められた状態になり、大気の汚染がひどくなる。

嗅覚測定法

悪臭の測定方法は、嗅覚測定法と機器分析法とに大別される。機器分析法が臭気成分の分析を主目的とするのに対し、嗅覚測定法は人間の嗅覚によって臭気の質とその強さを測定することを目的として行われるものであり、三点比較式臭袋法がよく用いられる。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン購入は、環境保全型商品の市場を生み出し、製造者側に環境保全型商品の開発・供給のインセンティブを与えることになり、持続可能な社会経済システムにおいて極めて重要な鍵を握っている。平成８年４月には、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等による「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発等が行われている。

平成12年５月にはグリーン購入の促進を目的に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、いわゆるグリーン購入法が制定され、国についてはグリーン購入の義務づけ、地方公共団体に対しては努力義務が課せられた。また、事業者や国民に対してもグリーン購入を求めている。

グレイ（Ｇｙ）

空間放射線の量を表す単位で、空気１kgが吸収する放射線のエネルギーとして定義される。

クローズド・システム

工場の生産工程等から出る排出物を有効に再利用し、有害物質の排出防止のための処理工程を組み込んで、使えるものはできるだけ再利用し、最後は完全に無害化して外部へ排出するシステムをいう。

健 康 項 目

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいい、公共用水域は27項目、地下水は28項目で次のとおりである。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）※、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
※は地下水のみ

建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られるすべての物品であり、その種類としては、工事現場外に搬出される建設発生土（※）、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず又はこれらのものが混合した建設混合廃棄物などがある。
※建設発生土は、建設工事から搬出される土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。

公害防止管理者

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者をいう。特定事業者はばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設等の区分ごとに、それぞれ異なる種類の公害防止管理者を選任しなければならない。

公害防止協定

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、公害防止のために必要な措置を取り決める協定のことをいう。公害規制法を補完し、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施するのに適するため、法律や条例の規制と並ぶ有力な公害防止対策上の手段として広く利用されている。

降下ばいじん

大気中の汚染物質のうち雨水とともに、あるいは単独の形で地上に降下する物質の総称。

公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」をいう。ただし、「下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続している公共下水道は除く。」とされている。

コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40％程度で、残りは排熱として失われるが、コージェネレーションシステムでは最大80％まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビル、病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。

【さ】

産業廃棄物

事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等、廃棄物処理法第２条第４項に規定する20種類の廃棄物のこと。

最 終 処 分

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分または海洋投入処分（一般廃棄物を除く。）される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、一般廃棄物及び産業廃棄物を処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物処分場には、安定型（ガラスくず等）、遮断型（有害な産業廃棄物）、管理型（前述以外の産業廃棄物）がある。

酸　性　雨

工場、事業場から排出されるばい煙、自動車の排出ガス中に含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で化学変化を起こし酸性物質となったものが、雲や降水に取り込まれることによって生ずるｐＨ5.6以下の雨をいう。

時間帯補正等価騒音レベル（Ｌden）

等価騒音レベルを基本とした指標の一つ。夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した１日の時間帯補正等価騒音レベルであり、単位はデシベルである。平成25年３月までは、加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）が航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられていた。

次世代自動車

電気自動車など、その運行に伴って排出ガスを排出しない自動車、又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車のことをいう。

具体的には、電気自動車、ハイブリット自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車がある。

自 然 圧 密

堆積年代の新しい沖積層や盛土部分で生じる沈下現象。土自体の重さにより、地盤が自然に沈降すること。

自然環境保全地域

高山性植物、すぐれた天然林などの中で、自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な地域を自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定する地域をいう。

浄　化　槽

し尿及び生活雑排水を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。

振動レベル

振動の加速度をｄＢ（デシベル）で表した公害用振動レベル計に人間の振動感覚に似せた回路を使って測った値をいう。単位はデシベル（ｄＢ）を用いる。

水 質 基 準

一般に水質を保全するための基準としては、公共用水域自体の水質が人の健康の保護及び生活環境保全のために維持されることが望ましい基準として定められる環境基準と、工場又は事業場などから公共用水域に排出される水の水質許容限度として定められる排水基準の二つがある。水質基準としては、まず、水域自体の利用目的等による環

境基準が定められ、この基準を達成するためのものとして排水基準が定められる。

水　準　点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定する場合には、これを用いる。

スマートムーブ（エコで賢い移動）

国民運動COOL CHOICEが推進する取組の一つ。「移動」のために発生するCO_2排出量の削減のため、「公共交通機関を積極的に利用する」「徒歩・自転車による移動を見直す」「エコドライブを実践する」など、場面や状況に応じてエコで賢く移動することを呼びかける取組。

３Ｒ（スリーアール）

リデュース(Reduce：発生抑制)、リユース(Reuse：再使用)、リサイクル(Recycle：再生利用)の３つの頭文字Ｒをとったもので、1980年代中頃にアメリカで使用されたのが始まりとされている。このほか、この３Ｒに、リカバー(Recover：回収)を加えた４Ｒ、リフューズ(Refuse：ごみになるものを受け取らない、発生源を絶つ)を加えた４Ｒ、リペア(Repair：修理、修繕)を加えた４Ｒを主張する考え方もある。循環型社会形成推進基本法では、３Ｒを基本としている。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして環境基準値が定められた項目で、ｐＨ、ＤＯ、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、大腸菌数などがある。

排水基準については、項目別に定められているが、環境基準については、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的に適応した類型によって基準が定められている。

生活雑排水

各家庭から排出される排水(生活排水)には、台所、洗濯、風呂などからの排水と、便所からの排水とがあり、このうち便所からの排水を除いた排水を生活雑排水という。生活雑排水は、下水道や浄化槽に接続している家庭では、し尿を含んだ水とともに処理されるが、そのほかの家庭では大部分が未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の汚濁要因の一つとなっている。

生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に分解されるときに消費される酸素の量をいい、単位はmg/Lで表示される。ＢＯＤ値の高い水は生物的に分解されやすい有機物が多く含まれていることを示している。

ゼロ・エミッション

廃棄物や熱の自然界への排出(エミッション)をゼロにすること。具体的には、一産業・社会部門における廃棄物・熱を極力その中で再利用するとともに、他部門での活用を含め、全体として廃棄物等をなくすことをいう。

国連大学や国際機関が中心となり提唱・研究されており、完全循環型社会の構築を目指している。

騒音レベル

騒音計で測定した騒音の指示値を騒音レベルといい、単位はホンを用いていたが、平成５年11月からデシベルに変更された。

総水銀（Ｔ－Ｈｇ）

水銀による汚染状況を示す測定値の名称。水銀は、神経系を侵し、手足のふるえを起こしたり、言語障害、食欲不振、聴力や視力の減退をもたらす。水銀化合物のメチル水銀が「水俣病」の原因物質であることが知られている。

総 量 規 制

一定の地域内の汚染(濁)物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染(濁)物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。個々の発生源に対する従来の規制のみでは、地域全体として、健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式がとられている。

【た】

炭化水素（ＨＣ）

塗装・印刷工場・重油等の貯蔵タンク・自動車等から主に発生し、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

ダイオキシン類

有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン（ＰＣＤＤ、75種類）とポリ塩化ジベンゾフラン（ＰＣＤＦ、135種類）の総称で、主として物の燃焼に伴い非意図的に生成される。

平成11年７月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法ではＰＣＤＤ及びＰＣＤＦにダイオキシン類と同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーＰＣＢ)と呼ばれる物質群を含めて、「ダイオキシン類」と定義された。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然環境等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方である。

地 域 通 貨

日本円やドルのような「法定通貨」ではなく、団体や個人などによって独自に発行され、特定の地域やコミュニティの中で限定的に流通するお金（価値）の総称。

窒素酸化物（NO_x）

NO、NO_2、N_2O、N_2O_3、N_2O_5などがある。主として、重油、ガソリン、石油などの燃焼により発生するほか、化学工場などからも発生する。大気汚染物質として問題となるのはNO、NO_2である。燃焼によって直接発生するのはNOで、大気中でNOが酸化されることによってNO_2になる。

NO_xは光化学スモッグの発生原因となるほか、人体の中枢神経系へ影響を及ぼし、呼吸気道、肺等に障害を与える。

中　央　値

統計学用語で、中位数ともいう。多数個の測定値の中央値とは、その数値を大きい順に並べた場合の中央に位置する数値をいう。

中 間 処 理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、繁殖を図るために必要があると認めたとき、環境大臣又は都道府県知事が設定した区域をいう。この区域ではすべての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の生息及び繁殖のために必要な保護施設等を設けている。特に鳥獣の保護繁殖を図る必要がある地域を特別保護地区に指定して、開発行為や工作物の設置など鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を規制している。

デポジット制度

飲料等を販売する際に、預かり金（デポジット）を料金に上乗せし、消費者が小売店等にビールびん等の商品容器を返却した場合に預かり金を払い戻す制度。消費者に経済負担を負わせることによって、空き缶や空き瓶の散乱を防止し、ごみの減量とリサイクルを進めることを目的としている。

テレメータ

無線又は有線回線を用いて遠隔地の測定局と中央監視局を結び、測定局のデータを中央監視局で一元的に収集処理するもので、コンピュータと通信回線を組み合わせてシステム化されている。大気汚染や水質汚濁の状況、環境放射線の監視などに用いられる。

電気伝導度（EC）

液体中での電気の流れやすさを示す指標であり、単位はμS/cmで表す。水は様々な物質を溶かす性質があるが、一般的に物質が溶け込むと電気が流れやすくなり、電気伝導度の値が大きくなる。

雨水の電気伝導度の値は、電流を流す役割をするイオン成分の量で変動し、汚染度の目安となるものである。

等価騒音レベル（LAeq）

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して時間平均したもの。国際的にも騒音の評価値として広く使われ、騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能であり、平成11年４月施行の騒音に係る新しい環境基準に採用されている。単位は、ｄＢ（デシベル）が用いられる。

特定家庭用機器

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の仕組みによりリサイクルを進めることが適当なものとして政令で指定したもの。現在は①エアコン、②ブラウン管テレビ及び液晶・プラズマテレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機、の４品目。

特定事業場

水質汚濁防止法では、汚水又は廃液を排出する施設のうち一定の要件を備える施設を特定施設として定めており、この特定施設を設置する工場、事業場を特定事業場という。

特定対象品目

小型家電リサイクル法（使用済小型家電機器等の再資源化の促進に関する法律）の対象品目のうち、資源性や分別しやすさの観点から特にリサイクルすべきものとして国が指定したもの。

消費者又は市町村が認定事業者に無償で引き渡し、可能な品目群を試算した結果を踏まえ、消費者へのわかりやすさを勘案して指定している。

対象品目（28分類：携帯電話端末、デジタルカメラ、

ビデオカメラ、電子レンジ、電気掃除機、ジャー・炊飯器など)

特定対象品目（16種類：携帯電話端末、電話機、ラジオ、デジタルカメラ、映像用機器、音響機器、電子辞書、ゲーム機など)

特定ハロン

ハロンとは炭素、ふっ素、臭素等の化合物であり、化学的に安定、無色透明、不燃性、毒性がない等の性質を有する。特定ハロンとは、ハロン1211、1301、2402の３種類のハロンを指し、既に生産が全廃されている。

特定フロン

1985年３月に、「オゾン層の保護に関するウィーン条約」が採択され、同条約に基づいて「モントリオール議定書」が1987年９月に採択された。この議定書で規制の対象となったフロン11、フロン12、フロン113、フロン114、フロン115を特定フロンといい、1995年末に生産が全廃された。

トリクロロエチレン

有機塩素系化合物で、クロロホルム臭のある無色透明の液体で揮発性を有し、不燃性である。水に溶けにくく、エーテル、エタノール等の有機溶剤に溶ける。金属、機械部品等の脱脂・洗浄剤、一般溶剤として用いられ、目、鼻、のどを刺激し、繰り返し皮膚に接触すると皮膚炎を起こす。また、蒸気を吸入すると、めまい、頭痛、吐き気、貧血、肝臓障害等を起こす。

【な】

鉛（Ｐｂ）

鉛による中毒症状としては、骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等を起こし、強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが、粉じんとして吸入し、あるいは経口的に摂取するおそれがある。

75　％　値

ｎ個の日間平均値を小さい方から並べたとき、0.75×ｎ番目(小数点以下切上げ)にくる数値で、ＢＯＤ、ＣＯＤの環境基準達成の判定に用いる。

二次的自然環境

二次林、二次草原、農耕地など、人と自然の長期にわたる関わりの中で形成されてきた自然環境。原生的自然に人為等が加わって生じた二次的なものの意。

二　次　林

その土地に本来あった森林が、台風や噴火などの自然災害や伐採などによって失われ、その後に自然に再生した森林。

日平均値の２％除外値

年間にわたる日平均値の高い方から２％の範囲にあるものを除いた次の日の平均値である。

例：有効測定日数365日の２％＝7.3日≒７日間を除外し、８番目に高い日平均値を２％除外値とする。同様に98％値とは、年間にわたる日平均値（ｎ個）のうち低い方から0.98×ｎ番目にくる数値を示す。

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

ノルマル立方メートル毎時（m^3N/h）

温度が零度、圧力が１気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位である。

【は】

ば　い　煙

大気汚染防止法等において、次のとおり定められている。

ア　燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物

イ　燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ウ　物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物（これらを総合して有害物質という。）

廃　棄　物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの」をいい、放射性物質及びこれによって汚染された物並びに気体状の排出物を除くすべての汚物が含まれる。

なお、「特別管理一般（産業）廃棄物」とは、一般（産業）廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいう。

排出基準

大気汚染防止法において、工場などに設置されるばい煙発生施設で発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。現在、排出基準の設定されている大気汚染物質として硫黄酸化物、ばいじん及び政令で指定されている有害物質(窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物)がある。

ばいじん

石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するすす等の未燃焼物をいい、このうち大気中に排出されたあと、重くて地上に降りてくるものを降下ばいじんという。

ビオトープ(Bio Top)

ドイツ語でBio(生物)、Top(場所)を意味する。学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。

光　　害

光害は、ネオンや街灯の光によって、夜間、星がよく見えなくなるなどの影響が出ることであり、大気汚染や水質汚濁といった典型７公害とは異なり、人の健康に影響が出たり、必ずしも不快感をもたらすものではない。

しかし、夜間の人工光は道路・航路などの安全確保や都市機能を維持する上で不可欠であるが、必要以上の照明はエネルギーを浪費するだけでなく、天体観測を困難にするものであり、また、夜間の過剰な照明による動植物の生態系の変化などの影響が懸念される。

微小粒子状物質(ＰＭ2.5)

空気中を漂う直径2.5μｍ(マイクロメートル、１μｍは１㎜の1000分の１)以下の粒子状物質で、吸い込むと肺がんや循環器疾患の原因となると言われている。自動車や工場の排ガス中の化学物質の他、自然由来の火山灰や黄砂にも含まれ、大気中の光化学反応により二次的に生成される場合もある。

砒素(Ａｓ)

鶏冠石、石黄等に硫化物として含まれている。砒酸鉛、三酸化砒素などは殺虫剤として農薬に用いられている。

非メタン炭化水素(ＮＭＨＣ)

各種の炭化水素のうち、光化学反応性に乏しいメタンを除いたものをいい、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす。非メタン炭化水素の発生源は、自動車排ガス、塗装・洗浄工場からの放出、石油タンクやガソリンスタンドからの揮発である。

富栄養化

富栄養化とは、水の出入りの少ない湖沼、内海等に植物が生育する上で必要とする栄養物質(代表的なものとして窒素、りん)が流入し、プランクトンや藻類が異常に増加し、水質が悪化する現象をいう。その結果として、特に湖沼においては、アオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、生息動物がへい死したり、飲料水として使用するためには多額の経費を必要とするなど、障害となる場合がある。

フッ素(Ｆ)

腐食性に富み、極めて有毒である。低濃度でも植物被害が現れる。アルミニウム製造業、鉄鋼業、りん酸肥料製造業の工場から発生する。

浮遊物質(ＳＳ)

水に溶けない懸濁性の物質をいい、単位はmg/Ｌで表示される。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

浮遊粉じん(Dust又はＳＰＭ)

大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、物の破砕、選別、土砂の巻上げ、燃料の燃焼過程等で発生する。このうち粒径10μｍ以下のものを浮遊粒子状物質(ＳＰＭ)と呼び、環境基準が定められている。

フロンガス

フロンガスとは、フッ化炭化水素化合物の日本での通称である。無色・無臭の気体又は液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性も低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒や断熱材の発泡に用いられている。しかし、塩素を含むフロンは、大気中に放出されることによりオゾン層の破壊を引き起こすとして、1987年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定された。

閉鎖性水域

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいう。汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。

ベクレル(Ｂｑ)

放射能の強さを表す単位で、単位時間(１秒間)内に原子核が壊変する数を表す。

ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）

（ベンゼンの２量体であるビフェニルに１個以上の塩素が置換した化合物。一般式$C_{12}H_{10-n}Cl_n$）

化学的に安定な主に油状の物質で、絶縁性に優れ、絶縁油、熱媒体、可塑剤などに広く使用されたが、毒性、化学的安定性による人体への蓄積等のため、昭和47年以降、その製造が行われていない。

【ま】

マニフェスト制度

産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を防ぐため、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合、種類や数量を明記した「管理票」を添付し、処理の委託を受けた業者が廃棄物の適正処理と報告を行うことを義務づけた制度である。平成２年３月に導入され、平成９年６月の廃棄物処理法改正に伴い、平成10年12月からすべての産業廃棄物について添付が義務化されている。

面的評価

平成10年９月に騒音に係る環境基準が改正され、騒音レベルの指標が等価騒音レベルに変更されるとともに、道路に面する地域の環境基準達成状況の評価方法は、当該地域内のすべての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び割合を把握することにより評価する、いわゆる「面的」な評価へと変更になっている。

木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)を表し、化石燃料を除く再生可能な生物由来の有機性資源をいう。その中で、木材からなるバイオマスを「木質バイオマス」と呼ぶ。

木質バイオマスには、主に樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する端材やおが屑などのほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などの種類がある。

【や】

溶存酸素量（ＤＯ）

水中に溶けている酸素量のことをいい、単位はmg/Ｌで表示される。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となる。

横出し規制

国の公害関係法により規制対象となっている工場もしくは事業場又は項目以外の工場もしくは事業場又は項目について地方公共団体が条例により規制を行うことをいう。

【ら】

ライフサイクルアセスメント（ＬＣＡ）

製品の環境負荷を、原料調達段階から生産・消費・使用・廃棄に至る各段階ごとに分析し、評価する方法である。製品が環境に与える負荷の改善を目的とする。

硫酸ミスト

亜硫酸ガス（SO_2）が空気中の水分に溶けると亜硫酸になるが、大気中にオキシダントがあると酸化されて硫酸になる。これが大気中で霧状に存在するものを硫酸ミストという。

類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示されている。

これに基づき、都道府県において、水質汚濁に関しては現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な地域を当てはめ、指定することをいう。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集である。

1966年にＩＵＣＮ（国際自然保護連合）が刊行したのが最初であり、わが国では、当時の環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を刊行し、近年は各地方自治体においても作成されてきている。

【アルファベット】

Ｊ－クレジット

Ｊ－クレジット制度に基づき国が認証した、省エネルギー設備の導入や森林経営などの取組による二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減・吸収量のこと。

Ｊ－クレジット制度は、「国内クレジット制度」と「オフセット・クレジット（Ｊ－ＶＥＲ）制度」が発展的に統合した制度で、国（経済産業省、環境省、農林水産省）により運営されている。Ｊ－クレジットは、日本経済団体連合会の低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できる。

Ｋ値(規制)

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物の排出許容量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。Ｋ値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置される地域ほど規則が厳しく、その値も小さい。

ＭＰＮ(Most Probable Number)

「最確数」の意味。環境基準に設定されている大腸菌群数の測定方法として定められている最確数法を行う際に用いられる。この方法を用いて測定した大腸菌群数については、ＭＰＮ/100mLと表記する。

ＮＤ(Not Detected)

「検出されず」の意味。ＪＩＳ規格の方法により測定を行った場合に、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

pg-TEQ

pg(ピコグラム)は１兆分の１グラム(10－12ｇ)を表す単位。ＴＥＱ(毒性等量)は、毒性の強さが異なるダイオキシン類の毒性の強さを表す方法として、濃度に毒性等価係数(ＴＥＦ)を乗じて換算した数値。

ppm(parts per million)

百万分の一という意味の濃度を表す単位で、亜硫酸ガス１ppmとは、１m^3の空気中に亜硫酸ガスが１cm^3混入している状態をいう。

ＰＲＴＲ制度

化学物質の管理システム。PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、届け出たものを集計して公表・開示する仕組み。

ＳＤＧｓ (Sustainable Development Goals)

「持続可能な開発目標」の意味。2015年９月に国連で採択された、先進国を含む国際社会全体の2030年までの開発目標のことをいう。

環 境 白 書（令和６年版）

令和６年12月発行

編集・発行　青森県環境エネルギー部環境政策課

〒030-8570　青森市長島一丁目１番１号

TEL（代表）017－722－1111

（直通）017－734－9241

リサイクル適性 Ⓐ　この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。　VEGETABLE OIL INK （マーク）植物性インキを使用
この印刷物は 450 部作成し、印刷経費は1部当たり 427.9円です。